

平成29年
11 月

宮崎県定例県議会会議録

平成29年11月27日開会

平成29年12月13日閉会

平成29年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月27日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
松村悟郎議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第29号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月28日（火曜日）	
休 会	
至11月29日（水曜日）	
11月30日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 議案第30号から第32号まで追加上程 -----	12
1. 知事提案理由説明 -----	12
1. 一般質問 -----	12
星原 透議員質問 -----	12
・知事の政治姿勢について	
・国際交流について	
高橋 透議員質問 -----	25
・知事の政治姿勢について	
・ひきこもり支援対策について	
・観光立県と地域活性化について	
・農林水産業の振興について	
・国道220号の防災対策について	
・教師の人間力について	
前屋敷恵美議員質問 -----	37
・知事の政治姿勢について	
・種子法廃止による影響と対策について	
・公営住宅入居における保証人要件について	

・宮崎市赤江・蠣原川河川整備について	
後藤哲朗議員質問 -----	48
・知事の政治姿勢について	
・文化の振興について	
・地域福祉の推進について	
・林業の振興について	
・観光の振興について	
・世界農業遺産について	
・水産業の振興について	
・台風18号で被災を受けた北川の防災対策について	
・学校図書館への新聞配備について	
12月1日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	65
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	65
1. 一般質問 -----	66
西村 賢議員質問 -----	66
・過疎地域の抱える諸課題と振興策について	
・受動喫煙対策について	
・日向岬の天然記念物指定について	
・本県産オリーブ栽培について	
・宮崎牛の台湾戦略について	
・福祉課題について	
井上紀代子議員質問 -----	77
・総合交通問題について	
・農政問題について	
・観光問題について	
・福祉問題について	
・河川・道路問題について	
・教育問題について	
野崎幸士議員質問 -----	90
・知事の政治姿勢について	
・介護人材不足について	
・国民体育大会に向けた競技力向上について	
・東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた食材提供について	
二見康之議員質問 -----	103

- ・知事の政治姿勢について
- ・J R 吉都線の利活用について
- ・産業人材育成・確保について
- ・中山間地域政策について
- ・宮崎牛のブランディングについて
- ・後方支援拠点について
- ・交通安全対策について

自12月2日（土曜日）

至12月3日（日曜日） 休 会

12月4日（月曜日）

1. 出席議員 -----	119
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	119
1. 一般質問 -----	120
有岡浩一議員質問 -----	120
・国体施設整備について	
・大規模災害対策について	
・エコクリーンプラザみやざき問題について	
・障がい者スポーツについて	
・鮮度保持システムについて	
・人材育成とキャリア権について	
・道路交通法第38条について	
日高博之議員質問 -----	131
・長距離フェリー航路の維持について	
・働き方改革について	
・畜産行政について	
・国道327号の整備について	
・第141回九州地区高校野球大会の総括について	
・分野横断的な課題への対応について	
・東京事務所について	
・スポーツ観光行政について	
・県所有のタグボートの整備方針について	
濱砂 守議員質問 -----	145
・西都原の世界文化遺産登録について	
・人口減少と労働力状況について	
・農林業問題について	

- ・ 2018大河ドラマ「西郷どん」について
- ・ 障がい者支援について
- ・ 子供の貧困について
- ・ 地方消費税配分基準の見直しについて
- ・ 地域振興について
- ・ 国道219号の改良促進について
- ・ 信号機の設置状況について

丸山裕次郎議員質問 ----- 156

- ・ 新燃岳噴火対策について
- ・ 防災対策について
- ・ 国際交流について
- ・ ゴルフ振興について
- ・ 医療計画について
- ・ 土地行政について
- ・ 里芋日本一奪還について
- ・ 地球温暖化に適応した農業について
- ・ 養豚振興について
- ・ 交通安全対策について

12月5日（火曜日）

1. 出席議員	-----	173
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	173
1. 一般質問	-----	174

武田浩一議員質問 ----- 174

- ・ 地方創生について
- ・ 災害対策について
- ・ 産業振興について

太田清海議員質問 ----- 186

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 庁舎の有効利用について
- ・ JRのワンマン化について
- ・ 自殺対策について
- ・ 道徳教育について
- ・ 県営住宅の設備について
- ・ 河川管理について
- ・ スポーツの振興について

<ul style="list-style-type: none"> ・ L G B Tについて ・ 教員の負担軽減について ・ 県立体育館の整備について 	
岩切達哉議員質問	197
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 福祉行政について ・ 教育行政について ・ 商工観光行政について ・ 災害対応について ・ 県立宮崎病院改築について ・ 卸売市場法改正について 	
田口雄二議員質問	210
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 医療福祉行政について ・ 商工観光行政について ・ 県土整備行政について ・ 教育行政について 	
12月6日（水曜日）	
1. 出席議員	227
1. 地方自治法第121条による出席者	227
1. 一般質問	228
新見昌安議員質問	228
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心感あふれる宮崎づくりについて ・ 魅力ある観光地づくりについて ・ ひなたG I Sと情報発信について ・ 高齢者を守る取り組みについて ・ 教育問題について ・ 交通事故の未然防止について 	
日高陽一議員質問	241
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業行政について ・ 福祉保健行政について ・ 教育行政について ・ 総合交通行政について ・ 商工観光行政について ・ 県土整備行政について 	

中野一則議員質問 -----	253
・ 防災対策について	
・ 農業政策について	
・ 雇用確保対策について	
・ 記紀編さん1300年記念事業—歴史・伝統・文化・芸術について	
1. 議案第26号から第29号まで採決 -----	264
1. 議案第1号から第25号まで及び議案第30号から第32号まで委員会付託 -----	265
自12月7日（木曜日）	
至12月8日（金曜日）	常任委員会
自12月9日（土曜日）	
至12月10日（日曜日）	休 会
12月11日（月曜日）	特別委員会
12月12日（火曜日）	休 会
12月13日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	269
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	269
1. 常任委員長審査結果報告 -----	270
二見康之総務政策常任委員長 -----	270
右松隆央厚生常任委員長 -----	271
渡辺 創商工建設常任委員長 -----	273
後藤哲朗環境農林水産常任委員長 -----	274
新見昌安文教警察企業常任委員長 -----	276
1. 討 論 -----	277
来住一人議員 -----	277
前屋敷恵美議員 -----	279
1. 議案第4号、第24号及び第32号採決 -----	279
1. 議案第1号から第3号まで、第5号から第23号まで、第25号、第30号及び 第31号採決 -----	280
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	280
1. 議員発議案送付の通知 -----	280
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決 -----	281
1. 議員派遣の件 -----	281
1. 閉 会 -----	281
<hr/>	
1. 資 料 -----	283

平成29年11月定例県議会日程	285
議案送付文書	286
一般質問時間割	288
議案・請願委員会審査結果表	290
閉会中の継続審査・調査申出一覧	292
1. 議案議決件名一覧表	293
1. 議員発議案等	297
宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	299
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置及び子ども医療 に関わる全国一律の制度創設に関する意見書	301
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及びC型肝炎患者の救済の延 長を求める意見書	302
生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する制度の見直しを求める意見書	303
労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書	304
議員派遣（平成29年度九州各県議会議員交流セミナー）	305
1. 請願一覧表	307
1. 議事経過	311

11月27日（月）

平成 29 年 11 月 27 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (37 名)

1 番	武 田 浩 一	(自由民主党くしま)
2 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
3 番	重 松 幸 次 郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
6 番	岩 切 達 哉	(同)
7 番	後 藤 哲 朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右 松 隆 央	(同)
9 番	二 見 康 之	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	井 本 英 雄	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	郷 治 知 道
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議長挨拶

○蓬原正三議長 開会前に一言申し上げます。

本日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催させていただきます。この取り組みは、平成24年から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しております。県議会としましても、「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成29年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、星原透議員、渡辺創議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月20日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成29年11月定例県議会の会期日程等について協議を行いました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計29件、その内訳は、補正予算1件、条例4件、予算・条例以外24件であります。このほか1件の報告があります。また、さらに給与関係

の議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から12月13日までの17日間とすることに決定いたしました。

会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月30日から5日間の日程で一般質問を行い、一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会に付託を行います。

12月7日から2日間の日程で各常任委員会を開催していただき、13日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第29号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第29号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成29年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

11月定例県議会の恒例となりましたが、本日は、県議会の御発案による取り組みといたしまして、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げるために、古代衣装を身にまとっての本会議となりました。改めまして、「神話の源流みやざき」を県内外へ発信していく上で、このような大変貴重な機会を設けていただいたことに対しまして、蓬原議長を初め、県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

日本書紀編さん1300年を迎える3年後は、本県におきまして、記紀編さん1300年記念事業の集大成として、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」をキャッチフレーズに、国民文化祭が開催されます。今後とも、このような機会を捉えつつ、本県ならではの魅力の発信に努めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の

御説明に先立ち、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、国民体育大会宮崎県準備委員会の設立についてであります。

2巡目国体となる第81回国民体育大会の諸準備に万全を期すため、10月30日に宮崎県準備委員会を設立し、第1回総会を開催いたしました。県議会議員の皆様には、御多忙の中、本委員会の委員として御出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

9年後の大会では、2万人を超える選手・監督を初め、数十万人の来県者が見込まれることから、国体の開催が、宮崎の神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を発信する絶好の機会であると同時に、県民一人一人がスポーツを通じた健康増進や生きがいくりに取り組み、豊かなスポーツ文化を享受できる社会づくりに寄与するものと考えております。

今後、総会で決定した基本方針であります「県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会」を目指し、市町村や関係機関・団体と一体となって、大会の成功に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

2点目は、航空ネットワークの充実についてであります。

県では、県民の利便性向上や本県経済の活性化を目的に、航空ネットワークの充実に向けた取り組みを行っているところでありますが、本年度に入り、さまざまな動きが見られております。

まず、国内線につきましては、本県初となる成田線が12月から就航することとなりました。また、国際線につきましても、ソウル線が冬期

において昨年度を上回る週5便に増便されるほか、来年3月には台北線も週3便に増便されることとなりました。これらにより、県民の海外へのアクセス向上はもとより、首都圏や海外からの観光客の増加も大いに期待され、より一層の交流拡大が図られるものと考えております。

今後とも、航空会社への要望活動や、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進に取り組み、引き続き、県議会の皆様のご理解、御協力もいただきながら、航空ネットワークのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計1億9,635万8,000円であります。この結果、一般会計歳入歳出予算規模は5,879億2,242万6,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金6,363万3,000円、繰入金1億1,672万5,000円、諸収入250万円、県債1,350万円であります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明します。

まず、「長距離フェリー再生連携推進事業」につきましては、農畜産物を初めとする県産品の消費地への輸送手段及び観光客の移動手段として重要な役割を担う、本県と関西地区を結ぶ長距離フェリー航路を長期的かつ安定的に維持するため、同航路の運航を新たに担う新会社に対し、地元経済界等と連携して出資を行うものであります。

次に、「「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業」につきましては、冬期に増便となるソウル線の安定化を図るとともに、新規路線

となる成田線の円滑な就航のため、運航する航空会社に対して支援を行うものであります。

次に、「医療施設近代化施設整備事業」につきましては、地域医療の確保を図るため、老朽化した民間の医療施設の再編・整備を支援するものであります。

次に、「「スポーツランドみやぎ」を生かしたまちづくり事業」につきましては、スポーツ観光に係るマーケティング調査を実施するとともに、本県におけるプロ野球キャンプの先駆けとなりました読売巨人軍キャンプの60周年記念イベントを支援し、「スポーツランドみやぎ」のさらなる展開を図るものであります。

最後に、「中山間地域所得向上支援事業」につきましては、中山間地域の農業者等の所得向上を図るため、鳥獣侵入防止柵の整備を支援するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化等を行うため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第3号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例」は、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度から国民健康保険の財政運営を

都道府県が担うことに関して、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第5号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、公営住宅法等の一部改正に伴い、収入の申告をすること等が困難な事情にある県営住宅の入居者に係る家賃の算定方法を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号から第8号までは、宮崎県防災拠点庁舎建設に係る主体工事、電気工事及び空調工事の請負契約の締結について、議案第9号及び第10号は、防災・安全社会資本整備交付金事業主要地方道高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号から第24号までは、宮崎県男女共同参画センターなど100の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第25号は、平成30年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第26号は、教育委員会委員東秀一氏が平成29年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として松田聖氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第27号から第29号までは、収用委員会委員2名及び予備委員1名の任命についてであります。

議案第27号は、収用委員会委員梅田菜保子氏が平成29年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく梅田菜保子氏を、議案第28号は、収用委員会委員沼田憲明氏が平成29年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として収用委員会予備委員高島俊一氏を、議案第29号は、収用委員会予備委員高島俊一氏の後任予備委員として岡田英治氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす28日から29日までは、議案調査のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時14分散会

11月30日（木）

平成 29 年 11 月 30 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

36 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	原田 幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 議案第30号から第32号まで追加上程

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第30号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第30号から第32号までの各号議案を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案は、先般の県人事委員会の勧告及び国の特別職の給与改定の状況等を踏まえ、一般職及び特別職の給与改定を行うための関係条例の一部改正案であります。

まず、議案第30号及び第31号は、県職員及び市町村立学校職員の給料及び勤勉手当等を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第32号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、星原透議員。

○星原透議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。11月議会の一般質問の初日のトップバッター、3年ぶりの質問であります。知事初め関係部長、教育長には、明快で前向きな答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

河野県政2期目の任期も、残すところあと1年余りとなりました。これまでを簡単に振り返ってみますと、河野知事は、平成22年12月に行われた知事選挙において約29万票を集めて初当選され、第53代知事として県政運営を担われることとなりました。その年の春先に発生した口蹄疫との戦い後の厳しい状況乗り越えて、「口蹄疫からの再生・復興」という、県政史上類を見ない極めて重い課題を背負った年でありました。知事就任当日の平成23年1月21日に感染が確認された高病原性鳥インフルエンザへの対応、そして同月26日に新燃岳が300年ぶりにマグマ噴火するなど、まさに河野県政のスタートは多難な船出となりました。そして知事は、平成23年2月定例県議会の冒頭に、「今や宮崎県は、私の第二のふるさととなりました。これか

ら4年間、この愛する宮崎のために、全力で県政運営に取り組むとともに、県民の皆様と一丸となって、宮崎のさらなる飛躍に向け、誠心誠意努力する覚悟である」と、声高らかに所信を表明され、最優先課題である、口蹄疫からの再生・復興や、疲弊した経済・雇用の回復、防災・危機管理体制の強化、おくれた社会資本の整備等に懸命に取り組んでこられた4年間でした。

再度、県民の負託を受けられた2期目には、「復興から新たな成長へ」と、県独自の成長路線に大きくかじを切られ、特にフードビジネスを初めとする成長産業の育成や、将来の本県を支える人材の育成に、官民挙げて取り組まれております。活力にあふれ、国内外に開かれた「みやざき新時代」を築くために、強い思いのもと、さまざまな課題に積極的に取り組まれ、その結果、東九州自動車道など交通インフラの整備や、スポーツランドみやざき、グローバル戦略の進展、さらには、2巡目国体、国民文化祭の開催内定や、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録など、今後の県勢発展の礎となる成果があらわれてきておることに対し、私も一定の評価をいたしております。しかし、一方では、人口減少対策や医療・福祉対策、南海トラフ巨大地震対策や高速道路ネットワークの早期完成など、今後の県勢発展や県民生活の安定に向けて取り組むべき課題が山積しております。

こうした中、今月14日に、県内の主要10団体でつくる県経済団体協議会から、河野知事に対し次期知事選挙への出馬要請がなされました。この要請に対し知事は、「真摯に受けとめ、早急に結論を出し、県民の皆様に表示したい」と発言され、その後、3期目を目指して立候補を固めたとの報道がありました。「まだ任期を1

年余り残したこの時期に、次の選挙の話をするにはまだ早いのではないか」という声があるのも事実であります。しかし、私は、県政の安定した継続を考えますと、可能な限り早く次期県政への思いを県民の皆様伝えるべきではないかと思えます。そこで、知事として、これまでの7年間を振り返って、県政運営に対する自己評価と次期知事選挙への出馬についてどのように考えておられるのか、その思いを知事にお伺いします。

以下の質問は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、知事就任以来2期7年にわたり、ひたすらこの愛する宮崎の発展に向けて全身全霊を傾けて県政運営に邁進をしておりました。この間、県議会を初め市町村や関係機関、県民の皆様からの御理解と御協力をいただきながら、県政のかじ取りを担わせていただいていることに対しまして、心から感謝の念を抱いているところであります。

振り返りますと、1期目は、議員から御指摘がございましたように、「口蹄疫からの再生・復興」を掲げ知事に就任しまして、就任当日、職員に対する訓辞の中で常在危機の意識を徹底するよう呼びかけたところ、その当日に鳥インフルエンザが発生し、また、5日後には新燃岳の噴火もございました。そして2カ月もたたないうちに東日本大震災と、本県を、また我が国を、いまだ経験したことのない大変大きな災害が見舞い、厳しい状況のスタートとなったところであります。この難局から立ち上がり、一刻も早く復興をなし遂げること、そして本格的な人口減少時代を迎える中で、宮崎の豊かな未来

への道筋を開くことを、私の何よりも重要な使命と考え、県民生活や県内経済の立て直しに全力を尽くしてまいりました。

続く2期目には、「復興から新たな成長へ」を県政の基軸に据えまして、フードビジネスやグローバルな市場開拓、みやざきブランドづくりなどの施策に取り組んでまいりました。その結果、多くの皆様のお力添えをいただきながら、東九州自動車道などの交通インフラの大きな前進によるストック効果もあわせて、大型案件も含む企業立地の進展も見られたところであります。また、農業産出額や輸出額の大幅な増加、さらには、世界農業遺産の認定やユネスコエコパークの登録、3大会連続となる宮崎牛の内閣総理大臣賞受賞など、本県発展の礎となる成果があらわれてきており、県政は、着実にかつ力強く前へ進んでいるものと考えております。

一方で、少子高齢化、人口減少を迎える中で、地方創生を初め中山間地域対策や医療・福祉など、困難化・複雑化する課題への対応を初め、引き続き、高速道路を初めとする交通インフラの整備、さらには2巡目国体や国民文化祭へ向けた準備の本格化など、取り組むべき課題はまだまだ山積をしております。

そのような中、今般、経済界を初めとする各方面から、次期知事選への出馬要請をいただき、さらには、多くの県民の皆様から温かい応援の声、また激励をいただきましたことは、身に余る光栄と考えております。私としましては、県民の皆様の声を重く受けとめ、熟慮を重ねました結果、次期県政におきましても、引き続き私が三たび県政を担わせていただきたい、この愛する宮崎の発展のためにさらに力を尽くしてまいりたいと、そのように強く決意し、出

馬を決断したところでございます。

今、宮崎にはよい風が吹いていると考えております。また、国、県、市町村、多くの関係団体、県民が力を合わせて前に進む、そのような体制を築き、県勢発展のさまざまな礎、これまで築いてまいりました礎の上に立ち、さらに力強くこの宮崎を前に進めてまいりたい、そのような決意でございます。引き続き、皆様には御理解と御支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 知事は、「引き続き先頭に立って、県民の声を重く受けとめ、この愛する宮崎をさらに発展させたい。力強く決意して3期目を目指す」と言われましたが、知事の県政に対する取り組みなどについての考え方を示し、再度、県民の負託を受けなければなりません。そこで、3期目に向けてどのような県づくりを進めていかれるつもりなのか、知事のその思いを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 本格的な人口減少社会を迎える中、県政には取り組むべき課題がさまざまあると認識しておりますが、整理をしますと、大きく4つの課題というものを受けとめておるところであります。まずは、将来の宮崎を考える上で、喫緊の課題であります人口減少対策であります。本県はこれまで、子供を産み育てやすい環境の整備や若者の県内定着等の施策に取り組んでまいりましたが、平成27年の国勢調査では、予想よりも人口が減少するなどの厳しい結果も出ているところであります。このため今後は、合計特殊出生率2.07の実現や、社会減の解消に向けた戦略というものを改めて練り直すとともに、中山間地域の維持、医療・福祉サービスの確保など、県民が安心して暮らせる仕組みづくりに向けた取り組みを強化してまい

りたいと考えております。

次に、県民の暮らしを支える経済振興と産業人財の育成・確保が重要な課題だというふうに考えております。フードビジネスや輸出促進など、今後の成長へとつながる結果が出てきているところではありますが、一方で、TPPなど、またさまざまな競争の激化など新たな動きも見られているところであります。このため、農林水産業や商工業の振興、中小企業の育成など、全産業の振興に向けまして、引き続き、交通インフラを初めとする産業基盤の充実を図りますとともに、キャリア教育の推進など、産業や地域を担う人財の育成・確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、3つ目としましては、宮崎の魅力を高めるための世界ブランドや文化、スポーツを生かした観光地域戦略であります。我が国では、2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどが次々に開催され、本県においても国民文化祭や国民体育大会などが予定されているところであります。本県が大きく飛躍できるこの絶好のチャンスを逃すことなく、観光交流の拡大や世界ブランドを生かした地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、危機事象への対応であります。南海トラフ巨大地震等の危機事象への備えとしまして、避難施設の整備、公共施設の耐震化等の取り組みや、市町村、九州各県、国等との連携体制づくりは着実に進んでまいったところであります。顔の見える関係を築いてまいりました。引き続き、県民の命を守ることを最優先として必要な施設整備を進めますとともに、県民の災害に対する備えの意識をより高めていくことが重要であると考えております。

以上述べましたように、宮崎の将来の発展を図る上で、本県は今、非常に重要な局面を迎えていると考えております。県民の皆様には、次期県政への御負託をいただければ、しっかりとこうした将来への発展の礎の上に立って、結果を出すということを強く意識して、これらの施策を展開し、本県が将来に向けて発展していきえるよう、私が先頭に立って全力で取り組んでまいりたい、そのように決意しているところでございます。

○星原 透議員 今、知事は、4つの重要な政策に取り組んでいくんだと、力強く述べられたところであります。

知事は、中央官僚としてのキャリアにピリオドを打ち、退路を断って知事選挙に出馬され、2期連続当選を果たし、県政運営の最高責任者として重責を担ってきておられます。この間、知事には、トップリーダーとして決断を求められるさまざまな場面があったかと推察いたします。一方で、県民の皆様から、「地元出身で、県知事にふさわしい元気のある人はいないのですか」と時々聞かれます。私は、「1期の知事が2期続いたので、特に問題はないので、3期まではしていただきたいと考えています」と答えております。しかし、県民の皆様や県議会からも、知事の強いリーダーシップを問う声も多く出されており、知事のリーダーシップの考え方やトップリーダーとしての決断のあり方については、私も同じ気持ちであります。また、今回の経済団体協議会からの出馬要請の際にも、知事に対して、より強力なリーダーシップの姿勢が求められたと聞いております。そこで、県外出身の知事に対する県民の声やリーダーシップについて、知事自身はどのように受けとめ、今後どのように応えていかれるのか、

知事の強い思いをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 私は、知事という職にある者は、将来に向けたビジョンを県民に明確に示し、その実現のために、みずから先頭に立って県民の力を結集していくことが求められると考えております。私はこれまで、県民の皆様との「対話と協働」を基軸としながら、例えば、直近におきましては、防災拠点庁舎の整備、そして国体施設の整備方針など、必要な場面においては、私なりのリーダーシップをもって最善の判断をしてまいったと考えているところでもあります。どのような組織であっても、どのような世界であっても、リーダーたる者は、さまざまな意見、批判というものにさらされるものだというふうに考えておりますし、そのことがリーダーを鍛え、また組織の維持・発展につながるものというふうに受けとめております。私の支援に対してさまざまな御意見や御指摘の声があることについては真摯に受けとめ、さらに精進を重ねてまいりたい、そのように考えているところでございます。

これまで私は、宮崎で12年半暮らしてまいりました。この長きにわたる宮崎での暮らし、そして知事としての仕事に取り組む中で、県内各地を回りまして、多くの方々と出会い、つながり、積み重ねてきたところでございます。確かに本県出身ではないところではありますが、私は、宮崎は自分の大切なふるさとであるというふうに考えておるところでございます。この宮崎に対する思いというものは、決して地元出身の方々にも負けるものではないと自負しているところでございます。今後とも、知事として、そして宮崎県民の一人として、この愛する宮崎の発展のために全身全霊を傾けてまいりたい、そのように考えているところであります。

○星原 透議員 知事の強い思い、そしてまた愛する宮崎をさらに発展させたいとの気持ちが伝わりました。しかし、今はまだ2期目の仕上げの残りのあと1年があるわけでありますから、このことに全力でしっかりと取り組んでいただきたいとお願いしておきます。そして、「県外出身の知事」と言われぬように頑張っていたいただければと思います。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略について伺います。

我が国においては、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、国内市場は今後縮小していくことが見込まれる中で、経済成長が予想される東アジアの活力を取り込むことが、国においても、本県にとっても大変重要な政策課題であると思います。これまで取り組まれてきた「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」として、経済成長が著しい中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイを重点国・地域に定めて、農畜水産物や木材、食品加工等の販路拡大、輸出促進に努めてこられました。その経験を生かして、県では平成24年度から28年度の5年間を、みやざき東アジア経済交流戦略の推進期間として位置づけられ、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指して、成長する東アジアの活力を宮崎へ、宮崎の魅力を東アジアへ、オール宮崎での横断的・多面的取り組みを基本方針に掲げられて、県産品の輸出促進や観光交流の推進、経済交流の基盤整備を目標に、積極的に取り組んでこられたと伺っております。そこで、対象国・地域の中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、ASEAN諸国など、みやざき東アジア経済交流戦略における成果と課題について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) みやざき東アジア経済

交流戦略におきましては、急速に成長します東アジアの国や地域を対象としまして、県産品の輸出促進を初め観光交流の推進など、経済交流の拡大に取り組んでまいりました。この結果、東アジアにおける農水産物の輸出額は、この戦略を立てましたときの基準年であります平成22年度からの5年間の指標をとってみますと、約7億円から約13億円に増加をしたところであり、外国人宿泊者数も、同じく約4万人から約11万人と大きく伸びたほか、平成27年には香港との航空路線が新たに就航するなど、経済交流の基盤整備も着実に進んだものと考えております。一方で、経済のグローバル化が急速に進展し、TPP、FTAなど加速する経済連携の動きの中で、東アジアのみならず、欧米を初めさまざまな国や地域で事業を展開する県内企業のニーズにもしっかりと対応していく必要性や、海外での地域間競争が年々激化する中で、ターゲットとなります国や取り組み内容を明確にし、重点的かつ集中的に取り組むことなどが、より重要になってきたものと考えております。

○星原 透議員 海外での地域間競争が年々激化する中で、ターゲットとなる国や取り組み内容を明確にし、重点的かつ集中的に取り組むということでありました。私もやはり、ある部分、幅広くいろいろ取り組むよりは、ある程度は国を絞ったり物を絞ったりして重点的に取り組むほうが、宮崎にとって最良じゃないかな、そのように思っております。今後いろいろ考えてほしいと思います。

次に、平成28年度からスタートした「みやぎグローバル戦略」についてお伺いいたします。

海外の成長市場の活力を取り込むために、経

済成長が著しく、富裕層や中間層が増大する東アジアとの交流を中心に、世界に目を向けながら、本県の経済・産業の活性化と文化、スポーツなど多様な分野での交流拡大を図っていくことが求められる時代になってきていると思います。そうした中、県では、平成28年度から30年度の3年間の推進期間に、海外への展開促進として、県内生産品の輸出促進と海外進出の支援や、海外からの誘致促進として、観光誘客の推進とみやぎMICEの確立、海外からの投資呼び込みや経済交流の基盤整備として、航空ネットワークと海上ネットワークの維持・充実、そしてグローバル人材の育成・確保として、企業や大学等と連携し、学校教育による人材育成、海外との連携・多様な交流の促進を掲げておられます。本県には、焼酎出荷量日本一、杉の素材生産量日本一、全国和牛能力共進会での肉牛日本一等、世界にPRできる大きな財産があります。これらをグローバル戦略の柱として生かしていくべきだと考えます。そこで、東アジアに軸足を置きながら、世界市場も視野に入れた取り組みの推進にも力を入れておられるようではありますが、東南アジア諸国、アメリカ、ヨーロッパ等との経済交流、文化・スポーツ交流など、みやぎグローバル戦略の目指す方向性と現在の取り組み状況について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) みやぎグローバル戦略におきましては、これまで取り組んでまいりました輸出促進、観光誘客、交流基盤の整備に加え、海外からの投資呼び込みや海外との連携・多様な交流の促進など、総合的に施策を展開することによりまして、外貨の獲得やビジネスチャンスの創出のほか、文化、スポーツなど多様な分野での海外との交流拡大を目指しており

ます。このため、香港、シンガポール、ドイツ、アメリカなどの有望市場に輸出の専門家を配置し、企業の海外展開を支援しますとともに、県産品の販路拡大や観光誘客、人的ネットワークの構築等を図るため、海外でのトップセールスなどにも積極的に取り組んでおります。来月には、議会や経済界の皆様とともに台湾を訪問し、宮崎牛を初め県産品の売り込みを行うこととしておるところであります。また、経済のみならず幅広い交流を促進するため、海外の自治体や文化団体との交流協定の締結も、これは星原議員にも台湾との関係でお力添えを賜りましたが、このような形での交流促進も行っているところでもあります。今後とも、東アジアに軸足を置きながら、欧米など新たな市場も対象としつつ、市町村や民間団体等と連携をして、経済・人的交流のさらなる拡大に取り組んでまいります。

○星原 透議員 次に、東アジアの中でも、国際定期便が就航している韓国、香港、台湾の3カ国・地域は特に重要と考えますが、経済、文化、スポーツその他の交流の取り組みと成果について、各関係部長と教育長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 総合政策部におきましては、経済を初めさまざまな交流を図る上での基盤となります国際航空路線の維持・充実のため、商工観光労働部とも連携いたしまして、インバウンド、アウトバウンド双方における利用促進や、運航会社に対する要望などの取り組みを行っているところでもあります。本年度の成果といたしましては、ソウル線の冬期における便数が、昨年度の週4便を上回る週5便に増便されましたほか、台北線が来年3月より週2便から週3便に増便されることが決定され

たところでもあります。

なお、この台湾線の増便につきましては、御質問の星原議員を初め県議会の皆様からの働きかけが大変大きかったものと理解しているところでもあります。改めて御礼申し上げます。

○星原 透議員 私は、特に韓国は、便数がふえているのはゴルフ客が多いということだと思います。ですから、ゴルフ客の部分においては、これからゴルフ場なんかとお話をして、リピーターとして宮崎に来てもらえるように。といいますのは、ことしの4月に韓国領事館に行ったときに、領事から、「宮崎には、外国の客は韓国から一番来ているんだ。だから、ぜひ宮崎も、もう少しいろんな形で力を入れてほしい」、そういうことを伺いました。やはり、インバウンド、アウトバウンド双方がうまく流れるような形にしてほしいと思います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 環境森林部では、林産物である木材と乾シイタケの輸出に取り組んでいるところでございます。まず、木材につきましては、韓国と台湾向けに原木と木材製品を輸出しておりますが、県では、より付加価値が高く、経済波及効果が大きい木材製品について、プレカットした材料と建築技術を合わせた材工一体の手法による輸出促進に努めているところでございます。こうした取り組みの結果、韓国への製品輸出額は、ここ3年で約2倍に伸びているところでございます。また、台湾につきましても、現在は原木主体の輸出であります。今後、韓国同様、製品輸出を拡大する取り組みを進めていくこととしております。

次に、乾シイタケの輸出は、取り組みを始めた段階にあり、昨年度は、関係団体が台湾で行う販売促進活動に対して支援を行ったところでございます。参加した事業者は取引を拡大した

い意向でございまして、引き続き、こうした意欲を引き出しながら、輸出拡大を図ることにしております。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 商工観光労働部の取り組みといたしましては、まず、経済関係では、焼酎を初めとする加工食品の海外展開に向けて、国際見本市への出展や販路開拓活動に対する経費の助成など、県内企業の支援に取り組んでいるところであります。このような取り組みによりまして、例えば焼酎の3つの国・地域への輸出額は、県の貿易実態調査によりますと、平成27年には3,400万円となっております。増加傾向にあります。

次に、国際交流の取り組みといたしましては、韓国との間で、小・中・高校生がホームステイ等を通じた相互交流を行う事業に平成20年度から取り組んでおりまして、これまでに242名の児童生徒が参加しており、相互理解が深まっているものと考えております。また、台湾では、民間団体に交流のきっかけを提供する事業に平成20年度から取り組んでおりまして、延べ66団体、1,739名の自主的な交流につながっております。

なお、姉妹都市につきましては、現在、宮崎市、綾町、美郷町が、それぞれ韓国の自治体と姉妹都市交流を行っているところでございます。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農政水産部では、香港、台湾を中心に、牛肉やカンショ、養殖ブリなどの農畜水産物の輸出拡大に取り組んでおります。具体的には、県内企業や生産者が、現地で開催される展示会やフェアへ出展することを支援するとともに、現地のバイヤーやシェフを本県に招き、県内に配置した5名の輸出サポーターを中心に、直接、産地や生産者を

知って理解していただく取り組みなどを進めているところです。こうした中、平成28年度の3カ国・地域への輸出実績は、前年度の2倍の17億円余りと大きく伸びてまいりました。特に台湾につきましては、全国に先駆けて宮崎牛の輸出を行ったことで高い評価を受けており、来月にも知事が訪問し、トップセールスを展開する予定としております。

○教育長（四本 孝君） 学校における交流といたしましては、小中高それぞれにおきまして、韓国、台湾の学校との姉妹校提携や、韓国、台湾からの教育旅行等の受け入れを実施し、学校交流や文化交流等を行っております。また、高等学校におきましては、台湾への修学旅行や海外研修を実施し、生徒が現地の高校生等と一緒に授業を受けたり、現地の家庭にホームステイをしたりして、より深い交流を行っております。さらに、県立高校が台湾の高校生と野球の交流戦を行ったり、市町村におきまして少年野球チーム同士の交流を行ったりするなど、スポーツを通しての交流も行われているところであります。次の時代を担う児童生徒にとって、このように海外の児童生徒と交流することは、多様な価値観に触れるということで、視野を広げ、グローバル意識を高める機会となっております。県教育委員会といたしましては、今後も、国際交流や海外派遣の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 それぞれ関係部長、教育長のほうから、取り組み、そして成果について報告をいただきました。そういう中で感じますのは、まだまだ宮崎は国際交流の面で努力すべきじゃないかなということでもあります。というのは、今、売り上げ、取引状況なんかを見ますと、多分、数十億円程度かなと想定しておりま

す。これを100億円台に持っていくような努力をすべきじゃないかなと思っております。ぜひ力を入れてほしいと要望しておきます。

次に、みやぎき東アジア経済交流戦略からみやぎきグローバル戦略などを含めた、県全体の国際化関連予算について、過去5年間の推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 過去5年間の国際化関連予算の推移でございますけれども、当初予算ベースで申し上げますと、平成25年度が約9億900万円、26年度が約9億5,800万円、27年度が約12億8,200万円、28年度が約12億9,100万円、29年度が約10億4,100万円で、おおむね10億円前後で推移しているところでございます。

○星原 透議員 ありがとうございます。

次に、香港には平成25年に香港事務所を設置しておられますが、事務所を設置したことによる具体的な成果とあわせて、香港と同じように国際定期便が就航している韓国、台湾における海外拠点の考え方と、あわせて事務所を設置する考えはないかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 香港は自由貿易市場であり、東アジアにおける県産品輸出や観光誘致を進める上での重要な地域でありますことから、平成25年6月に事務所を設置したところでございます。これによりまして、現地商社や旅行会社などと緊密に連携できる体制が構築され、現地活動が効率的・効果的に行えるようになったほか、現地要人との人脈形成等にもつながっております。この結果、平成28年度の農畜水産物の輸出額は約14億8,000万円で、事務所設置前と比較いたしますと3倍となっており、香港からの宿泊客数も、定期便が就航し

たこともありまして、約10倍となったところでございます。

また、海外拠点の考え方といたしましては、事務所の設置や専門人材の活用などが考えられますが、どのような形態とするかについては、それぞれの市場動向や県内企業のニーズ、さらには費用対効果等も踏まえながら判断しているところでございまして、現在、韓国については、財団法人自治体国際化協会への職員派遣、台湾については、専門人材の活用により、企業等の支援を行っているところでございます。

○星原 透議員 次に、知事は、今月15日から韓国のアジアナ航空などを訪問されており、その際に韓国のパラダイスシティを視察されたとのことですが、その目的と、施設等についてどのように感じられたのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私は先般、国際定期便の維持・充実のために韓国を訪問した機会を利用しまして、現在、我が国においても大きな話題となっておりますIR、いわゆる統合リゾート施設でありますパラダイスシティを、情報収集の一環として視察したところであります。この施設は、ことしの4月に第1期計画の部分が――仁川（インチョン）国際空港の近くに立地する施設であります――オープンしたものでありまして、全体計画の敷地面積は東京ドームの約7個分と大変大規模なものであります。当日は、現地の日本人スタッフの案内によりまして、韓国最大級の外国人専用カジノやホテル、コンベンション施設、また、家族で楽しめるプールやキッズゾーンなどを見学したところであります。来年秋の第2期も含めたグランドオープンに向けまして、現在、商業施設やスパなど多様な施設が整備中だということを伺った

ところであります。

私は、この施設を視察しまして、時代状況とカスケールは違いますが、本県にシーガイアがオープンしたときの高揚感、わくわく感というものはいかほどかというふうに感じましたし、こうして次々新しい施設ができることにより、国際的なMICE誘致という意味でも、いろんなライバルが登場すると。いろんな新しい魅力をつけ加えていく必要があるということを感じるとともに、この時期の韓国は大変寒い、朝など氷点下の気温でありましたが、先ほど来、答弁にありますように、冬季の間、ゴルフ客などを見込んで増便をされる。それは、ゴルフなど、温暖な気候にある本県の強みということを改めて実感したところであります。シンガポールのセントーサ島の施設を見たときも感じたところでありますが、今回の視察におきましても、統合リゾート(IR)は、幅広い層が楽しめる総合的なエンターテインメント施設であるということを実感したところであります。

○星原 透議員 私は、本県にもローカルIR施設を設置したらどうかと考えておる一人であります。知事には、施設の見学だけでなく、今後、設置についての検討もお願いできればと思います。

次に、県は台湾の新竹県や桃園市と交流協定を結ばれており、国や市町村と職員の人事交流をされておりますが、同じように、交流協定を締結した都市との人事交流をすることにより、親密な人間関係や信頼関係、お互いどういう分野の交流ができるかなど、より正確な情報を知ることによって、本格的な交流に進展していくと考えますが、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 議員のお

話にありますとおり、本県と新竹県、桃園市とは、相互理解を深め、将来にわたって交流を促進することを目的といたしまして、文化芸術、観光、産業、教育、スポーツなどをテーマとする交流、民間団体の交流、行政関係者などによる相互訪問を推進する交流協定を、それぞれ今年2月と10月に締結したところでございます。御指摘のとおり、海外との交流を推進していく上で、人と人とのつながりというのは非常に重要でございますので、今後、相互交流を積み重ねていくことが大変必要であるというふうに考えております。

○星原 透議員 交流協定を結んだその効果を出すには、私は、人事交流、要するに1年とか2年とかじゃなくても、3カ月とか半年ぐらい、お互いの職員同士が交流することによって、相手の実情といいますか、どういうことを今後つないでいけばいいか、交流していけばいいかということが理解できるんじゃないかな、そう思っておりますので、ぜひ検討をお願いしておきます。

次に、台北線についてですが、県民が宮崎空港発着で台湾に行きたくても、団体で申し込むと航空券がとれないことが多々あり、同じ目的で行動するのに、別々に分かれていくこととなりますと、余分な経費と時間を費やすこととなります。多分その原因は、台湾の旅行会社が多くの航空券を先に押さえてしまうのではないかと思います。そこで、航空会社と話し合いをするためには、増便や運航曜日、発着時間や機種変更等について協議するときの材料の一つとして、県内の旅行会社に協力してもらい、県民が台湾に行く際に、どれくらいの人がどこの空港を利用しているのかを毎月報告してもらい、その内容を把握した上で交渉する必要があると考

えますが、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県におきましては、御質問にありました、他の空港を利用して台湾を訪問する県民の実態を含め、現在の台北線の利用状況につきまして、航空会社や県内の旅行会社に確認したところでございます。それによりますと、現状の宮崎—台北線においては、インバウンドの割合が高いことから、お話にありましたように、台湾の旅行会社が多くの座席を確保している関係で団体予約がとりにくい状況があるほか、昨年10月から月曜日の便が減便となったことによりまして、ビジネスニーズに合わなくなり、ビジネス客が福岡—台北線など他の路線を利用する傾向があるとのことでございました。県といたしましては、御指摘のありましたことを踏まえ、今後も可能な限り、こうした利用実態の把握に努めながら、さらなる増便などを目指して、要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひ要望活動を強く進めていただきたいと思います。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略からグローバル戦略へといろいろな取り組みを進めておられますが、外国との交流を重要な政策の柱と考えるのであれば、今後は、これまで以上に国際交流に官民挙げて本気で取り組むべきであり、現在のように各部が個別に対応していたのでは、思うような成果を上げにくいのではないかと考えております。そこで、国際に関する施策を一元的に扱う組織として、庁内の部の中に国際局か国際課を新設して取り組む考えはないか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 急速に進展するグローバル化への対応が求められる中で、県におきましては、平成28年3月に策定し

ました「みやざきグローバル戦略」に基づき、市町村や関係団体などと連携しながら、さまざまな取り組みを行っているところであります。これら県の国際化施策の総合調整機能につきましては、現在、商工観光労働部オールみやざき営業課が担っておりますが、具体的な事業につきましては、それぞれ所管している部局で行っております。このため、それら関係部局との連携をより一層図りながら、今後とも本県の国際化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 この一元化については、県庁内だけじゃなくて、民間とか団体、あるいは個人とか、いろんなことが、相談した場合に、そこに聞けばよくわかる、理解できる、あるいはいろんな相談事ができる、そういう形の局か課を設ける時期に来ているんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

次に、スポーツ交流についてですが、県は台湾の新竹県や桃園市と交流協定を結ばれております。お互いに、野球、バレーボール、サッカー、テニス等、学校や企業・団体、行政などに呼びかけて交流大会を開催する。例えば、県知事杯の争奪戦ゴルフ大会を交互に開催するなどして、交流を深めていくための企画は考えられないか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツを通じた交流は、幅広い世代で相互理解を深め、将来にわたって交流を促進していく上で非常に有効であると考えております。協定を締結しました新竹県とは、現在、都城市や門川町が野球やソフトボールなどのスポーツ交流を行っておりますが、協定の中でも、スポーツをテーマとした交流も進めていくこととしております

ので、スポーツ少年団を初め、学校や民間団体でのスポーツ交流について、今後、新竹県や桃園市と協議してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひ、交流協定を結んでいる新竹県、桃園市と、そういう企画をしていただければと思っております。

次に、新竹県、桃園市と交流協定を結ばれているわけですから、私は、お互いの地元紙やテレビ局と連携して、地域のイベントや行事、観光地や企業の紹介など、マスコミの活用による相互の情報発信対策を積極的に行うべきではないかと考えておりますが、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 現在、県におきましては、台湾との双方向の交流人口の拡大を図るため、本県への誘客のための観光プロモーションや、県民の台湾訪問を促進するためのPR事業等を実施しております。そのような中で、マスコミを活用した相互の情報発信の取り組みといたしましては、平成27年度に、台湾及び県内のテレビ局と連携し、観光とグルメを紹介する番組を、それぞれのテレビ局で放送する取り組みを行ったところであります。今後とも、このようなマスコミ同士の連携も促しながら、相互の情報発信に努め、桃園市や新竹県を含めた台湾とのさらなる交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひマスコミの皆さんと協議をしていただいて、お互いに情報を流し合うことで、よりお互いの地域がわかるんじゃないかなと思いますので、協議を進めていただきますように要望しておきます。

次に、人口減少が確実に進む中、県内ではあらゆる業種で人手不足が叫ばれている状況にあります。今後は、外国人労働者を求めなけれ

ば、企業は成り立たない時期が来ることが予想されます。そこで現在、本県の産業別外国人労働者と外国人留学生について、過去5年間の推移を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県内の外国人労働者は、宮崎労働局によりますと、平成28年10月末現在、全体で2,602人であり、平成24年と比べますと約1.6倍となっております。産業別では、製造業が1,213人で最も多く、次いで農林業381人、教育・学習支援業243人、漁業216人、卸・小売業165人の順となっており、ほとんどの産業で平成24年に比べ増加している状況にあります。

次に、県内の外国人留学生につきましては、宮崎地域留学生交流推進協議会によりますと、平成29年5月1日現在で463人であり、平成25年と比べますと約2.6倍と、大きく増加しております。

○星原 透議員 最後になりますけれども、私が台湾・新竹県と交流しております都城市のスポーツ少年団のことについて、少しお話をさせていただきたいと思います。都城市のスポーツ少年団では、平成23年度から台湾の新竹県の中山小学校とスポーツ文化交流事業を実施し、こととして7年目を迎えたところであります。この事業は、スポーツを通して子供たちが国際的な視野に立ち、お互いが国の歴史、芸術文化や慣習等に相互理解を深めることにより、青少年と指導者の育成・充実を図ることを目的としております。この事業に対して、県や市にも御理解と御指導をいただき、また、地元の協賛企業には多大な支援をいただき成り立っております。

現在、子供たちを取り巻く状況は、国際化、高度情報化、少子化等の進展に伴い、社会環境

が急激に変化してきておりますが、次代を担う青少年を健やかに心豊かに健全育成することが、私たち大人が果たすべき役割であると考えております。これまで、野球の試合において大きな事故やけがもなく、楽しい交流試合ができたと思っておりますし、これが一番の喜びでもあります。また、交流の中で、中山小学校の子供たちと、野球以外での触れ合いサイン会や昼食会での交流などを通して、楽しい思い出と貴重な体験、経験を積んだことで、子供たちは精神的にもたくましく成長し、指導いただいている監督やコーチ、家族に対して感謝する心などを学んでくれていると確信しております。

ここで、少し時間がありますので、この事業に参加した団員たちの声を紹介してみたいと思います。

「台湾の人たちとは、言葉は通じなかったけど、野球というスポーツでつながることができるといことがわかりました。これから自分自身練習に励み、いろいろな人たちと交流して甲子園を目指したいと思います。本当に、参加していい経験をさせていただき、ありがとうございました。」

「この3泊4日を通して、日本のすばらしさ、仲間のすばらしさ、そして日本に生まれて、日本にいることの幸せを学びました。野球はどこにいても楽しかったです。またいつかほかの国との交流をしたいです。最後に、僕たちのために寄附をしてくださった各チームの方々、企業・団体の皆様、ありがとうございました。」

「この年で外国に行けて、僕たちは本当に幸せだ。このことを忘れずにこれからの生活を歩んでいきたい。僕は、この台湾交流事業で、交流の楽しさと御飯の味を学びました。御飯の味

は僕の口には合わなかったけど、台湾に行ったらいろんな経験もし、行ってよかったです。お父さん、お母さん、寄附をしてくださった方々、ありがとうございました。」

「僕が台湾野球から学んだことを一言であらわすと、気持ちです。僕は気持ちが弱くて、試合で負けたり、諦めたりしたことがあり、この台湾交流野球に参加しました。野球をする前に、まずは礼儀からです。バスの運転手やホテルのお世話になっている人などに、きちんとお礼を言えたのでよかったです。」

「台湾の料理はおいしくありませんでした。僕たちはこんないい環境に恵まれているのでよかったです。また、行きたいのに行けない人がいるのに、僕たちは台湾に行かせてもらったので、親に感謝の気持ちを持ちたいと思います。」

このように、子供たちは、3泊4日という短い期間に、野球に対する心構えや礼儀作法、指導者や親、大人社会に対する感謝の心、一緒に行った仲間や行けなかった友達を思う心、食文化の違いで日本のよさを知ることができたこと、言葉は通じなくても触れ合い交流ができることなど、子供たちの声を聞いて、改めて台湾交流事業を続けてよかったですと思っております。できれば、野球以外のスポーツをしている子供たちにもこのような経験をしてほしいと願っております。そこで、子供たちの声を聞いて、人間教育、人づくり教育は、学校だけではなく、社会体験をさせることや国際交流などの機会を与えることが大切ではないかと考えています。国際交流による人づくり教育について、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） スポーツを通じた国際交流は、学校生活では経験できない貴重な社

会体験となりまして、スポーツを通して友好を深めたり、お互いの国や地域の歴史や自然、文化に触れたりするなど、国際的な視野を広げるきっかけづくりになると考えております。お話にありました都城市においては、台湾との野球を通じた交流事業が7年間継続されており、御紹介いただきました作文にもありましたが、こうした国際交流を通して、子供たちが保護者に対する感謝の念を抱いたり、あるいは日本のすばらしさや食の豊かさに改めて気づくことができるといったような成果も出ております。その教育的価値は大変高いものと考えております。県教育委員会といたしましては、今後、スポーツのみならず、さまざまな形で国際交流の取り組みを進めてまいりたいと思います。

○星原 透議長 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 私は高橋透でございます。星原議員が会長で、私は副会長を仰せつかっております。どうぞよろしく願いいたします。

京都の嵐山に二尊院があります。先日行く機会がありました。釈迦と阿弥陀の2つの如来が祭られている寺であります。応仁の乱で1度焼けておりますので、500年ぐらいたっているのでしょうか。この寺に「人生五訓」が置いてありました。「あせるな おこるな いばるな くさるな おこたるな」の五訓であります。この5つの言葉をどれだけ実行、実践しているのか自問自答するきょうこのごろであります。県勢の発展と県民福祉の向上、とりわけ県南地域の活性化を願い、質問を行ってまいります。

「地方交付税の財源不足については、法定率の引き上げ等持続可能な制度の確立により対応

すること」と、県は、国の施策・予算に対する提案・要望をされています。とりわけ消費税については、平成31年10月1日に10%へ引き上げられます。しかし、これまで、消費税率が引き上げられると、消費税の法定率は引き下げられました。消費税率が5%のときに法定率は29.5%でしたが、消費税率が8%に引き上げられると、法定率は22.3%に引き下げられたのです。消費税率は5%から8%と1.6倍になったのに、交付税分は1.2倍弱にしかありませんでした。今回、消費税率が8%から10%に引き上げられますが、法定率はさらに引き下げられ19.5%になる予定であります。消費税率は8%から1.25倍の10%になるのに、交付税分は1.09倍にしかならないのです。ここで重要なことは、国の交付税特別会計の平成29年度当初予算を見ますと、本来、地方に配分すべき地方交付税の総額20兆3,750億円に対し、交付税の財源となる5税に法定率を掛けた額は15兆1,634億円となり、5兆2,116億円が財源不足となります。財源不足については、臨時財政対策債4兆452億円などで補填しており、臨時財政対策債の平成29年度累積残高は52兆9,112億円になると推計されています。そこで、消費税の税率が引き上げられる際には、法定率を引き下げず、むしろ引き上げるよう要望すべきと思われます。知事の見解を伺います。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整しまして、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものです。所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合並びに地方法人税の全額

がその財源とされております。ことし5月に行いました「みやぎの提案・要望」活動においては、地方交付税の財源不足につきまして、法定率の引き上げなど持続可能な制度の確立により対応することを、国に対して強く要望しており、全国知事会におきましても、臨時財政対策債の廃止や法定率の引き上げを含めた抜本的改革を行うことにより、安定的に交付税総額の確保を図るべきであると提言をしているところであります。現在、地方財政対策、議論が展開しておりますが、今後とも、あらゆる機会を捉え、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 消費税の法定率が19.5%に下げられるということは、2012年の3党合意「社会保障と税の一体改革」で決まっていたことなんです。しかし、その後に消費税の税率は2度先送りをされました。使い道も一部変更されたところであります。よって、この19.5%に引き下げられる法定率も変えてもらわなければならないと強く思っています。ぜひ地方の知事とタッグを組んで、消費税の法定率引き上げに頑張ってくださいたいと思っております。

先ほど3期目出馬に当たっての決意と大きく4つの課題を伺ったところでありますが、県南地域は、他地域と比べて交通インフラ等がおくれております。3期目に向けて、県南地域の課題と今後の振興の方策について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成27年国勢調査におきましては、65歳以上も減少に転じる市町村が出る中、県南地区を見ましても、高齢化率や人口減少率が県平均を上回っているところであります。また、この地域のことを考えますと、災害対応や救急医療を支える高速道路のミッション

グリンクの解消、これは極めて大きな課題であると考えております。その早期整備とともに、日南海岸などの観光資源や、すぐれた農林水産物などの地域資源を生かした観光やフードビジネスの振興、交流促進を図っていくことが重要であると考えております。このような中、日南市では、地域の自治・交流の拠点であります「道の駅酒谷」が、九州では唯一、全国モデルとして認定をされましたほか、IT関連企業の立地も相次いでおります。また、串間市では、農林水産物の輸出に挑戦する企業も出てくるなど、今後の成長につながる取り組みが展開されているところであります。今後とも、若者に選ばれ、住み続けたいと思ってもらえるような地域づくりを進め、県南地区の一層の活性化が図られるよう、地元自治体とも連携をして取り組んでまいります。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

歴代の知事は、県土の均衡ある発展を申されてきましたけれども、予算が伴う以上は、時間差が生じるというのは仕方がないことであると思いますが、もう日南は待てないんです。東九州自動車道、御存じのように国道220号の防災対策、そして油津港の整備等々たくさんあります。先ほど「愛する宮崎のために」とおっしゃいました。愛する日南のためにも、広島カープ、キャンプしておりますから、ぜひしっかり取り組んでいただきたい。先ほど人生五訓を壇上で申し上げましたが、知事、五訓ですから、しっかりとのみ込んでいただいて、3期目へ突き進んでいただきたいと思っております。

次に、ひきこもりの方に関する実態調査ができないものか、お伺いしたいと思います。ひきこもりの実態調査、21都府県が実施をしております。茨城、山梨、島根、佐賀、長崎県で

は、40歳以上が39歳以下を上回る結果となったから、大変驚きました。調査方法は、地域の民生委員や児童委員への聞き取りとか、保健所など関係機関への相談件数をもとに算出をされております。愛知県は、支援団体を通じて本人や家族に質問票を渡し、毎日の過ごし方や困っていることなどを尋ねています。本県では正確な実態調査がなされていないようですが、現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ひきこもり状態にある方は、国の調査によりますと、全国で約54万人と推計されており、これを本県に換算しますと約4,200人となります。ひきこもりの方の実態を把握することは、相談の対応方法や施策の方向を決定する上で必要であると考えておりますが、本人や家族からの情報発信が少なく、また面接が難しいといった課題があると認識しております。既に実施している都府県の調査を見ますと、議員のお話にありましたとおり、民生委員等が把握している方を対象とするものや、家族会、保健所等が把握している方を対象にするものなど、調査方法はさまざまでございます。このため県としましては、他県の実態調査を踏まえ、調査の方法、内容等について、家族会や関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひやっていただきたいと思うんです。

少子高齢化は、見方を変えれば、総子供化、総子化と位置づけられるというふうに言われます。2013年、博報堂生活総合研究所によれば、親が存命中の人、8,700万人だそうです。総人口の約7割。終戦後の子供の平均年齢は10代、今は33歳、20年後には40歳に近づくというふうに言われております。ここでもう一つ心配するの

は、ひきこもりではありませんが、フリーターの方々なんです。親の年金が潤沢にあって、親がかりで生活をしている。経済的に自立せずに親依存の方々の将来であります。そこで、話題をもとに戻しますけれども、ひきこもり地域センターというのがありますが、その活動状況について伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、今年度より、ひきこもりの方への支援を強化するため、これまで2つに分かれていた相談機関をひきこもり地域支援センターに統合しまして、相談から訪問支援まで一貫して対応できる体制を整備したところであります。このセンターでは、相談や研修会を実施しており、今年度の相談件数は、10月末時点で444件、また、家族向けの研修を9回実施しているところでございます。

○高橋 透議員 相談件数が今、444件ですから、先ほど推計で4,200人のひきこもりがいるよという答弁がありましたので、差し引き、ざっくり3,700~3,800人ですか、この方々の対応はどうなっているんですか。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ひきこもりの方の状況は、さまざま幅広い年齢層に及んでおり、また、就学・就労の困難、健康問題や貧困などさまざまな課題があると考えられます。このことから、ひきこもり地域支援センターに相談ができない方でも、状況の変化によりいつでも相談できるように、例えば、子ども・若者総合相談センター「わかば」や、若年無業者、いわゆるニートなどの就労を支援する「地域若者サポートステーション」、生活困窮者のために各福祉事務所に設置されている自立支援相談窓口など、雇用、保健、教育等の幅広い分野の機関と連携を図り、対応に努めているところでござ

ざいます。今後とも、1人でも多くの方の相談につながるよう、支援機関のネットワークを強化しながら、これらの相談窓口の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いわゆる地域支援センターに枝葉があるわけですね。だから、そのことによつて3,700~3,800人の方々には何らかの支援をされているということで理解をいたしました。

この前、大分大学の衣笠一茂さん——私、存じ上げなかったんですが——の講演を聞く機会がございまして、その方の事例の中に、統合失調症を持つひきこもりの60代の女性です。1度ぼや騒ぎを起こしたことから、近隣住民から不安と苦情が出ていたそうですが、同居している姉が壁をつくっているわけです。家に入れない。そこから地域包括、民生委員の介入が始まりました。おせっかいをやかれる民生委員、この方々が協力して姉を説得し、結果的に支援につながりました。いい意味でのおせっかいは大事だなというふうに思ったわけですが、物事を前に進めてくれた、このことを学んだところがあります。9月議会でも質問しましたけれども、地域包括ケア強化法によって、高齢者、障がい者だけでなく、ひきこもりの方も支援していく、この先例だということを学んだところがあります。

また、10月に日南市の南郷町で開催されました精神保健福祉大会、部長にもおいでいただきましたが、精神疾患の悩みを共有し合う団体の活動報告を聞きました。この団体は、きのうの宮日の日南・串間版にも紹介をされていたようですが、会の中心となっている青年は、複雑な家庭環境だったようです。学校もやめて、ひきこもりも経験をされていますが、彼は、人との

出会いで励まされて、その後大検を受けているんです。そして就労して、現在はしっかり生活しています。私は、そこに加えて精神疾患を持つ仲間を支えていることに、大変感動した次第であります。ソーシャルワーカーの方々の御尽力に感謝をする次第であります。まずは実態把握だと思ふんです。実態把握。そして当事者に会うこと。そして先ほど言いました、おせっかいをやくこと。ひきこもりは、今事例を見ましたように年齢は関係ないと思います。今、地域に社会福祉法人がいっぱいできていますから、その出番です。そして、そこを社会福祉協議会がコーディネートしていく、情報の共有と連携だと思ふんです。ただ、業務とかサービスには限界があります。そこで足らざるところは公が支援をしてくださるようによび上げておきたいと思ふんです。

次に移りたいと思ふんです。観光立県と地域活性化であります。ガストロノミーツーリズムの取り組みについてどう考えるか、お尋ねしてまいります。

外国人が日本で旅行に期待するものとして上位を占めるのが、日本食、自然、景勝地観光、そして温泉入浴であります。そのような中で重要な役割を担うと考えられているのが、ガストロノミーツーリズムであります。欧米で普及している旅のスタイルで、土地を歩きながら食を楽しむ、歴史や文化を知る旅のことです。2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、各地でその普及に力を入れているとお聞きします。そこで、ガストロノミーツーリズムについてどのように考えているのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 観光庁の平成28年訪日外国人消費動向調査によります

と、議員からお話がありましたとおり、日本食を食べることへの期待が最も高くなっており、食は、外国人観光客の誘致において大変重要なコンテンツと考えております。県としましても、ガストロノミーツーリズムのような食をテーマにした旅行は、すぐれた食材や豊かな食文化を有する本県にとって、その強みを最も生かせる観光の切り口であると考えておりました。これまでも、市町村等と連携しながら、食べ歩きや酒蔵めぐり、農業体験ツアーなどの情報発信等に取り組んでいるところでございます。今後とも外国人観光客のニーズの把握に努めながら、食を初めとする本県のすぐれた素材を生かした誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私の地元ですけど、平成21年から飫肥城下町で、「食べあるき・町あるき」をされております。参加店舗数はおかげさまでふえているようです。これらを磨き上げること、また進化させることでガストロノミーツーリズムへと発展していくと思われませんが、再度、商工観光労働部長のお考えをお聞きします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県南地域におきましては、「カツオ炙り重」のような御当地グルメや「美々鱈」などのブランドの開発、今お話がございましたけれども、飫肥の「食べあるき・町あるき」の仕組みづくりなど、すぐれた食材や豊かな食文化を生かした取り組みが積極的に行われておりますことから、食をテーマにした誘客が期待できる地域であると考えております。今後、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックを機に増加が見込まれる外国人観光客を呼び込むためには、ニーズの把握・分析を行いながら、食の

コンテンツや食べ歩きの仕組み、宿泊につながる仕掛けづくりなど、さらなる魅力アップが必要であると考えております。県としましても、外国人観光客が2度、3度と訪れたいよう、地元の関係団体等とも知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。おかげさまで、日南には焼酎蔵がたくさんあるんです。そして、しょうゆ蔵もあります。こういったところをうまく磨き上げてミックスさせる。そして、これに温泉をつなげる、ここが私は大事だなと思っています。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林水産省が主催をいたします料理人顕彰制度「料理マスターズ」というのがあります。審査員の一人、辻調理師専門学校校長によりますと、「料理人と生産者の協働がやっと生まれつつある。日本は、欧米に比べ料理人と生産者の協働がおくれている。大きな理由は、歴史的に料理人と生産者の距離が大きく、上下関係があったこと。老舗料亭が、お金は出すからいいものを持ってきてというのは当たり前。料理人が生産者と一緒に食材の味を分析したり、品種改良に取り組んだりする意識は薄かった」と指摘されています。さらに、日本の料理人に足りないものとして、「社会的責任への自覚」を挙げられています。今、地球温暖化、海や土壌の汚染、水産資源の減少と枯渇、ふえ続ける廃棄食料と進行する飢餓など、食を取り巻く環境は悪化しています。こうした状況に、世界のトップシェフたちは、地産地消の徹底、絶滅危惧種の不買、また、食の安全のための栽培・飼育から製造・流通の過程が明確になったものしか使わない、食は無駄にしないで使い切る、こういったことの活動に取り組まれております。

「技術、意識の高い料理人は、食文化を地球環境問題として捉えているからです」と、辻氏は語られています。

料理マスターズは今年度で8回目ですが、延岡市北浦の吉田善兵衛さんが第6回大会で受賞されています。農林水産省の料理マスターズのような宮崎県版の料理人顕彰制度を創設できないものか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県での食育や地産地消を進める上で、地域食材を上手に使っていただく料理人の方々との連携は、大変重要であると認識しております。そこで、例えば、「みやざきの食と農を考える県民会議」が実施します、小学生を対象とした「味覚の授業」の中で、11名の料理人の方にメイン講師として御協力をいただいているところであります。今後とも、料理人の方々との連携を深めるため、御提言のあった農林水産省の料理マスターズへの積極的な推薦や、県内での顕彰制度の創設などを含めまして、その方策を幅広く検討してまいりたいと存じます。

○高橋 透議員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思っています。先日、延岡で食の会議がありました。その感想といたしますか、宮日の県北版の「さんしょの実」で見ましたら、小野二郎さん、すきやばし次郎というお店のオーナーで、すし職人ですけれども、この方が物すごく食材を褒めていらっしゃいました。とにかく東京では食えない味、新鮮さに本当に感動されていたようですが、これを創設されていけば、外国人の観光客はもちろんですが、それ以外の日本人観光客、そして間違いなく地域の活性化になります。ぜひ検討いただきたいと思います。

今の農政水産部長の答弁の中で、「味覚の授

業」のお話をされましたが、私は、先月の25日、母校の酒谷小学校でこの授業がありましたから、参加をいたしました。もともとはこの「味覚の授業」、フランスで取り組まれた味覚の教育で、日本では2010年から、本県では3年前から始まった授業であります。授業を見ていて、子供たちは興味津々、楽しそうに授業を受けていました。食への関心をさらに高めたものと感じ取ったところであります。この「味覚の授業」をどう教育長は評価をして、今後取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 「味覚の授業」につきましては、料理人や生産者等による講話、調理実習等の出前授業を通しまして、味の基本となる味覚に関する理解を促し、味わうことの楽しさに触れさせることを目的として、「みやざきの食と農を考える県民会議」が、県内の小学校及び特別支援学校30校を対象として実施したところであります。学習後に、児童からは、「味覚を通して食べ物に興味を持った」「食べ物に感謝して食べたいと思った」などの感想が寄せられております。この取り組みは、児童にとって、食に対する関心を高めたり、感謝の気持ちを実感したりする上で大変貴重な機会となっておりまして、学校における食育推進の観点からも大きな意義があったと考えております。県教育委員会といたしましては、今後も関係部局・団体等と連携し、市町村教育委員会に対して、こうした取り組みを紹介しながら、学校における食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 御存じのように、ファストフードとかレトルト食品が非常に普及しております。子供たちが本物の味を知っているのか心配であります。味覚を育むことは、子供たちの

脳の発達や感性を磨くことになると言われてます。舌の表面に味蕾という器官がありますが、8歳で急速にふえて、12歳がピークだそうです。それからは減っていくらしいですね。だから、小学5、6年生での「味覚の授業」は本当に大事なんです。

少し角度を変えてお尋ねします。神奈川県の大磯町、給食大量食べ残し問題が記憶にあると思いますが、給食の食べ残しは全国平均6.9%で、大磯町は何と26%です。ひどいときには、日によって半分以上が食べ残し、そういった日もあったようですが、本県の給食の食べ残しの状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 毎年度、県で実施しております「学校給食栄養摂取状況調査」によりますと、平成27年度の本県の公立小中学校における学校給食の主な残食状況は、主食の米飯については1.4%、おかずについては1.6%、牛乳については0.4%となっております。

○高橋 透議員 極めて食べ残しがない宮崎県の給食だということがよくわかりました。もともと宮崎県の給食というのはレベルが高くて、おいしいという評判はあったんです、昔から。そして県産の食材をよく使っていらっしゃる。本当にありがたいことであります。

この大磯町、もう一つ問題があるんです。給食製造販売会社に委託をしている給食なんですけど、写真を見ましたら、トレーとおわん、お皿が一体の盛りつけなんです。何が大変かわかりますか。子供たちは犬食いになっちゃうわけです。もう今は解消されたそうですけど、実は昔、ある大きな市の共同調理場の食器がこれだったんです。今、改善をされているようであります。こういったところも非常に子供たちにとってよくない食農教育だと、私は思っております。

ます。

そこで、教育長、学校給食は今、ほとんどが委託、共同調理場になりつつあることを非常に私は危惧するわけですが、今申し上げました共同調理場方式あるいは外部委託方式ではなくて、元来の自校方式が、子供たちにとって、食農教育の観点からすぐれていると思われまして。見解を求めたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 本県の学校給食調理場につきましては、自校で給食をつくって提供する単独調理場方式が26%、複数の学校の給食をつくって提供する共同調理場方式が74%となっております。単独調理場方式では、児童生徒が調理の様子を間近に見ることができることや、作りたてのものを食べることができることなどのよさがあります。一方、共同調理場方式におきましては、大量購入により食材を安価に調達できることや、運営面のコストを抑制できることなどのよさがございまして。学校給食調理場を単独とするか共同とするかにつきましては、学校給食の実施主体であります市町村において、地域の諸事情を踏まえ判断し、実施をしているものと受けとめております。

○高橋 透議員 教育長、今のは自身のお答えじゃないです。給食を実施する、当然、市町村立です。そこが実施主体ですから、そこが最終的には決めるんです。私は、教育長のお考えを聞いたわけでありまして。ちょっと残念でございますが、時間がありませんから次に移ります。

大人への教育、親への食農教育であります。料理研究家の土井善晴さんは、汁飯香、一汁一菜が日本の食文化の原点だと、「一汁一菜でよいという提案」の中で言われております。日本にはハレとケという概念があります。ハレは特別な状態、祭り事です。ケは日常。日常の家庭

料理は、いわばケの食事であります。両者の違いは、神様につくる料理と人間のためにつくる料理の区別です。手をかけるもの、手をかけないものという2つの価値観がありますが、今はこの価値観がごちゃごちゃになって混乱させていると、土井さんは指摘をされています。多くの人がハレの価値観を家の食事に持ち込み、料理とはテレビ番組等で紹介されているようなものでなければならぬというふうに思い込んでいるようであります。御飯とみそ汁は毎日食べても飽きません。元気で健康でいられる伝統的な和食の型が一汁一菜だということであります。和食は家庭で簡単につくれることを、土井さんはおっしゃっています。心配するのは、料理をしない家庭が今ふえていることです。とりわけ、共働きで、しかも子育て世代は大変です。加工食品を使って別の食材とまぜ合わせるのはまだいいほうです。スーパーででき合いのものを買ってお皿に移して出している家庭も、ひよっとしたらあるかもしれません。そこで、大人、親への食農教育の取り組みはどうなっているのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ライフスタイルの多様化が進む中で、家庭での食育を進めるためには、子育て世代である大人への食育が大変重要でございます。そのため、「みやざきの食と農を考える県民会議」では、県内119名いらっしゃる食育ティーチャーが中心となりまして、親子での伝統料理講座や農業体験学習等を各地域で実施しますとともに、「健康と食のフェスタ」の開催による幅広い世代への食育の啓発等を行っているところでございます。今後とも、次世代を担う子供たちが、健全な食生活を営み、成長できる環境を育めるよう、大人への食育にも積極的に取り組んでまいりたいと

考えております。

○高橋 透議員 店は開いていらっしゃるんですよね。いろんな取り組みをされています。教育現場でもそうです。ただ、肝心な方々がそこにお見えになっていないんです。これは仕事の都合とかでいろいろあると思うんですが、いろいろな取り組みをしているわけですから、そこに対象となる方にぜひ来てもらいたい。例えば、参観日にそういった取り組みの一つをやるとか、いろいろな工夫をやりながら、少しでも食農教育が行き渡るように取り組んでいただきたいと思います。私もよくみそ汁をつくるんですけど、具たくさんです。だから子供には嫌がられました。土井さんの本を見ると、ピーマンが丸ごと入っていたりとか、ブロッコリーの大きなのが入っていたりとか、そういうみそ汁でいいですよ、簡単に。ぜひ普及させていただきたいと思っています。

次に移ります。日南の製材組合がことしの2月に、地元の金融機関の仲介によって台湾へ市場調査に行かれております。高温多湿の台湾ではシロアリ被害に苦慮されています。現地の建築業関係者は、舐肥杉がシロアリに強いとの特徴にすごく興味を持たれたそうです。台湾はアパート住まいが多く、市場はまだ小さいと伺っていますが、舐肥杉の台湾輸出に向けた取り組みについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、県産材の販路拡大に向けて、東アジアを対象に輸出促進に取り組んでいるところでございますが、台湾も重要な輸出先として位置づけているところでございます。これまで台湾への輸出では、木材の市場調査を初め、展示会への出展、現地の木材関係者や大学との意見交換などを実施してきたところでございまして、来月にはセ

ミナーを開催することにしております。現在、台湾への輸出は、工事用型枠などの産業資材向けが中心となっておりますが、今後は、住宅用プレカット部材など、より付加価値の高い木材製品の輸出強化を図ることが重要と考えております。県産飢肥杉は、議員おっしゃいましたように、シロアリに対してすぐれた抵抗性を有しております。台湾の風土に適した住宅部材であると考えておりますので、このような飢肥杉の特徴や本県の高い木材加工技術を積極的にPRし、輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。来月のセミナー、楽しみにしております。RCづくり、鉄筋コンクリートづくりでも、間仕切りに必ず木材を使うんです。そして今、台湾では、アパートのテラス、デッキに板材を使って外で家族で食事ができるようにするのがはやっているらしいです。少なからず需要は拡大していると思いますから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、油津港を利用した木材輸出の拡大に向けて、現状では用地が不足すると考えられます。その用地確保についてどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 油津港における木材輸出につきましては、限られた埠頭用地の中で荷役作業を効率的に行うため、これまで、県有地の利用調整や薫蒸用地の舗装などの対応を行ってきたところであります。木材関係者からは、油津港を利用した木材の輸出を今後さらに拡大したいとの意向を伺っており、その実現に向けては、木材の集積等を行う用地の確保が必要であります。このため、未利用となっている民間所有地の活用も含め、土地所有者と

意見交換を行うなど、今後とも官民で連携しながら、用地の確保に向けて調整を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 卵が先か鶏が先か、よく言われるんでしょうけど、油津港は——これは私が言ったんじゃないですからね——物流会社からは「サービスが悪いんですわ」というふうに言われているらしいんです。タグボートがない、ガントリークレーンがない、水先案内人がいない。接岸料が高いかどうかわかりませんが、タグボートだけは志布志から持ってきますが、回航費というのが要ります。これは使用料とは別です。その分は県と市で助成してもらっていますが、それでも22万円ぐらい別に払っているわけです。だから、そういったところの違い。県土整備部長、間違いありませんか、答弁してください。

○県土整備部長(東 憲之介君) 油津港においては、タグボートが常駐していないということがありまして、今、志布志港から持ってきている。それに対する回航費は荷主が負担するということになっておりまして、現在、県と日南市においてその回航費の補助を行っているというような状況になっております。

○高橋 透議員 繰り返しますが、卵が先か鶏が先かの議論なんですけれども、物流が多くなり活性化するまでは、何らかの配慮を、いわゆる利用者負担の軽減をしていただくことが、油津港が今から大きくなるための一つのやり方だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、日本農業遺産の取り組みについてお尋ねしていきます。

日南カツオ一本釣り漁業と田野町大根やぐらが申請の準備を行っていると同っております。

認定に向けたスケジュールと認定に当たってのポイントについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 日本農業遺産は、農林水産省によりまして昨年度創設された制度でございまして、現在、全国で8地域が認定されております。今回の公募につきましては、来年早々にもなされると伺っており、前回のスケジュールを参考にしますと、1次審査、2次審査の後、平成30年度、来年度内には新たな地域が認定されるものと考えています。審査のポイントとしましては、伝統的な農林水産業システムであること、全国的にも貴重な事例であり、現代的な意義を有することなどとされています。本県では現在、宮崎市の大根やぐらと日南市のカツオ一本釣りの2地域で認定に向けた取り組みが始まったところでありますので、県としましては、積極的に支援してまいりたいと考えています。

○高橋 透議員 わかりました。県内には農業遺産に登録すべき候補地、私はほかにも結構あるんじゃないかと思っているんです。どのようにアプローチをしていかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） この日本農業遺産は、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価・認定するものでございます。そういった点におきまして、県内には、世界農業遺産である高千穂郷・椎葉山地域のほかに、古くから引き継がれてきた伝統的な農林水産業など、日本農業遺産にふさわしい地域がほかにもあると考えています。このため、県内の市町村等に対しまして、制度の意義や認定のメリット等を積極的に周知し、候補となる地域の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 残しておきたい大切なもの、本当にあると思うんです。ただ、市町村では職員の数とか専門性に限界があるんじゃないかと思っているんです。ぜひ県で支援できるところは可能な限りやっていただいて、申請に運んでいただきたいと思います。と思っています。

次に、国道220号の防災対策について伺ってまいります。

10月29日の台風22号の豪雨で、国道220号はのり面大規模崩壊によって2週間の全面通行どめになりました。6月20日ののり面崩壊よりも規模が大きく、通行どめは1カ月以上になるだろうと言われてきました。ところが、国土交通省を初めとする関係各位の昼夜を問わずの御尽力で、何とか2週間で通行どめ解除となりました。しかも、片側通行ではなくて2車線通行可能ですから、大変喜んでいるところであります。心から感謝申し上げます。

4カ月の間に2カ所ののり面大規模崩壊です。国道220号沿線の鶴戸地区住民を初め、観光関係者、通勤者などへ、不便と心労をおかけしました。6月20日ののり面崩壊箇所はいまだに片側通行であります。9月に引き続いての質問になりますが、国道220号日南防災事業における北区間と宮浦一風田間の状況について、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道220号日南防災事業は、国において、宮崎市内海から日南市富士間の延長2.6キロメートルを北区間として、平成23年度より整備が進められております。ことし3月までに約54%の用地を取得し、7月には伊比井から富士までの延長724メートルのトンネル工事に着手されたところであります。引き続き、残る事業を進めるために必要な用地の取得や設計などを行っていると思っております。

ります。日南市宮浦一風田間につきましては、現在、事業化がされていない状況となっておりますが、国からは、「現時点では、北区間を優先して整備を進めているところであり、この区間については、北区間の整備状況を踏まえながら、事業の着手時期等について検討していきたい」と伺っているところであります。

○高橋 透議員 宮浦一風田間、仮称南区間と私ども言っておりますけれども、今の答弁を聞きますと、まだ白紙ですよ。ね。「北区間を優先して」だから、北区間の事業が終了しないと南区間は事業化しません、予算はつきませんよということだと思えます。私はそれでいいんでしょうかと。もし仮に国交省にそういう手法、既定方針があるのであれば、改めていただきたい。南区間の防災事業着手を早期に発表していただきたいと思っているんです。南区間の早期整備について、国に強く求めるべきだと思いますが、国交省から着任されています鎌原副知事に、ここは大きな声で答弁をいただきたいと思えます。

○副知事(鎌原宜文君) 国道220号は、観光振興や地域の産業に寄与するとともに、沿線住民の生活や救急医療を支える、まさに命の道であると認識をしております。しかしながら、御指摘の宮浦一風田間につきましては、ことしの6月と、さらに、続いて10月にも大規模な斜面崩壊による通行どめが発生し、沿線住民の方々の生活等に大きな影響が生じたところでございます。幸い、今回の通行どめにつきましては、国土交通省の尽力によりまして短期間での交通確保がなされましたが、私自身、現場を訪れまして被災状況を目の当たりにし、改めて抜本的な防災対策の必要性を感じたところでございます。このため、現在実施中の日南防災事業北区

間の早期完成はもちろんのこと、宮浦一風田間の早期事業化につきましても、私自身、その後、機会を捉えて国に訴えてまいりました。今後とも、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となって、引き続き国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお願ひいたします。

私、素人ながら、南区間の事業着手するときの手法なんですけど、現道ののり面対策を行っていけば、工期も短く、事業費も圧縮されるのではないかと思っているんです。そしてまた、景観も担保されますよね。そういったところの見解を県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 国道220号の宮浦一風田間の防災事業につきましては、現在事業化されていないということから、国からは具体的な計画は示されていない状況でございます。当地域は地形が急峻で、地質も脆弱であり、県が行う工事の事例から考えますと、のり面対策で整備を行う場合、長期的な安全性を確保するには多額の費用が必要となる場合があること、また、通過交通に対する施工時の安全対策も必要となることなど、さまざまな課題があると思われまことから、防災対策上、トンネルによるバイパス整備が効果的な場合もあると考えられます。いずれにいたしましても、国においてさまざまな視点から検討がなされるものと考えており、県といたしましては、地域の実情に即した災害に強い道路づくりを、国に対しお願ひしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。地域の実情に即した検討がなされるということですから、見守っていききたいと思えます。

最後になります。教育関係ですけど、教師力をいかにつけていくか。本年度においても教職

員の不祥事が後を絶たない状況にあつて、教育長を初め苦慮されていることとお察しいたします。本県ではまだ大きな事件として取り上げられていませんが、他県では、生徒が教師に暴力を振るう動画が映し出され、話題となったところでもあります。教職員も人間ですから、さまざまな悩みを抱えられるときがあると思います。そのときにいかに乗り越える力があるのかということだと思います。そこで、教師自身の人間力を高める必要があると思いますが、教育長の考えを伺います。

○教育長(四本 孝君) 私は、本県の教職員一人一人が、子供に対する愛情と教育に対する情熱、使命感を持って絶えず学び続けることで、学習指導や生徒指導等に関する専門性を高めることに加えまして、社会人としての幅広い教養、あるいは高い倫理観、心豊かな人間性を身につけることが欠かせないものと考えております。お話にありました、教職員の人間力を高めるためには、とりわけ社会の現実をより深く理解することが必要であると認識をしております。現在、県教育委員会では、本年4月に改訂をいたしました「教職員の資質向上実行プラン」に基づきまして、福祉体験研修や民間企業における社会体験研修のほか、地域ボランティアなどの地域人材を介して、学校と地域社会の結びつきを強める取り組みを進めているところでございます。このことは、教職員自身の資質を高めるのみならず、子供たちへのキャリア教育の推進にも資することから、引き続き、地域の御協力をいただきながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今おっしゃいました、社会の現実を理解する、私、ここが一つのポイントだというふうに思っています。評論家の佐高信さ

んという方がいらっしゃいますが、この方がある本の中で次のように言われています。「現実社会とは、ばい菌の生息する社会である。そして始末の悪いことに、このばい菌には魅力あるものがある。ばい菌を毒あるいは悪人と言いかえてもいいが、生きるということは、もともとこうしたものと無縁ではあり得ないこと。ところが、隔離された清潔社会の学校では、ばい菌の力も弱くなり、小悪人はいても、魅力ある悪人など影も形も見えない。だから、ちょっとした悪にびっくりして、悪の魅力を知ることができなくなってしまう。実際にそうした悪をやるかどうかは別にして、教師がその魅力を知っているかどうかは、悪(わる)の生徒たちに対したとき、随分大きな違いを生むのではないだろうか」。もう既に亡くなっている方なのですが、阪急電鉄の相談役であった清水雅さんは、「悪いことができない人より、悪いことができて悪いことをしない人が成功する。実業界というものはこうしたものです」と語られています。佐高氏は、教師たちにこの言葉、この弁証法をわかってほしいと語られています。薬学のことを昔は毒物学と言ったそうです。薬とは毒であつて、毒にもならない薬は、それこそ何の役にも立たない。ただ、この毒の力、あるいは悪の魅力を知るためには、佐高さんは、「教科書をきっぱり捨てて、大衆小説、それも悪人が描かれた池波正太郎の「鬼平犯科帳」や松本清張、清水一行などの小説を読むことを強く薦めたい。なぜなら、優等生の教師たちは、余りにも悪あるいは悪人を知らな過ぎる。「悪を知らない善はもろい」と言われるが、悪を知らずして善は教えられるだろうか」と語っております。

最後に、先日、私は、大阪の釜ヶ崎で38年に

わたり活動が続いている、こどもの里を舞台にしたドキュメンタリー映画「さとにきたらええやん」を日南で見ました。社会の現実や裏側をしっかりと訴えていた映画でありました。教職員を初め、ぜひごらんいただきたいと思います。少なからず、力、エネルギーをもらえると思います。どうか今後もさまざまな取り組みを行っていただきたいと思います。

今回の質問では、食を中心に多く質問を取り上げましたが、食の環境問題を初め教育との密接な関係など、奥深いものを改めて学んだところでもあります。子供たちが「味覚の授業」で興味深く真剣に学ぶ姿に、これからの明るい未来を感じ取ったところです。私たちも食の問題に真剣に取り組んでいかなければならないことを申し上げて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について2点伺います。

最初は、カジノを中核とするIR(統合型リゾート)についてです。知事は先日、セガサミーホールディングスの視察要請に応じて、韓国で4月にオープンしたIR「パラダイスシ

ティ」を視察されたとのことですが、視察の目的や内容、カジノに対する認識等をお聞かせください。

2点目は、核兵器禁止条約についてです。ことし7月7日、国連会議において、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連加盟国の3分の2(122カ国)の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心にとどめる」と盛り込み、加盟国に、核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道もつくられています。事実上、核兵器に「悪の烙印」が押されました。

9月20日からは、その批准に向けた各国の署名が始まり、核兵器禁止条約は国際法としての生命力を発揮するに至っています。唯一の被爆国である日本で、核兵器の非人道性を身をもって体験した被爆者の方々の「再びヒバクシャをつくってはならない」という活動が世界を動かしたと評価されています。この国連で採択された核兵器禁止条約について、知事はもちろん賛同されると思いますが、御所見を伺いたと思います。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、パラダイスシティの視察についてであります。今回の視察は、国際定期便の維持・充実のため、韓国を訪問した、その機会を利用し、統合型リゾート(IR)に関する情報収集の一環として実施したものであります。現地の日本人スタッフの案内によりまして、カジノやホテル、コンベンション施設、家族で楽しめる

プールやキッズゾーンなどを見学させていただきました。

さらに、来年秋のグランドオープンに向けて、商業施設やスパなどを整備中との話を伺い、I Rというものが、えてしてカジノに注目が集まりますが、幅広い層が楽しめる総合的なエンターテインメント施設であるということを変更して実感したところであり、観光地として、またM I C E開催地としての本県の魅力を今後どのようにして高めていくのか、いわばそういう場所のライバルのあり方というものを視察し、さまざまな地域のあり方について思いをめぐらせたところでもあります。

次に、核兵器禁止条約についてであります。本年7月に国連で採択されました核兵器禁止条約につきましては、多くの国が我が国と同様に「核兵器のない世界」を目指すという思いを共有している点では、評価されるべきものと考えておりますが、「核軍縮を進展させるためには、核兵器国と非核兵器国との協力による現実的かつ実践的な取り組みを積み重ねていくことが重要である」という我が国の考え方とは、アプローチを異にしているものと受けとめております。

北朝鮮の核実験や弾道ミサイルが、唯一の被爆国である我が国の安全に対する大きな脅威となっている中で、「核兵器のない世界」の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との協力は不可欠であります。私としても、子を持つ親として、「核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会」を子孫に引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務であると考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 御答弁をいただきました

が、先に核兵器禁止条約について話を進めたいと思います。御答弁いただきました核兵器禁止条約については、唯一の被爆国である日本の政府が、核兵器禁止条約の国際交渉に反対して、この国連会議に出席しなかったことに、世界各国から失望の念が示されたところです。

残念ながら、日本政府はこの核兵器禁止条約への署名にも批准にも背を向けていますが、唯一の被爆国としての責務を果たす上からも、一日も早く署名・批准すること、また、それまでの間はオブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加することが求められていると思います。そうした立場に立つてこそ、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡しを務めるとして行った今回の賢人会議も、大きくその役割を果たし得ることになるというふうに私は思います。

現在、世界中で取り組まれております「ヒバクシャ国際署名」は、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める内容のものですが、既に国内では、13の県知事を含む全国700近くの自治体首長が賛同署名をされております。ぜひ河野知事にも、署名はもちろんですが、「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する宮崎県宣言」を決議している県の知事として、平和行政を積極的に進めていただくことを強く求めたいと思っております。先ほど御答弁をいただきましたけれども、明確に核兵器禁止条約についての知事のお考えを再度述べていただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁したとおりであります。核兵器のない世界を目指していくべきだという思いを大変強く持っております。ことしの夏、広島に参りましたときも、リニ

ューアルされた原爆資料館、私も視察してまいりました。改めて、そのようなことが二度とあってはならないという思いを強くしたところでもあります。

核兵器国と非核兵器国が連携する中で、しっかりとした、そういう核兵器のない世界を目指していくということで、国においては、そういうアプローチが異なるということでの今回の対応であります。しっかりと我が国としての方針というものを世界に向けて発信していく、そして、多くの賛同する皆さんとともに核兵器のない世界を目指していく、その歩みというものをしっかりと進めていくことが重要であると考えております。

○前屋敷恵美議員 繰り返しになりますが、唯一の被爆国である日本が明確に核兵器禁止条約に賛同するという立場に立ってこそ——今お話にありました北朝鮮の核開発の問題、また、きのうはミサイルを発射するという重大なことが起きましたけれども、そういった北朝鮮に対してはっきり物が言えるというのは、日本の政府が明確な立場を表明することで対話を深めていく、そういう立場で、知事としても、平和に向けて、核廃絶に向けて、宮崎県の行政も含めて進めていただきたい、このように強く要望するところでございます。よろしく願いいたします。

次に、カジノについて話を進めたいと思います。韓国のIR「パラダイスシティ」に視察に行ったことについて、お答えもいただきました。セガサミーホールディングスは、宮崎でのIRの開業計画をもって知事に視察を要請されたのでしょうか。知事はどのように受けとめて視察に行かれたのか、その辺のところもお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) そのような計画をお持ちかどうかは、承知しているところではございません。先ほど答弁で申し上げましたが、IR(統合型リゾート)と言うとき、カジノの有無に注目が集まりがちであります。先ほど答弁で申し上げましたようなパラダイスシティというものも、今のシーガイアにしても、ホテルとかコンベンション施設、またそれ以外のさまざまなエンターテインメント施設のある、まさに総合的なリゾートの施設であろうと考えております。そのあり方を、私としては視察したところであり、またセガサミーの側としても、そういう韓国での事業展開というものを紹介することでのお声がけをいただいたものと考えております。

○前屋敷恵美議員 IR(統合型リゾート)というのは、その中核と申しますか目玉は、やはり知事が言われたようにカジノなんですね。そのほかのショッピングであるとか、宿泊であるとか、遊園地を含む、子供たちが楽しむ、そういう施設に問題があるわけではなくて、カジノを中心に据えたということが大きな問題になっているわけでございます。

そういった意味で、ギャンブル依存症の問題について少し伺いたいと思いますが、厚生労働省が9月29日、全国疫学調査の中間まとめで、ギャンブル依存症が疑われる状態を経験した成人が3.6%と推定され、人口換算で320万人に上るという調査結果を発表しました。諸外国は1%前後ですから、日本の数は突出しており、被害の深刻さが改めて示されたというふうに思います。

最も費やしたギャンブルは、パチンコ・パチスロで78%を占めておりました。パチンコ・パチスロ台数の全国第1位が宮崎県です。ギャン

ブル依存症が疑われる確率は極めて高いと推測されますが、県はどの程度把握しておられるのか、また、どのような対策を講じておられるのか、福祉保健部長に答弁をお願いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 先ほども議員からお話のありました、今年度を実施された国の調査の中間報告によりますと、全国で、20歳から74歳の約320万人の方が、パチンコや競馬などのギャンブル等依存症が疑われる状態になったことがあると推計されており、これを本県に換算すると約2万5,000人となります。

依存症対策として、県では、精神保健福祉センターや保健所等において、ギャンブルなどさまざまな依存症に関するパンフレットの配布や精神科医師などによる相談を行うとともに、家族への支援として、悩みを分かち合う「家族のつどい」や、依存症を正しく理解するための家族教室を開催しているところであります。今後とも、依存症に対する正しい知識の普及啓発や、本人や家族への支援に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、部長がお答えいただきましたけれども、現在で推定される数が県内2万5,000人ということでした。これはあくまでも推定なんですけれども、社会的にも今、ギャンブル依存症対策が急がれているというときに、新たに依存症になる人が生まれるようなカジノをつくることについて、知事はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ギャンブル依存症対策は、大変重要な課題だというふうに考えております。私は以前、総務省で宝くじの担当をしておりましたが、そのときには、公営競技、いわゆる競輪、競馬、競艇等の自治体側の窓口の業務をしておりました。それは、売り上げが減少

する中で、いかにそれを公的にコントロールした中で存続を図っていくかという制度設計のところに力が入っておりましたが、ギャンブル依存症対策の議論というものが十分ではなかったのかという、じくじたる思いもあるところであります。

今回、IR法案等が議論される中で、改めてギャンブル依存症対策が議論されることは、非常に意義あることだというふうに考えておるところでありまして、カジノの導入に当たりましては、現在、国において検討されておりますIR実施法等において、ギャンブル依存症などカジノが抱える課題に対する制度上の措置が十分になされる必要があるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 カジノの誘致により、ギャンブル依存症の拡大は避けられないというふうに私は思います。精神保健福祉法が自治体に義務づけております、ギャンブル依存症などの精神障がい者発生予防義務というのがありますが、私はこれに明らかに反することにもなるのではないかと思います。県民の暮らしや福祉の増進に努めるという地方自治体の役割からも逸脱するものではないかと思いますが、改めて知事の考えをお示しいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） IRにつきましては、経済の活性化や観光浮揚につながる、そのような効果というのを期待されているところでありますが、答弁申し上げましたように、ギャンブル依存症などについて、必要な措置・対策が講じられることがあくまでも大前提になるというふうに考えておるところでございます。現在、国において検討されているIR実施法案等において、こういった対策が十分になされるかどうか注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、依存症対策がなされ

れば、それで事足りるという問題ではないと思っています。カジノが誘致されれば、ギャンブル依存症の拡大、反社会的勢力の介入、多重債務問題の再燃、青少年への悪影響といった、カジノが必然的に生み出す社会的害悪をなくすることはできないというふうに思います。今言われたような「クリーンなカジノ」とか「依存症対策を講じれば大丈夫」というようなことは成り立たないと私は思います。

また、カジノから利益を得ようとする立場とカジノの弊害を抑えようとする立場は、本来相反するわけで、カジノ運営業者は依存症に苦しむ住民がふえるほどもうかる、こういう仕組みになっていると私は思います。観光客の増加、地域経済の活性化、雇用・税収増などで経済効果がある、それが公益と、もし知事がお考えなのであれば、県民の安全と利益を守る立場を逸脱しているというふうに言わなければならないと思います。賭博は、国民の公益を害するから刑法で禁じられているのです。カジノ解禁推進法が成立した後でも、マスコミの世論調査では、反対が約7割に及んでいます。

カジノの誘致は、住民の幸福追求を保障する自治体の責務が投げ捨てられ、宮崎の文化的な基盤さえ壊されることになりかねません。宮崎にカジノを持ってこなくても、価値ある文化や恵まれた自然、豊かな食材などを生かした観光立県を目指すことができるはずです。これは、先ほどの質問の中でも、こういうことがる語られたと思います。この方向こそ追求すべきことではないかと思います。百害あって一利なしのカジノの誘致は断念することを、強く申し上げておきたいと思います。

次に移ります。種子法廃止による影響と対策について伺います。

米や大豆、麦などの種子の安定供給を支えてきた法律「種子法」、正式には「主要農作物種子法」ですが、突如として廃止になりました。ことしの2月に閣議決定され、4月に可決・成立、来年4月1日に廃止されるという超スピードです。廃止に至る理由を国はどのように言っているのか伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 主要農作物種子法は、戦後、食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定されたもので、稲、麦、大豆について、全ての都道府県に、優良な種子の生産と普及を促進するための措置を義務づけるものでございます。

本法律の廃止の理由につきまして、農林水産省からは、1点目、制度発足時と比べて種子の品質が安定してきたこと、2点目、全ての都道府県に対し、優良品種の決定や原種の生産などを義務づける必要性は低下してきていること、3点目、都道府県中心の制度であるため、民間事業者が参入しにくい面があることとの説明を受けているところでございます。

○前屋敷恵美議員 では、これまで県は、種子法のもとでどのような役割を担ってきたのか、伺いたいと思います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県におきましては、これまで、本法律に基づき、農業試験場で育成されたヒノヒカリに代表されます優良な種子の開発と普及に努めますとともに、農業者が求める品質の高い種子を安定的に供給することにより、農業経営の安定に貢献してきたところでございます。

○前屋敷恵美議員 先日、宮崎日日新聞の投書欄には、「種子法廃止で食の未来が心配」と県民の方の危惧の声が寄せられていました。「主

要種子を民間の自由競争に委ねてよいのか。既に野菜などは、巨大な多国籍企業が次々と中小の種苗会社を買収している」「手厚く守られてきた公共種子が、多国籍企業の遺伝子組み換え種子に置きかえられるかもしれない。遺伝子組み換えの米は安全性も疑問だ」「企業は利益を優先するから、今まで都道府県が安く供給してきた種子が今後は入手困難になるかもしれない」「種子の値段が上がれば生産価格も上がるだろう」「政府は、安易な規制緩和をやめて、安全・安心な種を守るべきだ」と、投書はこのように種子法廃止による将来の不安を率直に述べておられます。私も同感できるものです。

種子法の廃止には、「都道府県の種子生産に予算を確保する」といった附帯決議がつけられました。が、予算の根拠となっていた種子法がなくなるわけですから、早晩、予算確保は難しくなっていくのではないのでしょうか。これまで本県が育成してきた品種の種子は今後も安定的に供給されるのか、伺いたいと思います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県といたしましては、本法律が廃止された後も、農業者への影響がないよう、原種の生産や種子の開発を継続しますとともに、宮崎県産米改良協会を中心としました現在の種子供給体制を維持し、種子の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 それぞれの地域に適した良質な種子を奨励品種に指定・普及するために、農業試験場などに国が支出をしてきたわけですが、種子法の廃止で、事実上、国の予算確保の担保を失うこととなります。種子法の廃止は、食料自給に対する公的責任を外すことにつながるというふうに思います。今でさえ食料自給率が38%に低下するもとの、到底認められるもの

ではありません。今後、県が種子の安定供給に責任を持つことは重要なことです。しかし、県だけで担えるものではないと思います。国に予算の確保をしっかりと求めていくことが必要だと思いますが、部長の御所見があれば伺いたいと思います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 今回の種子法の廃止に伴いまして、参議院のほうで附帯決議がなされておりまして、財源措置は十分留意するというごさいますので、そこら辺を踏まえながら、本県としても、しっかり国に予算措置について訴えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 よろしく願いいたします。

今後、多国籍企業、民間企業が種子を提供することが主流になり、遺伝子組み換えの種子などが広く出回るようになった場合、種子価格の高騰なども含めて、農家がつくりたい米がつかれなくなるのではないかなど、農家に与える影響をどのように考えておられるのか伺います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 今回、民間企業が参入しやすくなるということで、種子法の廃止ということになったわけでごさいます。この影響につきまして、現時点で将来を見通すことは困難でございすけれども、先ほどから申し上げているとおり、県としましては、現在の種子供給体制を維持することで、農業者に極力影響が出ないように取り組んでまいりたいと考えているところでございす。

また、遺伝子組み換え作物についての御指摘もございましたが、現状でもその作付は可能なんです。が、依然として消費者の懸念が根強いところでありまして、国内では、食用や飼料用の商業栽培は行われていない状況でございす。

今回の廃止によりまして、遺伝子組み換え作物の種子が流通することは考えにくいというふう

に認識しているところでございます。
○前屋敷恵美議員 その点もお聞きしたかったんですけど、消費者の立場から、遺伝子組み換えの問題、食の安全、健康阻害の問題、そういったものがさまざまに危惧されるということなので、米を食する消費者の立場で、安全面とともに、米や食品の価格も高騰するのではないかと懸念もあるわけで、そのところは今お答えにもありましたけれども、再度、御答弁いただきたいと思

います。
○農政水産部長（大坪篤史君） 今回の種子法の廃止に伴って、直ちに食品価格が上昇するということは考えにくいかなと思います。一方、遺伝子組み換え作物につきま

しての安全性については、内閣府に設置されている食品安全委員会がリスク評価を行いま

して、問題がないと判断されたもののみ流通されている状況でございますので、今後とも、安全性は十分に担保されるものと認識しているところでござ

います。
○前屋敷恵美議員 これまでの御答弁で、県はこれまでと同様に、優良な種子の生産と普及を行って

いく、そういう責任ある立場を追求することですので、ぜひ、その点、追求していただきたいと思

います。
○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、これまで、主要農作物種子法に基づきまして、優良な種子の生産と普及を通じ、農業者の経営の安定や、高品質な農作物を求める消費者ニーズに対応して

きたところでございます。今般、法律による義務づけはなくなりますが、県としましては、引き続き、原種の生産や種子の開発を継続し、現在の種子供給体制を維持してまいりたいと考えて

おります。
○前屋敷恵美議員 日本・宮崎の農業、それと住民・県民・国民の食の安全にかかわる問題です

ので、ぜひ県としての責任も十分果たして

いて伺います。

公営住宅入居の際に必要な条件とされている保証人要件で、2名の連帯保証人が必要となっておりますが、とりわけ高齢者や生活保護を受給しておられる方々が困難を抱えるといった状況があります。この連帯保証人について、現在の対応を伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 公営住宅は、低額所得者であって、住宅確保要配慮者を含め、住宅に困窮している方々に対し、低廉な家賃で住まいを提供する制度であります。家賃の確実な納付について入居者とともに対応していただくほか、住宅の適切な使用について御協力をお願いするため、県では、原則2名の連帯保証人を選定いただいているところであります。ただし、高齢者や、生活保護受給者で家賃の代理納付を受けている方など、困窮度が高く連帯保証人の選定が困難な方については、必要に応じて連帯保証人を1名とする要件の緩和を行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 1996年、当時は建設省でしたけれども、「公営住宅管理標準条例について」の通達を出して、保証人を免除することができることを例示しております。県は、この通達を踏まえてどのように対応したのか、伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県の「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」におきましても、1996年（平成8年）に、当時の建設省から示されました「公営住宅管理標準条例について」の通達を参考に、知事が特別の事情があると認める場合には、連帯保証人を必要としないこととすることができる条項を設けております。なお、本県ではこれまで、この条項を適用して、連帯保証人を免除した事例はございま

せん。

○前屋敷恵美議員 今お答えいただきましたが、県の条例で、「知事は、特別の事情があると認める者については、誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」ということをうたっています。しかし、この間、1件も特別の事情をもって免除の適用を受けた人がいないということですが、連帯保証人で困った人はいなかったということになります。しかし、決してそういう状況ではないというのが現実なんです。私もそういった方々から御相談を受けてきたところです。

県としては、住宅家賃の滞納・未収が発生することを心配する向きが多分にあるのではないかと推察いたしますが、とりわけ生活保護を受給しておられる方などの保証人は非常に困難で、免除を速やかに適用することが必要だというふうに思います。また、私はできると思います。特に、保護費の中には、住宅扶助費も含まれておりますから、事前に家賃を納めることで本人との約束を交わせば、未収は発生いたしません。こうした柔軟な対応も含めて保証人の免除の対応を行うことが必要だと思いますが、こうした相談対応などが全くこの間なされてこなかったということと理解していいのでしょうか。

○県土整備部長（東 憲之介君） 連帯保証人に関する相談等は、毎年かなりの数、上がっております。その中で、先ほど冒頭お話にありましたように、いろんな債務の履行の問題であるとか、そういうことがありますので、基本原則2名あるいは1名ということをお話ししています。そういう意味では、あるところでは、連帯保証人が立てられなくて、御辞退される方もいるのかなとは考えているところです。

○前屋敷恵美議員 公営住宅に入りたいという

ことで住宅を求めておられる方が、そういう条件が整わないために辞退されるというようなことがあってはならないと私は思うところです。公営住宅は、法でうたわれているとおり、住宅に困窮する住民への住居の保障であり、その役割を十分に果たすことが必要、求められているというふうに思います。

県は、連帯保証人の取り扱いに関する免除取扱要綱をつくらずにこれまでできていると聞いております。そしてまた、個別に対応しても該当者は一人もいない、こういう状況ですから、ぜひとも免除取扱要綱、具体的なものをつくる必要があるというふうに思います。国からの通知は、それでは全く生かされていないということになるかと私は思います。全国では、免除取扱要綱を策定して対応しているところが今、ふえてきているんです。

時間も余りないんですけど、一つ事例を挙げたいと思います。これは公営住宅ですから、県営住宅であり市町村営住宅、同じ精神で臨まなければならないところですが。これは佐賀市の事例なんですけれども、連帯保証人の免除ということで、ここは同じように、「市長が特別の事情があると認める者」とは、次の各号のいずれかに該当する者」だというふうに規定して、免除の要件を14項目にわたって詳細にうたっているんです。ですから、ここに該当する方は免除の対象になるということで、公営住宅法の精神がここでは生かされているのではないかと私は思うところです。ですから、ぜひ県も具体的な内容での免除規定要綱の策定が必要だと思いますが、部長の御答弁をいただきたいとしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 先ほどから質問の中にもありますように、公営住宅への入

居に当たりまして、仮に連帯保証人を求めないこととした場合に、家賃の滞納が生じた際に、債務の履行を請求できる相手方が入居者本人のみに限られてしまうため、滞納の円滑な解消に支障が生じるほか、例えば、単身入居者が体調を崩した場合の緊急の対応に支障を来すなどのさまざまな課題が想定されております。

このため県としましては、民法の改正がことし行われましたが、連帯保証人制度が変更されることに伴う国等の動向を注視するとともに、先ほど御質問にありましたように、他県においても連帯保証人を免除した事例もあるということでございますので、まずは、他県における取扱事例の調査を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ先進自治体で進められている事例を調査・研究して、県の要綱の策定に生かしていただきたいとしたいと思います。

一つ、先ほどの連帯保証人の確保が困難であると認められている方が、緊急連絡人の届け出をすれば、連帯保証人は免除できるという制度を設けているんですね。連帯保証人と緊急連絡人との受けとめというのは大変差があるんですよ。連帯保証人となりますと、全てにわたって責任を負わされる。しかし、その方の身の振り方であるとか、ひとり暮らしの方にいろんな問題が起きたときに、その連絡を受けて面倒が見れるというような連絡人制度というのは、ぜひとも要綱の中に明記して、公営住宅法の趣旨が生かせるような形で整備を図っていただきたいとしたいと思います。よろしく願いいたします。

これまでに、建設省の時代から、また国交省や厚生労働省などからも、こうした国の通知がたびたび行われて、困難を抱えている住民が入居しやすい条件整備が求められてきました。人

が生きていく上で欠かせない衣食住の「住」を確保するということから、県としても、公営住宅としての大きな責任があるというふうにいるところだ。ですから、ぜひ連帯保証人の免除取扱要綱を策定していただき、公営住宅法の精神にのっとして、本当に困っておられる県民の立場に寄り添った対応を切に求めておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、最後になります、宮崎市赤江の蠣原川河川整備について伺いたいと思ひます。

私の地元でもあります赤江の蠣原川は、宮崎空港の南に位置して、常に台風や大雨により農地が冠水し、年に数回は被害が出るという、被害の常襲地域でもございます。農家の皆さんの御苦勞は尽きません。何とか改善が図れないか、地元の長く強い要求でもございます。当河川は、ほとんど勾配がないという構造的な問題を抱える地域でもあり、その対策には、県土整備部を初め、農政サイドからの支援も受けて、これまで事業が行われてきた経緯もございます。そこで、現地の状況把握という点で、直近の状況で、台風18号、22号の農業関係被害について農政水産部長に伺いたいと思ひます。

○農政水産部長（大坪篤史君） ことしの台風18号による農作物等の被害につきましては、宮崎市や延岡市を初め県内全域で、普通期水稲や飼料作物の倒伏や土砂流入、ハウスの浸水・破損等が発生しまして、県全体で、被害面積は約610ヘクタール、被害額は約1億円となっております。

また、台風22号では、宮崎市や串間市、日南市における野菜や花卉の浸水被害を初め、日南市、宮崎市等でハウスの破損等が発生しまして、県全体で、被害面積は約160ヘクタール、被害額は約5億円となっているところでございま

す。

○前屋敷恵美議員 この赤江の地域は、これまでも、塩害で稲作の収量の半減や、国道220号にまで水があふれて、この間、車に支障を来すということもあったと、伺ってまいりました。また、近年は、今度の台風でも影響が出ておりますが、ハウス農家もふえており、直近の台風の直後、伺ったハウスでは、新規就農で農業を始めた青年が、「キュウリの苗が全部流れてしまっただめになった」と、新たな苗床をつくり直しておられました。また、千切り大根用の畑では、冠水被害で何度も種をまき直した農家もあり、多大な費用と労力が費やされ、あわせて収益の減少も懸念されておりました。

赤江地域の皆さん方は、河川改修促進協議会というのを立ち上げ、地域を挙げて、現地調査も行いながら、毎年、県に対策を求めて陳情され、一日も早い解決を願っておられます。年に何回もの冠水被害は、特に農家にとっては死活問題ということも言えるわけです。しゅんせつなど応急的な対応はあるものの、抜本的な対策には至っていないというのが現状です。蠣原川の河川の拡幅なども含めて、県として今後の対策をどのように考えておられるのか、お伺ひしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） この地区では、蠣原川が流れ込む本川の清武川において、洪水による家屋などの浸水被害を軽減するため、堤防の整備が完了しているところであり、今回のように、清武川の水位が上昇した際には、蠣原川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、農地の浸水被害が発生しているところでもあります。

蠣原川の浸水対策につきましては、これまでの検討で、現在の川幅を2倍程度に拡幅しても

河川の勾配が非常に緩く、ほとんど流れがないため、内水による浸水被害の軽減に対して十分な効果が期待できないとの結果となっており、河川の拡幅では抜本的な内水対策につながらないと考えております。したがって、少しでも浸水被害の軽減が図られるよう、農地保全を目的に、現在、宮崎市が管理している蠣原排水機場の機能を十分に発揮させるための既存施設の改善や、スムーズな水の流れを確保するための堆積土砂の除去など、宮崎市と連携しながら取り組んでいるところであります。

○前屋敷恵美議員 今、部長もお答えになりましたけれども、この川は勾配がほとんどない河川ということで、非常に悩ましい問題、課題なんですね。まさに構造上の問題を抱える河川で、これが一番大きなネックになっているんだというふうに思います。だからといって、このままで仕方がない、打つ手がないということで、このまま放っておくことはできないと私は思うところです。ここ数十年、こういう状況が続いてきているというのが、この地域の状態でもあります。

また、予算の問題もありますけれども、まずは、今、市との協働で方策を考えるというお話でありましたけれども、ぜひ方策を考えることに努力していただきたい。そこは専門家の粋を集めてできないものか。それは、今も言いましたが、予算を伴うことでもあり、抜本的な大がかりな工事になることもあるかもしれません。しかし、そこは、住民の皆さんの暮らしを守り、そして農家の皆さんの経営を守り、農産物を守っていくという点では、見過ごせない課題だというふうに思っているところですので、ぜひ、そういった意味では、努力をしていただきたいと思っております。

また今、ポンプのさらなる対策などのお話もありましたけれども、素人考えではありますけれども、新たな水路をつくって蠣原川に水が流れるようにしていく。そして今、蠣原川のポンプは3台ありますけれども、この間の台風22号のときには、フル稼働しても追いつかないという状況もありました。ふだんの雨、また一定の大雨の前などには、ポンプのところにまで水がなかなか流れてこないというような、これもまた構造上の問題かもしれませんけれども。そのためには、ポンプのところに水が十分に引いてこられるような対策も必要かと思っております。

ですから、また新たな水路の建設であるとか、さらにはポンプをふやして、水量に合わせてポンプの稼働を調整していくなどといったようなことも検討に値しないのかと思っております。ぜひ専門家の粋を集めて検討いただきたいと思っておりますが、再度、御答弁いただけませんか。

○農政水産部長(大坪篤史君) 今回の台風22号におきましては、1日の降水量が約400ミリの豪雨であったことから、蠣原排水機場の排水ポンプは稼働したものの、ハウス等への湛水被害が発生したところでございます。当地域は、非常に勾配の緩やかな地形でありますことから、排水機場へ水が集まりにくい状況となっております。したがって、今後、ポンプ設置等のあり方も含めまして、施設管理者である宮崎市と、さまざまな観点から新たな対策の可能性について意見交換してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 繰り返しになりますが、この地域は、以前、湛水防除事業でポンプなどは設置したところであります。湛水防除というのは、たまった水をどう引くかということなの

で、つからないための対策とはまたちょっと意味合いが違うといえますか、つからない、そういった被害をなくすための対策とはまた異なる状況でございまして、非常にここは難しい課題が横たわっているというのも十分私も承知しているところです。しかしながら、このまま放置することはできないということですので、ぜひ今後の検討をお願いしたいと切に求めるものでございます。よろしく願いいたします。

少し時間があるんですけれども、カジノについて、もう一度、繰り返しになりますが、知事に御見解をいただきたいと思っております。今、るるカジノの問題についてもお話をしてまいりましたけれども、IRの観光自体は、カジノがメインになった施設を立ち上げるということで、家族がみんなで楽しめるものをつくるということに反対するものではありませんけれども、その中に、今、大きな課題を抱えるカジノそのものを据えるという点でいかなものかと思うところです。ぜひ、カジノが引き起こすさまざまな害悪、そういったものも真剣に考慮していただきたい。そして、私は、自然の豊かな宮崎の地、観光の地にカジノは必要ない、カジノの誘致には反対という立場をこれからも表明していきたいと思っておりますので、しっかり受けとめていただきたいと思っております。以上で終わります。

(拍手)

○蓬原正三議長 次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。自由民主党の後藤哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

県内にある2つの10万都市で、中心市街地の活性化に向けた基盤整備が進んでいます。都城市では、地元にあった老舗百貨店の跡地を含む周辺エリアで、一体的な街の再生が取り組まれ

ています。一方、延岡市では、来春完成予定の複合施設を中心に、新しい街の将来像を描いています。そのような中、この両市に、知事を初め関係各位の御英断、御決断によりまして、またとない追い風が吹きました。

それは、2巡目国体に向けた施設整備で、山之口運動公園に陸上競技場を都城市と、延岡市民体育館敷地に体育館を延岡市との共同整備方針であります。スポーツランドみやぎの全県展開に向けた拠点づくりを初め、地方創生の観点からの人口のダム機能等、大きな効果が望めます。そこで知事に、都城市と延岡市に陸上競技場と体育館を整備する方針を決定されましたが、今後、両市及びその周辺地域の活性化にどのような効果を期待されているのか、お伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。本県人口は、平成8年の117万人をピークに、20年間で約8万人、6.9%減少しております。直近の国勢調査の結果では、県総合戦略の想定を下回りました。子供を生み育てられる高い潜在力を有している一方で、進学・就職時に若者の県外流出が続いています。地域中核企業の育成やフードビジネス等、地方創生の取り組みに成果が出てきていますが、さらには取り組みを推進するためには、少なくとも10年先を見通せる安定的な財源が必要であります。

ところで、平成30年度重点施策の推進では、さまざまな課題への対応に加え、政策評価の結果やインフラ整備によるストック効果の最大化の視点も踏まえ、「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに取り組むこととしております。そこで、平成30年度重点施策はどのような目的や観点で設定されたのか、知事の思いをお伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。東九州軸推進機構は、東九州地域の関係機関・団体・企業等が一体となって、地域連携軸としての東九州軸（北九州—大分—宮崎—鹿児島）を構築することにより、産業・経済を初めとした地域社会の活性化を図り、魅力ある東九州経済圏の形成に資することを目的として設立されています。そこで、東九州地域のさらなる活性化のため、東九州軸推進機構の取り組みを強化していく必要があると思いますが、当機構の参与でもあります知事のお考えをお伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。インバウンドの市場が拡大する中、全国各地でDMO（観光地域経営組織）の推進が目指されるなど、地域発で観光振興に取り組む動きが広がっています。しかし、外国人及び日本人旅行者の訪問先はゴールデンルートに偏っており、多くの地域が集客や情報発信に課題を抱えています。そのような中、地域が広く連携して進める観光まちづくりの重要性が増してきています。地域の観光振興に際した協力は、異なる県をまたいだ広域連携や地域内に集中した連携など、展開は多様であります。そこで、広域での観光誘致についての知事のお考え方についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、2巡目国体に向けた施設整備に関する効果についてであります。今回の施設整備は、将来への大きな投資となるものでありまして、国体及び全国障害者スポーツ大会の開催だけでなく、国体後を見据え、スポーツランドみやぎ

きを掲げる本県にとりまして、全県的なスポーツの展開、さらには地域の振興につなげていきたいという思いから、県としての方針を決めたところでもあります。

この施設整備によりまして、多数の参加者、多数の観衆が見込めるスポーツイベントや大会等の開催、誘致など、スポーツを地域資源として活用することで、県央部のみならず、県北、県西地域においても、交流人口の拡大や地域のにぎわいづくりが進められ、地域の魅力向上や観光振興など、周辺地域の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、平成30年度重点施策についてであります。来年度は、アクションプランの総仕上げとともに、人口減少に対応した人財育成・確保の取り組みなどの強化、さらにはこれまでの成果を生かし、次の発展につなげていく取り組みも求められているため、重点施策として、「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに3つの柱を設定しております。

1つ目は、若者の県内定着や子育て支援、中山間地域の暮らしの維持確保などの「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」、2つ目は、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの活用、国民文化祭や2巡目国体等の開催準備を契機とした「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」、3つ目は、成長産業の振興や中核企業の育成、多様な業種連携による地域共生産業など、「地域経済をけん引する産業づくり」であります。いずれも今、求められている重要な課題でありますので、しっかり成果を出していけるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、東九州軸推進機構についてであります。東九州軸推進機構は、関係4県の官民の組

織で構成され、東九州地域が有する工業や観光分野等におけるすぐれたポテンシャルを活用し、産業・経済の活性化や、魅力ある広域経済圏の形成に取り組んでいるところであります。昨年4月に、最重要課題である東九州自動車道が宮崎市から北九州市までつながったことにより、企業誘致や観光交流にも大きな効果が出てきております。また、福岡、大分、宮崎の3県が連携した「東九州神楽人の祭典」など、東九州を軸とした文化交流などの動きも生まれているところであります。

また、今回の全国和牛能力共進会の結果を見ておりますと、本県、それから鹿児島、大分と、東九州道沿線の県が華々しい大きな成果を出しているところであります。東九州道を「和牛街道」と名づけてアピールしてはどうか、そんなことを鹿児島県の知事に申したところでもありますが、こうしたさまざまな魅力、そして動きというものをさらに推進していくため、引き続き、未開通区間や九州中央自動車道の整備促進にも全力を傾けるなど、当機構の取り組みの充実に努めていく必要があると考えております。

最後に、広域での観光誘致についてであります。隣県等とタイアップした広域での観光誘致につきましては、それぞれの地域が有する観光資源を相互に結びつけることで、魅力の向上や、より強い情報発信にもつながることから、特に海外や首都圏からの誘客を進める上で非常に重要であると考えております。

このため県としましては、九州各県と経済団体が共同で設立しました九州観光推進機構を初め、隣県と連携して設置しました南九州広域観光ルート連絡協議会や東九州広域観光推進協議会を通じ、国内外からの誘客促進に取り組んで

いるところであります。今後、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどに向けて、増加が見込まれる外国人観光客を呼び込むためにも、九州各県、隣県等とより一層連携しながら、広域での観光誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。

まず、延岡市民体育館敷地に県営体育館の整備のところで、「追い風」という言葉を使わせていただきました。まさしくフォローの風であります。また、県北にとっての追い風は、九州中央自動車道の建設促進であります。本路線には未事業化区間が残されており、全線開通に向け、予断を許さない状況にあります。

そのような中、先ほどの東九州軸推進機構の御答弁に、「九州中央自動車道の整備促進に全力を傾ける」という発言がありました。また、初めの質問の答弁には、「施設整備により、スポーツを地域資源として活用することで、交流人口の拡大や観光振興など、地域の活性化につながるものと期待している」等々がありました。これもまた、九州中央自動車道の整備促進が必要不可欠であります。知事には、施設整備の御英断がさらに大きな効果につながるように、九州中央自動車道の整備促進を、先ほど表明されました3期目に向けて、大きな政策課題の柱として位置づけてほしいなと要望いたします。

それでは次に、文化の振興についてお尋ねいたします。

本県において、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催するに当たって、「神話の源流みやざきの探究」「すべての県民が参画し、若

い世代が輝く」などの基本方針が発表されました。また、開催のPRなどに使われるキャッチフレーズは、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」に設定されました。これまでの「神話のふるさと」から「神話の源流」へを新たなブランドイメージとしてのPRは、オリジナリティー性とインパクトがあり、他県との差別化が図れております。そこで、2020年に開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の基本構想にある「神話の源流みやざきの探究」とはどのようなことなのかを、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 2020年に本県で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の基本構想につきましては、先般、県実行委員会において承認をいただいたところでございますが、2020年は記紀編さん1300年記念事業の集大成の年であることから、この基本構想において、お話にありましたとおり、大会のキャッチフレーズを「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」とするとともに、基本方針の5本柱の1つを「神話の源流みやざきの探究」といたしたところでございます。

この「神話の源流みやざきの探究」とは、県内外の方々に宮崎が誇る神話・神楽をより広く、深く知っていただくとともに、ゆかりの地をめぐりつつ、継承、熟成された宮崎の宝をじっくりと堪能していただくことを意図しております。なお、具体的な取り組みにつきましては、今後、文化関係者等の意見などを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よくわかりました。ありがとうございました。

続きまして、顕彰事業についてお尋ねいたします。本年の5月に、本県が生んだ歌人、若山

牧水が終えんの地となりました、静岡県沼津市の牧水記念館に行っていました。この記念館は、「幾山河」の歌碑で有名な千本浜公園内にあります。この牧水歌碑祭では、全国から牧水ファンが訪れるそうで、長年にわたって顕彰事業が引き継がれているそうです。旅・酒・自然をこよなく愛した日本を代表する歌人、若山牧水は、我が県の重要かつ貴重な文化資源であります。そこで、来年、若山牧水の没後90周年を迎えるに当たり、県としてどのように牧水の顕彰事業に取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県では、若山牧水の生誕110年を機に、若山牧水賞を創設いたしました。毎年、短歌文学の分野で傑出した功績を上げた方に賞を贈ることで、我が国の短歌文学の発展に寄与するとともに、県民の心豊かな文化意識の高揚と本県のイメージアップを図ってきたところであります。また、地元の延岡市や日向市におきましても、牧水に関連したさまざまなイベントを行ってまいりまして、人々に牧水の魅力が再認識され、短歌などの創作活動が広がりを見せているというような状況にございます。

県といたしましては、没後90周年の節目を迎えるに当たり、これまで牧水や短歌に触れることのなかった方々へも牧水の魅力を伝え、国内外に情報発信できるような新たな取り組みについて、今後、関係市・団体と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 今の御答弁、「没後90周年の節目を迎えるに当たり、これまで牧水や短歌に触れることのなかった人々へも牧水の魅力を伝え、新たな取り組みについて」等々のお答えでありました。現在、牧水関係の書籍以外の媒体

としては、牧水ゆかりの地の群馬県みなかみ町の映画「牧水～あくがれのみなかみ～」、朗読オペラ「若山牧水みなかみ紀行」とか、牧水の短歌にメロディーをつけた歌曲等があります。

ここで、ポップカルチャーについて触れてみます。アニメや漫画を初めとする日本のポップカルチャーは、日本国内のみならず海外においても、若い世代を中心に人気を集めています。ポップカルチャーは、日本を代表する文化の一つとして成長を続けております。

ところで、「高千穂郷・椎葉山地域 世界農業遺産の秘密に迫る！」は、漫画で小中学生から大人にもわかりやすく紹介され、すばらしい作品になっております。そこで、牧水没後90周年という節目に、わかりやすい漫画で、郷土が生んだ歌人であり、貴重な文化資源の牧水を県内外に情報発信してほしいと思いますので、関係市・団体と連携しながら検討していただくよう要望いたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

地域福祉活動が活発に行われている地域を見ますと、地域福祉の圏域の各段階で、地域福祉にかかわる人のネットワークが形成され、地域の生活課題の情報が共有されています。身近なレベルの圏域においては、地域の要支援者を支えるため、隣人、友人、高齢者クラブやボランティア、民生委員などによる情報共有が行われ、専門的対応が必要な事例については、より広域的な圏域でのネットワークで共有され、公的な福祉サービスにつなぐことが行われています。そこで、地域福祉推進での高齢者クラブの意義についてどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢者クラブ

ですが、これは一般的には老人クラブと呼ばれており、おおむね60歳以上の方が加入でき、高齢者にとって、地域を基盤とする最も身近な自主活動組織であります。具体的には、ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動や子供の見守り活動、社会奉仕活動などに組み込まれ、地域社会を支える重要な担い手であるとともに、健康づくりやスポーツ活動を通じて、健康寿命の延伸にも寄与していただいていると考えております。また、地域包括ケアシステムを推進する上でも、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動や役割が今後ますます期待されているところであります。

○後藤哲朗議員 引き続き、高齢者クラブについてお尋ねいたします。今の答弁にありましたように、クラブが地域社会を支える重要な担い手であるということと、健康寿命の延伸にも寄与してもらっているということは、他の福祉事業施策と比べた場合、費用対効果が特段に高いものがあると私は思います。少子高齢化と言われる中、高齢者クラブの会員減少に歯どめがかからないのが本県の現状であります。そこで、高齢者クラブ会員をふやすために、県としてどのような方策があると考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢者クラブの現状として、新規会員の獲得が思うようにならず、結果、クラブが高齢化し、若手への事業運営の移行が進まないため、役員が退任したのを機に、クラブの継続が困難になるという状況も見られるようであります。クラブが一定の活動を続けるには、活動内容などを見直し、若手高齢者の加入を促進させる取り組みが必要であると考えております。このため県では、県老人クラブ連合会と連携して若手委員会を設置し、

若手高齢者の加入促進策や魅力ある高齢者クラブ活動について検討を進めているところでございます。

○後藤哲朗議員 高齢者クラブ、老人クラブ、さんさんクラブ、60歳からというのは、若手が60歳代ですね。70歳以上も非常に加入率が低い。あえて70歳以上を主にターゲットにして、会員拡大に励んでほしいなと思いますので、今後の課題ですが、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、林業の振興についてお尋ねいたします。

本年7月に発生しました九州北部豪雨では、真砂土等の脆弱な地質地帯、凹地形において、24時間降水量が500ミリを超える記録的な豪雨により、多くの山腹斜面がその上に生育していた立ち木とともに崩壊し、大量の流木が発生した結果、下流に甚大な被害をもたらしました。この災害は、森林の山地災害防止機能の限界を超えて発生する山腹崩壊の発生リスクが全国的に内在しているとの課題を提起するものとなりました。

このような背景から、林野庁は本年7月12日に「流木災害等に対する治山対策検討チーム」を設置し、学識経験者等から意見を伺い、流木災害を含む山地災害の実態把握や山腹崩壊の発生メカニズムの分析・検証を行った上で、今後の事前防災・減災に向けた効果的な治山対策のあり方について検討し、今月の2日に中間取りまとめを発表しました。そこで、九州北部豪雨災害における国の中間取りまとめを受けて、県として今後どのように対応していかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県におきましては、今回の中間取りまとめに盛り込まれま

した、早急に流木対策が必要とされる危険箇所等の点検を10月末までに全県的に実施したところであります。その結果、流木をとめる効果の高いスリット式ダムの設置が必要な箇所2カ所、土砂流出を防止する機能などを有する保安林の整備が必要な箇所21カ所を新たに選定したところでございます。

今後は、これらの箇所を中心に、スリット式ダムの設置や保安林の機能強化のための間伐、溪流沿いに堆積した流木や不安定な立ち木の伐採・撤去などを進めるとともに、治山ダムの計画的な整備に取り組むこととしております。引き続き、国に対し予算確保の要望を行いながら、県土整備部や市町村と一体となって、ハード・ソフト両面から、事前防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 県土整備部、そして市町村との連携、特に市町村との連携をよろしく願いしておきます。

続きまして、林業労働災害防止対策についてお尋ねいたします。現在、林業・木材製造業労働災害防止協会により、林災防宮崎県支部に林業死亡労働災害多発警報が発令されています。また、昨年の全国の労働災害の発生率、死傷千人率産業間比較では、林業31.2、運輸業6.3、農業5.1、建設業4.5、全産業の平均は2.2となっております。本県の死亡事故の発生状況は、平成13年から平成28年の集計値で、伐倒作業時が最も多く51%を占め、次いで機械集材作業が27%となっております。林業県として、とうとい命を第一に考え、死傷者数の削減に取り組まなければなりません。そこで、県の林業労働災害防止対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業県であ

ります本県におきまして、林業労働災害の発生を防止し、安全・安心な職場としていくことは、大変大きな課題でございます。林業に携わる一人一人が高い安全意識を持って取り組むことが大変重要であると考えております。

このため県におきましては、県内全域の林業経営者や作業員が一堂に会する「林業労働災害防止大会」を開催するとともに、県内2つの地区において研修会を行うほか、農林振興局等を単位として安全衛生指導員を配置し、作業現場の巡回指導を実施しているところでございます。これに加え、安全指導が行き渡りにくい一人親方に対する研修会、作業員の安全教育講習への支援など、きめ細かな対策を講じているところでございます。引き続き、あらゆる機会を捉えて、安全意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。今答弁にありましたけど、まさしく、安全指導が行き渡りにくい一人親方に対する研修会、指導というのが非常に大事じゃないかなという気がしておりますので、どうかきめ細かな指導をよろしく願います。

続きまして、山間部における救急救助対策についてお尋ねいたします。先ほどの質問でお示しましたように、林業県である本県は、チーム宮崎として、林業労働災害死傷者の削減に取り組んでいかなければなりません。しかしながら、山間部での救急救助活動は、事故現場の確認作業や活動に要する時間の短縮など、多くの課題を抱えていると考えております。そこで、森林が多く林業が盛んな本県では、山間部における救急救助対策が重要と考えますが、県の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 林業労働災害の現場では、傷病の程度が重篤である場合が多いことから、速やかな医療機関への搬送が必要ですが、急峻な地形や道路状況等により、救急隊の到着に時間を要することが問題となっております。このため県では、防災救急ヘリコプターを活用しまして、事故発生後、地元消防機関の要請に応じて、迅速な救急救助活動を展開しているところであります。特に緊急性の高い傷病者に対しては、医師（ドクター）を防災救急ヘリに乗せまして、現場で医師がヘリから降下して救命活動を行う取り組みを行っております。これまでに、熱中症患者や倒木事故による負傷者の救命措置を講じております。

また、市町村と防災救急ヘリの合同訓練の実施や、林業従事者を対象とした研修会に航空隊員が出向き、GPS機能を活用した119番通報の方法等について周知を図るなど、関係機関と連携した取り組みも行ってまいります。今後とも、防災救急ヘリの効果的な活用により、山間部での救急救助体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。答弁にございましたけど、防災救急ヘリコプター「あおぞら」等の出動は本当に心強いものがありますし、感謝にたえません。効果的な活用に御尽力いただきますよう、よろしく願います。

続きまして、森林施業の効率化・省力化についてお尋ねいたします。本県では現在、伐採や再生林の林業生産活動が拡大している一方で、林業就業者は減少しております。このような状況において、資源循環型林業を展開していくためには、一層の森林施業の効率化・省力化を図ることが求められています。その一環として、

近年、目覚ましい発展を遂げていますICT等の先端技術の林業への導入や省力化など、林業先進県としてふさわしい実践的な取り組みが必要であると考えます。そこで、森林施業における効率化・省力化に向けた取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 森林施業の効率化・省力化は、林業の低コスト化や担い手の確保を図り、資源循環型林業を推進する上で重要な課題でございます。このため県では、伐採と同時に造林を行う一貫作業システムの検証を実施するとともに、システムが定着するよう、県内4カ所で現地研修会を開催しているところでございます。

また、林業技術センターでは、関係者と連携のもとに、本県の気候条件に合った新たな杉品種や早生樹の試験に着手しているところでありまして、今年度新たに、夏場の下刈りの省力化についても研究を行っているところでございます。今後は、ICT技術の活用が重要であることから、低コスト化につながるドローンによる森林調査等の研修や、企業との連携による先端技術の実用化を図っていく必要があると考えているところでございます。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。特に夏場の下刈りの省力化が非常に大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、林業における女性の活躍についてお尋ねいたします。少子高齢化による労働人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠であります。林業においても、女性の活躍が強く望まれているところであり、女性の力で林業を盛り上げる林業女子会が、全国25の都府県で結成されていると聞いております。本県でも昨年「ひな

たもりこ」が結成され、また、環境森林部長も女性であり、とても心強く思うとともに、宮崎ならではの活躍を期待しているところでもあります。そこで、森林・林業女性の会「ひなたもりこ」の活動について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 森林・林業女性の会「ひなたもりこ」は、職種の垣根を越えた幅広い女性のつながりによって昨年11月に結成され、現在71名が加入しているところでございます。

現在までの主な活動としまして、会員相互の交流を深めるため、県内各地区で意見交換会や交流研修会を実施し、森林・林業に対する思いの共有や、女性の視点から提案を行うとともに、これまで女性の受講機会が少なかったチェーンソーや刈り払い機の講習受講など、林業の技能向上にも努めているところでございます。また、フェイスブックによる宮崎の森林・林業に関する魅力の情報発信にも取り組んでいるところでありまして、私もこのような活動に共感しておりますし、大変心強く思っているところでございます。

県としましては、女性の豊かな感性を生かし、みずから考え行動する「ひなたもりこ」のネットワークがさらに広がり、林業のイメージアップとともに、新たな女性の視点が加わり活動が促進されるよう、今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。環境森林部長、本県の発展戦略として、林業県である本県にふさわしい先進的な取り組みに挑戦していくということは、私は大変重要だと思います。人材の確保・育成という観点から、調査研究費、研究開発費等を確保して、職員の皆さ

んにも投資をし続けなければいけないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、広域観光の推進についてお尋ねいたします。

平成25年度に、東九州自動車道の全線開通を見据え、宮崎、大分両県とそれぞれの観光団体が連携する東九州広域観光推進協議会が設立されました。この協議会が設立されまして、4年が経過いたしました。そこで、東九州広域観光推進協議会の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 東九州広域観光推進協議会につきましては、ただいま議員が申されましたとおり、東九州自動車道北九州一宮崎間の開通を見据えて、平成25年度に大分県と共同で設置したものであり、東九州の広域周遊ルートの確立に向けて、現在、積極的に観光誘客に取り組んでいるところであります。

具体的には、NEXCO西日本の高速道路の周遊割引と連携し、北部九州や中国、四国地方に向けて、共同での観光PRを実施しますとともに、宮崎・大分を周遊する新たなバスツアーへの支援や、道の駅を活用したスタンプラリー等を実施しているところであります。このような取り組みによりまして、例えば、東九州自動車道の昨年7月の休日交通量が前年に比べ約2割増加するなど、誘客効果があらわれつつあると考えております。

○後藤哲朗議員 次に、広域観光におけるインバウンドの取り組みについてお尋ねいたします。昨年の北九州市へのインバウンド客は約34万9,000人で、前年より9万7,000人ふえて38%増となり、過去最高を記録し、本年度はさらに増加することが見込まれているそうです。要因は、北九州空港の国際定期便の復活だそうで

す。

ところで、大分県では、来年の5月に広瀬知事が会長となられて、「おんせん県おおいた世界温泉地サミット」が開催されます。また、2019年のラグビーワールドカップの開催等を契機として、インバウンドの取り組みを強化しているそうです。そこで、広域観光におけるインバウンドの取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 外国人観光客を本県に呼び込むためには、隣県や九州各県と連携し、広域的なPRや誘客対策に取り組むことが特に重要であると考えております。このため、県におきましては、大分県や鹿児島県などと連携し、韓国、香港、台湾における個人旅行者をターゲットに、レンタカーやバス等を利用した旅行商品の造成や情報発信等に取り組んでおります。

また、2019年には、ラグビーワールドカップが九州の3つの県で開催される予定となっており、多くの外国人が九州を訪れると見込まれますことから、現在、九州観光推進機構が九州各県と連携して、外国人観光客の周遊ルートの策定を行っており、今後、海外に向けて情報発信に取り組むことといたしております。

○後藤哲朗議員 御答弁にありました九州観光推進機構についてであります。本県の推進機構への負担金は、本年度予算額で3,583万6,000円であります。また、本県から派遣された職員が、海外誘致推進部部長としての任に当たられています。費用対効果ではありませんが、しっかりと活用していただくよう要望いたします。

続きまして、世界農業遺産についてお尋ねいたします。

ユネスコの世界遺産は、文化遺産であれ、自

然遺産であれ、「ありのまま」の姿で残すことを目的としています。一方、世界農業遺産は、変えてもよい遺産であり、場合によっては、むしろ変えることが求められます。農業が本来的に変化し続ける「生きているシステム」であるからと考えます。

ところで、世界農業遺産について、現在、我が国では8つの地域が認定されており、本県でも、平成27年に高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されたところであります。日本の8つの地域のうち、九州では、熊本県の阿蘇地域と大分県の国東半島宇佐地域とともに、3つの地域が認定され、隣同士で3カ所も認定を受けているところはほかにありません。そこで、九州の3つの世界農業遺産認定地域が隣接しているというメリットを生かして、どのような取り組みを行っておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 3県で取り組むメリットとしましては、相互の交流を通じて、さまざまな観点からの人材育成や新たな魅力を発見するなどの効果が期待できることにあると考えております。そのため、本年1月に、3地域の中学生の代表が一堂に会し、地域の魅力について発表や意見交換を行う「中学生サミット」を大分県で開催し、また来年1月には、高千穂町でも開催する予定となっております。

また、それぞれで実施しております首都圏でのフェアを合同で開催するなど、隣接しているメリットを生かしたPR活動に取り組み、世界農業遺産の認定効果を広域的な地域活性化にも反映させていきたいと考えているところであります。

○後藤哲朗議員 よろしくお願ひいたします。

次に、世界農業遺産を活用した観光の振興についてお尋ねいたします。先ほども申し述べましたが、熊本県の阿蘇地域、大分県の国東半島宇佐地域、そして本県の高千穂郷・椎葉山地域と、隣接しているというメリットを生かして、広域観光の振興を図ることが重要と考えます。そこで、世界農業遺産の観光分野における本県の取り組み状況と、隣県との広域連携の可能性について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 世界農業遺産を活用した観光振興を図っていくためには、高千穂郷・椎葉山地域における農業や伝統芸能、食などをできるだけ多くの方々に知ってもらい、交流人口の拡大につなげていくことが重要であると考えております。このため県では、地元5町村と連携し、五ヶ瀬町の釜炒り茶体験や日之影町の森林セラピーなど、旅行商品化に向けたモニターツアーなどに取り組んでおり、今年度中にも試験販売を行うこととしております。

また、熊本県、大分県との連携につきましては、お互いの特徴を生かした旅のストーリーづくりや、共同での情報発信などによるPR効果も考えられますので、今後、両県と意見交換をしながら、どのような連携ができるか検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、総合地球環境学研究所との今後の連携についてお尋ねいたします。世界農業遺産に関連して、本年8月に、本県と総合地球環境学研究所——略称で地球研と言われるそうですが——、地球研との間で交流協定を締結したとのこととあります。地球研は、地球環境問題の解決に役立てる総合的研究を行うことをミッションとする、2001年に京都市に設立

された大学共同利用機関法人であり、都道府県と協定を結ぶのは全国で初めてと伺っております。このような貴重な学術機関に御協力いただけるのは大変ありがたいことだと考えます。そこで、今後、本県と地球研との間でどのような取り組みを行っていかれる予定なのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 総合地球環境学研究所、いわゆる地球研からは、世界農業遺産の認定に際しまして、学術的な助言や戦略策定などの御支援をいただいたところであります。こうした縁を生かしまして、本年8月に交流協定を締結したところであり、今後は、世界農業遺産の海外への情報発信や、日本農業遺産の認定等についても支援していただくこととしております。さらに、地球研が宮崎大学等と連携して実施します伝統文化や農林水産業などの研究活動に対しまして、県としても支援を行うことで、相互の交流・連携を深めていきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 地球研、私はすばらしい機関だと思うんですよ。中山間地域の活性化等々にも御助言をいただけるということですから、実は、私、行きたかったんですけど、今回行けなかったんですが、ぜひ行って見て、いろいろと勉強、学習したいなど。すばらしい機関だと思いますので、御利用方よろしく願いいたします。

世界農業遺産は、世界的に重要な農林水産業システムを認定することとなっていますが、国内の他の認定地域を見ますと、棚田、茶、アユ、梅など、実質単品での認定となっている地域が多いと思います。その点、高千穂郷・椎葉山地域は、棚田、シイタケ、神楽、釜炒り茶、和牛生産を組み合わせました山間地農林業複合

システムとして認定を受けており、FAO（国連食糧農業機関）や地球研から、世界農業遺産の本来の意義という点から見て、高千穂郷・椎葉山地域はモデルとなる地域であると高い評価を得ていると伺っております。神話の源流の高千穂とこの世界農業遺産を組み合わせた地域力は、私は本県の宝になっていくような思いがありますので、PR等どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、水産業の振興についてお尋ねいたします。

まず、水産業の基盤であります漁港施設等の防災対策についてであります。私は、先月末に岩手県盛岡市で開催されました第68回全国漁港漁場大会に参加してまいりました。出席者皆さんの水産業の振興にかける熱い思いと、本年度からの新たな漁港漁場整備長期計画に位置づけられた、漁港・漁場・漁村や海岸の整備が着実に実施されることの重要性かつ必要性を感じたところです。

さて、東日本大震災では、沿岸地域と漁業が壊滅的な被害を受けましたが、地域のたゆまぬ努力と全国からの支援により、復旧・復興が進んでおります。近い将来、発生が予測される大規模地震・津波や、頻発する台風等の巨大化が懸念されています。大震災の教訓を生かして、迅速に防災・減災対策の強化を図ることにより、地域の水産業と漁村を守り、発展させていかなければなりません。そこで、大規模な地震・津波や台風の大型化に備えた漁港・海岸の強化対策にどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、漁港につきましては、県内23ある漁港のうち、流通、生産及び防災の観点から、北浦漁港など10の漁

港を拠点漁港と位置づけまして、重点的に整備しているところであります。具体的には、防波堤を、津波や台風の大きな波浪に対しても壊れにくい粘り強い構造に改良しますとともに、主要な岸壁の耐震化等を行っております。

また、海岸につきましては、背後地に住む住民の生命や財産を守るため、海岸線の防潮堤整備などが必要になりますことから、被害が大きいと想定される箇所から順次、地元説明会を行っているところでありまして、合意形成ができた地域から事業に着手していきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 引き続き、水産業の振興についてお尋ねいたします。漁業生産量がピーク時の半分まで減少していることに加え、最近では、外国漁船の操業等により、適正な漁場利用が妨げられています。また、地先漁場では、いそ焼けも進行するなど、地球温暖化による漁場環境の変化も生じています。このような変化に適切に対応し、適正な資源管理の推進と漁場環境の保全により、水産資源の回復を図る必要があると考えます。そこで、水産資源の回復や生産力向上のための漁場整備について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 日向灘海域における水産資源の回復や生産力向上を図るためには、水産資源をふやすための増殖場や生産の場である漁場の整備が必要でございます。このため、平成29年度から5カ年間の水産環境整備事業基本計画を策定しまして、ヒラメやマダイなどの稚魚を漁獲対象となる大きさまで保護・育成するための藻場や増殖場の整備を行いますとともに、魚類を集める機能が低下した漁場への魚礁の整備や浮き魚礁の設置を行っております。このような一体的な漁場整備によりまし

て、日向灘海域の生産性の向上を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 引き続き、水産業基盤施設の老朽化についてお尋ねいたします。漁業地域においては、漁業従事者の減少と高齢化、公共施設の老朽化が進行する一方、新鮮な料理や美しい景色を求めて漁村を訪れる来訪者は逆にふえています。女性や高齢者も働きやすく、魅力のある漁港・漁村とするためには、それぞれの漁港の機能や状態を再確認するとともに、施設の長寿命化や有効活用を図ることが重要と考えます。そこで、漁港・海岸施設の長寿命化対策の推進について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 漁港や海岸施設につきましては、施設診断を行った上で長寿命化計画を策定しておりまして、現在までに、漁港で全23カ所中21カ所、海岸施設で全21カ所中3カ所の計画策定が終了しているところであります。計画を策定した後、岸壁の亀裂や沈下が進行するなど、機能が低下している施設から順次、補修工事を実施しておりまして、現在までに漁港の13カ所で事業に着手しているところです。今後、計画的に事業を実施し、漁港や海岸施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 今年度からの水産庁の新たな漁港漁場整備長期計画では、重点課題ごとに事業量の目安が示されています。例えば、重点課題の「水産業の競争力強化と輸出促進」では、事業量で、流通拠点漁港における整備漁港数、おおむね90漁港という表現です。本県においても、4つの漁港が流通拠点漁港と位置づけられておりますので、国の予算獲得に向けて努力していただくよう要望いたします。

次に、台風18号で被災を受けました北川の防災対策についてお尋ねいたします。

山から流れ込む水を北川に排水できずに、昨年に続いて内水氾濫が発生しました延岡市北川町曾立地区では、延岡市が新たに設置した仮設排水ポンプが効果を発揮しませんでした。延岡市では、「国、県とともに解析や対策を協議し、方向性を出したい」としています。そこで、北川の曾立地区の内水対策について、県としてどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 北川におきましては、ことしの台風18号での大雨により、昨年より水位を上回る洪水が発生したところがあります。このような中、御質問にもありましたように、曾立地区では、北川へ流れ込む曾立谷川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、2年続けて福祉施設等の浸水被害が発生いたしました。県におきましては、昨年より浸水被害の発生以降、北川本川の管理者として、浸水メカニズムの解析や対策案の検討を行い、曾立谷川の管理者である延岡市への技術的支援を行ってきたところであり、年内には、延岡市が曾立谷川の整備の方向性を示す予定と伺っております。

また、県では、曾立谷川の水の流れをよくするために効果がある北川本川の堆積土砂の除去を約3万立方メートル行ったところであり、引き続き、次期出水期までに同程度を除去する予定としております。今後とも、延岡市と一緒に、内水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

引き続き、同じく延岡市の北川町の川坂地区でのパイピングについてお尋ねいたします。パ

イピングは、川の水が堤防の下を通り、砂とともに地表に噴き出す現象で、同地区で以前から発生しておりました。この現象を起こす水みちを放置しますと、堤防決壊のおそれがあるために、県において、災害復旧工事を実施したところですが、しかしながら、今回の台風18号でもパイピング現象が発生しました。そこで、再びパイピングが発生した北川の川坂地区における今後の対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 昨年の台風16号により川坂地区で発生したパイピング現象につきましては、鋼製の矢板を打ち込む対策工事を、ことしの7月までに約500メートルの区間で実施したところがあります。

しかしながら、9月の台風18号により、再度パイピング現象が発生したことから、国の専門家と現地調査を行ったところがあります。その結果、噴出した砂の量が減少したこと、昨年パイピングが発生した水位では発生せず、その後、60センチメートル高い水位となったときに発生したことなど、対策工の一定の効果が確認されたとの見解をいただいております。

県では、対策工の効果をさらに高めるために、上下流側に合計約300メートル延長する工事に着手したところであり、今後とも、その効果を専門家や国と確認しながら、堤防の安全性を確保するため、必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 この北川、当然御存じのように、流量、川幅といい——つぶやきと聞いていただきたいんですが——国の管理河川だというつぶやきですが、またこれは後ほどしたいと思います。

最後に、学校図書館への新聞配備についてお

尋ねいたします。

新学習指導要領では、子供たちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な力を育む上で、学校教育と社会のつながりを大切にすることが必要であるとしています。児童生徒が身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、みずからの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことが重要と考えます。

また、18歳選挙権の導入により、主権者教育の観点からも、児童生徒に社会参画意識を育むことが求められています。児童生徒の学びを教室だけで完結させないことが必要であり、そのために新聞や学校図書館は大きな力になると考えます。

ちなみに、昨年度の国の調査による学校図書館における現状での新聞配備率は、全国の小学校の41.1%に対し、本県は33.9%、全国の中学校は37.7%、本県は32.8%であります。そこで、小中学校の学校図書館に新聞を配備することについて今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 情報化やグローバル化など、変化の激しいこれからの時代には、情報活用力や読解力を身につけて、学んだことを社会で活用する力の育成が重要であると考えております。そのような力を身につけさせるために、新聞を学校図書館や教室に配備することで、子供たちがみずから手にとって読んだり、授業等で積極的に活用したりしていくなど、新聞に親しみ、触れることができる環境づくりを行っていくことは、有効であると考えております。

県教育委員会におきましては、市町村の担当者会におきまして、学校図書館への新聞配備に

ついて働きかけるとともに、校長会では、新聞の積極的な活用や環境整備の依頼をしているところでございます。今後とも、このような取り組みを積極的に続けてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 教育長、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

12月1日（金）

平成 29 年 12 月 1 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	原田 幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日も傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

早速、質問を始めます。

まずは、過疎地の現状と振興策について質問をいたします。

11月からこの時期にかけて各地で秋祭りが行われており、私も幾つかの祭りに参加をしております。小さな集落も、帰省する家族や親戚がいて、ひとときのにぎわいを見せます。しかし、ところによっては、その祭りも年々縮小を余儀なくされ、少子高齢化、過疎地の現実を改めて突きつけられます。数年前に「限界集落」という言葉がはやり、その言葉への抵抗から、だんだんと使われなくなりました。過疎地域の方と話すと、いまだに現状は変わらずに、厳しい現実を語られる機会もさらにふえてまいりました。残されている時間は余りありません。本県も、中山間地の過疎対策にさまざまな政策、対策を打ってまいりましたが、その効果はどのようなのか。全国各地に過疎問題はありますが、まずは知事に、過疎地の現状と振興策についてどう考えるのかを伺います。

以下の質問は質問者席にてとり行います。

(拍手) 〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私はこれまで、機会を捉えて県内各地を回り、過疎地域の厳しい実態を肌で感じてまいりました。先日、その中の椎葉村松尾地区を訪れたところでもあります。この地区は、県の「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業で、住民主体の地域課題解決への取り組み、また集落支援員の取り組みなどを支援している地域であります。地元の方々から、神楽の舞い手の確保・育成についての御苦勞や、住民による配食サービス、送迎サービスの実施等に向けたお話を伺いました。この地区は、国道327号で椎葉村に入る入り口にある地域で、村内10ある集落のうち2番目に人口の多い集落でありましたが、人口の減少や高齢化の進行に伴うさまざまな課題に直面しておられ、その解決は本当に容易ではないということ、改めて実感したところでもあります。また、昨晚、NHKのローカルニュースの枠で、椎葉村の梅尾地区の神楽について紹介がされておりました。神楽を維持存続するために、今は、集落の外、首都圏で働いておられる若手が帰ってきて、この神楽を守っておられる。「神楽の存続が集落の存続にもつながる」という言葉があり、現在、世界無形文化遺産の登録を目指して、神楽の振興にも取り組んでおるところであります。さまざまな形での支援というものが、集落の維持、また地域の活性化に重要だということ、改めて実感いたしました。

本県の過疎地域は、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を有するとともに、歴史や伝統文化を守り伝え、そして何よりも、そこで暮らす方々にとりまして、かけがえのない生活の場であります。県としましては、今後とも国や市町村と連携をしながら、産業の振興や生活環境の整備等に努めるなど、地域の実情に応じたさまざまな施策を総合的に講じながら、過疎地域

の振興を図ってまいりたいと考えております。
以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 知事も椎葉の松尾に行っていたというので、そういうモデル地区であれば、知事に招待というか、ぜひ見に来ていただきたいということもあるかもしれませんが、普通、一般の小さな集落から、知事に案内を出したりとか、イベントの招待をするということとはなかなかないと思います。昨日、知事は3期目の出馬表明をされましたので、さらに地域の声を聞くために回っていただきたいと要望いたしますし、厳しい現実というものは、頭でわかっていながら対策がなかなか追いついていかないという現状もあると思います。この後も続けて関連質問してまいりますが、ぜひ知事からも前向きな対策を打っていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、過疎地域限定の企業誘致対策について伺います。過疎化が進んでいく原因の一つに、若い層の地域外への流出があります。教育機関がない、就労する場がない、職種が限られ、所得が不安定であることなどが挙げられますが、それぞれに対策は難しく、さらには小中学校等の閉校で、子供たちの貴重な受け皿も失われてきています。過疎地域では、1次産業を中心とした産業形態が多く、それらの産業を成長させることも必要であります。企業誘致や社宅の整備など、過疎地域に限った企業立地促進の必要性を強く感じます。県の中山間地域への企業立地促進に向けた支援策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、企業立地を進めるため、企業立地促進補助金制度を設けまして、立地に伴う工場や福利厚生施設などの設備投資と、県内から新規

雇用された人数に応じて、立地企業に対しまして補助を行っているところであります。この中で、過疎地域を含む中山間地域に立地する企業につきましては、新規雇用に対する通常の補助に1人当たり10万円を上乗せしております。また、中山間地域の中でも、過去10年間で立地のない町村につきましては、立地困難地域として、投資額や雇用者数の補助金交付要件を大幅に緩和するなど、企業立地の促進に努めているところでございます。今後とも、地元市町村としっかり連携しながら、中山間地域の企業立地につきましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 答弁にありました、企業立地困難地域という自治体を指定されて、さらに上乗せをしてやっていただくということは、非常にありがたいことだと思いますが、合併した旧町村部におきましては、過疎地域はまだたくさんあります。そのことも踏まえて支援策の拡充をお願いしたいと思います。

次に、農業振興地域の除外について質問をいたします。過疎地域の人口がふえにくい理由の一つに、農業振興地域の網かけがあると思います。立地がよく住宅や企業などを建設しようにも、この農用地区域に指定されてしまうと、容易に除外できません。もちろん、圃場整備等により多額の公費を投入して整備した田畑を、今度は埋め戻すということには賛同できませんが、地域によっては、多少除外することで住宅や企業等に活用し、過疎や少子化を食い止めることができる地域もあるのではないかと考えます。市町村の都市計画の範疇でもありますが、例えば、日向市には塩見地区のように、市街地にも比較的近いのですが、農地や山林が多く、新たな住宅整備が困難であるところもありま

す。その地域では小学校児童が非常に減ってきている現状もあり、この地域に住む方からは、「少しは若い人たちが住む住宅地を確保してほしい」との声も上がっています。地域にとっては非常に切実な問題ではありますが、近年の県内の農用地区域からの除外の状況と除外に対する県の見解を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農用地区域からの除外の状況につきましては、年度によりばらつきがありますが、平成28年度までの過去5年間の平均をとりますと、年間約200件の150ヘクタールとなっております。農業振興地域内の農用地区域は、優良農地の確保と基盤整備等の計画的推進を図ることを目的に、地域の農業振興や他の土地利用も考慮し、市町村が定めた区域であります。この農用地区域からの除外につきましては、市町村から協議があった場合に、法令に基づいて、県として同意するかどうかを判断することになります。この判断に際しましては、市町村の意向をできる限り尊重しながら、法令に沿ってその都度検討しているところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

今、地主不確定地の問題が非常に浮き彫りになってきております。相続手続等の不備により地主が不確定であり、空き地問題や災害復旧、公共事業の妨げになっているケースが、全国的に問題となっています。けさのニュースでも、九州と同じ面積規模が推定されると報道もなされておりました。この問題は、人が流出してしまった過疎地域ではより顕著であると考えられますが、本県の農地において耕作放棄地の問題になりかねません。本県の農地において、地主が不確定など相続未登記等の農地はどの程度あるのか、本県の現状を農政水産部長に伺いま

す。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の相続未登記農地等につきましては、昨年の農業委員会の調査によりますと、登記名義人の死亡が確認された相続未登記農地が1万695ヘクタール、また、登記名義人が市町村外に転出し、既に死亡している可能性があるなど相続未登記のおそれがある農地が9,638ヘクタール、合計しますと2万334ヘクタールとなっております。これは本県の農地台帳上の農地面積8万2,233ヘクタールの約4分の1を占める状況となっております。農地につきましては、農地法により、相続で権利を取得した場合には、遅滞なく農業委員会に届け出ることが義務づけられております。したがって、このような状況を踏まえ、県農業会議と連携し、市町村や農業委員会とともに、農地の適切な相続手続について、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今現在でも農地の4分の1ほど、非常に広い面積の手続が未完了ということになっております。少し郡部の国道等を走りますと、道路は何とか整備されていますが、うまく土地の確保ができなかったんでしょうか、急に歩道が狭くなっているところでもありますか、一部だけアスファルトが敷かれていないところがちょくちょく見かけられます。その根底にも、この不確定であることが原因にあるのではないかなと思います。4分の1という非常に大きな面積を占めますので、ぜひもう一度、周知徹底を県も指示していただきたいと思いません。

次に、地籍調査について質問いたします。最近では、木材需要の高まりから、森林の無断伐採によるトラブルも報告されており、所有者の明確化も求められております。中には悪質な

ケースも見受けられることから、早期の地籍調査完了を望む声もあります。先ほどの地主不確定地の問題にもつながりますが、住民間のトラブルにつながることも考えられます。本県の地籍調査の進捗状況はどのようになっているのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 地籍調査は、市町村等が行う土地の権利関係や境界を明確にする調査でございます。現在、三股町ほか8町村が完了し、宮崎市ほか16市町村等で実施しており、県全体の進捗率は平成28年度末で67%となっております。ちなみに、「等」と申したのは、南那珂森林組合で実施している事例もございます。この調査は昭和33年度にスタートしましたが、市町村によって着手時期が異なることや、膨大な予算と労力を要することから、進捗に大きな差異が生じているところであります。県としましては、国への予算要望活動を行うとともに、市町村へのキャラバンを実施し、予算や推進体制の確保について指導・助言を行うなど、事業の進捗向上に努めているところであります。

○西村 賢議員 この地籍調査のおくれというものが、地域によっては非常に問題になっているところもございますし、また、企業誘致等で問題になるところもあると思います。ぜひもう一度、急ぐようお願いをしたいと思います。

質問を続けますが、福祉の問題は後回しにして、次に、本県の受動喫煙対策について質問をいたします。

国は、「2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに受動喫煙のない社会を目指す」としています。今、報道によりますと、この健康増進法改正においては、例外規定などでさまざまなせめぎ合いが行われているようですが、本

県はオリンピック・パラリンピックの事前合宿地を目指しており、また、1年を通してさまざまなスポーツキャンプが行われており、先んじて受動喫煙対策の充実を図ることがイメージアップにもつながり、重要だと考えますが、本県の受動喫煙対策の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 受動喫煙による健康被害から県民を守るための取り組みを進めることは、大変重要であると考えております。このため県では、テレビCMやポスターの掲示等を通じて、喫煙者に対し受動喫煙の防止への配慮を啓発するほか、敷地内または屋内禁煙の取り組みを行っている施設を禁煙施設として認定し、ホームページで公表することで、施設管理者が受動喫煙の防止を進めるよう促す取り組み、こういったことを進めております。現在、厚生労働省において、これまで施設管理者の努力義務とされてきた受動喫煙防止対策を義務化することのほか、医療施設など一部の公的施設については敷地内禁煙とし、厳格化することなどを内容とする健康増進法の改正が検討されているところであります。県としましては、引き続き、これまでの取り組みを継続するほか、今後法律が改正された場合には、法の趣旨に沿った取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 実は、私は21年の9月議会に同じ質問をしておりまして、当時の高橋部長だったと思いますが、同じような答弁をいただいております。それから比べますと、本県のマナーの向上であったり、分煙の設備の状況というものは非常に広がってきていると思いますが、たばこを吸わない方にとってはまだまだ不完全であると感じますし、我々も特に海外に

行ったときなどは、非常に分煙対策というものが進んでいるなど気づかされることもあります。ぜひ本県も、もう一步先に行く分煙対策に取り組んでいただきたいと思います。

さらに、新型たばこの害について質問をいたします。今、電子たばこ、加熱式たばこなどの新型たばこがかなり普及しているように感じます。これらを推奨する広告では、「紙たばこより有害成分が抑えられている」とうたうものも見受けられ、「危険な副流煙が発生しない」

「従来の燃焼式たばこより健康リスクが少ない」などと、一般の紙巻きたばこよりも推奨する内容が書かれております。愛煙家の中には、このような電子たばこは周囲に影響がない、禁煙のところで吸ってもいいという誤った認識を持っている方もいらっしゃいます。また、煙が見えないので、飲食店などの個室では店員も気づきにくいこともあります。私の周りにもこの電子たばこの愛用者は非常に多くいて、その人たちからの話を聞いて、私も、これは害がないんだ、副流煙も影響がないんだというふうに信じておりました。しかし、これは受動喫煙防止の観点から非常に逆行する話であります。去る10月31日に日本呼吸器学会が、「新型たばこが紙巻きたばこより健康被害が少ないという説は推測にすぎない。特殊な光線を当てるとエアロゾルも確認されている。健康に悪影響をもたらすため、使用は推奨できない」とする見解を発表いたしました。これらの情報を知らない県民も愛煙家もいると思いますが、この新型たばこの健康への影響について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 電子たばこや加熱式たばこなどの非燃焼式たばこは、従来の燃焼式たばこの代用品として、我が国において

も徐々に使用者がふえてきているものと認識しております。この非燃焼式たばこは、従来のたばこと比較して、議員からお話もありましたとおり、いろんな意見がある中で、健康への影響が少ないという意見もございますが、近年はさまざまな新製品が開発され、その形態も多様であることから、本人やその周囲の人々に与える健康への影響について、現時点で科学的な評価は定まっていないものと考えております。

また、従来のたばこの代用品として非燃焼式たばこを推奨するという考え方がある一方で、非燃焼式たばこを吸うことで、今度は、従来の燃焼式たばこを吸ってみようという、喫煙する契機になるのではないかというふうな指摘もございます。県としましては、今後とも、電子たばこを含む非燃焼式たばこの規制に関する国の動向や、健康への影響に関する最新の調査結果等の把握に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 愛煙家の方々の嗜好を否定するものでもありませんが、しかし、これは一般の方の健康にも非常に直結する問題であります。しっかりと経過を見ながら、また県民への適切な指導を行っていただきたいと思います。

次に、天然記念物日向岬の柱状節理について伺います。

このたび、日向岬の柱状節理が国の天然記念物に指定されることとなりました。同時に、日向市の細島駿潮場、綾町の綾陽校記念館も登録有形文化財の登録がなされることとなり、地元としてもとてもうれしく思います。この日向岬は、太平洋のすばらしい眺望が望めることから、私も県外のお客さんをよく連れていくところではありますが、この日向岬は馬ヶ背とも呼ばれ、市民からも親しまれており、遊歩道から少

し上にある細島灯台は、「恋する灯台プロジェクト」全国30カ所の一つに選定されております。また、周囲の、「願いが叶うクルスの海」「日本一のさざれ石、昇り龍のある大御神社」などを含めた一帯は、日向市の観光スポットでもあります。まずは、この天然記念物指定による規制について伺います。この場所一帯は既に国立公園に指定されており、その管理には条件がついておりました。今では森林伐採や遊歩道整備などができるなど緩和されておりますが、今回の天然記念物指定によって、観光客向けの整備や森林管理等に規制の影響がないのかを、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 日向岬の柱状節理でございますが、過去の火山活動により形成された地形であり、50メートルの断崖のある馬ヶ背など独特の海岸地形が見られ、日本列島形成時の巨大火砕流の痕跡、海岸侵食の事例として重要でありますことから、今回、国の天然記念物に指定するよう答申が出されたところでございます。指定の手续に当たりましては、将来の道路拡幅を見込んで指定範囲を設定するなど、文化財の活用に配慮しているところであります。指定範囲におきましては、土地を新たに掘削するなど、その形状を変更するような場合には許可が必要になりますが、日向岬の場合、指定区域への立ち入りや周辺の樹木の伐採などに関して、天然記念物としての規制は特にないところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、観光資源としての活用ですが、先ほど申し上げたとおり、この地域一帯は、既に観光地として一定の集客を呼ぶ人気のスポットであります。観光客が車やバスで周遊し、景色を見て散策する物見遊山的観光で、残念ながら現在

のところは終始をしております。どうやって観光客の滞在時間を長くするか、今、日向市や県北地域観光の一つの課題ではありますが、この天然記念物指定を機に、観光資源としてどのように活用していくのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 日向岬は、馬ヶ背、クルスの海に代表される本県有数の観光地の一つであり、県ではこれまでも、恋旅スポットなどに取り上げ、積極的に観光PRを行ってきたところであります。今回の国の天然記念物指定への動きにつきましては、日向岬の柱状節理、いわゆる火山活動によってできた岩礁景観の学術的な価値が評価されたものと伺っておりますが、これを機に日向岬の持つ魅力を改めて見詰め直し、県内のほかの観光地と相互に結びつけることで、新たな観光需要の掘り起こしにつながるのではないかと期待しているところでございます。今後、地元市町村と連携し、観光地としてのさらなる磨き上げを行いながら、新たな周遊ルートの設定や情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ、日向市のみならず、周辺、県北市町村とも協力をしてやっていただきたいと思います。

次に、宮崎県産オリーブについて伺います。

おととい、日向市オリーブ研究会が、初めて生産したオリーブオイルを持って、河野知事のところに表敬訪問いたしました。農家にとっては、生産したものが一つの形になるということは非常にうれしいことであると思っておりますし、今後、県の名産品の一つとして成長していけるように、私も期待をしております。日向市オリーブ研究会は、4年ほど前から植栽を始め、現在27名ほどの農家と団体で、オリーブ4種

類、1,800本を植えており、今後は3万本を目標に活動を続けるとのことを聞きました。オリーブオイルは、健康志向の方々にも人気が高く、食用以外にも化粧品などにも利用されています。県内では日南や西諸地域でも栽培が行われているようですが、本県のオリーブ生産の可能性について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） オリーブの生産につきましては、遊休農地対策等を目的としまして、日向市やえびの市など4市1町、約17ヘクタールで試験栽培が行われております。オリーブは地中海沿岸原産の乾燥した気候を好む作物でありまして、国内では主に香川県で生産されておりますが、降水量の多い本県での生産はハードルが高いものと考えております。しかしながら、困難な状況の中で挑戦しておられる皆様に対しましては、生産や加工の相談など丁寧に対応してまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 県産オリーブの挑戦というのは、非常に厳しいという話も聞いております。その中でも何とか挑戦をして、遊休地対策につなげていく、そしてまた新しい名産をつくっていくという農家の方々の夢を、しっかりと応援してあげたいという気持ちもございます。私自身も香川県に住んでいた時期がありますので、香川県がオリーブを通してまちおこしをしている、その中でも、香川県でさえも苦勞しているということは知っておりますが、先進地も参考にしながら、宮崎県も取り組んでいっていただけるようお願いをしておきます。

次に、宮崎牛の台湾戦略について伺います。

本年9月、日本から台湾への和牛輸出解禁がなされ、いち早く台湾へ輸出を開始した宮崎牛は現地で大きく報道されるなど、輸出解禁のタ

イミングで積極的に動いたことが功を奏したように感じました。私は、その解禁がなされる前の8月に、輸出業者の方と宮崎牛のセールスに同行させていただき、台湾の食肉卸業者や焼き肉店などを訪問いたしました。その業界内では、日本の和牛の評価が非常に高く、宮崎牛にも高い関心がうかがえました。また、その際訪れた現地の焼き肉店では、オーストラリアを初めとする海外牛肉にも高い評価があり、実際にオーストラリアのブランド牛はとておいしく、ライバルは国内以外にもあると感じた次第です。台湾において海外産牛肉も一定の評価がある中で、これから国内の有名ブランド牛との競争も激化すると予想されます。宮崎牛の人气が定着していくには戦略も必要かと思えます。そこで、10月に台湾へ宮崎経済連とともにセールスを行った郡司副知事に、台湾での宮崎牛の手応えと今後の販売戦略について伺います。

○副知事（郡司行敏君） 台湾が約16年ぶりに和牛の輸入を解禁したという報に接した際に、率直な思いとしては、先般の全国和牛能力共進会での3大会連続内閣総理大臣賞、日本一という成果を生かす絶好の機会を得たと、是が非でも台湾市場に一番乗りをしたいという思いでありました。このため、畜産関係団体や台湾のパートナー企業等と連携を図り、官民挙げて懸命の努力を行った結果、9月27日に、全国で最も早く台湾市場への和牛輸出を実現したところでもあります。また、私自身、生産者から預けられた「日本一宮崎牛」のたすきを台湾へとつなぐべく、畜産関係団体の皆さんとともに台湾を訪問し、焼き肉レストランやホテル等で、台湾の皆さんに宮崎牛の魅力をアピールしてきたところでもあります。現地では、「日本一の宮崎牛が日本一早く台湾に届いた」と大きく報じられ

るなど、宮崎牛の評価は非常に高く、パートナー企業からも継続的な安定供給について強く要望を受けるなど、大きな手応えを感じたところでもあります。県といたしましては、今後とも関係団体等と連携し、現地での消費動向などの情報を的確に分析し、今後の販売戦略に生かすとともに、取引を希望する企業との信頼関係を構築しながら、さらなる輸出拡大に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の副知事の答弁に、非常に熱意を感じた次第でありました。これからは、宮崎牛をしっかりと台湾に根づかせるために、きのう星原議員からも質問がありました、宮崎と台湾とのいろんな交流、人事の交流、いろんな人との交流、そして宮崎—台湾便は来年3月には1便また戻ってくるということですので、その航空便もうまく活用しながら、人気定着に向けて力を注いでいただきたいと思っております。これは県民総力戦で臨んでいただきたい問題だと思っております。

次に、今答弁でもございました、宮崎牛の安定供給についてでございます。宮崎牛は既に、アメリカや香港、マカオ、今回の台湾など、新たな国際市場へと売り先が拡大しております。先日、宮崎牛を扱いたいとのことで来県した台湾の方を紹介したところ、「今現在で宮崎牛は非常に人気が高く品薄状態であり、安定供給の約束はなかなか難しい状態に今後なってくるだろう」という話でありました。宮崎牛の高いブランド力は、県産和牛のトップ品質によるものですが、県全体の畜産頭数が減少してしまっただけでは、その人気の維持や安定供給が今後困難となってまいります。私も子牛の競りによく出かけますが、延岡家畜市場では競りにかかる子牛頭数は以前よりも減ってきているように感じま

す。子牛価格の近年の高どまりも原因の一つにあり、この子牛価格の高騰で助かっている農家が多いことも事実であります。生産農家、肥育農家にとって増頭は大変ではないかと思いません。国もさまざまな支援策を講じておりますが、本県の繁殖雌牛の増頭対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県では、繁殖雌牛の増頭を推進するため、各地域における増頭や生産性向上等の目標を定めた「人・牛プラン」を、平成26年に全国に先駆けて策定し、その達成に向けて施設整備等に取り組んでいるところであります。具体的には、施設整備対策としまして、平成27年度から実施している畜産クラスター事業により、担い手等の畜舎整備やJA繁殖センター等の地域拠点施設整備、計92件に取り組んでおります。また、繁殖雌牛対策として、国の肉用牛経営安定対策補完事業等の活用によりまして、昨年度約2,700頭の導入等の支援を行ったところであります。このような取り組みにより、平成29年2月1日現在の本県の繁殖雌牛頭数は8万600頭となりまして、前年比で1,800頭増加、その増頭数は全国一となるなど、着実な成果が上がっているところであります。

○西村 賢議員 1,800頭の増加、これは非常にありがたいことでもあります。また、冒頭で質問した中山間地の畜産というものは、中山間地に住む人たちにとって非常に大きな収入源ともなっています。何とか増頭して、宮崎牛をさらに盛り上げていただきたいと思っております。

次に、福祉課題について質問をいたします。

まず、障がい者の労働の状況について質問をいたします。先日、京都府舞鶴市にある「まいづる福祉会」を訪問いたしました。ここでは、

「ほのぼの屋」というフレンチレストランやカフェを運営し、レストランウェディングやランチが女性を中心に非常に人気となっているようです。予約必須の人気店の一流のサービスを担っているのは、統合失調症や知的障がい、難病などを抱えた従業員の方たちです。約40名の障がい者を雇用し、就労支援事業を行っております。人口8万2,000人の市でここまで大きく事業を展開する理由を探るために視察に訪れましたが、このレストランの方からは、「我々は、中途半端なレストランではなく、わざわざ足を運ぶ価値のある店づくりに挑戦したこと、ホテルの接客インストラクターや一流シェフを招聘する等、要所でプロを活用していることなど、通常一流の店として、障がい者がやっている店という感覚をなくすように取り組んでいる」との話も聞きました。これまで多くの失敗やうまくいかないこともあったようですが、障がい者の所得向上に向け、職員の皆さんも一丸となっている熱意が伝わりました。この「ほのぼの屋」は全国でもまれな例かもしれませんが、本県にもさまざまな作業所等があり、多くの障がい者が働き、生きがい、やりがいを得ているところも多いと思います。本県の就労継続支援事業所で働く障がい者の賃金や工賃の向上に向けた取り組みと実績について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 就労継続支援事業所の賃金や工賃の向上は、障がい者の自立や社会参加を促進するために重要なことと認識しております。このため県では、官公需の発注拡大に努めるとともに、事業所に対し、販売促進等の指導・助言を行う専門家の派遣や、利用者の希望する労働時間や賃金を踏まえた支援が行われるよう、指導を行っているところであり

ます。これらの取り組みを進める中、昨年度の実績でございますが、雇用契約により最低賃金が保障される就労継続支援A型事業所で支払われる賃金が、平均月額5万9,224円で前年度比2.8%増、また、雇用契約を結ばず生産活動の対価として支払われるB型事業所の工賃につきましても、平均月額1万7,960円で前年度比6.5%の増となっております。

○西村 賢議員 A型、B型ともに生きがいを持って働けるような——賃金是对価でありますから、少しでも多いほうが、障がい者の方も頑張れる、また頑張りたいと思う、そういうことにつながってくると思います。ぜひまた支援もお願いしたいと思います。

次に、高齢者介護費の抑制につながる健康対策について質問をいたします。増加する社会保障費をどう抑えていくか、超高齢化社会にあって、医療や介護にかかる負担は、行政も個人も大きなものになっています。高齢者がより長い期間健康で過ごせることが、負担を抑えていく鍵となると思います。現在、埼玉県和光市が要介護認定率を下げ、全国的なモデルとして注目を集めています。日向市もそれを目標に地域ケア個別会議を充実させて取り組んでおりますが、この1年で16%台から14.3%と着実に成果が出てきています。高齢者個人に合わせた栄養指導や運動の助言などで自立支援につながり、要介護の状況がより重くなる前に健康の維持や回復につながっています。介護費の抑制にもしっかりつながっているとのことでした。全国にも県内にもこのような先進地域はたくさんありますが、地域ケア個別会議の重要性を感じるとともに、正しい指導や目が行き届くことで、高齢者自身がより健康でいられることにつながっていると思います。この取り組みはさらに

広めていくべきと思いますが、福祉保健部長に県の考えを伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢者が、介護サービスに頼ることなく、できるだけ自立した生活を営むためには、みずから介護予防に取り組むことはもとより、介護が必要な状態になっても、その要因を取り除き、再び元気に暮らしていけるような自立支援の取り組みが重要でございます。このため県では、昨年度から、先進地である埼玉県和光市の支援を受け、日向市など希望する市町において、自立支援を図るための地域ケア個別会議のモデル事業に取り組んでいるところでございます。これは、高齢者一人一人の個別課題を解決するため、栄養士やリハビリ等の専門職から助言を受け、介護サービスの内容をその都度見直し、自立支援や重度化防止を促すものでございまして、実施した自治体では、状態の改善も図られ、再び自立した生活を送られる高齢者も出てきております。ことし10月現在、この地域ケア個別会議を実施している自治体は13の市町へと拡大しているところであり、今後さらに県内全域で実施されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この地域ケア個別会議を自治体で取り組んで、介護の中身は、職員の方も含めて非常に苦勞して、何とかつくり上げていっているというふうに聞いております。もちろん、人対人ですから、なかなか一朝一夕には進まないところもあるかと思いますが、しっかりと助言をしていただき、県内各地に広がっていくこと、そして何より、福祉に従事する人たちもやりがいを持てること、そして高齢者が健康で長生きできること、この全てにつながっていけるように助言をお願いしたいと思

います。

次に、高齢者の福祉について質問いたします。先日、「下流老人」「貧困クライシス」等の著者である藤田孝典氏が来県され、講演会が行われました。藤田氏は、埼玉県でNPO法人ほっとプラスを運営し、首都圏で生活困窮者支援を行っているソーシャルワーカーであります。これまで多くの生活困窮者を支えてこられ、その経験から多くの書籍を世に出していくことで、貧困問題を提起しています。「下流老人」という言葉が流行語にノミネートされ、衝撃を受けたことを思い出します。下流老人の指標とは、著書の中ですが、「収入が著しく少ない」「十分な貯蓄がない」「頼れる人がいない」の3つの「ない」により、あらゆるセーフティネットを失っている状態であり、これが進行することによって、親子——親世代、子世代で共倒れをしてしまう、また価値観の崩壊につながると指摘しています。この講演会で特に感銘したのは、高齢者の貧困は、はたから見ると、若いころ貯蓄や年金をかけてこなかった本人が悪い、もしくは仕事を怠けていたやつが悪いと決めつけて、自己責任論で済ませてしまうことにあるという問題提起でありました。例えば、その貧困となった高齢者の原因、背景などが、普通の人から見るとよくわからないから、こういう問題になると思うんですが、その貧困に至るまで、今でこそ社会問題となっているワーキングプア、ブラック企業、非正規雇用、ひきこもり、DVや離婚、健康問題など、社会的な問題も大きく背景にあるのではないかと、個人レベルではなかなか対処できる問題ではないと指摘しています。

県内の年金未加入者は約4,000名ほどいます。このままでは年金受給資格がない高齢者とな

り、ほぼ自立した老後は送れなくなります。年金の政策は国が国民に直接行っておりますが、下流老人予備軍をこのままほっておいていいのか。昨日も高橋議員の質問にあった、ひきこもりの問題もしかりであります。行政の支援、わずかなきっかけで立ち直る人たちもいます。ほっておくことで、より社会保障費の増大につながることも考えられます。生活が困窮し、できる限り最後のセーフティーネットである生活保護受給につながらないように、自立に向けた支援が必要であると考えますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢者等が経済的困窮に至る理由には、議員が今お話しされたように、さまざまなものがございしますが、困窮状態となった場合には、生活保護受給に至る前の早い段階から支援を行うことにより、自立を促すことが重要であると考えております。このため、県内の福祉事務所におきましては、生活困窮者自立支援法に基づきまして、就労や多重債務などの幅広い相談に応じるとともに、住居確保給付金の支給や、県社会福祉協議会の行う生活福祉資金の紹介など、関係機関との連携も図りながら支援に取り組んでいるところであります。現在、国の社会保障審議会におきましては、高齢期に至る前の段階からの支援の強化についても議論されているところであります。県としましても、国の動向を注視しながら、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、働く意思のある高齢者の支援について伺います。10月末、労働局から、本県企業において定年延長を導入した企業が100%に到達したという発表があったという報道がありました。きのうもニュースでやってお

りましたが、すばらしいことだと思います。また、65歳以上の年金受給世代にとっても、働くことで知識や経験を生かすとともに、健康維持ややりがいにもつながってくると思います。年金だけでは生活するのが厳しい高齢世帯も多いと思いますし、趣味などにお金がかかる人、老後に不安があり、働きたい人もいます。本県の高年齢者雇用確保措置についての状況と、働く意欲のある高齢者の就労支援の取り組みについて伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高年齢者雇用確保措置は、65歳までの雇用を確保するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、いわゆる高年齢者雇用安定法によりまして、定年の引き上げ、定年制の廃止、希望者全員の継続雇用のうち、いずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられたものであります。雇用確保措置の実施状況につきましては、従業員31人以上の企業を対象に、ことし6月に国が行った調査によりますと、ただいま議員がおっしゃったとおり、本県においては、全ての企業で実施済みということでございます。また、働く意欲のある高齢者の就労を支援するため、県では、就職面談会やシニア人材バンクによる高齢者と企業とのマッチング強化などに取り組んでおりますが、このうち、昨年度、県内3カ所で開催しました就職面談会には、延べ524名の参加者があり、55名の就職が決定したところでございます。

○西村 賢議員 最後に、知事に質問をしたいと思っております。今、子供の貧困が社会問題となり、日本は先進国の中でも子育てや教育にかかる国家予算の割合が低い国だと言われております。北欧の福祉国家のように、税率が高く、高負担、高福祉の国家とは単純に比較できないと

はと思いますが、子供や教育にかける予算の確保は、これからの日本の最優先課題でもあると思います。それでも高齢者福祉の予算を引っ剥がして子供たちへというわけにはいきませんから、新たな財源をつくっていくことが必要だと思います。知事は来年選挙を控えて、昨日、再出馬を表明されました。子育て支援知事として全国の先頭で旗を振る河野知事には、ぜひとも、今回の選挙マニフェストの作成に当たり、本県独自の子供福祉や教育目的の財源確保を検討していただきたいと思いますが、知事の考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、宮崎の将来を担う子供たちを社会全体でしっかりと育ていくことは、大変重要な課題でありまして、全ての子供たちが必要な福祉や教育を受けられる環境を整えることは大変重要であると考えております。このため県におきましては、従来から、地方創生に関する国に対する提案・要望の中で、子育て、教育に関する経費を社会全体で分かち合う子ども保険制度の創設というものを提案、また要望してきたところであります。今、国においてもさまざまな議論がなされているところでありますが、そういった議論を注視しながら、私の選挙に向けた公約としては、政策提案ということでもいつも用意をしておりますが、子供の福祉や教育のあり方も含めさまざまな課題が山積する中で、次の4年間で具体的にこの宮崎において何をどう進めていくべきか、こうした国の動きも注視をしながら、真剣に考えていきたいと考えております。

○西村 賢議員 まだ1年先の話ですから、じっくり考える時間もあると思います。また、全国の知事の中でもトップを走っていただくような政策を期待したいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 県民の声、井上紀代子です。今回も多くの方々に傍聴いただきまして、本当にありがとうございました。感謝いたしております。

通告に従い、一般質問をいたします。

11月定例県議会前に飛び込んだニュースでうれしかったのは、長距離フェリー航路の維持でした。本県も他県同様、人口減少という条件の中で、県産品の県外販売による外貨獲得と、県内経済の活性化、そして雇用創出・維持は最も重要な課題です。長距離フェリーの上り便の貨物の約7割が農畜産物です。農畜産物の輸送には長距離フェリーが不可欠です。宮崎カーフェリーについて、新会社で航路を引き継ぐこととした意義について、知事にお伺いします。

また、航路維持には新船建造が鍵を握ることになりますが、新船は観光などの旅客ニーズに合った新船建造とすべきですが、どのように考えられているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

次からの質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

新会社で航路を引き継ぐこととした意義についてであります。本県の長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品を大消費地に輸送する極めて重要な航路であります。また、観光という面で考えましても、多くの人数を輸送できる、教育旅行でありますとかスポーツ合宿、そういう面でも効果があるところであります。本県経済の生命線であると考えておりま

す。この重要な航路を維持するに当たりましては、県産品の安定的な輸送や、新船建造を見据えた物流機能の強化、フェリー会社における雇用の安定的な確保などのさまざまな観点から検討を進めてきたところであります。その結果、県や地元金融機関、地元経済界など、オール宮崎が結束をした新会社で航路を担っていくことが、この航路を長期的かつ安定的に維持していくためにも最善の方策であるとの結論に至ったところであります。今後、事業再生計画を着実に進めることで航路を維持し、本県経済の一層の発展につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（日隈俊郎君）〔登壇〕 答えいたします。

旅客ニーズに合った新船建造についてであります。宮崎カーフェリーは、平成26年の神戸就航以降、市街地からのアクセスのよさなどから、旅客が増加傾向にあります。しかしながら、現在の船は、個室が少なく段差が多いなど、現在の旅客ニーズに合わない部分が見受けられるところがございます。近年、他県において新たに建造された船では、個室の増設や段差の解消、ペットと宿泊できる部屋を設けるなど、旅客ニーズを酌み取ったものとなってきております。新船の仕様につきましては、新会社で具体的に検討することとなりますが、県といたしましても、旅客ニーズの動向等をしっかり見きわめながら、本県観光の振興に向けて大きく貢献できる新船建造が実現できるよう、努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁、ありがとうございます。

我が県は、物流が本当に最大の課題です。い

ろんな意味でいいニュースがたくさん入っていますが、この長距離フェリーの問題というのは、本当に心の痛むような問題で、継続ができないのではないか、維持ができないのではないかと大変心配しておりました。オール宮崎でということですから、県民も入れて一丸となって、このフェリーがずっと継続していけるように、そしてまた観光の大きな力になっていくように、この新会社をみんなで支えていければと思っています。

次に、宮崎市においても、本格的な人口減少社会を実感させられる空き家とか空き地が目立つようになり、ちょっと車で走りますと、崩れかけた廃屋を見ることも珍しくない状況です。本県の基幹産業は農林水産業です。さまざまな産業において人手不足が深刻になる中で、ことしは例年以上に学生優位の売り手市場になっているようです。このような中で、昨年の新規就農者は、平成に入って最高の396名と伺い、うれしく思いました。このことは、若者が農林水産業を職業として選択する時代が到来したと考えてよいのではと思うのですが、人口減少社会における本県農水産業の担い手確保の対策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業や水産業におきましては、従来からの後継者という考え方だけではなく、広く人材を募集し、より多彩な担い手を育成・確保することが重要だと考えています。そこで農業分野では、県内外の就農希望者に対しまして、定期的な就農相談会や就農講座を開催しますほか、農業法人での体験研修や、現場での技術習得支援の充実にも取り組んでおります。また、水産業の分野では、宮崎県漁村活性化推進機構が実施しております漁業就業応援バンクの構築に係る取り組みを支援し

まして、県内各地域での受け入れ体制の構築を進めております。そういった取り組みの結果、今、議員がおっしゃいましたように、平成28年、農業では、平成に入って最高となる396名の新規就農者、さらに、水産業では、ここ10年で最も多い55名の新規就業者を確保したところでございます。

○井上紀代子議員 私は、農林水産業が輝いてこそ、宮崎に若者が集まってくると考えていますので、魅力ある産地づくりと、若者目線での情報発信をしっかりとやっていただくことを願っています。

さて、農林水産業は、担い手が残ればできるものではありません。田畑での生産や集出荷場での選果作業など、多くの農業就業人材を確保できてこそ、全国第5位の食料供給県が成り立っています。しかしながら、都市部より早く人口減少が進んでいる農村地帯では、多くの外国人技能実習生が参入しており、全国では2万人を超える実習生が農業生産活動を支えています。本県農業における外国人技能実習生の状況と、特区を含めた外国人材の活用についてどのように考えておられるのか、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 国際研修協力機構の調査によりますと、平成28年度の本県の外国人技能実習生は約600名で、近年増加傾向にございます。技能実習制度につきましては、本年9月から、従来の農畜産物の栽培管理作業に加えまして、加工や出荷調整作業も実習の対象となりますとともに、11月1日からは実習期間が最長5年に延長されるなど、生産現場で活用しやすい制度となってきております。このため県では、今後、技能実習制度の活用がより図られるよう、農業団体や農業法人等と連携しながら、

支援体制を構築していくこととしております。

一方、農業分野における外国人労働者の活用に関する国家戦略特区につきましては、来年度からスタートするものでございまして、県内ではまだ実施したいという相談はございません。まずは、来年度から取り組みを開始する他の地域の状況等を、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 外国人技能実習生の中には、非常に素晴らしい実力を持たれている方も少なくない聞いています。「グローバル」という言葉もあるように、農林水産業だからできる国際貢献もあるのではないかと思いますので、受け入れる担い手の方々には、単なる労働者としてではなく、経営のパートナーとして接していただきますよう、十分な配慮をお願いしておきます。

また、農林水産業の現場では、多くの女性が経営者として頑張っている姿を見かけます。食と住が近い農林水産業は、女性が働きやすい職業であるとも言えますが、やはり経営者として資質の向上を図っていくためには、男性以上の配慮をしないと、家をあけにくいという実態がございまして。女性農業者の育成対策と支援の取り組みについて、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業・農村の活性化を図るためには、女性の視点をもっと積極的に取り入れていくことが重要であると考えております。このため県では、農業委員や団体役員への女性登用を推進するとともに、女性農林漁業者ネットワーク交流会や、各地区の女性農業者サポート協議会の活動を通じ、女性の経営参画や6次産業化に向けた勉強会を実施して

おります。また、昨年は、経営発展や農業の魅力向上を目指す意欲的な女性農業者により「Hinata・あぐりんぬ」の設立を支援するなど、新たな女性活躍の場づくりにも取り組んでおります。今後とも、女性がさらに活躍できるよう支援してまいりたいと存じます。

○井上紀代子議員 松形知事時代に「農村女性のつばさ」というのがあって、ドイツに行ったりしながら、女性の皆さんがグリーンツーリズムを学んでこられるというようなことが、特にえびのが中心でしたが、そういう事業等もありました。大変懐かしく思い出しています。「ひなたもりこ」、また「Hinata・あぐりんぬ」、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、全国には、先ほどもありましたが、障がいのある方が働くA型事業所が3,596カ所あり、そこでは6万人以上の方が働いておられます。雇用契約を結ばないB型事業所も1万724カ所あり、多くの障がい者の方々が働いておられます。農業は、田畑での管理作業だけでなく、選果や袋詰めといった作業もたくさんあります。土に触れ、命に触れる仕事は、障がいのある方にとってかけがえのない活動だと思います。農福連携の取り組みの現状と今後の取り組みについて、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、障がいのある方が、農業法人の従業員や福祉施設の農作業受託という形で活躍されている事例がございまして、仕事の丁寧さや熱心さといった点で評価する声を聞いているところであります。農業分野で、障がい者の自立に向けて就労機会を提供する農福連携の取り組みにつきましては、農業と福祉双方の分野にメリットがございまして、本県では今年度、農福連携プロジェクトチームをつくりまして、福祉施設を対象に、

まずはアンケート調査や意見交換の取り組みをスタートいたしました。今後は、その結果も踏まえまして、農業分野における働きやすい環境づくりや、農業者と福祉施設の効果的な連携手法について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日、宮崎日日新聞に掲載されておりましたが、大変ありがたい思いで、私はその記事を読ませていただきました。以前は、農福連携とまではいかないんですけれども、生産現場へはなかなか入れてくださらなかったという現状がありました。今回は大きな大きな一歩だというふうに思っています。障がいのある方は、障がいの程度によってできる作業が確かに限られますが、一つの個性であるという認識を経営者の方々にも持っていただき、しっかりと取り組んでいただきますよう、要望しておきたいと思っております。

次に、試験研究についてお伺いします。先月、環境農林水産常任委員会の現地調査で、水産試験場の研究成果である「海の天気図」と、総合農業試験場の取り組みを調査いたしました。水産試験場が開発している「海の天気図」は、IoTを用いた海の潮流や温度等のセンシングと、漁業者の漁獲データをマッチングするという壮大な研究です。ことしは、高い海水温や黒潮の蛇行などにより、各地で漁獲量が激減しており、お節料理などに影響が出ているという報道が多くなっています。どこに狙う魚がいるのか、いわば熟練漁師のわざとも言えるノウハウをデータで解析することができれば、新規に参入する若い漁業者にとって強い味方にもなります。「海の天気図」のこれまでの成果と今後目指す姿について、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 現在、「海の天気図」では、1日1回、日向灘の水温と潮の流れの情報を提供しております。平成28年度のアクセス件数は4万7,000件に達し、年々利用がふえております。この情報は、主にまき網やひき縄の漁業者に利用されております。出漁の判断や漁場の位置予測に活用することで、漁業者の効率的な操業に貢献しております。今年度からは新たに、より広い範囲で、流れと波の高さを1時間単位の高い頻度で情報提供できる海洋レーダーの整備に着手しまして、さらなる経費の削減や漁場探索の精度向上に取り組むこととしております。こういったことによりまして、さらに多くの漁業者の収益性の向上や、新規漁業者も参入しやすい漁業づくりを目指してまいります。

○井上紀代子議員 新規漁業者もふえているようですので、よろしく願いしておきます。

総合農業試験場では、マーケットニーズを先取りした米やパプリカ等の育種研究と食の安全分析センターの取り組みについて、調査をいたしました。米の育種は、温暖化や病気等に対する強さなどが、パプリカの育種は、業務用に適した形や色、サイズがテーマになっていました。米の食味の選抜は、職員による官能評価が行われており、パプリカの育種は蒔培養という特殊な技術を用いて、育種に要する時間の短縮に取り組んでいました。素人ながらも、どちらもかなり高い研究スキルが必要な内容だと理解をいたしました。県は、高いスキルを持った研究人材の育成のためにどのような取り組みを行っていくのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の農畜水産業の競争力を強化していくためには、バイオ

テクノロジーやICT等の革新技術に対応できる、高いスキルを持った研究人材の育成が重要な課題となっております。このため県では、平成24年に試験研究人材に関する育成方針を策定しまして、経験年数に応じた研修体系に基づき、国等の研究機関への派遣研修や、専門家を招聘した研修等の資質向上対策に取り組んでおります。また、中核となる研究員につきましては、博士の学位取得の支援や学術論文の投稿等を推進するなど、国レベルでの共同研究に参画できる人材確保に努めております。今後とも、本県農畜水産業の発展に資する試験研究を展開していくために、研究人材の育成に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 農大校が模擬会社を設立したとか、この情報も私は大変うれしく読ませていただきました。アグリカレッジひなた。そしてまた、私が大変大事にしております「食農連携による経済好循環創造事業」、これを確実にしていくと、雇用と、私ども宮崎県が経済的にも大変潤ってくると思います。そこで、本県の農林水産業を先導していくのは、時代のニーズを先取りした試験研究成果でなければならぬと、私は考えています。そのためには、民間企業や大学等との連携の強化、研究員の独創的なアイデアを形にしていく仕組みや予算の確保など、他の行政機関とは異なる対応策が必要なのではないかと考えています。県は、試験研究機関をどのように位置づけ、その機能強化に取り組もうとされているのか、郡司副知事にお尋ねいたします。

○副知事（郡司行敏君） 私は、新しい時代の扉を開くのは常に新しい技術である、そのように考え、本県農林水産業の振興を技術の面から支える試験研究は、大変重要な役割を担ってい

ると認識しております。本県の公設試験場は、生産現場が直面する課題を技術的に解決するとともに、ICT等の最先端の技術開発に取り組んでおり、これらの取り組みを効果的に進めるためには、特に民間企業や大学等との連携が重要であると考えております。このため本県では、国内有数の企業や大学と連携し、食の安全分析センター等を立ち上げるとともに、機能性解析に係る国のプラットフォームの一員として、最先端の研究に取り組んでいるところであります。このような高いレベルでの研究を展開していくためには、高度なスキルを持った研究員の確保と、それを支える先進的な研究環境の整備が必要でありますことから、引き続き、その充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、この充実をよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、観光に関する質問をさせていただきます。

人口減少が急速に進むことで、地域経済が縮小していく厳しい環境のもとでは、交流人口の拡大による地域の活性化、すなわち観光地域づくりが重要な政策課題になると思っております。人口が減少しても活力を失わないまちづくり、活力の根源としての経済、仕事、生業、これらを観光による交流の活発化で支える、これが大事なことだと思っております。宮崎版DMOを推進するためには人材育成が重要と考えますが、県の取り組みの状況について、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎版DMOを推進するためには、地域づくりを牽引するリーダーの育成が重要でありますことから、昨年度から観光みやざき創生塾を実施しているところであります。創生塾は、県内外で活躍し

ている講師陣からの実践的な講義やフィールドワークなど、受講者が地域や企業で活動する際に役立つようなカリキュラムとなっており、今年度も54名の方が受講しております。また、今年度から、地域等での活動を継続して支援するため、修了者を対象とした実践コースを開設したところであり、今後とも、塾生のフォローアップやネットワーク化を図りながら、中長期的な視点に立って、地域の観光を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 いつもお知らせいたしておりますが、ことしの私のミステリーバスツアーは、大型バス55名で高千穂郷・椎葉山世界農業遺産を訪ねました。高千穂は何度行っても「すばらしい」の一言に尽きるのですが、まず、高千穂町財政課総合政策室長・甲斐さんの丁寧な御案内と、「世界農業遺産とは」ということについての解説によって、高千穂を再認識することができました。また、参加メンバー全体が感動したのは、農家民泊を運営され、地域づくりを実践された工藤さんの一言一言でした。工藤さんの、ふるさと高千穂とそこに住む人々を思う心と、地域の素材を生かしたふるさと料理は、一見素朴な料理なのですが、大変洗練されていて、また、宿泊される方々との会話の一つ一つが心にしみるだろうなど、温かい気持ちになりました。本県では多くの地域で、農家民泊等のグリーンツーリズムによる地産地消活動に取り組んでおられる担い手が、いっぱいいらっしゃいます。また、今後は、農家民宿として地域の活力にと、新たな取り組みも始まりました。農家民宿の推進について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県内には、西諸県や西臼杵地域を中心に、農林漁業者が経営

する農家民宿が169軒ありまして、これは年々増加傾向にございます。農家民宿は、農林水産業と観光業やサービス業との融合により、地域の複合的なビジネスとしての発展可能性を有しており、地域経済への波及効果も期待されます。このため県では、関係者等で構成された協議会が実施しております、農作業等の体験メニューの開発や、衛生・安全管理に関する研修会の開催、さらには、農家民宿開業のためのマニュアルや誘客のためのパンフレットの作成、そういったものに対する支援を行っているところであります。今後とも、グリーンツーリズムの中核として、さらにビジネス的にも十分成り立つように、関係機関や団体と連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

○井上紀代子議員 大変いい取り組みだと思います。ぜひ徹底的にやっていただきたいなと思っているところです。

観光戦略の基本というのは、観光地づくりではなく、観光地域づくりだと考えます。その地域らしい暮らしや体験、地域ならではの食や宿泊が、今、観光では求められているのではないのでしょうか。その地域らしいプログラム・ストーリーによって、まち歩きをしながら五感で味わう、その地域にしかない自然や歴史・文化、食・暮らしなど、五感で多様に楽しむ観光と言えます。キーワードは、「観光振興による豊かな地域づくり」だと考えます。地域で稼ぐ観光を実現するためには、農家民宿を活用した地域ぐるみでの取り組みが有効であると考えますが、商工観光労働部長にその県の考え方を伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 地域で稼ぐ観光を実現するためには、旅行者のニーズを的確に捉え、地域の多様な関係者を巻き込みな

がら、滞在時間を延ばし、観光消費額の増加につながるような取り組みを進めることが重要であると考えております。このため県では、農家民宿の取り組みを生かすためにも、地域の特色を踏まえた滞在型・体験型メニューの充実を図る必要があると考えておまして、例えば、世界農業遺産の認定5町村と連携しながら、釜炒り茶の飲み比べや、わら細工づくりなどの体験メニューの商品化等に取り組んでいるところでございます。県としましては、今後とも、このような取り組みを通じて、地域で稼ぐ観光の仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これから、国民文化祭、2巡目国体、オリンピック・パラリンピック、記紀1300年集大成と、観光客の皆様をお迎えする機会はいっぱいです。宮崎の魅力ある地域資源を存分に生かして、地域全体回遊、滞在型・通年観光を実現し、農林水産業、商店街、お年寄りの生きがいつくり、住民の誇り醸成などなど、豊かな地域づくりをしてまいりたいと思っております。つまり観光地域づくりです。また、農家民宿は地方移住へつながることも期待できるのではないかと楽しみにしています。宮崎版DMOを丁寧に実行していただくよう要望いたします。

次に、福祉問題に入りたいと思います。

我が国では、虐待や予期しない妊娠など、何らかの理由で親子が分離されて、社会的養護下にある子供たちの実に8割強が、児童養護施設や乳児院などで集団養育されています。このような日本の家庭分離・施設偏重の政策は、世界的には突出しています。日本の里親委託率は、平成27年度末で17.5%と低い状況です。厚生労働省は本年、明確な「新しい社会的養育ビジョ

ン」を示しました。これは、子供が家族と暮らすという当たり前の権利を保障するのに必要な体制をつくり、網羅的な改革ビジョンを示したものです。まず、本県の里親等委託率の現状と、県はそれをどのように評価しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 何らかの事情により実親のもとで生活ができず、社会的養護を必要とする児童のうち、里親やファミリーホームに委託された児童の割合を示す本県の里親等委託率でございますが、平成28年度末現在で12.1%となっております。平成27年度に策定した本県の家庭的養護推進計画では、この委託率を平成41年度末までに35%とすることを目標としており、今後、委託促進に向けた取り組みをより一層強化する必要があると考えております。

○井上紀代子議員 「新しい社会的養育ビジョン」では、3歳未満については、おおむね5年以内に、就学以前の子供については、おおむね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は、おおむね10年以内を目途に委託率50%以上を実現すると、明確な数字を示しています。実現のためには、包括的支援体制での里親へのサポートが欠かせないと言えます。里親制度は、多数の子供たちがいる施設と違い、家庭という閉じられた環境で暮らします。子供たちの中には、障がいのある子や、親からの虐待などで心に傷を負わされている子供も多く、育てていく上で大変な部分があることは否定できません。それでも、子供たちをより家庭環境に近い状態で育てていくことを進めていくべきだと考えます。

本年5月、宮崎市にファミリーホームが開設されました。社会福祉法人によるものです。宮

崎県に現在1カ所です。養護施設と里親さんの中間とも言える、6人まで養育可能です。家庭的養護を推進するためには、ファミリーホームへの委託を拡大することが有効と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ファミリーホームは、要件を満たす里親や社会福祉法人の職員等が養育者となりまして、議員からお話のありましたとおり、5人から6人までの児童を養育することから、一般の里親よりも多くの児童に対し、家庭と同様の養育環境を提供することができるという利点がございます。また、児童間の相互作用が、児童の自主性や基本的な生活習慣の確立、また、豊かな人間性・社会性の育みにもつながることが期待できることから、家庭的養護の推進に有効な手段の一つであると認識をしております。

○井上紀代子議員 国連の指針でいけば、パーマネンシー（永続性）というのを大変重要視されています。それは、その子供たちが、そこにいていいんだ、私の居場所はここがいいんだということが実感できるようにすることが大変重要だということです。ですから、家庭的養護というのは、そういう意味では大きな大きなテーマとするべき内容だと思っています。社会的養護が必要な子供たちが、やがて父親とか母親となることを思えば、家庭というものが、温かく、必要であるという心を養うためにも、家庭的養護を進めていくことが本当に重要だと考えています。県は今後、ファミリーホームの活用を含め、里親委託率の拡大に向けてどのように取り組んでいかれるのか、部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、里親委託の推進とあわせ、多くの児童を養育する里

親に対しては、ファミリーホームへの転換を勧めるとともに、各児童養護施設が少なくとも1つのファミリーホームを開設することを目標としておりますことから、今後ともその設置等について、里親や児童養護施設などの関係機関と、積極的に協議や検討を行ってまいりたいと考えております。また、家庭的養護の推進を図るためには、里親やファミリーホームの制度の周知を図るとともに、里親の登録数を拡大することが必要でございますので、引き続き、NPO法人等の協力も得ながら、広報啓発や必要な研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ファミリーホームは本当に有効だというふうに思います。今つくっておられる宮崎市の方は社会福祉法人です。社会福祉法人でのファミリーホームというのは、経営的にも安定をしている。そういう意味で言えば、大変有効な形だというふうに思っています。他県でも、社会福祉法人がされているファミリーホームは多くありますので、その交流も含めて実態をよくごらんいただいて、今後、社会福祉法人のファミリーホームを広げていただけるように、せめて、県北に1つ、南のほうに1つというふうに、最初はそれから始めていただけるといいのではないかと考えています。

続けて、障がい者のグループホームのことに、部長にお尋ねをいたします。

まず、障がい者のグループホームの運営上、安定的な経営が可能となる人数は何人だとお考えでしょうか、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） グループホームは、国が、施設等から地域生活への移行を推進するために充実を図っているもので、障がい者が、家庭的な雰囲気の中で、世話人や生活支

援員等による支援を受けながら、地域のアパートや一戸建て等で共同生活する居住の場でございます。障がい者が住みなれた地域で安心して生活するための重要な施設であると認識をしております。安定的な経営が可能となる人数については、利用者の障がいの程度や、夜間の支援の必要性などにより異なっておりますので、一概には申し上げられませんが、国の指定基準では、グループホームを開設するに当たっては、4名以上の定員が必要であり、一方で、8名以上は報酬が減額されるというふうになっておりますことから、標準的な規模としては、4名から7名での運営が想定されているものと考えております。

○井上紀代子議員 それでは、現行の国の基準は、障がい者のニーズに今現在合致したものになっていると県は考えておられるのか、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） グループホームにつきましては、日中は、就労とか就労継続支援等のサービスを利用する障がい者を想定しまして、指定基準や報酬基準が設定されているものでございます。しかしながら、近年の障がい者の重度化や高齢化に伴いまして、こうした現行の基準では、障がい者のニーズに合致していない部分もあるものと考えております。

○井上紀代子議員 続けて、現在、県内にあるグループホームの数は、障がい者が必要とする数を満たしているのか、そこを部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内のグループホームの数につきましては、平成28年度末の時点でございますが、204カ所となっており、利用者数は1,097名と、現行の障がい福祉計画の見込み量をほぼ満たしている状況ではあります

が、障がい者の地域生活を進める上では、今後も計画的な整備が必要と考えております。また、これからのグループホームの整備に当たっては、いわゆる親亡き後の問題は大きな課題でございます。障がい者の重度化や高齢化への対応も必要であると考えております。現在、国におきましては、スケールメリットを生かした重度対応型グループホームの新設や、報酬の改定に向けた検討が行われていると伺っておりますので、今後、国のこうした動向も注視しながら、利用者のニーズを把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 3問にわたって部長から答弁をいただきました。このグループホームのところは数々の問題がありまして、例えば、通所施設を持っておられるところがグループホームに移行した場合に、ニーズとしては、ある程度の固まりとしてあるわけです。そのニーズに合わせようとする、7名以上になってしまうわけです。7名以上になってくると、経営が成り立たない。ということは、そこにいらっしゃる方たちの中にそういうニーズがあったとしても、それを受け入れることはできないということになってしまうわけです。ですから、今、なぜグループホームを切るときに人数が7なのかというのは、ちょっと私もわからないんです。国のお考えがちょっとわかっていないところなんです。ですから、全体的に要望としてある。そして、これから一番重要になってくるのは、このグループホームを最重度の人たちが利用せざるを得ない。ケアホームはないわけですから、そこを利用するような方向性というのが出てくるわけですね。そうなってきたときに、今のような形で本当にいいのだろうかというのが、議論をしていただきたい内容でもある

わけです。国において、スケールメリットを生かした重度対応型グループホームの新設や報酬の改定——これは重要なところですが——に向けた検討が行われている。そういうふうになっているので、ここにどうやって、今の実態、本当の意味での障がい者の人たちが置かれている実態に合致させていくかということが、今重要になってきているのではないかと考えています。だから、現状を把握しているだけではなく、グループホームで——私はグループホームはいいと思います。施設から地域生活へ出ていこうという考え方としてはいいと思いますが、問題は、数をそういう形で切れるのかどうか。そのあり方をもっと多様にしていくべきではないのかということ、ぜひ国に、実態に合わせた形、実態に近い形で制度を変えていくようにしていただきたいと思います。横浜から先日来られて、重度の方たちのお話をされた方は、法は実態の後についてくると、実行されたものの中から、後で出てくると。ただ、経営ができないとなると、それはまた別問題なので、経営ができるということが大変重要なことですので、そこを丁寧に国のほうに伝えていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、実は加江田川もやりたかったわけですが、加江田川については、県土整備部によくやっていただいていた、宮崎土木事務所の方たちが丁寧にやっておられるので、そこについては、今回質問という形はとらずにおきます。台風22号のときも、朝早くから茜ヶ久保宮崎市議会議員と一緒に、ずっと災害地を回らせていただきました。いつものことなので、いつも台風の終わった後は必ず行くというふうにしておりますので、地域をぐるぐる回らせていただきました。また、郡司副知事が部長でいらっ

しゃったところに、正蓮寺の湛水防除、排水機場の問題についてはお願いをしておきました。それが有効に活用できるように今後したいなと思いましたが、あのときのポンプを回す若者たち、農業の担い手の皆さんの声まで今回聞いていただきましたので、質問とはしないことにいたしました。

次に、私が非常に最近、心の痛みぐらいに思っているのが、国道220号なんですけれども、この道路は、宮崎市を起点として日南市、串間市を経て鹿児島県霧島市に至る、延長約190キロメートルの東九州南部における主要幹線道路、そして、観光宮崎のシンボルロード、日南フェニックスロードとも言われております。実は、鶴戸神宮の宮司様から秋の例祭とかにおいでと言われたりすると、秋の例祭とかにお伺いするわけですが、台風の後でしたので、大変な遠回りをしながらお参りに行かせていただきました。220号の北のほうは今、実際、工事にかかろうとしておりますので、そこはそれとして、南のほうのところは、このままの状態、サンメッセ日南とか鶴戸神宮など、せっかくの観光の名所でもあります、そういうところをどうやったら生かせるのかということを見ると——この道路は、高橋透議員からも出ましたが、外山衛議員からも出ております。いろんな議員がここにぶら下がっておりますが、どういうふうに関後していられるおつもりなのか、それをお聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道220号南の区間、宮浦一風田間でございますけれども、ことし2度にわたりまして大規模な斜面崩壊による通行どめが発生しました。観光面や沿線住民の方々の生活等に多大な影響が生じたところでもあります。私自身も先月、副知事とともに現

場を訪れた際、崩壊の規模の大きさとか地質の状況を見て、改めて災害に強い道路が必要であると感じたところであります。現在、国において、内海一富士間、北区間ですが、こちらで整備が進められておりますけれども、宮浦一風田間につきましては、北区間の整備状況を踏まえながら、事業の着手時期等について検討していきたいと伺っているところでございます。県といたしましては、今後とも、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となって、北区間の早期完成はもちろんのこと、宮浦一風田間、南の部分でございまして、早期事業化につきましても、引き続き、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 よろしくお願いいたします。

次に、食育について伺います。

まず、若者の朝食離れについて伺います。厚生労働省の国民健康・栄養調査では、朝食の欠食率は全ての世代で年々増加をしています。食と健康に関心を払わない親世代が増加した結果、朝食の欠食率が増加しているとも言われています。若者の朝食離れを改善するため、どのような対策を講じようとしておられるのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 最近の県民健康・栄養調査によりますと、県内の20代の朝食摂取率は66%で、全国平均の68.6%よりも若干低い状況にございます。将来、子供を育てる世代となる若者への食育活動は大変重要でありますので、県では本年度より、宮崎大学や南九州大学と連携をしまして、学生みずからが企画し、朝食の摂取率を高める「朝モグKarada Goodプロジェクト」なるものを実施しているところでございます。具体的には、大手コンビニや大

学食等と連携した、若者受けする朝食の開発・試験販売や、「健康と食のフェスタ」での、学生による取り組み紹介などの活動に取り組んでいるところであります。

○井上紀代子議員 ぜひ、朝モグで起業していただくような大学生が出ることを期待しております。このまま進んでいきますと、高齢化が進むと同時に、若者だけでなく、高齢者への食育対策も必要になってしまうという状態です。増大する社会保障費を抑制するためには、健康寿命の延伸が不可欠であり、それを支えるのは食だと考えますので、食育については、引き続きの取り組みの強化をお願いしておきます。

先日、私は、宮崎市の潮見小学校で開催された「味覚の授業」に参加させていただきました。ことしで3年目の取り組みとなる「味覚の授業」は、プロのシェフがボランティアで、小学生に味の基本である塩味、酸味、苦味、甘味、うま味の5つの味を確認体験させ、その後、一緒に調理するという授業です。この日は、ニューヨークのマンハッタンと宮崎市にお店を持たれているヒミ*オカジマさんが講師で、わかりやすく、しかも御自分の人生観も語られ、非常に楽しく、ぜひいたくな授業でした。

「こ食」という言葉をお聞きのことと思いますが、子供だけで食べる食事「子供食」、同じものしか食べない「固定した食」、麺類しか食べない「粉の食」、家族は一緒なのにそれぞれ違うものを食べる「個人食」、そして寂しさを感じる「孤独な食」等々、さまざまな「こ食」が問題視されています。味覚は、生後3カ月から10歳ごろまでに発達すると言われていています。他県では、この「味覚の授業」を、イベントとしてではなくカリキュラムの一環として取り入れることで、好き嫌いや食べ残し、肥満の改善

に効果を上げている学校もあるようです。本県においても、「味覚の授業」をカリキュラムとして積極的に取り入れていくことはできないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 「みやざきの食と農を考える県民会議」が実施されました「味覚の授業」は、子供たちに、味の基本となる味覚に関する理解を促し、味わうことの楽しさに触れさせる、大変貴重な機会であったと伺っているところであります。食に関する指導は、国が示しました目標や内容に即して、学校ごとに作成された全体計画や年間指導計画等のカリキュラムに基づいて、授業や給食の時間など、学校の教育活動全体を通して進められているところであります。お話にありました、子供たちにいろんな味覚を実感させる取り組みとして、例えば食文化をテーマに、地域に昔から伝わる料理等をつくって食べる授業を行うことなどが考えられるところであります。このような取り組みは、子供たちの食育を推進する上でも大変意義のあるものと認識をしております。県教育委員会といたしましては、今後も、関係部局・団体等と連携しながら、こうした取り組みを、市町村教育委員会を通して各学校に紹介しながら、食育のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 学校給食は、食育の現場そのものだと言えます。一人一人の先生が、昼食を題材に、味覚の視点から児童と話し合う場をつくることは、学校運営の円滑化にも大きく寄与するものと考えます。手を挙げてくださる学校がふえることを願い、ぜひ前向きに検討を、教育委員会としても進めていただきたいと思っています。

次に、明星視覚支援学校の幼稚部設置の意義

と今後の検討状況をお伺いしたいのですが、先日——私の控え室にはよく子供さんとお母さんたちが来られています。最初に彼女たちに、「どういう幼稚部が欲しいんですか。どういうイメージですか」ということをお聞きしたら、「自分たちできちんと現場に行ってみようね」ということで、他県に行かせていただいたんですが、子供さんも、他県の学校に着くなり、その学校の先生になじんでいったという……。何か違うものを感じるのでしょうか。明星支援学校の幼稚部設置の意義というのは——先日、教育長にも、それから室長の川越さんにもお会いさせていただきました。お父さん、お母さん、きょうだいたちも一緒に会っていただきましたが、そのときに、どういうことを親たちが望み、本人たちが望んでいるかということについては、十分教育長もおわかりになったと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 明星視覚支援学校の幼稚部設置でございますが、幼稚部を設置することによりまして、個別の教育支援計画の作成など、個に応じた適切な指導・支援が行われるようになり、小学校に就学するまでに必要な知識や技能の習得が一層進むものと考えております。また、視覚障がいの特性を踏まえた専門的な指導を早い段階から積み重ねることで、視覚障がいのある幼児のさらなる成長を促すことにつながると期待をしております。このようなことから、幼稚部を早期に設置することが必要と考えておりまして、現在、学校や関係課・室で、教育内容の整備、あるいは施設の改修等に向けた協議を進めているところでございます。この前お伺いいたしましたいろいろなお話をもとに、そういうこともできるだけ踏まえて、幼稚部の開設というのを目指していきたいと考えて

おります。

○井上紀代子議員 私は、宮崎県の子供たち、それから私たち一人一人なんですけれども、自立するということが大変重要だと思っています。ですから、障がいがある人にとってみれば、何かサポートが必要であれば、そのサポートが十分にされるとということが大事だと思っています。障がいがある子供たちのいるおうちでは、両親がまず自立すること、本人の自立、そしてもう一つは、きょうだいたちの自立、これを求めていく必要というのはあると思います。ぜひよろしく願いしておきます。

最後に、特別支援学校の現状について、教育長はどのように受けとめられているのか。そして、課題はどういうものがあるのかを、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校につきましては、保護者の特別支援教育への理解や期待が高まってきておりますことから、近年、児童生徒数が増加をしてくれております。このような中、児童生徒の障がいの状態について、重度と軽度の二極化が顕著になってきております。このような現状から、特別支援学校におきましては、教室不足等への対応はもとより、軽度から最重度までの障がいの程度に応じた指導の充実が欠かせないものであり、授業の工夫や改善が課題であります。また、高等部卒業後の将来を見据えた教育と、一人一人の実態に応じた支援の充実というものが、従前にも増して強く求められている状況にあると認識をしております。現在、個別の教育支援計画などを作成し、指導の充実を図ってきておりますが、課題解決に向け、今後とも関係機関等と密に連携を図り、学校の状況を踏まえながら議論を重ねてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 特別支援学校は膨張状態なんですけど、その状態について、学校、例えば校長先生を含めてですけど、そういう御意見が上がってきたことは全くないのでしょうか。教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校には、さまざまな障がいを抱えた児童生徒がいるわけでございます。その障がいの種別にもよるわけでございますけれども、特に発達障がいであるとかについては、非常に児童生徒がふえる傾向にございまして、これに対する対策というのは常に考えていかなければいけないと考えております。

○井上紀代子議員 特別支援学校に、分けられないぐらい、最重度の人、重度の人、中度の人、軽度の人、それから学習障がいを初めとする発達支援の方たち、それが一緒くたになるような形で入ってきているという状態なんですね。以前は、それは親たちの考え方でもあったでしょうが、何となくすみ分けができていたとか、そういう形で、学校内で混乱するというようなことはなかったと理解しています。ですから、障がい児が減るという方向、なくなるという方向にあれば別ですが、今後も、可能性としては特別支援学校が必要な子供たちはふえていく。だから、その学校のありようというのは、もっと議論すべきではないのか、教育長にお尋ねしておきたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） いろいろ工夫をして——特別支援学校というのは、1クラスの人数というのは非常に少ない。ということは、ちょっと人数がふえると、直ちに教室が不足する、そういう状況になるわけでございます。そしてまた、各年度、果たして何人希望される児童生徒が来るかというのは、各学校によっても

なかなか事前の把握が難しいというようなこともございまして、教室不足の問題というのは非常に頭の痛いところはあるわけでございますが、今後とも工夫を重ね、また予算の獲得にも頑張っ、なるべく解消していきたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、高等部の3年間で、文科省から出る金額と、成人施設に行く金額と比べたときには、圧倒的に文科省から出る金額のほうが高いんです。ですから、やはり3年間はここにおいて、ここで十分な教育が受けられるような状況をつくりたいというのが、私の願いなんですけど、今後、特別支援学校につきましては、そのあり方について検討していただくように要望したいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。11月定例議会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

さきの9月定例議会で、平成28年度の一般会計を初め、4つの事業会計の決算が原案どおり認定されました。一般会計の決算内容を見ますと、歳入では、県税などの自主財源は歳入全体

の40.2%で、残りの59.8%は地方交付税や国庫支出金などに大きく依存している状況であり、非常に脆弱な財政基盤であると言えます。また、歳出を見ると、歳出全体のうち、43.5%を人件費などの義務的経費が占めており、経常収支比率は92.2%と、財政の硬直化も見てとれます。これらの財政状況は、平年とほぼ同じ構図になっておりまして、大変厳しい財政状況が続いています。

こういった中、本県においては、2巡目国体、防災拠点庁舎整備、国民文化祭、県立病院再整備、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、また、少子高齢化に伴う社会保障費等々、今後、多額の財政負担が見込まれていますが、今後の財政運営について知事はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いしてまいります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県の財政は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に依存する脆弱な財政構造であります。これまでの財政改革の取り組み等によりまして、県債残高の減少など、改善が図られている状況であります。しかしながら、今後、社会保障関係費の増や公共施設の老朽化対策、国体開催に伴う施設整備等、多額の財政需要が見込まれ、引き続き厳しい状況が続く見込みであります。このような中にあっても、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、限りある財源をいかに効果的に活用していくかが大変重要であります。財政改革の取り組みを特別なものとしてではなく、不断の取り組みとして着実に実行しながら、地方創生の推進を初めとし

た地域活性化の取り組みなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 本日に厳しい財政の中、限られた財源のやりくりを決めるのは、大変な苦勞が多いのは理解できますので、答弁にもありましたように、不断の取り組みとして財政改革を進めていただきたいと思います。

次に、10月に公表されました平成30年度の当初予算編成方針ですが、歳入については、大幅な増となる有効な手段がない中、財源確保をどう図られていくのか、また、歳出については、見直しも含めどう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) 平成30年度当初予算編成方針におきましては、3つの基本方針、具体的には、重点施策の推進、役割分担を踏まえた施策の推進、そして、「不断の取組」としての財政改革の実行を方針として掲げまして、取り組むこととしております。歳入につきましては、県税収入の確保や国庫支出金の積極的な受け入れ、あるいは不用な遊休財産の売却による収入確保など、小さな取り組みの一つ一つを確実に実行し、歳入確保に努めてまいりますとともに、歳出におきましては、事務事業の見直しにより捻出した財源を活用して新規事業を構築することにより、重点施策に掲げております「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに、積極的に予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 歳入におきましては、このままではふえる要素が乏しいと思いますので、例えば、インバウンド効果の大きい観光、また、本県の農産物を初めとする物の県外・海外への輸出等、外貨を稼ぐ施策に重きを置いてみるこ

とも重要になると思います。予算編成におきましては、しっかりと全庁挙げて検討していただきたいと思います。

また、平成30年度の重点施策におきましては、先ほどの「みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」を含め、3本の柱が掲げてありますが、その「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」の中に「子育て支援と働き方改革の推進」とあり、女性、高齢者、外国人等の多様な人財の活躍促進とあるわけですが、この女性と高齢者の労働参加をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 少子高齢化が進行する中、女性や高齢者の労働参加を促進していくことは、労働力を確保する上におきましても大変重要であると考えております。このため県では、育児等で離職した女性を対象に、セミナーや企業との面談会を開催するなど、潜在している女性の就労意欲を喚起し、再就職につなげる取り組みを行っております。また、高齢者につきましては、相談窓口を設置し、就業相談や就業開拓コーディネーターが収集した雇用情報の提供等を行っているほか、就職面談会やシニア人材バンクによるマッチングを行うなど、就労支援に取り組んでいるところであります。さらに、誰もが働きやすい職場環境づくりも重要でありますので、その普及啓発にも取り組んでおります。今後とも、労働局等の関係機関と連携し、女性や高齢者のさらなる就労促進に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少がもたらす労働における人

手不足問題を考えますと、経済に及ぼす影響が心配される中で、女性や高齢者の労働参加が非常に重要になると思いますし、まだまだ進んでいないような感じも受けますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また、来年度、30年度は、県総合計画アクションプランの最終年度に当たりますので、総合計画の総仕上げとしても、全力で全庁挙げて取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、介護人材不足について質問します。

この質問については、昨年11月定例議会でも2025年問題全般を質問しましたが、今回は介護人材不足に絞って質問していきたいと思っております。また、先ほどの女性や高齢者の労働参加にもつながる問題だと思います。

先日、県は、10月1日現在の年齢人口を発表しました。発表によると、65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）は、前年より0.7ポイント上がって31%と過去最高となっています。御案内のとおり、厚生労働省は、2025年度に介護職員が全国で約38万人不足するという推計を発表しています。先ほどの県の高齢化率や2025年問題における推計を見ても、もう既に介護人材不足は始まっています。前回の質問で、「介護人材不足の対策については、第6期介護保険事業計画に基づき、市町村等と連携し、介護職員の育成等を行う」と答弁をいただきましたが、本県での2025年までの介護人材不足の状況の推計をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 2025年に見込まれる介護サービス利用者数や離職者数、就職者数等をもとに、平成26年度に行った需給推計によりますと、4,000人を超える介護職員の不足が見込まれております。

○野崎幸士議員 国によりますと、65歳以上の

高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎え、3,935万人に上ることが予測されています。また、少子化、人口減少も進展する中、ますます介護人材不足は深刻な問題となることが予測できるわけですが、介護人材確保のための基本的な方向と取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 2025年を見据えて、介護サービスの基盤となる介護人材を確保・育成することは、大変重要な課題であると考えております。このため県では、関係機関等と連携を図りながら、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを充実・強化することにより、介護職員の確保に努めているところでございます。

具体的には、介護職への新たな参入を促すため、修学資金の貸し付けを初め、未経験者や離職者への就業支援を行うとともに、介護に対するマイナスイメージを払拭するための介護の魅力ややりがいを発信する取り組みを行っております。また、職員の離職防止や定着促進を図るため、賃金改善や研修等の実施が要件とされる「介護職員処遇改善加算制度」の推進や、介護職員のキャリアパスの基本体系とされている介護職員初任者研修や実務者研修の受講支援などを行っております。さらに、限られた人材の中で介護ニーズの高度化、多様化に対応するための職員の資質向上を図るため、介護職員等への段階別研修の実施や小規模事業所に対する共同研修の支援などに取り組んでおります。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたが、まず、介護人材確保には、介護に対するネガティブイメージを変えることが第一に必要なことだと思います。それには、小中学生、また高校生と、早い段階で子供たちに介護の仕事を正しく

理解していただくことが大事だと思いますが、介護の仕事を正しく理解するための取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県におきましては、介護の仕事について理解や関心を深めてもらうため、これまで、小中学生を対象とした出前講座の開催や、施設における介助作業体験などに取り組んでいるところであります。さらに、今年度からは、小中高生やその保護者等を対象に、介護に対する理解促進とイメージアップを図るテレビ番組を放送しているところであります。番組の内容としましては、介護福祉士や介護支援専門員などがやりがいを持って働いている姿や、介護の仕事を目指した動機などを紹介するとともに、福祉系高校や専門学校の授業の様子を取り上げたものとなっております。また、放送された番組をホームページで配信するほか、DVDに収録して県内の学校等へ配布し、総合的な学習の時間の教材としても活用してもらうこととしております。

○野崎幸士議員 そのような取り組みがなされているのは理解できましたが、社会全体が介護の仕事に持っているネガティブイメージは相当根が深いと感じておりますので、さらに現場の声、また現場体験等、発信・体験する時間、頻度をふやしていただくことを要望いたします。

次に、実際、介護の現場で働きたい人への支援はどうなっているのか。そういった方への相談や支援を行っている宮崎県福祉人材センターでの介護人材確保、また就職支援の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 宮崎県福祉人材センターは、宮崎県社会福祉協議会に委託して運営しているところでございますが、福祉の職場で働きたい方への無料職業紹介を行って

るほか、学生や事業所等が一堂に会する就職面接・相談会を開催するなど、福祉・介護人材の確保及び就職支援に取り組んでいるところでございます。こうした取り組みにより、平成28年度は193名が福祉の職場に就職しており、そのうち介護分野への就職者数は122名となっております。さらに、今年度からは、離職した介護福祉士等の情報を届け出により把握し、随時、求人や研修に関する情報を提供することにより、介護現場への効果的な再就職支援にも取り組んでいるところでございます。

○野崎幸士議員 担当課よりいただきました資料によりますと、平成28年度の宮崎県福祉人材センターにおける福祉の職場に対する新規求人は、2,439人であります。このうち全てが介護職への求人ということではありませんが、この求人数を見れば、まだまだ介護分野への人材が足りていない現状は想像ができますので、さらに介護現場の意見や思いを聞いていただき、介護の仕事を正しく理解していただくために、また、魅力ある、やりがいのある職種にさせていただくために尽力していただくことを要望いたします。

次に、専門職の人材確保について質問していきたくと思います。介護の現場では、職種によって仕事の内容が異なり、必要な資格の有無もあります。まず、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）と、地域包括支援センター等に配置される地域の介護支援専門員（ケアマネ）のネットワークの構築や助言・指導などを行い、社会福祉士や保健師等と連携し、介護予防が必要な高齢者に対して相談や助言を行う主任介護支援専門員（主任ケアマネ）

の登録者数の推移と人材確保、養成について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県における介護支援専門員の登録者数は、平成29年3月31日現在で6,516人、5年前から1,162人ふえております。また、介護支援専門員のうち、主任介護支援専門員の登録者数は776人で、5年前から324人ふえています。

次に、介護支援専門員等の確保・養成につきましては、県のほうでは、介護支援専門員の協会の方や関係機関の方で構成する研修向上委員会を設置し、実務研修や主任介護支援専門員研修などの法定研修について、より現場の声を反映した改善を行うなど、その充実を図るとともに、医療と介護の連携に必要な医学的知識等を習得する研修会の開催や、経験豊富な介護支援専門員が各施設等の介護支援専門員に対して指導・助言を行う取り組みへの支援などを行っております。今後は、医療、介護等の関係者が個別のケアプランへのアドバイスをを行い、課題の抽出や対応策の検討を行う地域ケア会議などを通じまして、介護支援専門員のさらなる資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 両者とも、5年前からすると一見順調にふえているような感じを受けますが、5年間だと思うと、その伸び率は、現在の介護現場が求めているような数字には達していません。調べたところ、全国において、ケアマネジャーは、今から約20年前の1998年当時、介護される高齢者の増加が見込まれて、将来性のある資格だと思われていまして、受験者数が20万人を超える状況でしたが、2016年には12万4,000人に受験者が大幅に減少し、合格者もわずか1万6,000人で、合格率は13.1%と過去最低を記録しています。その背景には、2016年か

ら、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した後、実施される研修が、それまでの44時間から87時間にふえたということ、また、この資格を持っていても待遇に見合わない労働環境があるようです。このままケアマネの登録者数の伸びが加速せず、ケアマネが減れば、既に現場で活躍されているケアマネの方々への負担が大きくなるのと同時に、介護の質が低下してしまうことが懸念されます。また、既に各地域で取り組まれている地域包括ケアシステムの構築においても、地域包括支援センターに配置される主任ケアマネの役割は本当に大きなものがありまして、かなめだと思っていますので、答弁がありましたように、現場の声を反映して、ケアマネ、主任ケアマネの人材確保と質の向上、労働環境の改善に努めていただくことを要望いたします。

次に、社会福祉士、介護福祉士について質問いたします。社会福祉士、介護福祉士は、両者とも、社会福祉士及び介護福祉士法に基づいた資格職です。まず、介護職を養成する介護職員初任者研修・実務者研修について質問します。厚生労働省が行ってきた資格制度の流れを見ていきますと、平成21年3月いっばいでホームヘルパー3級が廃止になり、平成25年に、複雑だった介護職の養成体系を整理して、キャリアパスを簡素でわかりやすくするために、介護の資格制度を一新し、ホームヘルパー2級、ホームヘルパー1級、介護職員基礎研修を廃止し、介護職員初任者研修・実務者研修をスタートさせました。要は、介護職のキャリアパスは、初任者研修から実務者研修、そして介護福祉士の流れが基本となるわけです。本県におきましても、平成24年度までは訪問介護員の養成を行ってきましたが、先ほどの資格制度の変更に伴

い、平成25年4月に介護職員初任者研修・実務者研修へと移行されました。介護職員初任者研修については、県指定の事業者によって実施されているようですが、その現状をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 介護職員初任者研修でございますが、介護保険法に基づき、知事が指定した事業所が行うとされておりまして、平成29年11月1日現在で、営利法人や学校法人、社会福祉法人などの46事業者が指定を受けております。研修の実施に当たっては、各事業者はあらかじめ事業計画を提出することとなっており、平成28年度では162件の事業計画の提出があり、そのうち、受講者が集まらないなどの理由で56件の研修が中止となりましたが、106件の研修が実施され、820人が修了しております。

○野崎幸士議員 計画した約3分の1の研修が中止になるぐらい受講者が集まらない。これは本当に残念な数字だと思っております。なぜ受講者が集まらないのか、周知徹底等、県が指定している事業者としっかりその原因を調査・研究していただくことを要望いたします。

また、高等学校卒業以上の離職者で再就職を目指す方を対象に、介護福祉士の国家資格取得を目的とする職業訓練を毎年行っているようですが、その内容と実績をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 介護福祉士を養成する職業訓練は、高等学校卒業以上の離職者等を対象に、県が委託する訓練機関において、介護福祉士の国家資格取得に必要な知識や技能を、講義や介護現場での実習を通して、2年間をかけて習得するものでありまして、今年度は、定員50名に対し45名が入校いたしております。この職業訓練は平成21年度から実施し

ておりまして、これまで309名の方が修了し、そのうち263名が介護関連施設に就労いたしております。

○野崎幸士議員 この職業訓練は、2年間の学費（入学金・授業料等）約180万円が免除され、さらに、雇用保険の受給対象者は雇用保険を延長して受給できるなど、大変優遇された内容になっていますが、定員の50名に対して、若干ですが定員に届いていない。昨年の職業訓練の募集要項を見ますと、募集期間が年明けの1月後半から3月になっているようですが、この事業を周知する時間等を鑑みますと、募集時期も遅く、募集期間も短いような感じを受けますが、見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） この職業訓練は、国の委託訓練実施要領に基づいて実施しているところでございますけれども、委託先の要件や、訓練コースの設定基準などの実施要領の内容が明らかになるのが例年12月ごろということになっておりまして、その後、事務手続等の時間が必要でありますことから、募集開始時期を1月下旬としているところでございます。募集期間につきましては、これまで、応募状況に応じて延長したこともございますので、今後、訓練委託先の御意見等も伺いながら、期間設定のあり方について、労働局と協議してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 国からのこの事業の詳細が決まるのが12月ごろということで、急いで手続の準備をしても1月後半になると。納得はできませんが、他県では募集期間が1カ月ぐらいのところもあるようです。しかし、大変条件のいい事業ですから、委託先また労働局とも協議していただき、改善していただくことを要望いたします。

次に、社会福祉士、介護福祉士の養成所（専門学校等）の状況について、県内に養成所は何校あるのか、また、その入学、卒業の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内の社会福祉士の養成施設は1校であり、このほか、社会福祉士の受験資格を取得できる学科を有する大学が1校あります。また、介護福祉士の養成施設は7校でございます。この養成施設への入学の状況でございますが、平成29年度は、社会福祉士では、定員120名に対し58名が入学、介護福祉士では、定員277名に対し134名が入学しております。また、卒業、それから県内への就職もあわせて申し上げますが、平成28年度の実績では、社会福祉士では71名が卒業し、うち54名が県内で福祉施設等に就職しており、介護福祉士では127名が卒業し、うち99名が県内で福祉施設等に就職しております。

○野崎幸士議員 社会福祉士、介護福祉士においても、定員の約半分しか入学していない状況です。これは本当に深刻な問題だと思っております。

今回、いろいろと関係者にも聞き取りを行ったんですけど、宮崎県の介護福祉士の専門学校は、定員の約40%しか入学していない状況で、先ほどの職業訓練の制度がなくなったり、また、訓練生が集まらなかつたりすると、定員に対して20%以下の学生しかいなくなり、学校の運営ができなくなるぐらいの事態に陥るということも危惧されています。また、若者の県外流出問題がいろいろ注視されていますけど、本県のこういった専門学校等の卒業生は、そのほとんどが県内に就職しています。こういった状況を踏まえて、職業訓練制度の継続とさらなる広報をお願いするとともに、現状改善のために

しっかりと努めていただき、若い方々の介護人材確保に尽力していただくことを要望いたします。

介護人材不足についてる質問させていただきましたが、質問をつくるに当たって感じたことは、まずは介護のお仕事を正しく理解させ、イメージを改善すること、そして、介護現場の生の声を聞いて、働く方々の待遇を含め、環境改善を進める必要があると強く感じました。そういったことを念頭に置きまして、今後、この問題解決に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

ここで、三重県がやっている取り組みを御紹介しますが、三重県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、高齢者や女性、障がい者などを、清掃や配膳、ベッドメイキング等の介護助手として育成し、介護の専門職（有資格者）が本来の業務に専念できるような取り組みを実施し、成果を上げています。本県を含め、幾つかの県がこの事業に取り組んでいたようですが、三重県ほど成果が上がっていないのが現状です。でも、違った形でも、このような取り組みが介護人材不足問題の解決、また、冒頭に申しました女性や高齢者の労働参加につながると思いますので、しっかり調査・研究していただくことを要望いたします。

次に、国民体育大会に向けた競技力向上について質問します。

9月30日から10月10日をメインに愛媛県で開催されました第72回国民体育大会「えひめ国体」では、正式競技37競技が行われましたが、本県の結果を見ますと、男女総合の天皇杯の得点は702点で、女子総合の皇后杯の得点は403点と、天皇杯では、昨年より順位を5つ落として全国で44位、皇后杯では、順位を1

つ落として45位でした。もちろん、選手の皆さん、また関係者の方々が全力で戦った結果だと思いますが、この結果をどう捉えておるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） えひめ国体では、前年度の天皇杯順位39位でございましたので、30位台前半というのを目標として、選手、監督、関係者一丸となって、最後まで粘り強く頑張っていたいただきました。しかしながら、今お話のありましたように、天皇杯順位44位という大変厳しい結果に終わったところでございます。ただ、そのような中でも、ウエイトリフティング競技成年男子の優勝を初め、バドミントン競技少年男子が本県初の団体2位となるなど、健闘した競技もございました。今大会を通して、団体競技、特に女子種目につきましては、依然として他県との力の差があり、競技力強化が必要であること、また、少年競技力が不安定であることなどの課題を改めて認識したところでございます。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたが、今回の「えひめ国体」の結果を成年、少年、また男女別で見ますと、成年が190.5点、少年が111.5点、男子が229点、女子が73点と、団体競技、少年、女子の育成強化が課題に残る結果となりました。9年後の2026年に本県で開催される2巡目国体では、もちろんさまざまな大会目的、意義はあると思いますが、まずは大会で天皇杯を獲得することが大きな目標であると思います。それには、選手強化をどのように進めていくかが大きな課題になるわけですが、私は、選手強化のポイントは、小・中・高が連携した一貫指導体制を構築することだと思います。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 小・中・高が連携し

た一貫指導体制のもと、計画的・継続的に強化を図っていくことは大変重要であると考えております。現在の競技力強化の取り組みといたしましては、小中学生県選抜チームの遠征などのほか、中高校生の選抜選手を集めた合同練習会を実施しているところでございます。また、高校の競技力強化推進校に近接する中学校を拠点校として指定し、推進校と一緒に練習をするなど、中高連携強化に努めているところでございます。2巡目国体に向けて、各競技団体と連携を図りながら、これらの取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 ことしの国体開催県、愛媛県の過去の成績を見てみますと、10年前の「おおい国体」では総合で42位、5年前の東京国体では26位、そして、ことし地元開催の「えひめ国体」では堂々の2位と、着実に成績を上げています。調べたところ、愛媛県は、地元開催県にふさわしい成績を残すために、10年前の平成19年1月に競技力向上対策基本計画を策定し、総合的・計画的に競技力向上に取り組むために、同年の12月に競技力向上対策本部を設置し、さまざまな事業を中長期的に展開しています。その計画の中にも、ジュニア競技力の向上を図るため、競技団体、小・中・高体育連盟等が連携し、競技力の基礎となる子供の体力向上や運動部活動の充実を図る必要があるとうたっているわけです。こういったことから、私は特に、中学生から各競技に分かれて始まる部活動の取り組みが成果を生み出す大きな要因になると思っていますが、教育活動の中での部活動の重要性についての見解をお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 中学校における部活動につきましては、技能の習得に加え、集団の仲間意識や思いやりの心の醸成、それから、目

標達成に向けて努力する姿勢や自分の責任を果たす態度の育成など、学校教育の大きな柱であります。「生きる力」を身につけさせる上で、大変重要な教育的活動であると考えております。また、国民体育大会におきまして、中学生が参加可能な競技が40競技中20競技となっております。今後ともこれは増加すると見込まれますことから、競技力向上の観点からも、中学校期の部活動は大切なものと考えております。

○野崎幸士議員 部活動のあり方については、学習とのかかわりや保護者の負担、教職員の労働環境等、さまざま議論されている問題もありますが、今回は競技力向上に絞って質問を進めたいと思います。

私も中学時代、野球部のキャプテンとして毎日部活に明け暮れていました。時には顧問の先生や先輩に説教されたり、また励まされたり、先輩後輩の上下関係、言葉遣い、礼儀、挨拶等が身についたのも、部活をやっていたおかげだと感謝しています。あのころの仲間とは今でもつき合っていますし、一生の仲間だと思っています。そういった人間形成を目的とした教育としての部活動と、また成果が求められるスポーツとしての部活動、両者とも非常に大事だと思います。そうはいっても、どの部活動も、いい成績を目標として日々活動しているのは共通していますし、そのことが、国体における少年種別の競技力向上につながり、全体の成績アップにつながると思います。そういった観点からも、中学校部活動指導者は非常に重要になると思いますし、その専門性についても重要になると考えますが、その見解をお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 中学校の運動部活動におきまして、競技専門の指導者が指導するこ

とが望ましいと認識しております。しかしながら、現状では、専門外の教員が指導に当たっている状況も見られるところであり、県教育委員会といたしましては、各学校において運動部活動の意義が十分理解され、部活動の適正な運営と基本的な技術指導の向上が図られるよう、引き続き研修会等を充実させまして、指導者の資質向上に努めてまいりたいと考えております。また、県中学校体育連盟では、外部指導者制度を設けまして、本年度は380名が登録されております。こうした制度も活用しながら、生徒が競技専門の指導者から指導を受けられるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 中学校の部活動での専門指導者の配置の現状をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会が毎年行っております「部活動運営状況等の調査」によりますと、本県公立中学校の運動部活動において、専門の顧問が指導している割合は、平成25年度に35.7%であったものが、今年度は41.3%となっており、少しずつではありますが、年々増加している状況でございます。

○野崎幸士議員 25年度からすると若干は増加しているんですけど、それでも本年度は41.3%、半分にも達していない状況です。こういった現状を見ますと、教職員の人事と部活動顧問の人事をできるだけ連携させることが重要だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 教職員の人事異動は、定期的な転任等により、学校の活性化を図るために行うものでございます。その実施に当たりましては、学力向上や生徒指導、部活動の指導など、各学校が抱える課題に適切に対応できるよう、全県的な適正配置に努めておりま

す。部活動指導者の配置につきましては、担当教科等との調整を図りながら、校長や市町村教育委員会等の要望にできる限り対応しているところでございます。とりわけ、県立高校の競技力強化推進校や中学校の中高一貫競技力向上拠点校などの指導者配置につきましては、競技の専門性を生かした人員配置に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁のように、学校ですから、学力向上も生徒指導等も考慮して、職員の配置を適正に考えることは当然だと思いますし、さらに部活動の指導者のことを考慮しますと、本当に苦悩されることはわかります。

先ほどの愛媛県の取り組みにおいても、継続して取り組む事項に、教職員の適正配置とありまして、中・高校に勤務し、運動部活動にすぐれた指導力を有する教職員については、国体強化指定校との関係を考慮しながら、県下の中学校、高校に適正に配置することにより、運動部活動の充実を図っていくこととなっております。本県と同じように、全県的に適正に配置しているようです。こういったことから、先ほどの外部指導者制度を活用して、専門的な指導者の充実に努めていくことが大事になってくると思いますので、力を入れて取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、えひめ国体では、正式競技として37競技が行われましたが、国体の正式競技のうち、本県の中学校部活にない競技はどの程度あるのか、現状をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県の中学校部活動にない競技は、ウエイトリフティングやカヌーなど、37競技中、16競技となっております。

○野崎幸士議員 37競技中、約半分近くの16競技が中学校部活にないということですから、そ

の競技の育成が懸念されますが、2巡目国体、また今後に向けての、ない競技の強化対策についてお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 中学校に部活動のない競技に取り組む生徒の強化は、競技団体や総合型地域スポーツクラブ、あるいは民間スポーツクラブ等が担っている現状がございます。このようなことから、県教育委員会といたしましては、競技団体や各種クラブ等に対し、一定の支援を行いながら強化を図っているところでございます。今後、2巡目国体に向けましては、競技団体や各種クラブ等との連携をさらに強化していく必要があると考えております。

○野崎幸士議員 ない競技の競技力向上も、国体の成績アップにつながる大きな要因の一つだと思いますので、各スポーツクラブや競技団体へのさらなる支援と連携強化に努めていただくことを要望いたします。

次に、平成14年度から、小・中・高広域連携による競技力向上、小・中・高と地域の連携に加え、スポーツ少年団との連携による部活動の活性化、総合型地域スポーツクラブの普及促進による生涯スポーツの振興を図り、教育事務所の枠にとらわれない広域的なスポーツ活動を推進することを目的に、教育事務所に設置されていたスポーツ振興主事ですが、平成26年度いっぱいまでその配置がなくなりました。このスポーツ振興主事が担っていた業務は今どうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） スポーツ振興主事につきましては、平成14年度から教育事務所に配置して、13年間にわたり、スポーツ振興に係る専門的事項に従事し、本県のスポーツ活動を広域的に推進してまいりました。平成27年度からは、本県開催の国民体育大会九州ブロック大

会、高校総体南九州大会、さらには2巡目国民体育大会を見据えまして、組織体制を強化し、競技力の向上等を図るため、業務及び人員をスポーツ振興課に移管・配置したところであります。なお、スポーツ振興主事の担っておいりました、地域におけるスポーツ振興業務につきましては、スポーツ指導センターや教育事務所に配置しております学校体育の指導主事と連携し、これまでどおり取り組んでいるところでございます。

○野崎幸士議員 これからも、本県各地域の競技また競技力の全体の把握と、小中学校、高校を初めとする各団体との連携強化に努めていただくことを要望いたします。

今回、ことしの国体開催県の愛媛県の取り組みを少し取り上げましたが、先ほど言いましたように、10年前の全国42位の順位から、10年間の中長期的な競技力向上対策基本計画を立て、着実に実行したことで、ことしの地元開催では全国2位まで飛躍しました。本県の競技力向上対策推進本部組織と競技力向上対策年次計画は、3年置きに見直しされ、ことしがその3年目だと聞いておりますので、ぜひ、愛媛県のような成果を上げている取り組みを参考にさせていただいて、県・市町村の教育委員会、県、各地域の体育協会、小・中・高体育連盟等、多くの関係者が連携・協力して、全県を挙げた組織体制の整備・強化をさらに推進し、競技力向上に努めていただくことを要望いたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた食材提供について質問いたします。

2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック、開催まで3年を切りました。日本を訪れる外国人は年々増加してまいりまして、昨年度は2,400万人に達しています。オリンピック

イヤーの2020年には3,700万人に達すると推計しているリサーチ会社もあります。オリンピック選手村の選手・関係者への食材提供だけでも約600トンが必要という概算データも発表されていますし、先ほどの訪日外国人3,700万人への直接的なインバウンド需要だけでも相当の対策が必要になると思います。また、日本を訪れた外国の方々が来日中にSNS等で世界中に発信する情報量またその価値は、はかり知れないほど大きいものがあると思います。そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催で発生する膨大な食材需要への対応について、県の見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 東京オリンピック・パラリンピックの食材需要につきましては、大会組織委員会が、現時点での飲食提供対象者として、選手や観客、スタッフ等を含め約1,045万人と想定しているところであります。本大会への県産食材の提供は、国内外への魅力発信や新たなインバウンド需要の創出など、非常にアピール効果が高いと考えられますので、県内の農林水産事業者や関係団体等と連携しまして、県産食材の提供に向けた取り組みを鋭意進めてまいります。

○野崎幸士議員 開催まで3年を切っていますので、この東京オリンピック・パラリンピックに農作物の食材提供ができる最大のチャンスを生かして、まずは本県の農産物を知ってもらうこと、そして、そこから海外に発信・展開できるようにしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また、東京オリンピック・パラリンピックが近づくにつれて、訪日外国人もふえ、食を初め日本のあらゆるものに関心が高まり、情報が世界中に広がるのは必至です。日に日にその関心

度は増してくると思います。このことから、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催前、開催中、開催後も、本県の食の魅力を世界に発信する絶好のチャンスだと考えますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けての本県食材のアピール、また、食材提供への具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本大会に本県の食材を提供するためには、選手村等に食材を供給する事業者との連携が重要でございます。そこで、今年度は、過去のオリンピック等で食材を供給した実績のある事業者からの情報収集や意見交換に取り組んでいるところであります。県としましては、本県から提供できる食材をできるだけ早急に絞り込み、具体的な提供に向けた産地づくりを進めますとともに、食材調達の基準になっておりますGAP等の導入を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたが、東京オリンピック・パラリンピックでは、選手村などで提供される食材については、食の安全や環境保全などを要件にした食材調達基準が定められております。農作物については、農業生産工程管理（GAP）を取得した産地のみが提供できることとされているわけで、これを受け、本県では、農林水産省の「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に準拠したひなたGAPを策定し、対応するとの報告もありました。そのひなたGAPの内容をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ひなたGAPにつきましては、ことしの7月に、農林水産省のガイドラインに準拠しまして策定したところでございます。青果物、米、茶、柿、キノコ、タケノコの6品目に対応しているものでありま

す。なお、これ以外の畜産物につきましては、JGAPやGAP取得チャレンジシステム、水産物につきましては、水産エコラベル認証品や資源管理計画等により対応することにしております。冒頭のひなたGAPについて戻りますが、ひなたGAPの認証・審査につきましては、県の職員が実施しまして、その費用は無料としております。さらに、ひなたGAPにおける審査の項目数は、青果物で63項目と、国際水準GAPでありますグローバルGAPの219項目と比較して少なく、普及指導員やJAの営農指導員等が現場で直接指導に当たることなどから、生産者にとりましても、非常に取り組みやすい制度としたところでございます。

○野崎幸士議員 先ほどありましたが、GAPにはグローバルGAPとJGAP、また、今回本県も制定しました各都道府県のGAP等がありますが、国内でのGAPの取得状況を調べてみますと、GAPを取得しなくても物は売れるとか、GAPを取得するのは難しそうとか面倒くさそうという懸念の部分が大きく、また、農家にとっては初めての取り組みで、ふだんの農業生産活動を審査されるという不安があると思います。こういったことから、なかなか農家の理解が得られず、取り組みが進まないのではないかと危惧しております。また、東京オリンピック・パラリンピックは夏季大会のため、本県の食材は冷凍の青果物が主体で対応していくことになると思います。夏に旬を迎える北の産地よりも1年早く準備する必要があることから、大会まで3年を切った今にあっては、時間の猶予もないと思いますが、ひなたGAPの取得促進の取り組みと現状についてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県では、制度

の周知を図るため、8月に県内の5カ所で地区別説明会を開催しますとともに、農家向けの研修会やパンフレットの配布などを実施いたしました。また、9月1日には、県にひなたGAP事務局を設置し、専任の職員を配置したところでありまして。さらに、ひなたGAPの取得を現場で促進する指導者を育成するため、6月より、国際水準GAPにも対応した研修会を開催してありまして、普及指導員やJA営農指導員等122名が研修に参加し、そのうち第1期生36名が全てのカリキュラムを修了し、それぞれの地域で指導に取り組んでいるところであります。なお、この研修の一環として、約30戸のモデル農家を各地区に設置したところでありまして、研修を受けた普及指導員等が重点的に指導することで、今年度中の認証を目指しているところであります。

○野崎幸士議員 私の周りでも、大分、GAPに対する認知度、関心度は高まってきていると感じておりますので、引き続き多様な周知活動、また、このたび育成された指導員を中心に邁進していただきたいと思っております。

この都道府県GAP、ひなたGAPもそうですけれど、国においては、東京オリンピック・パラリンピック後は、都道府県GAPをなくして国際基準に統一する方向で、また、日本が独自につくったJGAPについても、2019年初めまでには国際規格とすること、2030年には全国に国際水準のGAPを普及させることを目標にしているようですが、ひなたGAPの今後の展望についてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機としまして、輸出のみならず、国内外のさまざまな取引において、グローバルGAP等の国際水準GA

Pを求められる場面が増加していくものと考えております。そのため、国は、本大会以降、農林水産省のガイドラインを国際水準レベルに改訂し、推進していくこととしております。このため、県としましては、生産者が必要に応じて国際水準GAPを取得できるよう、ひなたGAPをGAP導入のファーストステップとして推進しまして、その後の対応へとつなげていきたいと考えております。

○野崎幸士議員 食品の安全確保、環境保全、生産コストの削減、品質の向上、販路の拡大等の利点が挙げられるこのGAP、答弁にもありましたが、本県農業においても、今後、国際水準に準ずるGAPの取得を進め、国際的に大きな信頼を得ることで、本県農業の国際的な発展へとつながっていき、農業が抱えるさまざまな問題解決につながっていくと思っています。GAPの普及は、農業が持続的に発展していくためにも重要だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 2016年5月7日、米国において、乗用車とトレーラトラックが衝突するという死亡事故が発生しました。これは、オハイオ州に住んでいた運転者が、フロリダ州のハイウエーを特斯拉車で走行中に、信号のない交差点を通過していたトレーラトラックに潜り込む形で衝突する事故で、これは特斯拉車の自動運転による米国初の死亡事故となりました。

そして、ことし6月、その事故に関する調査結果をアメリカ国家運輸安全委員会が発表しました。報告によると、衝突時の車はオートパイ

ロットモードになっており、運転者は長時間にわたってハンドルに手を添えていなかったそうです。運転者は、車載システムから、「ハンドルに手を添えるように」と何度も警告を寄せられていたそうです。車は運転者に対し、「ハンドルに手を添えてください」という警告を7回表示したそうです。しかし、運転者は、ハンドルに手を添えていなければならなかった37分間の走行中、25秒間しかハンドルを握っていなかったとのこと。この事故を受け、特斯拉は同年9月、車内の安全警告に反応しなかった運転者にはオートパイロット機能を使用できないようにする最新アップデートを発表しました。

また、この衝突事故を個別に調査した米国幹線道路交通安全局は、ことし1月、車には欠陥の証拠が認められなかったと結論づけ、同局はリコールを命じることはないと発表したそうです。

一方、日本国内では、この事故を受け、国土交通省は昨年7月に、「現在実用化されている自動運転機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした運転支援技術であり、運転者にかわって車が責任を持って安全運転を行う完全な自動運転ではない」と発表しました。

この特斯拉社製の自動車に搭載されたオートパイロット機能は、通常の車と同様、運転者が前方、周囲を監視しながら安全運転を行うことを前提に、車線維持支援、車線変更支援、自動ブレーキ等を行う機能であると、「官民ITS構想・ロードマップ2016」において、自動運転の分類でレベル2に相当するものとされております。

このレベル分けですが、レベル1は単独型と分類されており、加速・操舵・制動のいずれか

の操作をシステムが行う状態としております。レベル2では、システムの複合化と分類され、前述の複数の操作を一度にシステムが行う状態とされており、どちらも責任関係はドライバーにあると規定しております。これがレベル3になりますと、システムの高度化、前述の操作を全てシステムが行い、システムが要請したときのみドライバーが対応する状態とし、自動走行モード中の責任は制御システム側にあると規定しています。このため、自動化レベル3以上の自動運転を実現するには、現在、安全運転支援システムで実用化されているセンシング技術、情報処理技術の性能、知能化及び信頼性において大幅な技術革新が求められ、その実現を目指した技術開発が進められているところであります。

また、この実用化には、技術面以外にも法令面や社会的受容性、国際標準化等、解決すべき課題がさまざまあるわけですが、米国ネバダ州議会やカリフォルニア州議会において自動運転を可能とする法案が承認されるなど、自動運転の実現に向けて世の中は大きく動き出しております。

これらのハードルが解決された交通社会の未来を、テスラ社のホームページより引用して考えてみますと、「車に乗り込んで行き先を伝えれば、後は何もする必要はなく、何も言わなければ、カレンダーを確認して想定される目的地へ向かい、何も予定がなければ自宅へ帰る。目的地までの最適なルートを計算し、交通状況に応じてスピードを調整し、車線を逸脱することなく走行し、ドライバーによる操作を必要とせずに車線変更し、高速道路を乗り継ぎ、目的地が近づくと高速道路をおり、到着してエントランスで車をおりると、自動で駐車スペースを見

つけ駐車し、スマートフォンのタップ一つで自分のもとへ呼び戻したり車庫からの出し入れができる」、そのような社会はそう遠い話ではないと思われま

す。今議会の冒頭、知事は、補正予算事業概要説明において、長距離フェリー再生連携推進事業について、農畜産物を初め、県産品の大消費地への輸送手段、観光客移動手段として重要な役割を担うとのお話でしたが、さきの自動運転技術開発が進むことにより、車による無人定期輸送も可能になり、そうした近未来社会は必ず到来するものと考えられます。そこで、知事の見解を伺いますが、このような自動運転技術の進展により、交通社会がどのように変わっていくだろうとお考えなのか、その展望を知事に伺います。

後の質問は質問者席より行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

自動運転技術につきましては、国において内閣府を中心に各省庁で横断的に検討されております。2020年までにドライバー監視下での部分運転自動化や、特定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目標とするなど、将来的な自動運転システムの普及に向けた実証実験や研究開発が行われております。また、自動運転システムが実現した場合、交通事故の抑制や、過疎地域における高齢者等のための移動サービスの提供、トラックドライバー不足に対応できる効率的な物流サービスの実現などが期待される一方で、安全基準や交通ルールのあり方等の制度整備のほか、普及に向けた社会受容性の確保などへの対応も求められますことから、現在、国において、こうした課題解決に向けて検討が進

められております。今後、自動運転技術の進展により、交通・物流を取り巻く環境が大きく変化し、地域の課題解決にも寄与することが想定されますことから、県としては、国の研究開発や制度整備などの状況やその成果を注視してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○二見康之議員 今の物流とかの現状を見れば、その必要性については理解も示すことはできるんですけども、これから先の大きく社会が変化したときの需要の変化、またそういったものの将来像も視野に入れた検討をしっかりと行っていただきたいと思っております。

次に、JR吉都線の活用について伺います。

昨年10月にJR九州が民営化され、ことし3月からは一部特急でワンマン運転を開始、そして、7月には路線別・区間別の利用状況が初公表されました。そして、10月には、マスコミからの取材に対し、青柳社長は、利用客が低迷する地方路線の維持へ最大限努力していく姿勢を強調され、その上で、「自治体とよく話した上で双方が納得できる案を進めたい」と述べられたそうです。高速で大量に輸送する鉄道本来の機能をほとんど発揮できていないと危機感をあらわし、鉄道事業の効率化を進めていく考えのようであります。そういう状況ですから、一刻も早く利用促進による路線維持、そのための具体的施策の展開が求められており、生活交通手段や観光交通手段として確保していただくことが重要となってまいります。そこで伺いますが、今後の対策を考えていくに当たり、県は吉都線の利用者数の推移についてどのように分析されているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） JR吉都線は、地域の通勤・通学・通院などの生活交通手

段として重要な役割を果たしておりますが、利用者はこの30年で約7割減少するとともに、JR九州が本年7月に公表した、平成28年度の輸送密度を示します「1日1キロメートル当たりの平均通過人員」は466人でありまして、同社における路線全体で2番目に低い値となっております。また、減少の要因でございますが、主なものとして、吉都線の乗車人員の約8割を占めております地元での通学利用者数の減によるものと考えているところでございます。

○二見康之議員 通学利用者数の減少によるものが大きいということなのですが、先日、地元の保護者の方と話をしましたら、その方のお子さんが宮崎市内の私立中学校に通っていらっしゃるそうです。学校の送迎バスが朝6時半ごろに西都城駅を出発して、数カ所、生徒を乗せるポイントに寄って学校まで送ってくれる。帰りは、部活動とかを終えた生徒たちは同じバスに乗って帰ってきます。19時ごろに西都城駅に戻るそうです。このような交通手段の変化や少子化なども重なって、今の鉄道利用者の減少にもなっているんじゃないかなと思います。であるならば、新たな需要をつくり出していくことが重要なのではないかと思います。

6月議会において知事に質問した折、知事から、「外国人利用も増加している観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行の支援などを行っている」という御答弁をいただきました。また、「ななつ星」の例を考えてみましても、これからは観光に力を入れていくべきではないかと思うわけなんです。

ここからは私見ですが、昨年見たテレビ番組で、「日本国民がガチで投票！お菓子総選挙2016」という番組がありました。これは、テレビ局が国民1万人にアンケートを行い、日本

人に愛されるお菓子ベスト30を決めるもので、その中で見事第3位に輝いたのが、ネスレ日本の「キットカットミニ」であります。キットカットは、ウエハースをチョコレートで包んだお菓子で、1935年にイギリスで誕生。日本で初めて発売されたのは1973年で、世界と比較すると、発売自体はそれほど早くなかったようです。しかし、現在、キットカットの本国・イギリスに次ぐ世界第2位の消費国となっているということで、日本で発売されたキットカットの種類は100以上、世界に類を見ないスピードでキットカットの開発は進んでいるとのこととす。そして、皆さん御存じのとおり、赤と白のパッケージは、一目でキットカットだとわかるものであります。

そこで、吉都線の車両をキットカットのパッケージのようにラッピングして、ネスレ日本に広告協賛をお願いできないものでしょうか。外装だけでなく内装も手を入れることができれば、快適な空間をつくることができ、さらにいいと思います。全国のキットカットファンを呼ぶ一つの手法にもならないでしょうか。

また、このキットカットが国民に支持されるのは、おいしいというだけでなく、ほかにも理由があります。その一つに、「キットカットミニ受験メッセージバック」というものがあります。「キット願い叶いますように」とか、「大丈夫！心配ないよ！」とか、「キット、サクサクよ。」など、全14種類のメッセージが個包装パッケージに印字されているそうです。これは九州弁の「きっと勝つと」に似ていることから、受験生応援の定番となり、人気があるようであります。

受験といえば合格祈願、吉都線沿線はさまざまな神話伝承を残している地でもあります。高

原町は神武伝承の地、小林・えびの市には景行天皇、ヤマトタケル説話、都城市には島津発祥の地など、さまざまです。都城駅近くの神社宮、東高崎駅近くには東（つま）霧島神社、日向前田駅近くには霞神社、高原駅近くの狭野神社や霧島東神社、小林駅近くの霧島岑（みね）神社、えびの上江駅近くの香取神社、えびの駅近くの白鳥神社など、ほかにもたくさんのパワースポットがあります。これらを聖地巡礼の地、参詣理想都（さんけいりぞーと）拠点という観光資源として考えられないものかと思いません。

以上、私見を申し上げましたが、吉都線に新たな需要を掘り起こすために、観光目的での活用に取り組む考えはないのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） JR吉都線の利用促進に関しましては、これまでもJR九州や沿線自治体と連携しながら、イベント列車の運行あるいは駅周辺の環境美化活動の支援などに取り組んでおります。また、本年度からは、地元の小中学生が鉄道を団体利用して遠足等に行く際の助成事業も開始されたところであります。県としましては、これまでの地元での取り組みに加え、沿線の人口減少により利用者が減り続ける中でございますので、お話にありましたように、観光など他の地域からの利用も伸ばしていく必要があると考えているところでございます。したがって、食の魅力や、ラッピングを生かした列車、沿線の神社など名所を回る周遊ルートの提案等、他県での事例も参考にしながら、官民一体となった新たな利用促進策を展開するなど、取り組みの強化に向け、検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 この件についてもう一つなん

ですけれども、けさの西日本新聞ですが、吉都線を3割減便するほか、宮崎―鹿児島中央間の特急「きりしま」の一部でワンマン運転を始めるとの報道がされておりましたが、これは事実なんでしょうか。県のほうでどのように今、情報をとっていらっしゃるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本日のマスコミ報道の内容について、JR九州に確認しましたところ、さまざまな経営効率化の検討は行っているが、現時点で決まっているものではないという御回答でございました。県としましては、JR九州に対し、具体化の動きがあるのであれば、速やかに情報提供するよう求めたところでございます。今後、沿線自治体などと危機感を共有しながら、JR九州とはこれまでに以上に協議を重ね、必要な対応について適時適切にとってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 やはり民営化になってからの改革のスピードというのは非常に早くなってきていると感じるわけなんです。まだ決定はしていなくても議論の俎上にはのっているはずですので、この対策もスピード感を持ってやっていかなければならないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、人材育成・確保について伺います。

日本も、出生率の低下など、さまざまな要因により人口減少社会に入り、本県も109万人を切るという状況になりました。ここ数年、景気回復の兆しとともに、県内企業においても人手不足の感があります。これまでも、本県における人口問題や就業状況、給与や初任給の状況など、その現状、課題について調査してまいりました。これらの課題に対する本県の各種施策も、さらにその効果・効率を上げていくため

に、もっと細かな現状分析が必要ではないかと思えます。そこで伺いますが、人口減少や産業人財の育成・確保等への対応を進めていく上で必要な、県外への転出者、県内への転入者数の状況について、実際にどこへ人が流れていっているのかも含め、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告年報によりますと、平成28年の県外への転出者数は2万1,692人、県内への転入者は1万7,404人でありまして、差し引き4,288人の転出超過となっております。転出者の内訳を都道府県別で見ますと、転出者は多い順に、福岡県へ4,123人、鹿児島県へ3,034人、東京都へは2,401人でありまして、逆に転入者のほうは、鹿児島県から2,847人、福岡県から2,826人、東京都からは1,757人の順となっております。また、年齢別で見ますと、15歳から19歳までの2,232人と、20歳から24歳までの2,020人が、特に大きな転出超過となっております。

○二見康之議員 地域で見れば、上位3都県、東京都、福岡、鹿児島にいずれも人口流出している状況だとわかりましたが、その中でも特に福岡県への流出が顕著だということもわかります。これからはひとつ、福岡に重点を置いて対応していく必要もあるんじゃないかなと思うところであります。年代でいくと、進学や就職時における転出傾向が特に強いということはわかっておりますが、本県の取り組みとして、ふるさと就職説明会をしていると思っております。その参加者数や就職決定者数の推移について、今の現状を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ふるさと就職説明会につきましては、県外在住の大学等卒業予定者やUIJターン希望の一般求職者と

県内企業との出会いの場を提供するため、東京、大阪、福岡の3会場で開催いたしております。参加者数と就職決定者数につきましては、ここ3年間の推移を見てみますと、まず、参加者数は、平成27年度が174名、28年度が170名、29年度が157名と、雇用情勢の改善等もございまして、年々減少している状況にあります。また、参加企業への就職決定者数は、平成27年度、28年度はともに14名、29年度は13名となっております。

○二見康之議員 20歳から24歳の流出が差し引き2,000人を超えている現状を考えると、10数名の就職決定という結果ではいかなものかなと感じるわけなんです。流出人口を減らす取り組みというものもいろいろ進められていると思います。ただ、流入人口の獲得にもっと本県は力を入れていくべきなのかなと感じるところです。さらなる施策の充実強化をお願いしたいと思います。

次に、移住について伺いますが、平成28年度の移住の状況について、移住者の年代、移住前の住居並びに移住先がどのようになっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 移住の関係でございしますが、県が移住施策等を通じて把握しております移住世帯数は、平成28年度は388世帯と前年度比で約1.9倍となっております。移住世帯の内訳でございしますが、世帯代表者の年代別では、30代が35.6%と最も多く、次いで20代が30.7%と、単身や親子世帯などの若い世代が6割を超える状況となっております。また、移住前の居住地でございしますが、関東が33.8%で最も多く、次いで九州・沖縄が32.0%、逆に移住先は、県央地域が47.9%と最も多く、次いで県西地域が22.7%、県南地域が15.7%、県北地

域が13.4%となっております。

○二見康之議員 転出超過の現状や都市部における就職説明会の結果、また、移住者数の実績、これらを踏まえても、今の人口減少に歯どめをかけるものとは考えにくいと感じております。今、県では、「産業人財育成・確保のための取組指針(案)」というものを作成しているようですが、これらの現状、課題を正面から考えた対策、もっと具体的な成果を上げるための取り組みが必要であると考えます。今後どのように進めていくお考えなのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 喫緊の課題であります人口減少問題に対応していくためには、企業の成長の促進と地域や産業の振興が必要でありまして、そのためには、御議論のありました将来を担う産業人財の確保が極めて重要な課題であると認識しております。このため、これまで以上に実効性の高い取り組みを関係機関が一体となって推進していくための新たな指針につきまして、現在、年内を目途に策定を進めているところでありまして、今後、この指針に基づき、必要な対策を講じていくこととしております。具体的には、若者にとって魅力ある労働環境の整備やインターンシップの充実、県内就職に対する価値観の向上に向けた保護者等への働きかけのほか、県外大学の学生等をターゲットに、県内企業の情報や、宮崎で暮らし、働くことのよさが直接届く仕組みづくりなど、これまでより一歩踏み込んだ取り組みを含め、働きたい場所に選ばれる宮崎づくりを目指した総合的な対策を、産学金労官の密接な連携のもとに、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 来年度の新しい事業とかも

今、検討されているところでしょうから、その辺に非常に期待しているところでもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、中山間地域対策について伺います。

中山間地域に位置づけられている市町村内では、都市部と山間部があったりと、地域の置かれている状況はさまざま、それぞれの地域ニーズに合った対応をしていかなければならないと思いますが、県はそれぞれの現状をどのように把握しているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、同一市町村の中においても、例えば山間部にある地域と中心部にある地域とでは、人口構成、生活環境など、その置かれている状況が異なっているようでございます。このため、西臼杵支庁及び農林振興局ごとに、県や市町村、地域住民等で構成します中山間地域振興協議会を設置しまして、県内各地域の集落の現状や住民の意見等の把握に努めるとともに、いきいき集落の掘り起こしやフォローアップなどで直接現場に足を運びながら、地域の悩み、課題等のお話も伺っているところでもあります。また、今年度は、6月から8月にかけて全市町村を回りまして、管内の実情や、住みなれた地域に今後も安心して生活し続けられる仕組みづくり等について、情報収集や意見交換を行ったところでございます。

○二見康之議員 今後の中山間地域対策は、各地域の実情を踏まえ、めり張りをつけて行っていくべきだというふうに思います。このための地域ごとの計画策定等を市町村に促していくべきではないかと思いますが、総合政策部長にお考えを伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 人口減少や高

齢化が他の地域に比べて一層進行している中山間地域においては、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策が必要であると考えております。このため、今年度は、先ほど答弁しました市町村との意見交換の場におきまして、地域ごとの課題分析や計画策定等の取り組みの重要性について説明を行うとともに、現在、住民の方々や行政職員等を対象とした地域計画づくり等に関する研修会を、高千穂町、日向市、小林市の3カ所で開催しまして、地域計画策定等を促しているところであります。また、昨年度は、椎葉村におきまして、10の行政区で、住民による話し合いを通じた地区計画の策定に取り組まれましたが、この一部をモデル地区としまして、その計画の具体化に向けた取り組みを支援しております。県としましては、このような取り組みを通じながら、市町村において、地域の実態に即した中山間地域対策がさらに図られるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 都城市も中山間地域になっているわけなんですけど、私が住んでいる町部といえますか、そのあたりでは、空き地があるとすぐ家が建ったり、また、更地になるとすぐ買手がついたり、非常に今、不動産の動きもあつたりするんですけども、やはり山間地域とかがなってくると、そういう民間の力というのはなかなか動かないんですね。いろんなところの中山間対策というか、人口減少対策とかの視察にも行かせてもらいましたが、長野県下伊那郡の下條村、全国トップクラスの出生率を誇るんですけども、格安の若者定住促進住宅の建設等を行って、約4,000人の人口維持を続けております。また、県内でも、三股町においては、植木とか都城市に近いところは今、住宅が

建ったりしているんですけども、長田とか宮村とか、ちょっと山のほうに近いところはなかなか人がふえない、減っている状況だということで、その地域に若者向けの定住促進住宅や宅地造成を行っているようです。また、昨年、12名の社会増となった日之影町では、子育て支援のPRや、延岡市内から車で約30分のところにある柗木町営住宅の整備を行って、24人の入居者のうち19人を町外から転入者を得られたということでありました。これらの施策に共通することは、実際に若者が住めるようにしているということなんだと思います。

都城の御池小学校は、平成29年4月からは3年生4人だけになるという状況だったため、保護者や地域住民が協議して、少人数では集団生活で人間関係を学びにくいと、再開可能性を残す形で教育委員会に休校を求める要望書を一昨年12月に提出され、ことし3月に休校となりました。私も、何人か御池で仕事をされている方から、御池の地区に家を建てられないかとの相談を受けました。しかしながら、御池地域はほとんどが農振地域になっていて、家は建てられない。許可がありませんでした。中山間地域の振興に力を入れている行政が、その地域に住み、地域の活力となる若者の定着を阻んでいること、これを何とかしなければならぬと思います。さきに述べた下條村や三股町、日之影町の取り組み例などもあります。これらを進めていくことが必要だと思います。中山間対策は、この10年が正念場だと言われております。10年先では手おくれだと。3期目を目指す知事におかれましては、何としましてもこの課題解決のためのマニフェスト策定を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、宮崎牛のブランディングについて伺っ

ていきたいと思っております。

本年9月に開催されました第11回全国和牛能力共進会において、内閣総理大臣賞を3大会連続で受賞することができたこと、宮崎牛の持つよさは間違いのない確かなものと認められたことは、この上ない称賛に値するものと思っております。関係者の方々もこれを契機に、さらなる宮崎牛ブランドの飛躍を期待しているところだと思います。そこで、いま一度、宮崎牛のブランディングについて考えてみたいと思っておりますが、まず初めに、宮崎牛のよさを消費者に伝えるに当たり、どのように取り組んでおられるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 東京や大阪など大都市圏における消費者の宮崎牛の認知度につきまして、本県で調査をしましたところ、過去2回の全共、全国和牛能力共進会を経まして、この10年間で約50%から70%へと上昇しているところであります。そのような中、本年9月の全共では、オレイン酸などのおいしさにつながる脂肪の質が高い評価を受けて、肉牛日本一を獲得いたしました。県としましては、この肉牛日本一というアピールポイントを前面に押し出しまして、国内外におけるPR活動の中で、消費者の皆さんにわかりやすく伝えながら、さらなる認知度向上と消費拡大につなげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 宮崎牛の都市圏における認知度は上がっているということですが、ブランドというのは、ある財やサービスを、ほかの同じカテゴリーの財やサービスと区別するためのあらゆる概念ということで、他県の牛肉と何が違うのか、宮崎牛の個性は何なのか、宮崎牛と聞いたときに消費者はどのようなイメージを持たれるのか、そのイメージをつくっていくこと、

それがブランディングであります。そのためには、まずは商品戦略を考えることです。全共で肉牛日本一となりましたので、おいしさ、品質は認められましたが、その生産においてコストはほかの牛肉と比べ高いのか低いのか。高いのであれば、利益を出すために高価格での取引をしてもらわなければならない、そのように働きかけていかなければなりません。では、その商品と価格の設定は、顧客のそれに見合う、またはそれ以上の期待を上回る価値となっているのか、顧客満足につながっているのか。価値向上のために何らかのトッピングをつけたり、宮崎牛に合った新たなレシピを開発したり、価格戦略も考えていかなければなりません。そして、それらをどのようなチャンネルを通して顧客に届けるのか。百貨店などのデパ地下を狙うのか、またはスーパーマーケットなどの一般消費者に近いところを狙うのか。また、どのような飲食店に扱ってもらうのか。どのような人にセールスしてもらうのか。チャンネル戦略もしっかり考えていかなければなりません。そのような宮崎牛の販売戦略についてどのように取り組み、ブランディングしていこうとお考えなのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 宮崎牛の販売戦略につきましては、「日本一おいしく、高品質で安定した牛肉」をコンセプトにしまして、最高級の牛肉としての高価格帯での取り扱いを目標に、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。具体的な例を挙げますと、1点目が、関東、関西、福岡などの大都市圏につきましては、宮崎牛指定店を核とした認知度向上や販売力の強化、2点目としまして、米国やアジア地域等の海外では、卸売業者等と連携したPR活動による輸出量の拡大、3点目、県

内では、地域に根差した食材として、地産地消の推進や食育活動等による理解醸成など、それぞれにターゲットを絞り、より効果的なプロモーション活動に努めております。今後は、全共での3大会連続内閣総理大臣賞受賞による日本一の称号を最大限に活用しまして、国内外に向けて積極的なPRを展開しながら、宮崎牛のさらなるブランド力強化に取り組んでまいりたいと存じます。

○二見康之議員 それぞれのカテゴリーをしっかりと持ち取り組んでいらっしゃるということが、よくわかりました。また、3大会連続内閣総理大臣賞受賞による日本一の称号を最大限に活用する、肉牛日本一を前面に押し出していくということなのですが、この9月の全共の結果が出た直後が最もその価値を生かす時期であったと思います。全共終了後からこれまでの間に、特別な広報、プロモーションをしてきたのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 全共終了後のプロモーションにつきましては、「3大会連続内閣総理大臣賞受賞の日本一宮崎牛」を旗印にしまして、積極的に取り組んでいるところであります。具体的には、1点目、海外につきましては、畜産関係団体と連携した米国での営業活動や、日本産牛肉第1号となる台湾への輸出、2点目として、大都市圏につきましては、百貨店等における各種プロモーション活動や、有名銘柄牛産地が集う注目度の高いイベント等でのPR、3点目としまして、県庁ホームページやテレビ、新聞等のマスメディア、SNS等を活用した情報発信など、県や畜産関係団体、消費者代表等で構成する「より良き宮崎牛づくり対策協議会」とも連携しながら、スピード感を持って活動を展開しているところであります。

県としましては、今後とも、安定した品質と量の宮崎牛を供給するための取り組みを強化しますとともに、さらなるプロモーションに努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 しっかりとした戦略を立てて取り組んでいらっしゃるということですので、後はやる気を持ってがんがん推し進めるだけですよね、郡司副知事。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、後方支援拠点について伺います。

都城市では、大規模災害時における後方支援活動を迅速かつ効果的に行うことを目的として、「都城市大規模災害時後方支援計画」を昨年7月に策定しました。南海トラフ巨大地震などの大規模災害が万が一起きたときには、内陸に位置する都城市が、人的・物的な支援を行う後方支援拠点都市としての役割を担うまちづくりの取り組みを進めているところでありますが、県内、ほかの地域で同様の話を聞いていないような気がしております。南海トラフ地震など沿岸市町が被災したときに備え、県北地域でも都城市のような後方支援体制を構築すべきであると考えますが、県の考えを危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 県南部の10の市と町では、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に備えまして、平成27年2月に、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」を設立しております。内陸部から沿岸部に対する後方支援活動の実施体制や、活動計画の策定並びに図上訓練などの取り組みを行っているところでございます。議員御指摘のように、南海トラフ地震が発生した場合には、県南部だけではなくて、県北部の延岡市や日向市などの沿岸市町においても甚大な被害が想定され

ます。したがって、県南部と同様に、他の地域におきましても、後方支援体制の構築が必要であると考えております。このため、現在、県と沿岸10市町で構成します「宮崎県津波対策推進協議会」におきまして、県北部を中心とする市町村間の相互応援体制のあり方や後方支援体制について、協議を進めているところであります。

○二見康之議員 では、その広域支援が円滑に行われるように、後方支援体制を構築した自治体に対して、県は必要な支援を行っていきべきだと思いますが、どのような取り組みを考えておられるのか、同じく危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 県では、救助活動や物資の供給などの広域支援が円滑に行われますよう、昨年3月に、応急対策活動に関する実施計画を策定しまして、市や町の運動公園や民間団体の施設などを後方支援拠点や広域物資輸送拠点として指定するとともに、エアテントや照明機材等を配備しまして、機能強化を行っているところであります。また、今年度から、受援側の市町村が行います受け入れ拠点への資機材配備についても支援を行い、受け入れ体制の整備を図っております。さらに、先ほど申し上げました「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」に、県もオブザーバーとして参加しまして、後方支援活動について意見交換を行うとともに、この協議会や県が実施します防災訓練等へ相互に参加することで、連携を深めているところであります。今後とも、市町村と一体となって訓練や資機材の整備等を進めまして、実効性のある後方支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 わかりました。よろしくお願

いたします。

それでは、向きをこちらに変えまして。

さて、本日からいよいよ12月に入りました。年末の慌ただしさに、人の心もせわしく、ゆとりがなくなる。そういうふうになりますと、交通事故も多くなる傾向があります。大切な人を一瞬にして失うこともあるのが交通事故です。事故のない社会、さきにも質問いたしました、自動運転技術の発展もそれにつながる一つではないかと思えます。しかしながら、今は人が運転する時代であります。県民一人一人の安全運転意識向上が大切だと考えます。

先日いただきました資料で、昨年、J A Fが実施した「交通マナーに関するアンケート」というものがあります。「あなたのお住まいの都道府県の全般的な交通マナーについて、どう思えますか」との設問に対し、「とても悪い」

「悪い」と回答した方が、全国では38.3%、最も高かった県では80%となっております。本県は29.1%、全国合計より約9ポイント低く、その順位としましては33位。比較的マナーがよいほうなのかもしれません。ただ、「信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしているのに一時停止しない車が多い」という設問においては、全体の43.7%が「とても思う」と回答し、本県でも42.5%が同じ回答をしております。

「やや思う」という回答は38.6%と、合わせて約8割の人が、停止しない車が多いと回答しております。また、別の設問で、「信号機のない交差点で、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合には、車は一時停止しなければなりません。そのことをあなたは知っていますか」という問いに対し、約7割が「知っており、行動に移している」と回答し、約3割が「知っているが、たまにしか行動に移せていない」と回答、

そして、約1%が「知らない」——「まったく行動に移していない」「忘れていた」というものを含みますが——と回答しております。ちょうどこの議会棟と福祉保健部との間にある横断歩道、これがそういう信号機のない横断歩道に当たるかと思えます。渡ろうとしている歩行者が立ちどまっているときに、7割の車がとまってくれているとは余り思えないようなのが現状かなと感じているところです。道路交通法では、横断歩道を渡ろうとしている歩行者または横断中の歩行者がいるとき、車両は横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければならないとしています。そのまま通過するのは横断歩行者等妨害等違反で、違反点数が2点、反則金は普通車で9,000円となっているそうです。

実は、私は先日まで1%の中に含まれておりました、これが法律で決まっていたとは知りませんでした。ただ、横断しようとする歩行者がいる場合にはとまってあげるのが、ドライバーとしてのマナーだと思って実行してまいりました。運転免許取得に当たって、もちろんそのことは教習所に通っていたときに授業でも習ったと思うんですけども、実際に運転免許の本試験を受けて免許取得するには、90点以上で合格となると思えます。ということは、その10点分——みんなが100点で通っていけばいいんでしょうけれども——何かを間違えても免許は取ることができる。その10点でも、何か間違えたまま社会に出ている可能性もあるわけなんです。この現状についてちょっと考えていきたいんですけども、まず、本県における運転免許試験について伺います。平成28年中の本県における運転免許試験の受験者数と合格者数についてどのようになっているのか、警察本部長に伺いま

す。

○警察本部長（郷治知道君） ただいま二見議員から御指摘のとおり、運転免許試験は、自動車の運転に必要な適性、知識、技能を判定しまして、学科試験は90点に、技能試験は免許の種類ごとに定められた基準点に達した場合に合格します。本県における昨年の運転免許試験の受験者数は延べ約2万7,200人、合格者数は約1万8,500人でした。合格率は約68%でありまして、全国平均の約76%と比較しますと、8ポイント低い結果となっております。警察では、今後とも適正に運転免許試験を実施してまいります。

○二見康之議員 延べ人数ですので、なかなか合格されない方もいらっしゃるというふうに伺いましたが、どちらにしても、合格した方は必ず90点以上は取っているわけですので、いいと思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、10点分間違っているその間の部分をどう考えていくのかなど。その部分については、免許を取得した後、社会で運転するわけなんですけれども、実社会の中でどうやって教えていくか。道路交通の法規だけでなく、交通マナーとかそういったものの向上を図っていくのが重要になるかと思いますが、ドライバーの交通マナーの向上のため、交通安全教育活動についてどのように取り組んでおられるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 県警におきましては、運転免許更新時講習や安全運転管理者等講習のほか、警察官が事業所や公民館に出向いて行う講習会など、年間約20万人のドライバーに対しまして交通安全教育を実施しております。交通安全教育では、横断歩道を通過する際の遵守事項やウインカーをつけるタイミングな

ど、交通マナーの向上についても指導しております。また、今年度から、地元新聞社や協賛企業とともに、「目指そうゴールド免許取得率日本一・やさしい運転」普及キャンペーンに取り組みまして、その一環として、毎月、交通安全特集記事を新聞に掲載しまして、県民の皆様へ交通マナーの向上を呼びかけております。今後とも、交通ルールの遵守と交通マナーの向上のために、運転者向けの交通安全教育の充実に努めてまいります。

○二見康之議員 よく地元の方というか一般の方から言われるんですけども、取り締まりじゃなくて、警備といいますか、例えば見えないところに隠れて違反者を捕まえる、これが取り締まりになるんだと思いますが、隠れていないで出ていてくれれば違反はしなかったのかなとか。そこら辺は結構わがままな話だなと思うんですけれども、そういうところをもうちょっと交通マナーといいますか、一人一人の意識向上につなげていただければなと思います。これは別に聞きません。

最後の質問になります。運転免許を取得するに当たりまして、まずはしっかりと交通法規を学ぶことが重要であると思いますが、教習所の方にちょっとお話を伺ったところ、皆さん御存じのとおり、学生が年度末や長期休暇の時期に集中して来る。その時期においては、生徒一人一人の学習レベル、そういったものの把握など、目の届かないところもあるというお話を伺いました。県内の高校など各県立学校においては、自動車学校への入校時期等を規制しているそうですが、その内容がどのようになっているのか、また、どのような理由で規制しているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 各県立学校におきま

しては、その教育目標を達成するため、生徒を学業等に専念させることとしておりました。自動車運転免許の取得については、校則等で規制しているところがございます。その中で、入校の時期につきましては、就職や進学など個別の進路に応じて、生徒の不利益にならないように各学校で判断をしております。例えば職業系学科を有する学校においては、生徒の就職状況などに配慮して、自動車学校への入校時期を最も早いケースとしては10月から許可をしております。県教育委員会といたしましては、自動車運転免許の取得につきまして、各学校が実情に応じて、生徒の事故防止の観点を含め、PTA等とも協議を重ねながら、適切かつ弾力的に判断するよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 わかりました。

最後に、先日の新聞広告に載っておりました郷治県警本部長のインタビュー記事の中で、本県ドライバーに向けてという欄で宮崎県の印象を話されておりましたので、御紹介します。

「宮崎から小林までバスに乗ったとき、バスをおりる皆さんが運転手さんにお礼を言っていて感動しました。宮崎の方は丁寧で優しいと感じています。他方で、マイカー大国だとも感じています。細い道で結構なスピードを出していて、真っ暗でもライトをつけていない車も見かけました。せっかく優しい心なのに、歩行者、自転車、車、それぞれに意思の疎通が足りない面があるのではないのでしょうか。車と歩行者では時間の流れが違います。宮崎県で一緒に暮らしているわけですから、ドライバーの方々にはルールやマナーを守っていただき、心のゆとりを持って優しい運転をしていただきたいと思います」。この郷治本部長の思いが広く県民

の心に届き、年末に悲しい交通事故が起こらないことを祈りまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、4日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

12月4日（月）

平成 29 年 12 月 4 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	高原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。郷中の会の有岡です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、河野知事の3選出馬表明を受けまして、知事の政治姿勢において、私が危惧している課題は財政の硬直化です。長期的な財源の確保が見通せない現状において、特に宮崎県公共施設等総合管理計画では、今後40年間で改修や更新に約6,700億円が見込まれ、大規模施設整備は待ったなしの状態です。県債においては、臨時財政対策債を除く県債残高は年々減少してきましたが、今後は施設整備費や維持に多額の県債を発行することとなります。

平成29年度末の県債残高は8,642億円余りであり、県債依存度は10.5%となっています。人口減少の中、県債の発行に伴う償還費の増加は次世代への負担となります。駅伝競走に例えるならば、我々は先人から受け継いだ宮崎県というたすきをかけて、与えられた今の時代を走っています。そして、次の世代にたすきを渡すときに、安心して頑張っていける状態で渡すことができるのか、それとも大きな負担や不安を背負わせた状態でたすきをつなぐのかが問われます。私は、次の世代がたすきを受け取る際には、宮崎県という自信と希望を乗せたたすきを手渡せるよう努力することを決意しています。

それでは、国体施設整備について、知事にお伺いいたします。

国民体育大会の競技会場は、公開競技を含めて、県内26市町村及び隣県の協力で実施される予定と伺っております。現在、県下の市町村の施設の多くは、昭和54年宮崎国体以前に整備され、補修を繰り返しながら利用されていると認識しています。そこで、国民体育大会を全県下で行うためには、各市町村の受け入れ競技に応じて施設の整備が必要となります。県として、市町村の施設の整備をどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

次に、総合政策部長に県有主要施設の整備についてお伺いいたします。6月の一般質問で、国体に向け、競技力向上を初め、大会運営、国体後のスポーツランドみやぎきの発展には、県の各競技団体の理解と協力が不可欠であると申し上げました。県の各競技団体からどのような意見が出されたのか、内容をお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。今回の整備地について、6月の一般質問で、延岡市民体育館を残してほしいという声があること、山之口運動公園は、旧山之口町運動施設として親しまれ、体育館、野球場、芝生広場など、地域の皆さんの広場となっていることはお伝えしております。そこで、周辺住民や施設利用者への説明と理解が得られているのかお伺いいたします。

次に、大規模災害廃棄物処理対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

東日本大震災や熊本地震など大規模災害時には、多くの災害廃棄物の処理が課題となりました。平常時の備えとして、廃棄物処理法第5条の2と5に定める県の役割の整理と記載について、どのような災害廃棄物処理計画と対応マニュアルが準備されているのかお伺いいたします。

す。

次に、熊本地震で例があるように、災害廃棄物処理施設が地震などで被災した場合は、どのような対応を想定しているのかお伺いいたします。特にエコクリーンプラザみやぎのように10市町村の広域化施設の場合など、県としての対応が必要とされます。また、一例として、日向灘南部地震の想定される災害廃棄物発生量520万9,000トンに対して、分別等の仮置き場の面積は約87ヘクタールが必要と想定されています。部長に計画についてお伺いいたします。

続いて、エコクリーンプラザみやぎ問題について、環境森林部長にお伺いいたします。

平成17年台風14号において、大淀川流域の災害廃棄物の処理に、エコクリーンプラザみやぎの公社の皆さんや多くの関係者に協力いただき、大変お世話になりました。特に、台風通過後約4カ月半、公社の皆さん方に災害廃棄物の処理に御尽力をいただきました。その後、私は、エコクリーンプラザみやぎ問題について、平成18年度は宮崎市議会議員でありましたので、話題としては聞いておりましたが、全容を知るまでには至っておりませんでした。

平成17年当時、公社に県や市から派遣されていた3名から、先月、「エコクリーンの真実19」の文章が届きました。これまでの文章の中で読み取れることは、一般廃棄物新規処分場選定において、もともと沢があり、盛り土部分が多く、軟弱地盤の土地を選定したこと、4万トンの汚染水をためる浸出水調整池に、その重みに耐えられる補強くいを打たなかったことが示され、平成15年11月の時点で「現場において浸出水調整池工事1工区の施工業者が地盤調査を行い、地盤補強工事のくいを打つべきであると進言するが、受け入れられなかった」とあり

ます。このことについて、県としての見解をお伺いいたします。

次に、善管注意義務について文章の中で、「公社側がコスト削減を理由として、くい打ち工法などの提案を採用しなかった」、土地選定、土地造成、工法の選定、派遣する役職員の人事管理など今回の問題の原因として、「公社と県が善管注意義務を怠った」と指摘しています。このことについての見解を、担当部長にお伺いいたします。

次に、障がい者スポーツについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」において、個人競技ですばらしい成績をおさめられております。反面、団体競技においては、参加することができていません。障がい者スポーツの裾野を広げるためには、練習環境とともに指導者の育成など、課題が山積しています。そこで、本県における障がい者スポーツの推進のために、指導者育成など、どのような取り組みを進めておられるのかお伺いいたします。

次に、障がい者スポーツセンターの設置についてお伺いいたします。先月、大阪市長居障がい者スポーツセンターを視察してまいりました。昭和49年に日本で初めて障がい者スポーツセンターができ、体力の維持、身体機能の向上などを目的に、いつ一人で来館しても指導員と仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しめる施設となっています。障がい者スポーツの拠点として、選手、指導者、さらに運営スタッフ、審判員など総合的に取り組み、将来につながる拠点施設整備について御所見をお伺いいたします。

次に、鮮度保持システムについて、農政水産

部長にお伺いいたします。

先月、佐賀市に本社を置く株式会社炭化を訪問しました。平成24年設立の新しい会社ですが、一昨年、九州未来アワード大賞、九州・山口ベンチャーマーケット優秀賞を受賞された企業です。青果物の鮮度保持システムとして、海外への輸出の実証実験を行っています。特に注目すべきは、鮮度保持剤の原料です。地元の放置竹林と地元の三番茶から、竹炭と茶カテキンという自然素材を主体にできている鮮度保持剤であり、国内輸送・コンテナ海外輸送時、さらに貯蔵などでの食品ロスに取り組んでおります。そこで、本県の青果物の輸送・保管時の鮮度保持の取り組みをお伺いいたします。

次に、人材育成とキャリア権について、総務部長にお伺いいたします。

宮崎県人材育成基本方針の4つの柱に、「職員の個性や適性を重視した、人を育てる人事管理の推進」とあり、若手職員のジョブローテーションの必要性は私も理解できます。しかし、採用になったときから職員はキャリアデザインを意識し、自分が県政において取り組むべき問題意識を持ち続けること、さらに行政のプロとして時代の変化に対応できる専門性が求められます。本県のシンクタンクとして期待する職員の皆さんの人材育成のあり方について、お伺いいたします。

次に、道路交通法38条について、警察本部長にお伺いいたします。

私が、本県出身の外交官、根井三郎氏の功績を求めて、ウラジオストクの日本総領事館やウラジオストク駅周辺を徒歩で移動しておりますと、本通りはかなり渋滞するほどの車社会でありました。その8割以上の車が日本車ということですが、日本と違う交通マナーがあり

ました。それは、信号のない横断歩道の前に立つと、必ず車はとまって歩行者に譲るマナーです。車が多くて渋滞していても、必ず歩行者優先でとまってくれました。

先日、二見議員からもありましたが、当たり前のことではありますが、道路交通法38条を遵守し、信号機がない横断歩道等における歩行者の優先が、本県においても徹底できるのではないかと感じたところです。そこで、子供たちの目線に立ち、大人が歩行者優先の模範を示せたならば、近い将来、歩行者優先・保護が当たり前となり得ると期待するわけですが、警察本部長にその取り組みについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、再質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

2巡目国体に向けた市町村施設の整備についてであります。2巡目国体につきましては、10月に設立しました宮崎県準備委員会において、会場地は、可能な限り県内各地で開催することや、競技施設は、国が示している国体の施設基準をベースにしつつ、可能な限り県内の既存施設を活用することなどの基本方針が決定されたところであります。今後、これらの基本方針をもとに、市町村とも連携をしながら、県準備委員会において検討してまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○総合政策部長(日隈俊郎君) [登壇] 県有主要3施設に係る競技団体からの意見についてであります。競技団体に対しましては、各団体が主管する大会の開催場所や参加人数、大会運営に必要な役員数といった現状のほか、必要な施設の規模や機能などについて、順次お話を伺っているところであります。

その中で、団体によっては、会場地までの距離が遠くなり、選手や役員の移動で負担が大きくなる、あるいは宿泊施設の確保について心配する意見もありました。また、今回の施設整備に当たりましては、全国あるいは国際規模の大会開催が可能で、多目的に活用できる施設を整備してもらいたいといった要望もあったところでございます。今後も、引き続き競技団体とも意見交換を行いながら、施設整備の内容や競技団体に対する支援策等について検討を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

人材育成のあり方についてであります。県では、行政ニーズが複雑多様化する中、県政の課題に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを提供するためには、職員一人一人が意欲を持って業務に取り組み、個々の能力を最大限に発揮できることが重要であるとの考え方のもと、人材育成基本方針を定めているところでございます。

この方針に基づきまして、専門性を高める観点から、採用後一定程度の行政経験を積んだ職員を対象に、その知識や経験をさらに生かし、必要とされる特定分野のスペシャリストとして育成するために、在課期間を長期化させるなど、柔軟な人事配置を行いますとともに、専門的な知識や技術の習得に向けた研修等を実施しているところであります。今後とも、職員の能力や適性、さらには本人のキャリア選択の意向なども十分勘案しながら、専門性の向上につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（畑山栄介君）〔登壇〕 お答えします。

障がい者スポーツの指導者の育成についてあります。障がいに対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツを振興することは重要であり、その指導者に求められる役割は年々大きくなっていると認識しております。このため県におきましては、毎年、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を実施し、現在255名が初級の資格を取得しており、上級・中級の指導員を目指す受講者に対しては、経費の一部を助成することで、その育成に努めているところであります。

また、特別支援学校の職員を中心に、全国障害者スポーツ大会の競技種目に係る体験教室等において、選手の指導法や競技の特性等について学んでいただいているところであります。今後とも、関係機関と連携しながら、指導者の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障がい者スポーツの拠点整備についてあります。障がい者スポーツセンターにつきましては、現在、全国で25カ所あり、障がい者スポーツ振興の拠点になっていると伺っております。本県におきましても、このような機能が整備されることは、地域や特別支援学校等で育成された、障がい者スポーツに取り組む選手や指導者が、競技力や指導力をさらに向上させていく上で、有効な手段の一つであると認識しております。このため、障がい者スポーツの振興を図るための拠点につきましては、既存の施設の活用や今後整備を進める施設のあり方の検討の中で、担当部局と協議しながら研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○環境森林部長（川野美奈子君）〔登壇〕 お答えいたします。

大規模災害廃棄物処理対策についてあります。災害廃棄物は、復旧の妨げとなりますこと

から、迅速な処理が求められるものであり、事前の対策が大変重要であると認識しております。このため県としましては、平成28年3月に、災害廃棄物の対応マニュアルとなる宮崎県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、処理責任者である市町村に計画の策定を促し、ことし9月末には、全ての市町村において計画の策定を終えたところでございます。

これらの計画を踏まえまして、市町村や民間団体の人材を育成するため、情報共有や知識の習得を行う研修会を開催するとともに、県内組織をネットワーク化し、連携・支援体制を構築するなどの対策を実施しているところでございます。今後も、こうした取り組みを継続するとともに、図上訓練やワークショップなど、実践的な取り組みを行い、計画の実効性をより高めてまいりたいと考えております。

次に、処理施設が被災した場合の対応についてでございます。宮崎県災害廃棄物処理計画におきましては、処理施設が被災し、長期間稼働を停止せざるを得ない事態に対処するため、県が、被害の少ない地域に処理を依頼するなど、市町村境を越えて支援を受けることができるよう総合調整を行い、市町村から事務委託を受けた場合には、仮設の処理施設を含む2次仮置き場を整備することも検討していくこととなります。また、環境省が主催する大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会など、県域を越えた広域的な支援体制も整備されているところでございまして、県内の取り組みとあわせて、国や他県に支援の要請を行っていくことになるものと考えております。

次に、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池の破損問題についてでございます。この問題につきましては、宮崎県環境整備公社が平

成22年4月、設計・施工監理及び盛り土施工業者を相手に、損害賠償請求訴訟を提起したところでございます。ことし5月に言い渡された第1審判決におきましては、業者の設計及び対応に不備があるとされたところでありますが、御質問の点につきましては、現在、控訴審において訴訟が係属中でありまして、この場での答弁については差し控えさせていただきます。

次に、宮崎県環境整備公社の善管注意義務についてであります。このことにつきましても、現在、係争中でありまして、答弁を差し控えさせていただきます。

なお、県では、この問題発生後すぐに、弁護士等の専門家から構成される外部調査委員会を設置し、原因究明等を行ったところであります。その後、外部調査委員会が取りまとめた報告書を踏まえ、公社が訴訟を提起するに至ったところでありますので、県といたしましては、係争中の裁判において、この問題の原因究明が図られるよう、今後とも公社を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（大坪篤史君）〔登壇〕 お答えいたします。

青果物の鮮度保持対策についてであります。大消費地から遠い本県にとっては、青果物の鮮度保持は重要な課題であります。そのため県では、企業や大学等と連携し、青果物の輸送・保管時の効果的な鮮度保持技術の研究・開発や普及に努めております。具体的には、ニラやヘブスといった品質劣化が進みやすい品目については、企業と連携し、包装資材の活用等による鮮度保持技術の検証を行い、効果があったものについて普及に努めております。

また、海外に輸出するカンショにつきまして

は、2月以降に腐敗が多くなりますことから、カンショの呼吸を抑制する機能性フィルムや、御紹介のあった鮮度保持資材等を活用した、効果的な輸送方法の普及に取り組んでいるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

国体主要3施設の周辺住民や施設利用者の理解についてであります。今回の整備地は、地元市からの要望も踏まえ、総合的に判断して選定したものであります。陸上競技場と体育館のいずれの整備地も、既存の市の体育施設がある場所となりますことから、市民の皆様等の利用に一定の配慮が必要であると考えております。周辺住民や既存施設の利用者に対する説明等につきましては、まずは地元の市が主体で動いていただくこととしておりますが、県としましても、市と十分に連携しながら、市民の皆様等に理解を求めていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（郷治知道君）〔登壇〕 お答えいたします。

横断歩道における歩行者の優先につきましては、議員御指摘の道路交通法第38条に、進路前方の横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車両は一時停止をして、歩行者の通行を妨げてはならない旨、規定されております。県警では、ドライバーにこのルールを遵守させるため、運転免許証の更新時講習を初めとする交通安全教育や、テレビ・新聞等のマスコミを活用した広報啓発など、あらゆる機会を通じて、横断歩道における歩行者優先の周知を図っております。

また、県内では、横断歩道での重大事故も発生しておりますことを踏まえまして、横断歩行

者妨害違反の取り締まりも重点的に行っております。今後も、ドライバーの歩行者保護意識を高める活動を推進し、交通事故防止を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 それぞれに御答弁をありがとうございました。それでは、1番から7番までの質問をさせていただきましたが、今度は7番からUターンして1番まで質問してまいりたいと思います。

まずは、道路交通法38条について、実際道路を運転していると、信号のない横断歩道の手前の路面には、ひし形の白線が引いてあることに気づきます。ちなみに、路面の白いひし形のマーク、「横断歩道又は自転車横断帯あり」の指示標示だそうです。外出時には、時間に余裕を持って、道路交通法を守るよう気をつけてまいりたいと考えます。

次に、人材育成のポイントとして、先ほど6番で、人材育成、キャリア権という質問をしましたが、根井三郎氏の紹介をいたします。宮崎市の広報でも紹介されておりますが、多くのユダヤ人を杉原氏がリトアニアから、ウラジオストクで根井氏が、日本では小辻氏が命のバトンをつなぎ、世界各地の安全な国へ渡航させたとのこと。命のビザを発給した杉原千畝氏の映画の中で、ウラジオストクから日本への渡航証明書を発給するとき、根井三郎氏の覚悟の一言は、「全ての責任は自分がとる」でありました。人材を育てるときには、上司の後押しする声が必要です。覚悟を持った先人の姿に学びたいと思います。

次に、5番目の鮮度保持システムの炭化の入江康雄社長のことを紹介いたしますが、東京の建設会社を定年退職後に地元佐賀に帰り、地元の課題でありました放置竹林の活用と佐賀県茶

業試験場の技術指導をされるなど、常に課題解決のためにアイデアと信念を持って挑戦する姿勢は、キャリア権としての参考になると思っております。ぜひ職員の皆様方にも、キャリア権というものを大切に生かしていただきたいと思っております。

次に、4番目の障がい者スポーツについてお話しさせていただきますが、団体競技で行う運営方法、さらには審判員など、大会を支える人材が育っていないというのが現状であります。時間のかかる大切な課題です。早急な取り組みを求めてまいりたいと思います。

次に、3番目のエコクリーンプラザみやざき問題について、考えさせられたこととお話しさせていただきますが、派遣された職員は、派遣協定の中で身分は公務員のままであっても、派遣先のスタッフとして役割を果たさなければならず、厳しい環境の中で頑張っています。そこで、派遣する側の心配りが必要です。職員が現場においてチャレンジ精神で取り組める環境が求められます。さらに、現場の声にしっかり耳を傾けること、ゆとりと自信を持ち、現場にこそ宮崎県政の課題があることを忘れてはなりません。

次に、環境森林部長に再質問をさせていただきますが、災害廃棄物についてであります。大規模災害廃棄物の分別の大切さ、方法など、市町村を通じ周知すべきと感じます。例えば、対応マニュアルを自主防災組織の訓練時にお知らせするなど、分別について周知徹底するべきと考えますが、担当部長の御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 災害廃棄物の分別についての周知でございますが、議員おっしゃいますように、分別の情報をしっかり

と県民に周知することは、災害廃棄物の処理を円滑に、適正に進める上で大変重要だと考えております。このため、市町村への研修会、団体への研修会の中で、災害廃棄物の分別の知識とか処理方法などを研修会の内容に盛り込んで、しっかりと市町村等に情報を提供し、市町村等を通じて県民にしっかりと啓発するように、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○有岡浩一議員 市町村までは情報が届いても、最も大切な地元、集落、地域、その中で知恵を絞りながらこういう分別を徹底するという、そこまで、現場に行けば情報が必要だと思いますので、ぜひ、地域の住民のところまでそういった分別するときの情報が入って、みんな知恵を出し合って協力する、そういう文化をしっかりとつくっていただきたいと思っております。

次に、最初の施設整備について伺ってまいります。

市町村の施設整備については、利用可能な国の補助制度を進めると思われますが、私は視点を九州へ向けて考えてみたいと思います。本県以外の九州各県は、プロスポーツが盛り上がっております。長崎県は、JリーグでJ1昇格チームのホームとして、長崎国体のメインスタジアム、トランスコスモススタジアム長崎があり、キャパシティの2万246人を超える2万2,407人が集まったと聞いております。また、福岡、佐賀、大分、熊本、鹿児島もプロチームを育てています。

特に沖縄県は、バスケットのBリーグが大変盛り上がり、3,000人以上の集客が常にあり、プロスポーツの興行としても成果を上げています。現在、沖縄市のコザ運動公園に、琉球ゴー

ルデンキングスのスポーツ興行を中心に、1万人規模のアリーナ建設を進めているようです。経済波及効果として、単年度運用時約133億円と試算し、年間4,000万円程度の指定管理料で維持可能と試算されています。

また、沖縄県と那覇市の共同で、2万人収容のサッカーJ1規格のスタジアムを2023年に開業を目指しています。イベント開催による年間観客消費額30億強、波及効果45億強を試算し、628人の新規雇用を予定しているとあります。スポーツ振興課は、J1チームを出すためにも必要だし、市街地につくることで集客に寄与したいとしております。

他県の取り組みに対し、本県の課題の一つがプロチームを育て切れないということがございます。そこで、総合政策部長にお伺いいたします。県の競技団体から、県の整備方針に反対の声を多く聞いておりますが、各競技団体の協力をいただかなければ、次のステップ、ステージに上がっていけないということは何度も申し上げておりますけれども、このことについて、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 9月定例県議会における整備方針の公表以降、県北及び県西の団体からは、整備に向けた期待の声が寄せられました。一方、団体によっては、交通アクセスや宿泊施設の確保を考えると、全国大会の誘致を考えていたが難しくなったとか、県レベルの大会については、費用の関係もあり、全てを新しい施設で開催するのは難しいのではないかとといった意見もいただいたところでございます。施設整備を進めるに当たりましては、競技団体が活用しやすい環境を整えていくことも重要でありますので、今後も競技団体とも意見交換を行いながら、整備に向けた検討を進めてま

いりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今答弁いただきましたが、「団体によっては」ということをおっしゃいました。私は、水泳を除く16団体の意見としては、まず旅費の関係や運営の問題、いろいろ指摘をされていると思っておりますが、県の提案に納得している団体が実際にあるのか、その見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在、各団体に出向きまして、意見交換を行っているところでございますが、県の方針を撤回してもらいたいといった意見は今のところありません。ただ、団体によっては、県の方針決定に対し、まだ戸惑いがあるところもありますので、引き続き意見交換しながら理解を得ていくとともに、競技団体への支援策等についても検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 具体的には、先月の第30回県武道振興演武大会の祝賀会におきましては、役員の本音として、県の整備方針とはほど遠い意見がありました。競技団体が積極的に大会誘致を行わない限り、大会は運営できません。まして、プロスポーツは夢のまた夢であります。人口減少以上に、実は競技役員の高齢化が進んでおり、支える側の人材を集め切れないという実態も予想されます。多くの関係者から反対の意見を聞く中で、地元市町村の大会までは協力するが、県の大会まではもう協力できないよという声も聞いております。

スポーツランドみやぎきは、多くの先輩方の努力の積み重ねによって生まれております。今後、人口減少とともに、支える側の人材不足により、スポーツランドみやぎきが形骸化すると危惧されております。さらに、近い将来、スポーツ全般で、沖縄県や鹿児島県など他県の取り

組みがさらに成長してくると思われま。危機感を持って、競技団体との話し合いをしっかりとやっていたきたいと思ひます。

次に、教育長に再質問いたします。私の経験で、宮崎市に合併後、地元の体育館が地元の健康づくり大会の練習さえ使えない状況がございます。現在の整備地において、地元の市民利用と必ず重複することが予想されますが、どのような配慮ができるのかお伺ひいたします。

○教育長(四本 孝君) 体育館につきましては、既存の延岡市民体育館は稼働率が高く、多くの市民に利用されていると伺っております。また、山之口運動公園も同様に、多くの住民の方の利用があると聞いております。今後、施設の仕様や配置などといった具体的な内容を基本計画としてまとめることとしておりますので、この中で、大会・行事等の調整の方法なども含めて、市民の皆様への施設利用に関する調整につきましては、地元市とも十分に協議した上で検討していきたいと考えております。

○有岡浩一議員 地元市との協議ということですが、県が施設をつくるということであれば、県として、地元利用者としてしっかりと協議して解決しなければならないというふうに思っております。

次に、再度、教育長にお尋ねいたします。国体後の施設の利活用について、具体的な計画をお伺ひいたします。

○教育長(四本 孝君) 国体後の施設の利活用につきましては、都城市や延岡市とも意見交換を行っているところであり、例えば、都城市からは、体育大学等と連携した取り組み、また延岡市からは、旭化成と連携したスポーツイベント等の開催・誘致などといった提案をいただいております。また、県内の競技団体が活用し

やすい環境整備が重要でありますので、競技団体等とも十分に意見交換を行い、連携を図りながら、本県スポーツのさらなる振興や、スポーツランドみやぎの全県展開につなげてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 延岡市や都城市からの御意見があったようですが、特に都城市の体育大学等との連携という話もございました。これは、期待するには大変厳しい現状があると思っておりますし、本来の運営・運用をするのは、競技団体が中心に運用しなければならないという、そのベースの部分が大切だと私は思っております。そういった意味では、各競技団体は、利活用について消極的でありますし、均衡ある発展と言われるならば、競技者、役員の負担増に対して、大変配慮すべき財政支援も必要だということも聞いております。

特に中体連や高体連でも、例えば宮崎市内の生徒を各会場に輸送する、そういった負担がふえるということを知っております。そういった現場の声をもう一度整理されると、どういった対策が必要かというのが見えてくると思ひますので、ぜひそのような情報収集をお願いしたいと思っております。

具体的な一つの例ではありますが、ことし行われましたえひめ国体について、教育長も行かれたと伺っておりますので、教育長のえひめ国体の運営についての感想をお伺ひいたします。

○教育長(四本 孝君) えひめ国体につきましては、私も、総合開会式、自転車競技とテニス競技会場に赴きまして、宮崎県選手団の激励をさせていただきました。競技会場では、競技役員を初め、ボランティア、関係者の皆様が一丸となって大会を盛り上げられている姿に大変感動したところでございます。

一方、競技団体からは、会場までの交通アクセスや宿泊施設の問題などについて、さまざまな御意見を伺ったところであります。9年後の2巡目国体を成功に導くためにも、今後、県準備委員会におきまして、先催県の事例を参考にしながら、受け入れ準備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、教育長のほうから御答弁いただきました。えひめ国体に実際に参加されて、競技団体からさまざまな御意見を伺ったとございますが、具体的にどのような意見があったのか、参考にお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 例えば、シャトルバスの運行上、宿泊施設から競技会場まで時間を要したことなどを伺っております。また、宿泊について、宿泊施設が少なく、民泊もございましたが、地域の方々から歓迎を受けるとともに、試合でも大きな声援をいただいて、励みになったということもお伺いしているところでございます。

○有岡浩一議員 同じような話を私も聞いておりますが、ホテルから会場まで移動の時間がかかり過ぎるということで、選手の負担が大きかったということも聞いておりますし、宿泊所が足りないことによって、競技役員は自分の車に寝泊まりしたというケースもあったと聞いております。そういった意味では、会場の運営の仕方というのは、一つの参考にしながら対策をとっていく必要があると思っております。

次に、山之口運動公園へのアクセスについてお尋ねいたします。以前、アクセス道路の拡張が必要という説明を受けております。その道路の拡張について、どの程度取り組みが進んでいるのか、教育長に再度お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 山之口運動公園につ

きましては、国体の陸上競技会場や総合開閉会式会場となることが想定されまして、渋滞緩和対策が課題であると考えております。今後、施設の基本計画を策定し、施設の規模や配置等を決めてまいります。あわせて、アクセス道路についても、地元市や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 特に、こういった道路の拡張ということになりますと、用地交渉とか用地の確保というものが大きな課題ですし、取り組むならば早急に取り組む計画をつくって実施しなければ、計画が間に合わないということはあってはならないと思いますので、ぜひこういった取り組みについても検討を急いでいただきたいと思っております。

次に、用地の造成ということで、山之口運動公園の造成費60億円、駐車場整備費20億円という報告をいただいています。この事業内容について、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 用地造成費につきましては、施設を配置する部分を平準化するための土地の造成や、排水対策等の費用を見込んでおります。駐車場整備費につきましては、大規模な大会に対応するための駐車場の造成費用を見込んでおります。いずれの費用も概算の数字でありまして、今後、施設の基本計画を策定する中で、工夫できる場所は見直しを行い、事業費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 この場合も用地の確保というものがなくなっていきますし、用地造成をするということで、住宅地でもよくあることですが、のり面の崩壊など、そういったリスクもはらむということで、この工事面積は、私が伺っている分では、用地造成、17ヘクタールの平準

化ということで排水対策を行うと聞いておりますし、駐車場のほうが4～5ヘクタールということで伺っておりますが、この数字でよろしいでしょうか、教育長、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 用地造成につきましては、面積17ヘクタール、駐車場については、約5ヘクタールということでございます。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。今、さまざまな御意見を伺う中で、私なりに考えたことがございますが、例えば山之口の場合でも、住宅がある関係で、将来、住宅の移転補償など、さらなる財政負担がふえるんじゃないかということも危惧しておりますし、今後、当初申し上げました県の財政の硬直化を防ぐためにも、財政支出をできるだけ抑えるということが根底になければならないと思っております。そこで、国体施設整備の県の基本方針に対する私なりの対案を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、延岡市の体育館は、今も稼働率が高いということでありまして。市の体育館として、市民の皆さんの施設として活用し、延岡市からも旭化成と連携したスポーツイベントの誘致の提案がされているということでありまして、現在、県の武道館が実は国際大会の基準に合っていないということも伺っています。そういった意味で、金メダリストを輩出した旭化成柔道部を中心に、延岡市において国際大会仕様の施設整備を計画し、先ほど申し上げたように、年間を通して有効利用、さらに活用できる民間的発想で整備することが必要であります。沖縄のように興行的なものばかりは難しいにしても、他県ができない、オリンピックのいる世界基準の施設整備を行うというふうな発想もあっていいのではないかと考えております。

また、山之口運動公園においては、財政負担が大きくなる造成の予算ではなく、障がい者スポーツセンターとして、現状の地形を生かし、全天候型のグラウンド整備、芝生広場や体育館を利用し、団体競技の育成と、地域住民の利活用による交流や年間を通した利活用を検討すべきと考えております。地域の実情に合った施設の規模というものがございまして、それを運用する、そして有効に活用することが大切でありますし、先ほど障がい者スポーツについて申し上げました、指導者の育成、大会運営の人材の取り組みがおくれているということでありまして。将来のレガシーとして生かしていくということであれば、ぜひともそのような施設の整備というものを一考いただきながら、地域の実情に合った運営しやすい施設整備というものを考えていただくことも必要ではないかと考えております。

また、アリーナ整備については、沖縄方式と同じように、宮崎市とタイアップして、スポーツ興行ができる施設として計画することも一案だと思っております。特に、Bリーグの可能性を探ることも必要ではないかと考えております。メインスタジアムにつきましては、県有地である木花の総合運動公園に、盛り土ではなく、施設利用者を初め、地域の住民の方々が一人でも多く大規模災害時に助かるような設計・整備をすべきと考えます。

私は、スポーツランドみやぎが合宿だけでなく、公式戦に県民挙げて盛り上がる文化を育てることが必要だと考えています。スポーツランドみやぎがこれから新しく展開する形として、公式戦に県民みんなが集まってこられるような、そういうスポーツに対する県民の一步踏み出した努力が求められるような文化をつくっ

ていく、そのことが他県に負けない宮崎のスポーツランドみやぎきになると考えております。

そこで、知事にもう一点お伺いいたします。10日に行われる青島太平洋マラソンに参加されると伺っておりますが、大会を成功させるために、大会を支えるスタッフ、ボランティアなどの関係者に対する思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 青島太平洋マラソンもそうでありまして、シーガイアのトライアスロン、また先日のワールドカップのトライアスロンなどもそうですが、ボランティアの皆さん、大変熱心に大会を支えていただいています。青島太平洋マラソンですと、例年、約3,400人程度のスタッフやボランティアに参加いただいているところでありまして、しっかりとした大会運営をサポートいただくとともに、競技者に対しては、途中疲れたときに、ボランティアの皆さんの声をいただく、またハイタッチをする、そのことにより元気をいただいているところでありまして、その献身的な働きによって競技大会の運営が支えられているというふうに考えておりますし、大会を大いに盛り上げて、イベント成功の重要な原動力になっていただいていると考えております。

○有岡浩一議員 質問の項目が終わりましたので、私なりの意見を述べさせていただきたいと思っております。

以前、虫の目、鳥の目、魚の目というお話をさせていただきました。目の前の問題を解決するために虫の目も必要ですし、高所の立場から鳥の目で全体を見る力も必要です。そして、時代の流れを見きわめる魚の目というものも必要だというお話をさせていただきました。今、この施設整備におきまして、各競技団体に話を聞

く中で、競技団体の体力が大変脆弱です。大きなイベントをするにも予算を組み、そして人を派遣するにも厳しい状態が続いております。この競技団体をしっかりサポートしながら育てていかなければ、将来のスポーツランドの基礎は維持できないという強い思いがございます。

私もいろんな大会やいろんな施設を見に行きました。古くはソウルオリンピックのベン・ジョンソンやカール・ルイスの試合も見ましたし、北京の鳥の巣スタジアムにも行ってきました。いろんな大きな大会の規模を、鳥の目でもう一度、宮崎県の今後のあり方について見る力が必要でありますし、沖縄県がこれだけ大きな規模で今、取り組もうとしています。これに宮崎も負けじと、県民を巻き込んで、しっかりと施設整備には力を入れていく、興行性のあるものやっていく、そして費用負担を減らすための仕掛けをする、そういう民間的な感覚をしっかりと取り込んでいただくことを切にお願い申し上げます。私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高博之でございます。それでは、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

初めに、長距離フェリー航路の維持についてお伺いいたします。

本県は大都市から遠く、大都市との間の物流を安定的に確保することが極めて重要であります。物流については、高速道路やJR貨物、航空機、そして海上輸送と、さまざまな手段があり、その特性に応じて、運送事業者が最も効率的な手段を選択し、毎日365日、県産品を大消費

地に届けております。物流は見えにくいものではありますが、私たちが毎日食べているもの、飲んでいるもの、着ているもの全てが何らかの物流によって私たちのもとに届いており、また、県民が汗水垂らして生産したのもそのように輸送されることを、今回のフェリーの事業再生の話を聞いて再認識したところでございます。

他県においては、フェリーの更新が続々と続く中、宮崎カーフェリーの船体が古くなっていくに従って、本県のフェリー航路がどのようになるのか、私としても最大の関心を持って見守ってきたところでございます。このような中、先日、フェリーの事業再生が発表されたところでありますが、今後、県と県内経済界などが結束して、オール宮崎で航路を長期的かつ安定して維持していこうとするものであり、必ずしも強い民間企業が多くはない本県においては、最善の選択をされたのではないかと受けとめた次第であります。そこで、このような選択をされた知事に、改めて、フェリー航路の維持に向けた思いをお伺いいたします。

次に、働き方改革について、総務部長にお伺いいたします。

少子高齢化が急速に進展する中、我が国の労働環境においては、生産年齢人口の減少による人手・人材不足が深刻な問題になっています。例えば、2015年のデータですが、我が国の労働生産性は、OECD加盟諸国35カ国のうち、ギリシャに次いで22番目、主要先進国7カ国では最下位と、日本の労働生産性の低さは長年指摘されております。このような中、県庁では、知事を先頭に、公務能率の向上・長時間労働の是正を初めとした、4つの柱による働き方改革への取り組みが始まったようであります。そこ

で、働き方改革に取り組むに当たって、県職員の勤務の実態とこれまでの取り組みについて、お伺いいたします。

次に、肉用牛の振興について、農政水産部長にお伺いいたします。本県の肉用牛は、直近の数値によりますと、飼養戸数で6,280戸、飼養頭数で24万3,800頭と、全国第3位となっており、このうち子牛生産を行う繁殖雌牛頭数は8万600頭で、全国第2位となっております。現在、子牛価格や枝肉相場は、全国的な子牛生産頭数の減少から価格が高騰し、高水準で推移しておりますが、一方では、子牛価格の高騰が肥育経営の収益を圧迫するため、牛マル緊の発動も懸念されておるところであります。

こうした状況は、肉用牛の繁殖経営における高齢化の進行や後継者不足により、十分な子牛生産頭数が確保されないことから生じているものと考えられ、今後より一層の肉用牛の繁殖基盤の強化が必要だと考えております。特に飼養基盤の脆弱な県北地域では、繁殖雌牛の増頭が他の地域と比べて厳しい状況にあり、生産者からは、子牛生産頭数の減少に伴い、現在行われている定期の子牛競り市の開催が将来的に厳しくなるのではないかといった声を聞いております。そこで、肉用牛の繁殖基盤の強化について、現在どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

次に、国道327号の整備について、県土整備部長にお伺いいたします。

東九州自動車道、九州中央自動車、そして細島港の整備が進む中、日向に中国木材が立地し、日向工場の国産材製材量は年々増加しております。平成27年には、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されたこともあり、日向・入郷地域間の物流や人の移動が盛んになって

いくことが予想されます。そして、重要港湾細島港と耳川流域の豊富な森林資源をつなぎ、農工商連携のもと、地産地消や県内外への広域的な交流連携の機能を拡大していくためにも、国道327号の機能強化が重要と考えます。

また、国道の改良が進むにつれ、木材運送車両の大型化でコストの縮減が図られたり、観光客がふえるなどのストック効果もあらわれていると聞いております。そこで、国道327号の道路整備にどのように取り組まれているのか、お問い合わせいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

フェリー航路の維持に向けた思いであります。本県は、大消費地から遠隔地に位置しており、県産品を安定して輸送することにより、外貨を獲得し、雇用を創出・維持していくことが、地方創生に向けた取り組みの上で極めて重要であると考えております。一方、輸送を担う運送業界におきましては、トラックドライバーの不足や長時間労働の是正等から、長距離輸送が困難化しつつあり、この対策として、長距離フェリーへの需要が高まってきております。

本県の長距離フェリーは、輸送量の約7割を農畜産物が占めることから、第1次産業を基幹産業とします本県経済の生命線と考え、この航路の長期的かつ安定的な維持を、県が主体性を持って図っていくべきであるとの思いを強くしたところであります。そのためには、県内経済界等と連携をして、オール宮崎で支えていくことが最善の方策であると考え、この支援体制を盤石とするため、県が求心力を発揮すべきであるとの決断に至ったものであります。県といた

しましては、今後、関係者との連携を密にし、本県経済の持続的な発展のため、航路の維持・発展に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(桑山秀彦君)〔登壇〕 お答えいたします。

働き方改革についてであります。県ではこれまで、「県庁職員子育て・女性応援プラン」に基づきまして、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進などの面から、職員の勤務環境の整備に取り組んでまいりましたが、ここ5年間の知事部局における職員1カ月当たりの時間外勤務は平均11時間前後、また年休取得は年12日前後と、ほぼ横ばいとなっております。

このような中、現在検討しております庁内働き方改革の中で実施した、知事部局の職員を対象としたアンケート調査では、職員の70%以上が年休が取得しやすい、あるいはどちらかといえば取得しやすい、また45%の職員がワーク・ライフ・バランスが実現されていると答えた一方で、今後の課題として、業務処理の効率化、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進、そして時間外勤務の縮減などの順で回答が寄せられたところであります。

こうした実態を踏まえまして、働き方改革の実現に向けましては、事務事業の見直しや事務処理の簡素・効率化など、所定内の勤務時間をより一層有効に活用する公務能率の向上に、さらに努力していく必要があると考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(大坪篤史君)〔登壇〕 お答えいたします。

肉用牛の繁殖基盤強化の取り組みについてであります。肉用牛繁殖基盤の強化は、重要かつ喫緊の課題でありますことから、県では、各地

域における増頭等の目標を定めました「人・牛プラン」に基づき、施設整備や繁殖雌牛の導入等を推進してきたところであります。具体的には、国等の補助事業を活用しまして、担い手等の畜舎86件やJA繁殖センター等の地域拠点施設6件の整備、また繁殖雌牛の増頭支援、さらには、自給飼料生産を請け負いますコントラクターの育成支援や中山間地域を中心とした放牧の推進等に取り組んでいるところであります。

このようなことによりまして、本県の繁殖雌牛頭数は、平成28年、29年と2年連続で増加しまして、議員もおっしゃいましたように、目標を上回る8万600頭となっているところであります。今後とも、市町村やJA等と連携をしながら、本県の基幹品目である肉用牛の繁殖基盤の強化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（東 憲之介君）〔登壇〕 お答えいたします。

国道327号の道路整備についてであります。国道327号につきましては、県内区間約67キロメートルのうち、約60キロメートルは2車線での整備が完了しております。残る諸塚村と椎葉村の未改良区間約7キロメートルにつきましては、その全区間において佐土の谷工区及び尾平工区として工区を設定し、整備を進めております。この区間は、地形等の制約から5カ所のトンネルを計画し、現在1カ所のトンネル工事を実施しておりますが、今年度はさらに2カ所のトンネルに着手する予定としております。

また、日向市内においては、東九州自動車道へのアクセス機能の強化を図るため、日向インターチェンジから日向市永田までの区間を永田工区としてバイパス整備に着手しており、現在、用地買収を進めているところであります。

本路線は、地域経済を担うなど、重要な幹線道路でありますことから、必要な道路整備予算の確保に努め、早期完成を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 フェリーについて、もう一点お伺いいたします。今回の事業再生の最も重要なポイントは、知事が言われましたオール宮崎で航路を維持していくことだと、私も思っております。従来、民間事業者である宮崎カーフェリーが航路を担ってきましたが、この航路が本県経済の生命線であるとの認識を産業界と共有しているからこそ協力を得られたのであり、極めて公益性が高い航路であることが、今回明らかになったものと受けとめております。そこで、地元資本を中心にする形で、この航路を引き継ぐこととした理由について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、宮崎―神戸航路を担います宮崎カーフェリーは、これまで地元資本の会社として、本県経済の生命線であります長距離フェリー航路を維持し、県産農畜産物の安定的な輸送及び県外からの観光客の送客に多大な貢献をいただいていたところであります。この航路が仮に県外資本が主導する形となった場合、県産品の安定的な輸送が困難となる懸念もあることや、従業員の雇用の維持が図れなくなることに加え、航路が再編される可能性もあると考えております。

このように、本県経済や物流に与える影響を考慮しますと、県産品の生産や輸送を担う県内経済界等と結束しましたオール宮崎で航路維持を図っていくことが最善の方策であるとの結論に至ったところであります。

○日高博之議員 ありがとうございます。本県

物流を強化していく上で、大きな第一歩が今回のフェリーの事業再生であり、県内の各産業界は、フェリー航路のあり方に非常に大きい期待を持っております。今後、新船建造は、本県物流が次のステージに進むための大きな取り組みになると思われませんが、多額の資金調達が必要であるともお聞きしております。確実に新船建造が実現できますように、県といたしましても積極的に支援する方向で検討されることを要望いたします。

次に、働き方改革についてですが、これからは、少ない時間で高い生産性を上げる働き方、すなわち生産性の向上を図ることが重要であります。例えば、大手民間企業では、退社宣言カードを導入しているようです。これは、社員が退社時間によって色が異なるカードを明示し、最初の15時は水色、16時、17時と青の色が濃くなり、19時で退社の注意を促す黄色、21時は警告のレッドカードとすることで、帰る時間が一目瞭然となります。このことによって、社員自身が時間への意識を強く持つことで、上司や同僚も無駄な時間外を頼めませんし、相互の業務を支援できる仕組みにもつながります。

公務においても、このような実践的な取り組みが必要であり、生産性の向上を図るためには、職員の意識改革を進めることが重要であります。県庁がまず率先して取り組むことで、県全体の勤務環境の改善にもよい影響を与えるのではないかと考えております。そこで、県職員の働き方改革を実現するために、今後どのように取り組んでいかれるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 知事部局では、本年7月に庁内推進会議を設置しまして、4つの視点、具体的には、ワーク・ライフ・バランス

の推進、公務能率の向上・長時間労働の是正、それから非正規雇用者の処遇改善、高齢者の就業促進、こういった視点から、より有効な取り組みを検討しているところであります。この中で、公務能率の向上に向けた試行的な取り組みといたしまして、去る10月から、出張した職員が、用務の前後の時間を利用して、出張先で業務を行うことを可能としますサテライトオフィスの設置や、会議でのペーパーレス化による事務の省力化を図るためのタブレット型端末の活用を先行して行っているところであります。

今後は、こうした試行を含めて、これまでの取り組みの検証と見直しなどを行った上で、幹部職員の強いリーダーシップの発揮と、職員一人一人の意識改革という観点も踏まえながら、県庁内の働き方改革に向けて、より具体的で実効性のある取り組みを取りまとめまして、実践に移してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 先ほどおっしゃいましたサテライトオフィスは、活用されれば結構おもしろいんじゃないかなとは思っております。しかし、行政は何かやろうとすると計画をつくりたがるというか、そういう習性があるともお聞きしております。各部長がリーダーシップを持って即実行、不断の取り組みでこういった問題を解決していただきたいというのが私の本音でございますので、これが絵に描いた餅にならないように、総務部長はしっかりとやってもらわないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。肉用牛の件ですが、JAの動きを注視して、特に県北地区の繁殖基盤の強化をお願いしたいと思っております。

次に、養豚生産の対策についてお伺いいたします。本県の養豚は、飼養戸数で453戸、総飼養

頭数で84万6,700頭と、全国第2位の飼養規模となっており、飼養戸数は年々減少しているものの、法人化による規模拡大や繁殖センターと肥育専門農場による契約生産体制の構築など、分業化への取り組みも進められ、生産頭数は年々増加している現状にあるようですが、生産現場では、環境問題や後継者の確保といった課題もあります。

また、株式会社ミヤチク都農工場の再整備も進められるなど、食肉関連産業の健全な発展の観点からも、今後一層、県内養豚の生産基盤の強化を図り、県内における肉豚の出荷頭数を長期的・安定的に確保していく必要があると考えております。そこで、養豚の生産基盤の強化を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 養豚の生産基盤の強化を図り、肉豚の出荷頭数をふやすために、母豚1頭当たりの年間出荷頭数を現在の17頭から20頭とする目標を掲げまして、生産性や収益性の高い生産方式の導入に努めているところでもあります。

このため、畜産クラスター事業等を活用した施設整備によりまして、規模拡大や衛生レベル向上のための新技術の導入を支援しますとともに、宮崎大学や関係団体と連携した研修会の開催により、技術力や経営力の高い次世代の養豚農家の育成に取り組んでいるところであります。今後とも、こういった取り組みを継続しますとともに、地域ぐるみの疾病対策についても支援をしながら、肉豚の安定的な出荷頭数の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 養豚の生産基盤の強化の大前提であります畜産の環境対策について、お伺いいたします。畜産における生産環境は、市街

化が進み、年々厳しさを増してきており、経営の存続や後継者による経営継承、さらには新たな経営を開始する上で、環境対策は大きな課題と考えております。特に、先ほど申し上げました養豚経営を行う上で、家畜排せつ物の処理については、悪臭対策も含め、高度な技術や適正処理が求められており、家畜飼養管理とあわせて、しっかりと対策を行っていく必要があると思います。

畜産業に起因した苦情は、農家戸数の減少やこれまでの対策により、年々減少していると聞いておりますが、以前より増して、地域住民の畜産環境に対する意識の高まりから、環境保全について、より一層、適切な対応が必要じゃないかと考えます。そこで、本県における畜産環境対策の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の基幹産業であります畜産の振興を図る上で、環境対策というのは大変重要であると認識しております。このため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく県の計画を策定しまして、環境対策を実施してきているところであります。

具体的には、関係機関と連携しつつ、1点目としまして、家畜排せつ物処理施設の整備への支援を行うとともに、2点目としまして、処理施設の適正管理のための指導や、排せつ物の堆肥化による有効活用の促進、3点目としまして、堆肥の県外も含めた販売や流通の促進等に取り組んでいるところであります。今後とも、畜産振興の立場から、引き続きこれらの畜産環境対策を着実に推進し、本県畜産の健全な発展に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 畜産の振興を図るためには、

環境対策が必要不可欠であります。今後とも、適切な家畜排せつ物処理の指導と、地域住民への理解が得られるように、部長、畜産振興の立場から、啓発のほうもしっかりお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に移ります。国道327号ですが、先日、国道327号沿線の小野田地区の山陰神社の秋祭りにおいて、日向土木事務所の職員が5名、みこしの担ぎ手として参加され、存続危機にありましたみこしを復活させたことに、地域住民は感謝、感謝で、大変喜ばれておりました。私は、職員が地域住民と積極的に向き合う姿勢に感動いたしました。これも東イズムが職員に浸透している証左だと、そういうふうに強く感じたところでございます。来年も引き続きよろしくお願いいたします。

質問を続けます。本県の道路整備を計画的に進める上で、道路整備予算の確保については重要であり、県議会としても、9月28日に「道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」を採択したところでもありますので、国道327号が早期に全線2車線で整備されることをお願いいたします。

一方、旧東郷町の日向地区斎場東郷霊苑下から耳川にかかる冠橋付近の切瀬地区には、2車線あるものの急カーブが続く区間があり、今後、中国木材日向工場の国産材製材量の増加が見込まれる中、大型車がふえると安全な交通に支障が出るため、地元では整備を求める声もあります。そこで、327号切瀬地区の道路整備について、県土整備部長にお考えをお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道327号の切瀬地区は、議員のお話にありましたように、2車線での道路改良は終わっているものの、カ

ーブが連続しており、見通しが悪いことから、大型車同士の円滑な離合に支障が出ている状況にあります。このため、交通安全の確保の観点から、これまでに視線誘導標や減速マーキングなどの対策を実施してきたところであります。しかしながら、今後は、入郷地域から細島港へ木材を運搬する大型車の増加も見込まれますことから、円滑な交通の確保に向け、道路線形の改良について検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。切瀬地区の道路整備は、地元の切実な要望もございしますが、圏域全体の大きな要望でございしますので、ぜひ安全対策もあわせてよろしくお願いいたします。

次に、話題を変えます。先日行われました第141回九州地区高校野球大会についてお伺いいたします。

本県から富島高校と延岡学園が見事にベスト4に入り、富島は2位、来年春に開催される全国高校野球選抜大会の九州枠が4校ということで、両校が春のセンバツに出場が決まれば、まさに本県にとって52年ぶりの快挙となります。特に富島高校は、4年前は部員が11名で、初戦突破も厳しい状況であった野球部が、わずかこの短期間で、センバツの出場有力校として名乗りを上げたわけであります。

この弱小野球部を一変させたのは、4年前に富島高校に赴任した濱田監督の存在なしでは語れません。濱田監督は、2008年に当時、宮崎商業を39年ぶりに甲子園に導いた実績もあり、指導者としても常に前向きで、熱心な指導、戦術にも定評があり、次の年から「濱田監督のもとで野球がしたい」という生徒が続々とふえ、今回の富島の躍進につながったと思います。

正式決定は来年の1月26日ですが、私の地元日向では、どこに行っても富島高校の話題で持ち切りで、あのサンマリンの歓喜が冷めるどころか、逆に一日一日熱を帯び、期待が高まっております。そこで、本県からセンバツ2校出場の可能性についての手応えを、知事としてどう分析されているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の大変うれしい結果を受けまして、新聞等の報道にもありましたように、来春の選抜高等学校野球大会へ2校出場するのが有力視されていると認識しております。県民に夢と希望を与えていただいている両校の皆さんに、心から敬意を表したいと考えております。

先日、高速道路の整備の要望に伺ったときに、石井国土交通大臣に「九州代表として日向と延岡の学校が2校出場する可能性がある。これは東九州道の整備効果にほかなりません」と思わず言ってしまったわけではありますが、県外の県人会でも、こういう話題を報告しますと、皆さん喜んでいただき、本当に県民に元気をいただいているというふうに考えております。

出場校は、1月26日に開催されます選考委員会において、都道府県大会、九州地区大会などの成績等をもとに選考されることになっております。私自身、大変わくわくする思いで吉報を心静かに待ちたいと考えておりますが、大事なことは、出場することが目標ではなしに、甲子園で勝つことですので、ぜひ両校には、そのつもりで甲子園で勝つ準備をしていただきたいと思いますし、そのことがセンバツ以降のまたほかの学校にも刺激となって、全体的なレベルアップにつながる、そのことに大きく期待しているところであります。

○日高博之議員 いろいろと熱い思いを語って

いただきましてありがとうございます。高野連の幹部がよく言っているんですが、知事の肝いりで事業化された「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート強化事業」の取り組みが、徐々に本県高校野球の技術力アップにもつながっている、またチーム力アップにもつながっており、今回の九州地区高校野球大会の結果がそれにはっきりとあらわれたものと実感しているところでございます。今のよい流れ、勢いに弾みをつけて、目標である甲子園優勝をなし遂げなくてはいけないと思います。そこで、先ほど知事も答弁されましたが、「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート強化事業」をさらに拡充し、より強力で推進していく考えはないのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 甲子園優勝を目指す事業につきましては、平成24年度から県高等学校野球連盟と連携をしながら実施しているところでありまして、平成25年夏の延岡学園高校の準優勝や今回の九州地区大会の結果など、一定の成果を得ているものと感じております。

これも大いに大事なことは、県として大きな目標を掲げて、関係者が力を合わせて実現に向けて努力する、その流れをつくったことが非常に大きなものだというふうに考えておりまして、今後とも、県高等学校野球連盟とさらに連携を深め、また、県民の皆様の熱い応援をいただきながら、甲子園優勝という悲願達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 決定すれば、富島高校、創立101年目、初となるわけですね。私風に言えば101回目のプロポーズでの快挙だと、そういうこともあります。また、特に黒木正一議員はOBでありまして、本当にわくわくされていると聞いております。私もしっかりと吉報を待ちた

いと思っております。

次に、分野横断的な課題への対応についてお伺いいたします。

時代の変化が激しく、県民ニーズも高度化・多様化する中、県政の課題は、一つの部の分掌事務におさまらないケースが多くなっていると肌で感じています。例えば、港湾や高速道路の予算を国に要望する場合を見ても、港湾や高速道路の整備は県土整備部の所管ですが、予算獲得には、総合政策部、商工観光労働部、農政水産部などで所管している物流や地域振興、観光振興など、幅広い分野でのストック効果をアピールしていくことが必要になります。分野横断的な戦略の構築が大変重要と考えております。

このように、各部が所管する業務の枠を超えた課題がふえ、分野横断的な対応の必要性が高まる中、県の状況を見ておりますと、各部各課は、自分の守備範囲のことは大変一生懸命に取り組んでおられますが、分野の枠を超えた部分を取りまとめて、主体的に戦略を構築していこうという動きが弱いのではないかと感じているところでもあります。時代の変化に対応していくためには、従来型の組織の縦割りを解決する必要があると思っておりますが、総務部長に見解を伺います。

○総務部長（桑山秀彦君） 県では、地方自治法の規定に基づきまして、知事の直近下位の内部組織として「部」を設置しておりまして、それぞれ条例で規定された分掌事務を担当することとなっております。このため、各部とも一定の役割分担のもとで、県政の課題解決に向けて取り組みを進めておるところではありますが、議員御指摘のとおり、「部」の枠を超えた分野横断的な政策目標を達成するためには、関係部が横の連携を十分意識し、多角的な視点から取り

組んでいく姿勢が大変重要であるというふうには思っております。

○日高博之議員 県庁は幅広い政策を推進する、そして大きな組織でありますので、まず各部ごとに役割分担をし、責任を持って所管分野の課題解決を図る考えがあることは理解するところではありますが、部長から今、分野横断的な課題に対しての横の連携や戦略の重要性の認識についてもお答えいただきました。そこで、分野横断的な課題に対して、現在どのように各部各課の連携を図っているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 分野横断的な課題に対しては、各部各課におきまして、日ごろから関係部門との横の連絡調整を図っておりますけれども、特に総合政策部につきましては、「県の総合的政策の企画及び調整に関する事項」という全庁横断的な分掌事務を担当しております。例えば、今年度からは、部内に「産業政策課」を設置しまして、全庁的な産業・雇用政策の企画立案や総合調整機能の強化を図っているところでもあります。

また、部局をまたがる重要施策の実施に当たりまして、関係部局等の横の連携を確保するための体制といたしまして、知事や副知事をトップとする、関係部局で構成します「本部会議」を設置しております。現在、「経済・雇用対策推進本部」や「交通・物流対策推進本部」など約50の本部会議が置かれておりまして、主たる担当課が事務局となりまして、個別の分野横断的な課題に対する全庁的な戦略や方向性などについて、企画・立案や取りまとめが行われているところでもあります。

○日高博之議員 答弁にありましたように、現在は、知事や副知事をトップとした「本部会

議」が核となり、各部局が連携を図っているとのことであります。各部の横の連携への意識を醸成するのに一定の効果はあろうと思われませんが、年に数回程度開かれる会議がどの程度機能しているかは、若干疑問を覚えるところでございます。形式的な取り組みではなく、確実に実をとるものが必要であると考えます。

他県や東京23区などでは、「審議監」や「マッチング課長」といった、現在の組織に横串を刺して連携を図るためのポストを設置しているところもあると聞いております。このような職をつくり、場合によっては若手を登用するなどすれば、部局間の連携を深めるだけでなく、人材育成にもつながるのではないかなと思います。分野横断的な課題に対し、より一層の横の連携を図る観点からの組織体制は考えられないのか、総務部長に再度お伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 部局横断的な課題への対応につきましては、まずは、先ほど申し上げました「本部会議」を今後とも積極的に活用するなど、課題の認識や情報の共有化を一層図りまして、方向性を一つにして取り組んでまいりたいと考えております。その上で、必要に応じて組織改正も行ってまいりますが、組織の見直しに当たっては、今後とも、簡素で効率的な体制を基本としつつ、御質問にありましたような他県の事例も参考として、円滑な横の連携という観点も十分念頭に置いた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、どのような組織体制にありましても、組織を動かすのは「人」でありますので、職員の意識改革が何より重要であります。今後とも、職員に幅広い分野での経験を積ませますとともに、研修なども活用しながら、縦割りにとらわれない、広い視野を持った職員の育成にも

努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 人材育成、能力開発という面もかなり重要になってくると思います。これを野球に例えるなら——いつも野球に例えて申しわけないんですが——行政職員は150キロの速球はスコーンと打ち返せるんですよ。しかし、ちょっと変化したり曲がったりすると、かすりもしない。だから、そこで、どういった球種にも対応できるような組織体制をぜひつくっていただきたい。そして、関係各課が主体性を持って横の連携を図れるよう、部長がしっかりと責任を持って推進していくことを要望いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、東京事務所についてお伺いいたします。

県に東京事務所があるということは、県民の皆様、何となく知っていると思いますが、何をしているかということは、よくわかっていないのではないのでしょうか。昔は、中央省庁の情報を集め、本庁とのかけ橋をするのが主な仕事だったと思いますが、時代は大きく変化しております。

将来に夢や希望を持つことができる魅力ある地方を創生し、地方への人の流れをつくるのが強く求められる今、東京事務所の役割も大きく変わってきているのではないのでしょうか。地方創生を推進するためには、首都圏で集めた幅広い情報を本庁と今まで以上に共有し、政策立案につなげていくことが重要であると考えます。そこで、東京事務所の役割と今後の活用について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 東京事務所でございますが、国などの関係機関との連絡調整を初め、観光振興や企業誘致、農林水産物や県産品の販路拡大、移住・U I J ターンの促進、

就農支援など多岐にわたります。首都圏における本県の情報発信・情報収集の拠点としての役割を担っております。

特に、地方創生を推進する上では、本県の魅力を積極的に発信し、県外から人・物・金等の資源を本県に呼び込むこと、さらには、都市部の自治体や企業等との連携による産業振興や人的交流の拡大を図ることがますます重要となってきております。これまでも、情報発信や各種事業等につきましては、準備の段階から東京事務所と連携して取り組んできたところでありますが、今後とも、東京事務所の持つ機能が十分に活用され、さらなる成果が上がるよう取り組んでまいります。

○日高博之議員 3年後の2020年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。県としても、情報発信をより強化する必要があります。同じ情報であっても、東京で発信するほうが効果が高いのは一目瞭然でございます。私は、東京事務所が情報発信の司令塔になるぐらいの気持ちで活動すべきであると強く感じているところでございます。平河町という東京の一等地に事務所を置けば、当然コストは高くなると思いますが、重要なことは、そこでいかにそれ以上の成果を生み出すかでございます。

答弁にありますように、観光PR、企業誘致、県産品の販路拡大、移住促進など、今後その役割はますます重要になってくる中、積極的に情報発信に力を注ぐべきだと考えますが、再度、総合政策部長に見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 東京事務所におきましては、その取り組みや本県の話題等について、県人会やこれまで事務所で培った人脈等も活用しながら情報の提供を行うとともに、ホームページやフェイスブック、各種イベント

等、メディアも活用しながら、幅広く情報発信を行っているところであります。議員御指摘のとおり、人口や企業が集中する首都圏での情報発信は大変重要でありますので、東京にいなから肌で感じる現場の感覚を大切にしながら、御意見を踏まえ、より積極的かつ効果的な東京事務所による情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 情報発信を宮崎に有効な政策立案につなげるか、これが現実的に問われておるわけでございます。政策立案は部長の得意分野でございますので、ここに力をしっかりと発揮していただくことが、東京事務所がいかに効率的に費用対効果を生み出すか、これにかかっておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、スポーツ観光行政についてお伺いいたします。

本県においては、気候が温暖で快晴日数が全国でトップクラスであることや、すぐれたスポーツ施設が数多くあること、60年前から読売巨人軍がキャンプを行っていることなどから、他県に先駆けて、スポーツキャンプやスポーツ大会の誘致を核とした、スポーツランドみやぎの取り組みに力を注いできました。

近年では、7つのプロ野球球団や約20のJリーグチームがスポーツキャンプを行っているほか、先日開催されましたダンロップフェニックストーナメント、リコーカップといった歴史のあるゴルフ大会、日向で今回開催された世界ジュニアサーフィン選手権など、数々の大規模なスポーツ大会も開催され、多くの県外客がスポーツを見るために本県を訪れ、国際的なPRにもつながっております。

また、南北に400キロある海岸線を活用したサ

ーフインや、温暖な気候やプロ仕様の施設を生かしたゴルフなど、競技者ではない一般観光客による、いわゆる「するスポーツ」による観光客も最近盛り上がってきているやにお聞きしているところであります。私としましては、このように現在盛り上がっているスポーツを核とした観光に力を入れることは投資効果も大きいと考えているところでありますが、これをどのように認識されているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 議員からお話がありましたとおり、本県では、プロスポーツキャンプや大規模なスポーツ大会等が数多く実施されておまして、平成29年の春には、選手や観客による直接消費額や関連産業への経済波及効果が約127億円、マスメディアによって宮崎キャンプが全国に発信されたことによるPR効果が約88億円と、非常に大きな成果が出ていると考えております。

県といたしましては、これらの効果をより一層高めるために、スポーツ合宿等の全県化や通年化、多種目化を推進しておまして、近年では、スピードスケートやウエイトリフティング女子の日本代表チームなど、新たな合宿誘致にもつながっているところであります。今後はさらに、スポーツの観客等に県内観光地を周遊していただく仕組みづくりや、ゴルフ、サーフィン、サイクリングなど、みずからスポーツを楽しむ観光客誘致にも力を入れ、さらなる経済波及効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 「するスポーツ」にも力を入れていけば、また経済波及効果も上がるということであります。スポーツを核とした観光は、費用対効果が高いわけですから、ぜひ推進をお

願いしたいと思っております。

次に、9月末に日向で行われました世界ジュニアサーフィン選手権では、まさに最小の投資で最大の効果があったのではないかと考えておりますが、大会全体の総括を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） アジアで初めての開催となりました本大会は、41の国と地域から400名を超える選手やコーチ陣が参加し、日向市小倉ヶ浜で開催されましたが、9日間に及ぶ大会期間中には、延べ3万8,000人余の観客が訪れる中、本県選手を含む日本代表チームも大活躍するなど、3年後の東京オリンピックに向けて大変盛り上がった大会となりました。期間中は、日向市内の全小学校の児童が会場を訪れ、選手の白熱する戦いに声援を送るとともに、市民手づくりによる日本文化の体験・交流イベントなども行われたところであります。

また、地元の宿泊施設や飲食店は、多くの選手やスタッフ、観光客で大変にぎわったと伺っており、その経済効果も大きなものがあったと考えております。さらに、大会の様子が連日、さまざまな媒体を通じて世界に発信されたことで、日向市を初め、本県のサーフィン環境の認知度向上にもつながったほか、国際大会や外国人の受け入れノウハウも蓄積されるなど、大きな財産が得られたものと考えております。

○日高博之議員 経済波及効果、またPR効果という話もございまして、かなりの効果があったということございまして。また、「大きな財産が得られた」と、すごくいい言葉だなというふうに思います。今まで「効果がありました」という答弁がありました。そういった経済効果の試算を、予算措置するに当たり、どう考慮さ

れているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県内では、県や市町村、各種団体などのさまざまな実施主体によりまして、多彩なイベントが開催されております。その際、県は、みずから開催する場合だけではなく、市町村や各種団体等との協働により開催する場合や、補助金等による支援を行う場合もございます。

いずれの場合におきましても、予算措置に当たりましては、そのイベントの意義や目的、効果、県がみずから実施すべきか、協働して行うべきものなのか、もしくは補助金等により支援すべきなのか、総合的な検討を行っておりますけれども、その際には、県内外からの参加見込み人数あるいは開催期間などを踏まえた経済効果の試算も考慮しているところでございます。

○日高博之議員 このように、スポーツを核とした観光誘客が大きく盛り上がってきている背景には、これまで多くのスポーツキャンプや大会を受け入れ、成功させてこられた実績があり、これらの実績の生む信用が信頼につながり、新たなスポーツキャンプ、大会の誘致を実現するという好循環が生まれていると実感いたしております。今お伺いいたしました世界ジュニアサーフィン選手権につきましても、年が明けて開催の打診があったと伺っておりますが、これも、これまでのプロの大会などの大規模大会の開催実績を評価されてのものだと私は思っております。

こういった国際大会など、経済的な波及効果の大きい大会誘致は、まさに地域間競争の激しい分野であり、気を抜くと、すぐ出し抜かれかねません。先ほど総務部長が答弁されたとおり、経済効果はしっかりと試算に考慮することですので、それが本当であれば、スポー

ツ観光に携わる県民の士気も高まりますので、今後とも、大きな大会の誘致にしっかりと対応していただきますようお願い申し上げます。

次に、国際大会のほかにも、古くから本県のスポーツランドみやぎきを支えてきたプロ野球キャンプを大事にしていくことが重要であります。来年2月で60周年を迎える読売巨人軍宮崎キャンプを記念して、ソフトバンクホークスとのOB戦が開催されるとのことです。私自身、子供のころからヒーローでありました王さん、長嶋さんのお二人が、一緒にサンマリンスタージアムに立つ最後の機会ではないかなということをお考えますと、大変感慨深いものがあります。今回、議会の補正予算でも盛り上げのための予算が要求されているわけですが、県民全体でこのキャンプ60周年をお祝いし、全国へ向けて発信することは、今後のスポーツランドみやぎきを盤石なものとするためにも必要不可欠なことだと思います。しっかりと取り組んでいただきますよう要望いたします。

さて、読売巨人軍のキャンプの話題を続けますが、ことしの秋の巨人軍キャンプにOBとして私が訪問した際、私の大先輩で知人でもあり、外山先生の先輩でもございます鹿取GMから、「県総合運動公園は、施設はすばらしいのだが、広く分散し過ぎていて、せっかく見に来た観光客に不便なのではないか」との話がありました。具体的には、サンマリンスタージアムの隣に屋内型のブルペンをつくってほしいとのことでした。

これができることにより、1軍のキャンプがサンマリンスタージアムの周辺で完結する形となる上、サンマリンスタージアムからブルペンまで歩いていく動線上がファンと触れ合うことのできるゾーンとなり、キャンプ地としての魅力は

ますます高まります。また、ほかの大規模大会の誘致や今後の侍ジャパンキャンプにも役に立つものと考えられます。さらなる観光客誘客につなげるためにも、必要な取り組みではないかと考えますが、どのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ブルペンの設置につきましては、県におきましても、読売巨人軍から議員御指摘のようなお話をお伺いしております。現在の県総合運動公園のブルペンは、木の花ドーム横にあり、サンマリスタジアムから約1.8キロメートルと距離がありますことから、巨人軍のキャンプ期間中は、シャトルバスを運行したり、貸し自転車を準備するなどして、観客が園内で移動しやすいよう対策を講じておりますが、それでもなお、不便さを訴える声も聞かれるところでございます。

サンマリスタジアムの近くに屋内型ブルペンが設置されますと、施設の集約が図られ利便性が高まるとともに、選手とファンがより身近で触れ合える環境が整うなど、キャンプの新たな魅力づけにもつながるものと考えられますので、現在、関係部局と協議しながら検討を行っているところでございます。

○日高博之議員 日本相撲協会はすごく上下関係が激しいんですが、野球界も上下関係があって、鹿取GMが言っていることもごもっともだと私は思いますので、よろしくお伺いいたします。それと、できれば県産材で検討していただけたら幸いです。よろしくお伺いしたいと思います。要望しておきます。

最後に、県所有のタグボートについてお伺いいたします。

細島港については、日向市に中国木材が立地した後、製材量が年々増加しており、現在も新

たな工場の増設が進められております。細島港のますますの利用促進を図るためには、岸壁等の整備はもとより、タグボート等といった港湾サービスの機能強化も重要と考えます。

実は先日、細島港の水先案内人であります厚東さんと会う機会があり、大型貨物船が多く入港する細島港の県所有のタグボートは、馬力不足のため作業に支障が生じていることや、風波が強いときでも、入港が1日おけると滞船料が200万から300万ほど余計にかかるため、入港船からの着岸の要請が強く、揺れる中、縄ばしごを伝い貨物船に乗り込み、環境が悪い状況でも着岸しなくてはならず、本当に苛酷で責任の重い仕事だと実感いたしました。また、県所有のタグボートは、就航後かなりの年数を経過しているとの話も伺いました。そこで、タグボートの現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港には、現在、県と民間で所有するタグボートがそれぞれ1隻ずつ、合わせて2隻常駐しております。県が所有するタグボートは、船名を「ほそしま」と言い、出力が2,700馬力で、昭和63年に建造され、その年に細島港に就航し、現在29年経過しております。また、運航については、地元の荷役業者が共同出資する細島港荷役振興株式会社に委託しております。

○日高博之議員 これが本当の最後です。細島港における県有のタグボートは、貨物船の大型化への対応や老朽化が懸念され、作業に支障が出ることから、そろそろ更新が必要であると考えますが、細島港タグボートの今後の整備方針について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 現在の県有船「ほそしま」は、議員御指摘のとおり、建造

より29年経過していることに加え、今後入港する船舶の大型化に対応するためには、現状の出力2,700馬力では不足する可能性もあると考えているところであります。このため、現在、他県の港におけるタグボートの運営体制も含めた整備状況について調査を行っているところでありまして、今後、その結果も踏まえ、細島港におけるタグボートの整備について、関係者とも協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 これですべて終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。西都市・西米良村選出の濱砂守でございます。けさ、自宅から県庁に向かう途中に、非常にすがすがしい気持ちになりました。国道219号を佐土原町に通りがかりますと、沿道のガードレールを覆いかぶさっていた雑草がすっかり刈り取られておりました。すばらしい道路景観に変化をしておりました。沿道の雑草の除草でこんなにも人の心を和ませるものかと思うほどでございます。県土整備部長、ありがとうございました。やっぱりきれいなほうがいいですね。

さて、沿道から見える里山には、赤や黄色に紅葉したゾウキモミジが至るところにあらわれ、冬の訪れを感じます。ことしも12月に入り

めっきり寒くなりましたが、やっと平成29年度になれたばかりなのだと思います。年は暮れていきます。年齢とともに時の移ろいに気づかないようになるのかもしれませんが。街にはクリスマスソングが流れ、沿道の樹木やアーケード街にはイルミネーションがあでやかに取りつけられ、あと20日余りでことしも年末を迎えます。

それでは、県民の皆様とともに元気で新年を迎えられることを願いつつ、質問に入ります。

まず、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界遺産登録について伺います。

世界遺産とは、1972年の第17回ユネスコ総会で採択された世界遺産条約で定められ、人類全体のための世界の遺産として、損傷や破壊などから保護・保存することが重要な遺産であることを、ユネスコが認定するものであります。2017年7月現在、世界遺産の登録件数は1,073件に上り、日本国内でも、屋久島や「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群など21件が登録されております。

11月16日、私は、ことし7月に世界文化遺産推薦候補に決定した、大阪府の百舌鳥・古市古墳群に調査に行つてまいりました。百舌鳥・古市古墳群とは、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半に築造された古墳で、仁徳天皇陵古墳、墳丘長486メートル、国内第1位、応神天皇陵古墳、墳丘長425メートル、国内第2位を中心とした49基から成る古墳群であります。平成20年に世界遺産登録に向けての要望を始めて、平成22年、世界遺産暫定一覧に掲載されたのを機会に、翌平成23年、知事、地元3市長から成る「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」を設置いたしております。また、26年には、地元3市議会の議員連盟

を発足し、関西の国会議員を中心とした議員連盟を設立して、文科大臣及び文化庁長官への要望を開始するとともに、世界遺産登録を応援する市民の会や応援隊を結成、さらには大阪府民会議が設立され、毎年、文科大臣及び文化庁長官への要望を繰り返してきたとのことであります。こうした活動が実り、本年7月に世界文化遺産推薦候補に決定したということで、現在、平成31年を目安に、ユネスコ世界遺産委員会での百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録決定に向けて準備が進められております。

本県でも、県がこれまで大きな価値があるとしてきた、「西都原をはじめとする南九州の古墳群」、宮崎市の生目古墳群、西都市の国の特別史跡西都原古墳群、新富町の新田原古墳群、高鍋町の持田古墳群を、南九州の古墳文化としての遺産登録に向けて、古墳を考えるシンポジウムを毎年開催するなど、活発に活動されておりますが、暫定リストに掲載されるまでの取り組みとしては、いま一つ盛り上がりには欠けるようであります。そこで、知事が呼びかけ人となって、「西都原をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産暫定リスト掲載に向けて、知事と関係4市町長で構成する協議会の結成に向けて取り組んでいく考えはないか、お尋ねをいたします。

次に、本県における人口減少と労働力状況についてであります。

日本の総人口の長期的推移と将来推計について、総務省人口統計などのデータによれば、日本の総人口は、1192年の鎌倉幕府成立時で757万人、1603年の江戸幕府成立時で人口1,227万人、1868年の明治維新時で3,300万人であり、約700年間で2,500万人と緩やかに増加しているのに比べ、1945年、第2次世界大戦終戦時に

は7,199万人と、75年間で3,900万人の増加、2010年の国勢調査においての人口は1億2,806万人であり、終戦から65年間で5,610万人が増加をしております。日本の人口は、明治維新からの140年間で9,500万人増加したことになります。その後、日本の人口は2008年をピークに人口減少局面を迎えており、2015年の国勢調査によりますと1億2,709万人で、2010年の前回調査から96万人減少しております。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されております。

また、労働力人口について目を向けますと、2015年の宮崎県の労働力人口は54万4,236人で、同じく2010年の調査と比較して、2万7,056人、4.7%減少しており、平成29年7月に県が行った、県内における人手不足アンケート調査では、県内企業、回答のあった企業数640社での人手不足の状況は、「かなり不足」「やや不足」と答えた企業が70.1%に上ります。県内における労働力人口は、将来に向けて減少する一方、65歳以上の高齢者人口は急激に上昇しており、少子高齢化による労働力不足は深刻なものとなっております。知事は、開会中の一般質問冒頭において、星原透議員の質問に対し、3期目の出馬表明をされ、1番目に人口減少対策を唱えられておりますが、今後の労働力不足についてどのような対策を講じられるおつもりか、お尋ねをいたします。

次に、農林業問題について伺います。

平成27年の宮崎県の15歳以上の就業者を産業別で見ると、第1次産業の割合が、昭和22年の34万168人、69.2%から減少を続けており、平成27年には5万6,021人、約11%、6分の1となり、過去最低を記録しております。本県の基幹産業である農業産出額は3,000億円台を維持し、

全国5位の地位を確立しており、また、宮崎県の杉素材生産量は国内の16%を占め、26年連続日本一を誇っておりますが、1次産業に携わる就業者が過去最低となるなどの厳しい状況に直面し、今後、宮崎の農林業を維持していくための人材不足が懸念されております。知事は、農林業の担い手の確保に向けてどのような取り組みをなされるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席からお尋ねをいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、西都原古墳群等の世界文化遺産に係る協議会についてであります。世界文化遺産への登録に向けては、国内の暫定リストに掲載される必要があり、近い将来、国において暫定リストの見直しがなされると見込んでいるところであります。このため、県におきましては、関係する市町と「宮崎県の古墳文化に関する勉強会」を設置して、県民の理解と機運の醸成を図るためのさまざまな取り組みを実施するとともに、文化庁や暫定リスト入りを目指す他県との情報交換などを行っているところであります。御提案のありました協議会の結成につきましては、暫定リスト掲載に向けての大きな原動力になるものと考えられますので、暫定リストへの掲載という目標に向けて、県及び関係市町が共通の意識を持ち、地域が一体となるようなさまざまな取り組みとともに検討してまいりたいと考えております。

次に、人口減少下における労働力確保についてであります。平成27年国勢調査によりますと、完全失業者の減少や高齢者の就業増加などの状況はあるものの、就業者は2.3%減少しております。このような中、県が実施した企業アン

ケートでは、多くの産業で人手不足感が高まってきており、また、高齢化が一層進んでいる中山間地域においては、農林水産業や建設業、医療・福祉などの担い手確保が深刻な課題となっております。このため、来年度の重点施策におきましては、「未来を支える人財の育成・確保」を掲げ、県内就職やU I Jターンの促進、少子化対策、女性・高齢者の就労促進などの人財育成の強化に取り組むこととしております。市町村や関係団体とも連携を強化しながら、引き続き、こうした取り組みを粘り強く、かつ着実に進めますとともに、先端技術の活用、企業や産業間の協業化に向けた取り組みなど、考え得る施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

最後に、農林業の担い手確保についてであります。本県は、先人のたゆまぬ努力により、農畜産物や木材の供給基地として全国屈指の地位を築いておりますが、その維持・発展のためには、時代の変化に対応し、たくましい実践力を備えた担い手の確保が喫緊の課題と考えております。このため、本県において農林業へ就業することに関心のある方々を対象としまして、県内外において相談会や説明会などを開催し、私からも直接、本県農林業の魅力を伝えるなどの取り組みを行ってきたところであります。平成28年は、農業では、平成に入って最高となります396名の、林業では、ここ10年で最も多い203名の新規就業者の確保に至ったところであります。また、企業等と連携をした農業大学校での専門教育の実施や、農業実践塾、みやざき林業青年アカデミーなどでの研修に取り組むとともに、実践的な人材育成を総合的に行う林業大学校の検討を進めているところであります。今後とも、こうした取り組みを積極的に展開

し、また、ICT等先端技術の活用など魅力ある農林業の姿を示しながら、将来を牽引する若い担い手を確保し、夢と希望を持てる本県農林業の実現を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

それでは、質問者席から質問してまいります。まず、農林業問題についてであります。西都市の東米良地域は、県内一番のユズの産地であります。ユズの導入から約45年が経過をしております。生産者の多くは70代から80代に高齢化をしております。ユズの収穫が困難な状態になっております。収穫の応援にシルバー人材センターにも相談をしたんですが、よい返事がもらえません。遠方であること、ユズ園の地形が急斜面で危険なことも理由の一つであります。生産者はこれまで、収穫したユズを背負って、地面にはいつくばるようにして坂道を上り、車の入ってくる道路まで運び出しておりました。高齢化した今では、もうそれはかないません。産地を継続することすら難しい状態になっております。しかし、そこに育った子供たちは町場で生活をしており、もちろん愛着もあります。所得さえ上がれば、引き継ぐ人もふえるかとも思いますが、現在のままでは作業効率が非常に悪く、所得につながりません。この東米良地域のような中山間地域のユズの産地を継続させるためには、園内の道路等の環境整備をして作業効率をよくすることが必要だと思います。但し、県の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 中山間地域におきまして、ユズは安定した収入が見込める貴重な品目でありますので、高齢化や担い手不足が深刻化する中、将来にわたって産地を維持さ

せていくことが大変重要であると考えております。このため県では、集落ぐるみで産地を守っていくために、共同作業や受託作業を行う果樹版の集落営農組織の育成を図りますとともに、条件のよい園地への改植や園内道、共同利用機械の整備、地元加工施設との連携による販売力強化への支援を行っているところであります。今後とも、市町村や地域と連携して、中山間地域の貴重な作物でありますユズの生産振興に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○濱砂 守議員 ユズが導入されたのは45年ぐらい前なんです。そのころは30代、40代の方たちだったんですけども、既にもう70代後半から80代ぐらいになられております。産地を継続するのが難しい。場所を変えるといいかもしれないんですが、そのようなところの環境整備をしないとユズの存続は難しいというのは、現実的な問題ですので、ぜひまたこの辺の検討をお願いしたいと思います。

次に、「西郷（せご）どん」についてであります。

身長180センチ、体重100キロ、目が大きく黒目がち、子供のころから大柄で、正義感が強く、トラブルでも動ぜず、どっしりと受けとめるタイプと表現するのは、國學院大學、矢部健太郎教授の「日本の武士100人の履歴書」に登場する西郷隆盛であります。薩摩藩の下級武士の長男として生まれた西郷は、奄美大島での潜居、沖永良部に島流しなどの挫折を経験後、薩摩藩のリーダーとして薩長同盟の締結、王政復古をなし遂げ、江戸総攻撃を前に江戸城無血開城を実現いたします。明治に入って新政府に参議として復職していた西郷は、征韓論で大久保利通や木戸孝允と決裂して帰郷。緊張が高まる中、新政府に特権を奪われた不満を持つ士族

が、西郷隆盛を中心に、現在の熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県で起こした士族の反乱が西南戦争へと発展をいたします。開戦から7カ月、最大かつ士族による最後の反乱は、政府軍の勝利に終わり、西郷隆盛の自刃によって西南戦争は終結。豪快で繊細な薩摩の巨人は、1877年、49歳で生涯を閉じます。西郷は大の写真嫌いで1枚も写真を残しておらず、よく知られている肖像画についても、弟の西郷従道と親戚の大山巖をモデルにイタリアの版画家が描いたものだそうです。また、上野駅にある西郷隆盛像の除幕式に招かれた妻の糸子は、「うちの人はこげんな顔じゃなか」とつぶやいたといひます。今なお、その姿を含め謎多き幕末の偉人です。

こうした激動の幕末を駆け抜け、新たな時代をつくった男の波乱万丈の生涯を描くNHK大河ドラマ「西郷どん」が、来年、2018年の1月7日スタート、全50回にわたり放送されることになりました。本県は旧薩摩藩の領地で、都城市を中心とする北諸県郡や佐土原支藩を初め、深いかかわりを持っており、西南戦争敗走の地でもあることから、この大河ドラマにどのような形で登場するのか楽しみであります。そこで、大河ドラマ「西郷どん」が放送されるに当たり、西郷どんと本県のかかわりについて、県はどのようなセールスをされてきたのか。また、その手応えについて、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 来年の大河ドラマの「西郷どん」につきましては、ことしの1月、知事が延岡、日南両市長とともにNHKを訪問し、本県には西南戦争の史実、史跡等が数多くあることや、最後の激戦地となった延岡で、可愛岳を背に薩軍が本陣を構えた逸話

などを紹介し、ぜひドラマの中で取り上げていただくよう要望を行ったところでもあります。既にドラマの撮影は開始されているところではありますが、原作となる小説において、薩軍の宿陣となった俵野の児玉邸でのエピソードが掲載されていることや、脚本家の中園ミホさんが、ドラマの制作スタッフとともに西郷隆盛宿陣跡などに事前取材に訪れていること、さらには、撮影の開始前に、西郷隆盛を演じる俳優の鈴木亮平さんも県内ゆかりの地を訪問していることなどを考えますと、本県を舞台にしたエピソードを取り上げていただけるものと、大いに期待しているところでございます。

○濱砂 守議員 明治10年2月に開戦した、日本最後の内戦である西南戦争です。圧倒的な勢力を持つ新政府軍に追われて、人吉、宮崎へと転戦をしていきます。耳川の戦い、延岡の和田越の戦いに敗れて、8月に北川へと敗走、可愛岳の麓で、現在は資料館になっている児玉熊四郎邸に宿陣をしております。そこで薩軍を解散し、鹿児島まで逃げ延びるため、険しい可愛岳越えを計画して、9月24日に城山で自刃するまで敗走が続くわけですが、その間、高千穂町の三田井、美郷町の神門を通過して、西都市の銀鏡、浜砂重言さん方——家も残っておるんです——に宿泊して、さらに西米良の児玉愛平さん方——ここも家が残っています——に宿泊しております。その家は現在でも残っておると思うんですが、そのときの話もまだ言い伝えで残っておりますして、銀鏡の上揚というところに征矢貫（そやぬき）神社というのがあるんですが、御承知だと思いますけれども、そこに官軍が先に待ち構えておったそうです。そこに薩軍が神門から入ってきた。ドアのほうから入ってきたんですね。そこでゆっくりしているところを、

いきなりドアを蹴散らして入ってきて、7人が斬殺されたそうです。それを目の前で見た人の孫さんが今いらっしゃいます。そして、そこから今度は西郷は浜砂重言さんのところに泊まるわけですが、柱に寄りかかったまま刀を抱いて、朝まで一言もしゃべらんかったそうです。その朝、出かけると同時に、米良の武士たちと一緒に山越えで西米良に逃げたというような話で、かなり険しい山の中を逃げて落ち延びていったというような話も、現実のものとして家も残っておりますので、放映に出てくるといいなど、そう思うんですが、そういう放送に期待が高まりますが、ゆっくり見守っていきたいと思います。

次に、障がい者支援について伺います。

障がい者対策の基本的理念を示す法律「障害者基本法」では、第2条において、障害者を、身体障害、知的障害、または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受けるものと定義をいたしております。障がいは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3種類に大別され、3つのうち身体障がいが占める割合が最も高いと伺っております。そこでまず、本県における障がい者の総数及び3障がい者数の内訳、また、障害年金の受給者数と、その障害基礎年金の受給額について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 身体・知的・精神障がい者の人数につきましては、手帳所持者数からすると、平成29年3月末の時点で合計8万2,382人であり、その内訳としましては、身体障がい者が6万3,521人、知的障がい者が1万1,244人、精神障がい者は7,617人となっております。また、障害年金につきましては、平成28年3月末時点で、障害基礎年金受給者が2

万5,222人、障害厚生年金受給者は4,923人となっております。障害基礎年金額は、1級で月額8万1,177円、2級が月額6万4,942円でありませぬ。

○濱砂 守議員 次に、教育長に伺います。県内における特別支援学校の生徒数と障がい内訳、並びに昨年度(平成28年度)卒業生の進路状況についてお聞かせください。

○教育長(四本 孝君) 今年度の特別支援学校における障がい種別の在籍者数につきましては、知的障がい1,020名、肢体不自由190名、病弱101名、聴覚障がい52名、視覚障がい23名の、合計で1,386名となっております。

また、昨年度の特別支援学校高等部卒業生の進路状況につきましては、卒業生174名のうち、大学等への進学が5名、職業訓練校が7名、就労継続支援A型事業所が11名、その他事業所への就職が38名、福祉サービス事業所等が100名、入院や施設利用待機などが13名となっております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、障害者就労継続支援A型事業所における賃金支給は、最低賃金以上が支給されることになっておりますが、最低賃金を超えて支給しているA型事業所は県内に何カ所あるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 利用者と雇用契約を結ぶことにより、最低賃金以上の賃金を支払うことが求められるA型の事業所で、平成28年度中に賃金の支給実績があるところは50事業所となっております。このうち、年間の平均賃金で見た場合、平成28年10月1日に引き上げられた最低賃金714円、この額を超えて賃金を支給しているところは25事業所となっております。

○濱砂 守議員 引き続き、就労継続支援B型事業所における工賃について、全国の平均月額と県の目標工賃額、平均月額工賃を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 雇用契約を結ばず、生産活動の対価として支払われるB型事業所の全国の工賃平均月額は、平成27年度において1万5,033円となっております。県が定める工賃向上計画において、平成28年度の目標工賃額は月額1万8,000円としておりますが、実績は1万7,960円で、目標額をわずかに下回るものの、前年度と比べると1,093円の増額となったところであります。また、昨年度の工賃月額は、最高が5万9,141円、最低が4,850円となっております。

○濱砂 守議員 この工賃と障害年金を合わせて、将来、障がい者の方は生活していくわけですよね。やっぱり12~13万円ぐらいないとなかなか、グループホーム等に入っても生活が厳しいんですよ、現実。ですから、平均工賃をなるべく上げていただいて……。障がい者を持つ親が一番心配するのは、自分たちがいなくなった後の将来のことなんです。ですから、やっぱり平均工賃を上げて、自立できるような所得を上げさせるとというのが福祉の仕事だろうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、障がい者の雇用状況について伺います。従来の障がい者就労施設は、食品製造や工場の下請の軽作業といった分野が中心でありました。最近、農業の分野に障がい者が就労する農福連携が注目をされております。雇用する農家にとっては担い手の確保ができ、障がい者には働く場所が拡大し、双方がメリットを感じていると聞きます。そこで、県内企業の産業別の障がい者の雇用者数及び雇用率について、福祉

保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 障がい者の雇用が義務づけられている事業主における、平成28年6月1日現在の雇用者数でございますが、宮崎労働局が公表している集計によりますと、農林漁業の第1次産業で37人、実雇用率2.19%、鉱業、建設・製造業の第2次産業で695.5人、実雇用率2.54%、サービス業等の第3次産業では1,759.5人、実雇用率2.24%となっております。

○濱砂 守議員 次に、障害者雇用促進法で、障がい者の雇用を促進するため、民間企業に対して、常時雇用する従業員的一定割合、法定雇用率2%以上の障がい者の雇用を義務づけております。本県における法定雇用義務を持つ民間企業の障害者法定雇用率の達成状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 平成28年6月1日現在で、雇用が義務づけられている県内の企業727社のうち、法定雇用率2%を達成している企業は486社で、達成していない企業は241社となっております。なお、法定雇用率を達成している企業の割合は66.9%で、全国第2位という状況でございます。

○濱砂 守議員 同じく、国及び地方公共団体の任命権者に対して、常時勤務する職員的一定割合、法定雇用率2.3%を義務づけており、教育委員会にあっては、法定雇用率2.2%以上の障がい者の雇用を義務づけております。県及び県内26市町村の障害者法定雇用率の達成状況について、それぞれ福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 県内の地方公共団体、県、市町村の法定雇用率でございますが、平成28年6月1日現在において、2つの市

町が法定雇用率を達成しておりませんでした
が、その後それぞれ、同年8月3日、同年9月
1日に法定雇用率を達成しているところでござ
います。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、子供の貧困についてお尋ねをいたしま
す。

平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策
の推進に関する法律」の基本理念では、子供の
貧困対策は、子供等に対する教育の支援、生活
の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、
子供の将来がその生まれ育った環境によって左
右されることのない社会を実現することを旨と
して推進されなければならないとし、国の責務
と地方公共団体の責務がそれぞれ明記してあり
ます。近年、子供の貧困対策について、報道で
頻繁に取り上げられるようになり、子供の自立
に向けて支援に取り組むNPO法人や社会福祉
法人などが連携し、「みやざき子ども未来ネッ
トワーク」が発足するなど、その活動も次第に
活発になっております。そこで、貧困対策の対
象者となる子供の環境はどのような境遇なの
か、具体的にはどのような支援がなされている
のか。本県の取り組み状況について、福祉保健
部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 子供の貧困対
策におきましては、経済的に困窮する家庭に暮
らす子供のほか、社会的に孤立するなどさまざ
まな課題を抱える子供を対象としており、将来
において夢や希望を持って成長していけるよう
取り組みを行うこととしております。県におい
ては、関係部局が横断的に連携して、ひとり親
家庭への就労支援や、学校生活や進学などの子
供が抱える課題の相談支援、地域において子供
の貧困に気づき、適切な機関につなぐための人

材育成などに総合的に取り組んでいるところ
であります。また、住民に身近な市町村が実施す
る子供の貧困の実態調査や、計画の策定への支
援を行うほか、子ども食堂や学習支援を行う民
間団体のネットワークづくりにも積極的に参画
しているところであります。今後とも、関係機
関や民間団体とも連携を深めながら、子供の貧
困対策にしっかり取り組んでまいりたいと考
えております。

○濱砂 守議員 先日、石井記念友愛社の十次
の会創立20周年記念講演に出席をいたしました。
全国的に、児童養護施設にいる子供の大学
進学は難しいと言われております。その最も大
きい理由は経済的な問題です。石井記念友愛社
の児嶋理事長は、九州保健福祉大学と岡山県
の学校法人加計学園——例の加計学園と何か関係
があるみたいなんです——の吉備国際大学、
岡山理科大、倉敷芸術科学大、千葉科学大等
に施設の卒園生が入学する場合、入学金や授業料
を全額免除する包括連携協定を結んでいるとい
うことであります。学校側は、児童養護施設の
優秀な卒園生に、学費などを免除して大学に進
学してもらい、卒園生を大事に育て、世界に羽
ばたく人材を育成したいとして締結したもので、
昨年度は、18歳になる7名の卒園生のうち
4名が進学をしております。友愛社の児童養護
施設から、現在、九州保健福祉大学に5名、岡
山県の吉備国際大学に2名が在学中であり、来
年度も3名が進学を予定しているそうです。施
設には約50人の子供たちが暮らしております
が、卒業した子供たちが大学生として施設を訪
問することで、他の子供たちに大きな希望と意
欲を与えておるということであります。そこ
で、石井友愛社の児童養護施設と大学との福祉
連携協定は、全国でも珍しいケースではないか

と思いますが、県内及び全国の児童養護施設からの大学進学状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 全国の児童養護施設の入所児童で、平成27年度末に高等学校等を卒業し、大学等に進学した数は、平成28年5月1日現在で、大学が156人、短期大学が60人、高等専門学校の高専課程が10人で、計226人となっております。このうち本県における人数としましては、大学、短期大学がそれぞれ2人ずつの計4人となっております。

○濱砂 守議員 次に、地方消費税収の清算基準の見直しについて伺います。

消費税は、税率8%のうち1.7%が地方に配分されます。国が自治体にかわりまとめて徴収し、都道府県に割り当てる仕組みであり、現在は税収の75%を都道府県ごとの消費額に応じて配分し、17.5%を人口、7.5%を従業員数に基づいて配分されております。先日、総務省が、平成30年度税制改正の焦点の一つとなっている地方消費税の配分見直しをめぐる、最終案を固めたとの新聞報道がなされました。税収を各都道府県に割り振る3基準のうち、税収の75%を占める販売額基準の比重を下げ、その分を地方に有利な人口基準17.5%に上乗せして5割ずつにするのが柱で、地方部に不利な従業者基準7.5%は廃止になるということでもあります。このため、東京都、愛知県などで数百億円から1,000億円の減収となる一方で、他の都道府県は数億円から数百億円の増収となると見込まれており、宮崎県にとっても朗報ではないかと思っております。そこで、地方消費税収配分額は、2017年度見込みで約4兆6,000億円、この配分見直しにより、本県における地方消費税収配分額の影響についてどのように見込まれているのか、総務部長に

お尋ねをいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 地方消費税は、最終消費地と納税地が一致しないことから、最終消費地に税を帰属させるために、消費に係る指標などにより、都道府県間で清算が行われているところであり、現在、国におきましては、御質問にもありましたように、より適切に税収を帰属させるために、地方消費税の清算基準につきまして、清算に用いる消費や人口といった指標の構成比率の見直し、さらには、消費に係る指標の中身についても見直しが議論されているところでもあります。このような動きに伴い、県といたしましても、収集できる情報をもとに試算を行っているところではありますが、国が詳細な見直し内容を示していない現段階におきましては、本県への影響についてはなかなか判断できないところでございます。そのような状況にありますけれども、いずれにいたしましても、今回の見直しは、全体的には大都市よりも地方に有利に働くものというふうに考えております。

○濱砂 守議員 次に、地域振興について伺います。

公立学校は、少子化による児童生徒数の減少や市町村合併などを背景として、過去10年間で2,000校以上が廃校になっていると伺います。文部科学省のホームページによりますと、各自治体では、その廃校になった学校施設を有効に活用しようという取り組みが行われており、地域の活性化や都市と農村・漁村との交流促進、創業の支援などを担う施設として生まれ変わっているとの事例が掲載されております。施設の有効活用が求められているにもかかわらず、廃校になってから活用が図られず、遊休施設となってしまっているものも多く存在しておるよ

うであります。そこで、現在、県内における公立学校の廃校数は何校あるのか。そのうち活用されている学校数と活用内容について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 平成14年度以降に廃校となった県内の小中学校数は78校であります。平成29年5月1日現在で建物が現存しておりますのは72校であります。そのうち利活用されておりますのは46校であり、複数の用途に活用されている事例もありますが、主な活用事例といたしましては、社会教育施設や社会体育施設等が33校、福祉施設等が7校、体験交流施設等が5校、市町村の庁舎や避難施設等が12校、企業の施設等が7校となっております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

そこで、西都市に小さな村があるんですが——もう小さい村ばかりなんですけれども——廃校になった学校施設が残っております。村の住人や出身者は、その施設を整備して集落の拠点施設にできないかと検討しております。消防団の避難訓練とか——そこはちょっと離れているものですから出張診療に行くんですけれども——出張診療の場としての活用とか、特に村の交流施設として活用し、活性化を目指すものであります。中山間地域における廃校になった学校施設を整備するための支援策について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 地域コミュニティーの維持や地域の活性化を図る上から、中山間地域における廃校施設等を有効に活用することは、大変有意義であると考えております。例えば木城町では、平成24年3月で廃校になりました石河内小学校を、農作業体験や宿泊が可能な施設として整備され、地元の方々がそこを拠点に、交流人口や地域雇用の拡大等に向けて

活動されております。私も一昨日、土曜日にこの学校を見学させていただいたところですが、きれいに整備されて、よく活用されているなどというふうに見てきたところでありまして。県におきましても昨年度、この施設を会場として、いきいき集落の方々や行政関係者等を対象とした研修会を開催しまして、廃校施設の有効活用等について啓発を行ったところでありまして。県としましては、こうした事例紹介のほか、廃校施設等の利活用による新たな活動の場づくりなど、地域の意欲的な取り組みを後押しできるよう、引き続き、国の補助制度等を活用しながら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、国道219号整備促進について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

国道219号は、熊本市から宮崎市に至る、九州中央山地沿線14市町村の経済活動を支える大動脈として重要な路線であり、沿線地域住民にとっては、生活道路の機能はもとより、産業経済の振興にとって必要不可欠な道路であります。熊本県側の延長87.6キロメートルは、改良率100%であります。本県の西米良村—西都市区間67.6キロメートルにおいては、改良率71.5%であり、未整備・未改良部分がまだ多く残されております。整備促進が強く望まれておりますが、まず、国道219号の整備促進について、取り組み状況を県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道219号は、熊本市から宮崎市に至る延長約171キロメートルの幹線道路でありまして、県内区間約83キロメートルのうち、約64キロメートルが2車線での整備が完了しております。現在、残る未改良区間約19キロメートルのうち、西都市瓢丹淵から西米良村小春間の、特に線形や見通しの悪

い箇所から優先的に整備を進めております。このうち西都市の岩下工区では、大型車の離合困難箇所の解消を図るため、新たなトンネル工事の着手に向けた橋梁工事などを進めております。また、西米良村では、ことし8月に完成した横野工区に続く小春工区と越野尾工区で、急カーブが連続する区間の解消を図るため、トンネルや橋梁工事などを進めております。本路線は、地域経済を担うなど重要な幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定していますことから、整備に必要な予算の確保に努め、事業中区間の早期完成を図るとともに、残る未改良区間につきましても、順次取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 インフラの整備効果は、フロー効果とストック効果があることは御承知のとおりであります。フロー効果は、公共投資の事業自体によって、生産、雇用や消費といった経済活動が派生的につくり出され、短期的に経済全体を拡大させる効果とされております。実際、国道219号改良の促進に比例して、西米良村の入り込み人口は順調に増加をしております。一方でストック効果は、整備された社会資本が機能することで得られる効果であります。宮崎県で一番小さな村・西米良村は、平成27年国勢調査で、人口1,086人、高齢化率42%で、今のまま推移していけば、2025年には1,000人を割り込みます。しかし、毎年5世帯の移住があれば、現状を維持する計算になることから、6月議会で紹介しました「おがわ作小屋村」を初め、地域の生き残りをかけて、本格的な移住対策に取り組んでおります。地方創生の根幹となる地方交通網整備が生活・物流環境を向上させ、人口維持の足がかりを期待するものであり、村の生き残りをかけて、住民の全員が国道219号の早期

改良に期待をいたしております。県土整備部長は、西米良駐在所長も経験をされておりますので、その実情は十分御承知のことと存じますが、部長の思いがあればお聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 私が西米良駐在所に勤務していたのが平成17年でございますけれども、平成17年は、台風14号が襲来いたしました。県内各地で大きな被害が発生しました。西米良村管内でも至る所で道路が寸断しまして、地域の皆様方の生活にいろんな支障が生じました。こういう状況の中で、西米良村のような迂回路がない地域での、災害に強い道路整備の必要性というものを強く感じたことを思い出します。また一方で、道路整備が進むと、西米良村の皆様の喜ぶ声をお聞きいたしました。道路が、地域の生活の向上とか活性化に欠かせない大事な社会資本であると感じたところがあります。本県の道路整備は、まだまだ全国的にもおこなっている状況でございます。今後とも、国道219号を初めとする本県の道路整備に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、県内における信号機の設置状況について、県警本部長にお尋ねをいたします。

2017年刊行の都道府県系列統計指標によりますと、本県の運転免許保有者数は76万5,258人で、47都道府県中36位、人口10万人当たりで比較すると、6万9,313人で全国12位であります。交通事故発生件数は、9,455件の47都道府県中15番目、人口10万人当たりの比較では、856.4件で全国第3番目となっております。また、道路1,000キロ当たりで見ると横断歩道数は、760.2本で全国27位、信号機の設置数は、119.3基の全

国32位であります。比較的都市部に信号機が多く設置されているようではありますが、本県より人口の少ない香川県の209.1基、全国9位を初め、福井県の177.6基、全国15位、続いて佐賀県が21位、鳥取県が22位、和歌山県が27位と連ねており、1,000キロ当たりの信号機設置数となると、必ずしも人口規模ばかりではないようであります。そこで、統計には道路1,000キロ当たりでしか表記されおりませんが、本県の信号機の設置総数は何基あるのか。また、信号機設置についての要望をよく耳にしておりますが、現在の要望数はどれくらいあるのか。さらに、信号機の設置基準について、県警本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 信号機の総数は、本年3月末現在で県内に2,382基設置しております。また、信号機の設置要望数につきましては、現在までの累計で約400件を把握しておりますが、設置基準を満たさない箇所も多く含まれているのが現状であります。信号機の設置基準につきましては、警察庁が「信号機設置の指針」を示しておりますが、本県もこの指針に基づき設置しております。具体的な指針の内容としましては、一定以上の交通量があること、車が安全にすれ違うために必要な道路の幅や、横断しようとする歩行者が待つスペースがあること、学校、幼稚園、病院などの付近における交通安全確保の必要性などを総合的に判断した上で、設置の必要性が高い場所を選定することとなっております。

○濱砂 守議員 次に、近年における信号機の設置状況と、信号機の設置にかかる費用及び財源について、県警本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 信号機の設置状

況につきましては、例年15基前後を設置しております。信号機の設置費用につきましては、信号機の種別や交差点の形状などによって異なりますが、1カ所当たりで、一定の周期で作動する一般的な信号機が約700万円、半感应式の信号機が約900万円、押しボタン信号機が約300万円です。

次に、信号機の設置に係る財源といたしましては、国からの補助金を受けるものも一部ありますが、県内の多くの信号機につきましては、一般財源により設置しております。県警といたしましては、今後も、信号機設置の必要性、緊急性などを総合的に検討しながら、計画的に整備してまいります。

○濱砂 守議員 いろいろ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。実情をお察しの上、よろしく願いいたします。また、信号機は、どうしても必要な部分については、総務部長、やはり優先的に、人命を預かる施設でありますので。要望数も結構多いようです。ただ、合致しない部分がたくさんあるということでもありますので、それが必要な分については、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、新燃岳噴火についてお伺ひいたします。

2011年9月以来、約6年ぶりに、10月11日に新燃岳が噴火しました。また、14日にも噴火し、噴煙が2,300メートルまで上がりました。7年前のような大規模なマグマ噴火になり、大変なことになるのではないかと大変心配しました

が、現在はある程度落ちついており、安堵しております。私が住んでいる高原町では、新燃岳噴火対策本部をいち早く立ち上げ、万が一に備えました。入山規制の範囲が3キロから2キロに縮小され、現在は準備本部になっております。高原町の職員の数に限られており、本格的な噴火が発生した場合、人手が足りないときが7年前にありました。そこで、今後、本格的に噴火した場合、高原町の防災対策を支援する必要があると考えますが、県はどのように支援していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

道路に降った灰を、高原町、小林市、県、国が連携して、ロードスweeperや散水車等を準備して降灰除去をスピーディーに行っていたいただき、まことにありがとうございます。感謝しております。しかし、今回の降灰により、米を収穫するコンバインの故障や、ニラなどの露地野菜の出荷停止、ハウスに付着した灰の除去作業、梨などの観光農園に訪れる客数の減少、さらには、畜産農家においては、稲わら、WCS等に灰が付着したので、牛に影響が出るのではないかと心配しております。このように、農家が苦勞して収穫、栽培、飼育を続けております。今後、農家が安心して営農していくための降灰対策にどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

私は、8月末に、ことしの7月の豪雨で被害を受けました福岡県朝倉町で、高原町ボランティア協議会のメンバーと一緒に、家の中に流れ込んだ土砂の除去作業のボランティアに参加してきました。朝倉町の現場に入り、ここまで水が上がれば怖かっただろう、何でこんなところまで土砂が流れ込んだのだろうと感じまし

た。ふと山のほうを見てみますと、山の溪流ごとに大きな傷、のり面崩壊が見られました。大雨により溪流に多量の水が集まり、溪流沿いに立っていた杉を軒並み倒し、杉が流れ出し、小さな河川が流木により堰上げされ、大量の水と土砂により被害が拡大したのではないかと感じました。溪流沿いの流木対策が重要だと感じましたが、本県の対策はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

また、九州北部豪雨では、河川の水位計設置が少なかったため、的確な情報伝達がとれず、避難できなかつたと言われている中、12月1日に国が発表した中小河川緊急治水プロジェクトの中に、水位計設置についての記載がありましたが、本県の河川水位計の設置状況と今後の対策はどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、国際交流についてお伺いいたします。

私の地元で国際交流に取り組んでいる方から、小林にある県水産試験場でニジマスの研究をして、ネパールに戻り、ニジマスの普及をして頑張っているグルング先生という方がいるので、ぜひもう一度宮崎に来てもらい、講演会を開いてほしいという相談を2年前に受けました。県にネパールとの交流について聞いたところ、県内に100名以上のネパール人がいることがわかり、そのほとんどが宮崎市内にある専門学校の日本語学科の留学生とわかり、専門学校に相談したところ、快く協力していただけることになり、さらに、県と小林市も協賛していただけることになり、宮崎・ネパール親善交流実行委員会を立ち上げることができました。実行委員会でお世話になりました皆様方には、お礼と感謝を申し上げます。

グルング先生は、先月来県し、「宮崎とネパ

ールのニジマス養殖を通した関わり」と題して講演していただきました。30年前にグルング先生は、ネパールの山岳部の農村生活の厳しい状況を打破したいという強い気持ちを持って日本に來られ、小林でニジマス養殖に出会い、ニジマスなら病気に強く、ネパールの山岳部の冷たい水でも養殖できると判断して、小林市、西米良村、日南市でニジマスの養殖技術を学び、ネパールに戻り、山岳部の農家へのニジマス養殖の普及に乗り出しました。ニジマス養殖を始める前の山岳部の農家所得は低く、子供の医療費を工面するのも苦しかったのですが、ニジマスの養殖で所得が大きく改善し、都市部の私立学校にも通わせることができるようになったということでした。

このようにネパールの山岳地帯の農家の生活が改善できたのも、日本、宮崎県のおかげで、特に、県の水産試験場の職員や元県議会議員長の外山先生の尽力がなければ実現できなかったと、大変感謝しておりました。グルング先生は、現在、ネパール国家農業研究評議会畜産漁業研究所の所長をされております。グルング先生は、県の海外技術研修員として研修を受けられたと伺っておりますが、グルング先生のように本県で研修し、母国で活躍されている方々が多くいるのではないかと考えております。そこで、これまでに海外技術研修員を何人受け入れたのか、また、宮崎県で研修した方々とのつながりを大切に、国際交流をもっと積極的に行い、グローバル戦略にも生かすべきだと考えておりますが、見解を商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、ゴルフの振興について伺います。

11月は、男子のダンロップフェニックストーナメント、女子プロゴルフの最終戦・リコー

カップが行われ、マスコミでも大きく取り上げられました。また、安倍総理とトランプ大統領とのゴルフ外交がマスコミにも取り上げられ、ゴルフに対してさまざまな方が興味を示していると聞いております。本県には数多くのゴルフ場があり、本県の大きなポテンシャルだと考えております。私も含めゴルフを愛好される方は、ゴルフ場利用税を納めております。本県のゴルフ場利用税の調定額を調べてみたところ、平成15年が8億3,000万円余、平成20年が6億4,000万円余、平成25年が5億円余、昨年、平成28年は4億5,000万円余と、右肩下がりの状態になっております。ゴルフ人口の減少の影響ではないかと思われませんが、ゴルフ場利用税が減少しているのをどのように分析しているのか、総務部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(桑山秀彦君)〔登壇〕お答えいたします。

ゴルフ場利用税についてであります。ゴルフ場利用税が減少している主な要因であります。利用者数は、近年、延べ110万人前後とほぼ横ばいで推移しておりますものの、70歳以上の高齢者など非課税措置の対象者数が増加したこと、それから、ゴルフ場の利用料金の引き下げに伴いまして、適用税率についても引き下げられたことによるものと考えております。このうち非課税措置につきましては、平成15年度に、70歳以上の高齢者、18歳未満の年少者及び障がい者等の利用について設けられたものであります。平成28年度の利用者に占める非課税利用者の割合は18.4%となっておりまして、平成15年度の5.0%と比較すると約3.7倍となっております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監(田中保通君)〔登壇〕 お答えします。

新燃岳の噴火に伴う支援についてであります。新燃岳は、10月31日に警戒範囲が3キロから2キロに縮小されましたが、先週土曜日には200回を超える火山性地震が発生しており、霧島山の深い場所でマグマが蓄積されていると考えられるため、気象台は、引き続き火山活動に注意するよう呼びかけております。今後とも、新燃岳の火山活動が活発化する傾向が見られた場合には、気象台からの最新の情報を迅速に地元自治体に提供し、立入規制や避難準備など、円滑な防災対応が図られるよう支援してまいりたいと考えております。また、本格的な噴火が発生した場合には、地元自治体へ情報連絡員を派遣しまして情報共有を図るとともに、関係機関や県庁各部局と連携しながら、さまざまな支援を迅速かつ的確に行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長(川野美奈子君)〔登壇〕 お答えいたします。

溪流沿いにおける流木対策についてであります。本県における流木対策としましては、溪流の侵食によって不安定な状況にある立木の伐採や溪流に堆積した流木の撤去などにより、下流への流出防止を図っているところであります。また、溪流の侵食とこれに伴う斜面の崩壊を防止し、流木をとめる効果を有する治山ダムの整備や、木の根の発達を促す間伐などによる災害に強い森林(もり)づくりに取り組んでいるところでございます。今後は、国の治山対策検討チームの中間取りまとめを踏まえ、保安林の適正な配置や斜面を安定させる山腹工など流木の発生防止と、スリット式ダムの設置や既設の治山ダムの補強などによる流木被害の軽減など、

より効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(中田哲朗君)〔登壇〕 お答えいたします。

海外技術研修員についてであります。県では、開発途上国から研修員を受け入れ、県内の大学や企業等で専門技術の研修機会を提供する「海外技術研修員制度」に、昭和55年から取り組んでおり、これまで28カ国から216名を受け入れております。研修員につきましては、帰国後、母国の情報提供や本県のPRをしていただくなど、本県とのつながりを継続する目的で、「みやざき海外特派員」に委嘱しておりますが、現状としましては、その後のフォローが十分にできていない状況にあります。お話のありましたネパールの事例のような取り組みは、海外との交流促進や人的ネットワークの構築などにもつながることから、グローバル戦略を推進していく上で有効であると考えられますので、まずは、今後、研修員OB等の現状把握を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長(大坪篤史君)〔登壇〕 お答えいたします。

新燃岳の降灰対策についてであります。今回の噴火によりまして、西諸県地域を中心に、農作物の品質低下や、農作業の負担増加などによる農家経営への影響が発生しております。このため県では、降灰対策会議を開催するなど、関係機関・団体による対策等の情報共有に努めるとともに、被害農家からの営農相談や現場での技術指導などの支援を行っているところであります。また、野菜や花卉等への降灰を未然に防止する被覆施設や洗浄機械等を整備できる国の降灰対策事業につきまして、地域からの要望

を取りまとめ、事業実施に向け、国と協議を進めているところであります。今後とも、農家が安心して営農できるよう、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（東 憲之介君）〔登壇〕 お答えいたします。

県内の河川水位計についてであります。河川水位計は、住宅などに大きな被害が懸念されるなど、水防上重要な河川に設置しており、現在、県管理の474河川のうち63河川、138カ所、国管理の17河川のうち10河川、24カ所に設置し、県のホームページ等で情報提供を行っております。今回、国が発表した中小河川緊急治水対策プロジェクトは、ことしの九州北部豪雨を踏まえ、全国的な緊急点検が行われ、近年浸水被害があった箇所など、早急な対策が必要な箇所について、透過型砂防堰堤の整備、河道の掘削、水位計などの設置を、平成32年度をめどに推進するものであります。本県では、このプロジェクトで45河川、67カ所の水位計を設置していく予定としております。水位計の整備には、通常多くの費用と時間が必要ですが、今回は、国が開発中の低コストの危機管理型水位計を活用することとしております。県といたしましては、県民の生命・財産を守るため、今後とも、水防災意識社会の再構築に向け、国や市町村とともに、ハード、ソフトが一体となった防災対策の推進に努めてまいります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それでは、防災対策について再質問を行います。県土整備部長より、県内には、重要河川を中心に、国、県を合わせまして162カ所の水位計が設置されており、今後、中小河川緊急治水対策プロジェクトにより増設していくという答弁をいただきましたが、まだか

なり時間がかかるんじゃないかと思っております。現在、気象庁が洪水警報の危険度分布情報を出しております。この情報は、3時間先までの流域雨量指数の予測値について、基準値に対しての危険度を5段階に判定しており、非常に参考になると私は思っております。そこで、気象庁の洪水警報の危険度分布情報をどのように活用していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 気象庁では、大雨等による災害発生の危険度が、いつ、どこで、どの程度高まっているのか、わかりやすく伝えるために、ことしの出水期から、洪水警報などの危険度分布情報の提供を始めたところでございます。この洪水警報の危険度分布情報は、今お話がありましたように、河川ごとの洪水警報の危険度を3時間先まで予測しまして、色分けをして地図情報として表示しており、インターネット上で確認できるようになっております。また、国や県管理のみならず、市町村が管理する河川も対象としておりますので、各市町村において、避難勧告等を判断する際の情報の一つとして活用できるものと考えております。今後、県民一人一人の自主的な早期避難につながりますよう、危険度分布情報の正しい理解と避難行動について、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 九州北部豪雨でもため池が被災し、被害を拡大した事例があったようです。9月議会の松村議員の質問に対し、本県では699カ所あり、被害が生じる可能性がある134カ所のため池を防災重点ため池に指定して、平成28年度までに27カ所の整備が完了したと答弁しております。まだ100以上のため池の整備が必要だということでもあります。もっとスピーディ

一に整備すべきと考えておりますが、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ため池につきましては、下流に人家等があり、被害が発生するおそれのあるものを「防災重点ため池」として位置づけまして、重点的に整備を進めているところであります。今年度も15カ所で整備を行っておりまして、そのうち2カ所が完了する予定となっております。国におきましては、「安全・安心のための農村地域の防災・減災」を国土強靱化対策の一つとして位置づけておりますので、県としましても、さまざまな機会を捉えて、予算の確保を強く国に要望し、整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 近年の雨の降り方は、局地的に非常に強い雨が発生しており、本県でも起こる可能性は高いと思っております。まずは、山や溪流沿いの適切な森林整備を行っていただき、流木の被害軽減に努めていただくことを要望したいと思います。また、大雨により増水した河川の正確な水位や気象庁の情報などを的確に情報伝達して、住民が速やかに避難できる体制も、改めて市町村と連携して行っていただきたいと思います。また、河川の水位計の設置もスピーディーにやっていただくことをお願いしたいと思います。

次に、ゴルフ振興について再質問を行いたいと思っております。壇上から述べましたように、ゴルフ場利用税の調定額は毎年減少しております。総務部長より、ゴルフ場を利用している人数はさほど減少していないものの、70歳以上などの非課税のゴルファーがふえたり、ゴルフプレー料金の引き下げでゴルフ場の等級が下がったため、ゴルフ場利用税の税収が減少したという回答をいただきました。しかしながら、さらなる

高齢化、人口減少の進展が見込まれる中、県内にあるゴルフ場が閉鎖し、太陽光発電になった事例が出てきております。何も対策を講じなければ、閉鎖するゴルフ場が毎年ふえ、環境問題が発生したり、さらに、先ほど言いましたとおり、ゴルフ場利用税が減少していったって貴重な財源が減少していくなど、危惧しております。鉄道やバスなどの公共交通で行っている乗って残す運動のように、ゴルフをしてゴルフ場を残す運動や、ジュニアゴルファー、また女性のゴルファー育成など、ゴルフ人口の確保も重要だと思っております。本県では、壇上から述べましたように、男女のトッププロによりますトーナメントがあり、その様子がテレビで放映され、本県の温暖な気候や豊かな食などの魅力発信に大きく寄与していると思っております。テレビやマスコミの報道を見て、県外・国外のゴルファーが訪れていただき、ゴルフのプレーのみならず、宿泊をしてもらい、宮崎の食を堪能していただき、宮崎の経済に大きく寄与していると感じております。そこで、さらなるゴルフを活用した観光誘客対策が必要だと考えておりますけれども、知事にお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、毎年、国内外のトッププロゴルファーが参戦します、日本を代表する男女の大会が開催されております。メディア等を通じて、すぐれたゴルフ環境などが広く発信されることで、本県の観光振興にも大きく貢献をいただいているものと考えております。このような中、県では、温暖な気候と恵まれたゴルフ環境をアピールしながら、国内外からの誘客に取り組んでいるところであります。主要な2大会が開催されます11月をゴルフマンスと位置づけてのプロモーションも行っておりますし、ナショナルトレーニングセンター

競技別強化拠点に指定されていることも、しっかりとアピールしておるところであります。冬場は、韓国など海外からも多くの方々が、ゴルフを目的に来県していただいているところでもあります。ゴルフはリピーター率が高く、大きな経済効果が期待できますことから、今後とも、本県を訪れるゴルフ客のニーズをしっかりと捉えながら、効果的なプロモーション等につなげ、また、さらなるゴルフ振興にも取り組む中で、ゴルフを生かしたさらなる観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県外・国外からの誘客にはさらに力を入れていただきたいと思っております。また、先ほど述べましたように、県内のゴルファー養成にも取り組んでいただいて、ゴルフをしてゴルフ場を残していくんだという運動にも積極的に取り組んでいただきますことを要望したいと思います。

次に、医療計画についてお伺いいたします。

今年度、医療計画を策定するに当たり、厚生労働省から、5疾病・5事業及び在宅医療に関する338項目の数値データが各都道府県に提供され、県でもさまざまな観点から分析し、11月の閉会中の常任委員会で、がん・脳卒中などの5疾病、救急医療・僻地医療などの5事業、さらに在宅医療について説明がありました。5疾病・5事業などに関する大量のデータ分析で、各疾病、各事業について、県全体の大まかな実態は把握できたものの、二次医療圏では症例が少ないため、二次医療圏ごとの課題等が明らかになりませんでした。常任委員会の後、県の医師会に出向きまして、県が今年度策定する医療計画等について意見交換を行ってまいりました。今回のデータ分析は貴重だったんですが、残念ながら、今回策定する医療計画には反映できに

くいのではないかという意見もいただきました。また、医療計画の中で県として力を入れてほしい項目の中に、救急医療と在宅医療の充実ということがありました。救急医療では、特に、夜間や休日の救急医療体制はぎりぎりの状態が慢性化しており、医師が疲弊する状態が続いており、県としての対応、方針をしっかりと打ち出してほしいということでありました。そこで、夜間救急医療について、現在の課題をどのように捉え、今後の施策の方向性についてどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 夜間の初期救急患者の医療体制については、市町村が実施主体となって夜間急病センター等を設置し、郡市医師会の協力により運営されております。この地域における初期救急医療体制は、医療従事者の献身的な努力により支えられており、医師の高齢化等により、大変厳しい状況であると認識しております。このため県では、地域医療再生基金等を活用し、夜間急病センターの施設・設備の整備を支援するとともに、コンビニ受診を抑制するため、小児救急医療電話相談の実施や、地域で活動するNPO等の活動を支援することにより、救急医療の利用の適正化を推進し、医師の負担軽減を図っているところであります。今後とも、実施主体である市町村を初め、医師会、大学等関係機関と連携しながら、医師の確保や医療体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、在宅医療・介護についてお伺いいたします。高齢になっても、なれ親しんだ自宅で医療・介護ができるのが理想だと思っております。また、医療費、介護費の伸びの抑制にもつながるということで、国等で在

在宅医療・介護を推進していく方向で進んでおります。昨年度策定された地域医療構想でも、在宅医療の充実が掲げられております。しかし、在宅での医療・介護を行うためには、医師・看護師やヘルパーのマンパワーの確保が不可欠ですが、なかなかうまくいっていないのが実態だろうと思っております。国のほうでは、介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」という施設のあり方を検討していると聞いております。そこで、在宅医療について、現状と課題をどのように捉え、今後の施策の方向性についてどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 在宅での療養を希望する人が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域における関係機関が連携して、在宅医療と介護を切れ目なく提供することが大変重要であります。現状としましては、医師や看護師の不足、関係機関の連携が十分でないなど、在宅医療を取り巻く環境は厳しい状況にあると考えております。このため県では、県医師会や郡市医師会と協力して、在宅医療を担う医師の確保・育成を図るとともに、訪問看護ステーションの増設や、リハビリ専門職など在宅医療・介護に携わる人材の育成等に、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。また、圏域ごとに市町村や医師会等で構成する医療介護連携協議会が行うネットワーク強化などの取り組みを支援するほか、医学部や医療系専門学校等の教育機関による多職種連携教育とも緊密に連携し、在宅医療と介護の充実を図っていきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 救急医療、在宅医療の現状

と課題、また、今後の方向性について答弁していただきましたが、今年度中に策定される医療計画には、県としての方向性をしっかりと打ち出していただいて、県民が安心して暮らせる医療体制が構築できるように要望しておきたいと思っております。

次に、土地行政について質問いたします。

所有者不明の土地につきまして、平成26年11月の一般質問で私が行い、また、平成29年2月議会で蓬原現議長が質問され、今議会でも西村議員が質問されております。新聞の情報なんです。民間の研究所により、現在の所有者不明地が、2016年で九州を上回る410万ヘクタールと推計され、今後はさらに所有者不明の土地が雪だるまのようにふえ、2040年には北海道の面積に迫る720万ヘクタールになることが推計され、経済損失累計6兆円と公表されました。平成26年11月の一般質問で県土整備部長から、関係者の死亡や行方不明などにより相続登記がなされておらず、用地取得の手续が難航している箇所が県内でも数カ所あり、苦慮しているという答弁をいただいております。相当の経済損失が発生していると想定できます。このような状態を受け、ようやく、所有者不明の土地を有効に活用する方策等につきまして、現在、国土交通省で検討がなされているようですが、その内容と今後の対応につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 所有者不明土地につきましては、道路や河川等の公共事業を施行する際に、共有地や相続人多数により所有者が直ちに判明しない場合や、行方不明等で所有者に連絡がつかない場合があります。このような状況の中、国土審議会におい

て、喫緊の課題である所有者不明土地を円滑に利用するための制度の方向性等について審議がなされているところであります。具体的には、現行の収用制度の簡素化を初め、収用制度の対象とならない公共的事業への利用権の設定や所有者の探索を円滑化する仕組みについて、年内に中間の取りまとめが行われる予定となっております。県といたしましては、こうした国の審議を注視し、今後示される新たな制度に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、所有者不明の農地についてお伺いいたします。数年前から農地中間管理事業を実施し、農地の集約等を行う際に、所有者不明の農地について、知事裁定で利用権設定ができる制度をつくっておりますけれども、実現したのは全国で2件しかないということを知っております。この利用権設定につきましては、なかなか使いにくいのが現状だろうと思っております。そのような中、農水省でも所有者不明の農地等の利活用について検討がなされているようでありますので、その検討内容と今後の県の対応につきまして、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 所有者不明の農地等につきましては、新たに農地の利用権を設定しようとする場合、相続人の調査に多大な手間がかかるため、円滑な貸し付けが進まず、農地の集積や集約化の妨げとなっております。このため現在、国において、その利活用を進めるために、1点目としまして、農地を現に管理している人が簡易な手続で利用権設定を行える制度の創設、2点目としまして、それらの農地の利用権の期間を現行の5年以内から可能な限り長期に延長すること、3点目としまして、事

後に判明した相続人等との利害関係を調整する仕組みについて検討が行われているところであります。県としましては、こうした国の動向を注視し、今後示される新たな制度に基づき、対応してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、所有者不明の森林についてお伺いいたします。政府・与党は、地球温暖化防止や国土保全のため、森林整備を行う財源として森林環境税を創設する方針を固めたようですが、森林整備を行う際には、土地の所有者等の明確化が必要ではないかと考えております。現在、木材価格の低迷や山村の過疎化による森林所有者の経営意欲の低下などにより、所有者不明の土地がふえていると思われまます。そこで、所有者不明森林の利活用について、現在、林野庁で検討されている内容と今後の県の対応について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 所有者の不明な森林につきましては、所有者に連絡がつかず、境界が確認できないことなどから、森林の適正な管理が進まない状況がございます。このような中、国におきましては、森林所有者の経営管理権限を、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化する仕組みについて、検討がなされているところでございます。具体的には、所有者の一部が不明な共有林につきまして、より簡素な手続で、市町村において森林の経営・管理ができる権利を取得する方向で検討が行われていると伺っているところでございます。環境森林部としましても、こうした国の動向を注視し、今後示される新たな制度に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県土整備部長、農政水産部

長、環境森林部長から、それぞれ所有者不明土地について、国土交通省、農林水産省の対応をお伺いしました。本格的な人口減少を真剣に捉え、これ以上、所有者不明土地をふやさないように取り組んでいきたいという思いは、ある程度理解できましたけれども、実際に運用する県、市町村が使える仕組みじゃないと意味がないというふうに思っておりますので、国の動きを注視するだけでなく、国としっかり協議していただくよう要望したいと思います。また、現在の登記制度では、2代、3代登記されていない土地もかなり出てきておまして、財産権等非常に難しい問題かもしれませんけれども、このことも抜本的に改正される必要があると思っておりますので、ぜひ国のほうと協議していただくようお願いしたいと思います。

次に、里芋日本一奪還についてお伺いたします。

6月議会でも里芋日本一奪還について質問させていただき、県としても日本一を奪還したいということで、市町村・JA等の団体と連携して疫病対策を行う、農薬散布に係る緊急対策事業に取り組んでいただき、まことにありがとうございました。里芋を栽培してきた農家は、これまで疫病に対して農薬がなかったもので、里芋に農薬を散布することはありませんでした。しっかりした技術指導も行っていただいたおかげで、ある程度、ことしは疫病の発生は減少したと聞いております。疫病対策の農薬散布指導を行ってみたいの課題も明らかになったのではないかと考えております。そこで、今年の作柄状況と、農薬散布の効果をどのように把握しているのか、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ことしの里芋につきましては、好天に恵まれたことや、関係

機関と連携して農薬散布への支援を行ったことで、疫病自体の発生はあったものの、全体としては発生前の収量にまで回復し、作柄はここ数年の中では良好でありました。農薬散布の効果につきましては、適切な時期に農薬を散布した展示圃では、平年並みの10アール当たり2トンの収量が得られており、里芋疫病対策マニュアルに基づいた防除を推進したことで、疫病の発生は昨年より約1カ月遅く、また重症化を抑えることができたところであります。一方、対策を十分に行っていない農家の作付地では、疫病の多発も見られましたことから、県としましては、さらなる防除の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 里芋の宮崎中央卸売市場の販売単価を調べてみたところ、7月が220円、8月が258円、9月が194円、10月が159円で取引されております。残念ながら、昨年とすると低値段で取引されております。先ほど言いましたとおり、10月から200円を大きく切る価格になったので、収穫を諦めて現在でも放置されている里芋畑が見られ、もう里芋はだめだと諦めている農家の声も実際聞きます。里芋日本一を奪還するためには、種芋の消毒、土壌管理の徹底、早期植えつけ、農薬の適正散布、機械化の促進、早期出荷が重要だと思っております。また、行政とJA等の団体が一体となった、地域ぐるみの計画的な作付の推進が必要だと考えています。今後、里芋振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 今後の里芋の生産振興を図るためには、疫病対策のほか、生産性の向上を図ることが重要であると考えております。このため、県といたしましては、疫病

発生の連鎖を断つ確実な農薬散布の実施や、新たな種芋産地の育成、また、優良品種の開発や収量アップを目指した栽培技術の確立・普及など、疫病に強く、生産性の高い産地づくりに取り組んでまいります。今後、市町村やJAなどの関係団体とも連携し、里芋日本一産地の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 里芋日本一奪還に向けまして、生産者、市町村、JA等の団体と一体となった取り組みを期待しております。

次に、地球温暖化に適応した農業についてお伺いいたします。

農林水産省では、平成19年6月に農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、温暖化による農業生産への影響の把握と適応策の推進に取り組んでおります。適応計画に基づく取り組みの一環として、各都道府県の協力を得て、地球温暖化の影響と考えられる農業生産現場での高温障害の影響、その適応策等を取りまとめた「地球温暖化影響調査レポート」が、ことしも公表されました。

レポートによりますと、乳白米の増加や、ブドウやリンゴ、ミカンでの着色不良の発生、さらに、畜産では乳用牛の乳量低下や繁殖能力低下などの影響があったと記載されております。また、米の高温耐性種の作付面積が過去最高の9万ヘクタールを超え、2010年と比べると2.4倍に拡大していると記載されています。そこで、これまで本県では、地球温暖化に適応した農業にどのように取り組んできたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、平成20年度に、総合農業試験場に農水産業温暖化研究センターを設置し、平成23年度には農水産

業地球温暖化対応方針を取りまとめ、温暖化に適応できる農業、水産業の諸対策に取り組んできております。例えば水稲におきましては、「おてんとそだち」等の高温に強い品種を育成し、その普及を進めるとともに、高温を回避するため、田植え時期の繰り下げを推進しているところであります。また、ICT技術を活用しまして、園芸ハウスや畜舎内の環境を好適化する技術の開発や普及にも取り組んでおります。さらに、毎年、国等の専門家による講演や研究成果の発表会を開催し、新たな技術の普及や啓発を進めているところであります。

○丸山裕次郎議員 農業新聞の情報なんですけれども、鹿児島県では、秋から冬にかけて気温が高くなっているために、梨の花芽の耐凍性が高まらず、冬場の凍害で枯れることがわかり、その対策として、秋に窒素肥料をまき、冬場に堆肥をまくことで、花芽が枯れる割合が減少するマニュアルを作成したと紹介されております。また、全国各地の地球温暖化に対応した農作物の品種改良や作付変更の取り組みも紹介されておりました。他県で取り組んでいる地球温暖化に対応した農作物の品質改良や作付の変更の取り組みも、今後、非常に参考になっていくのだらうと思っております。そこで、安定的に農家所得を確保するため、今後、地球温暖化に対応した農業にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 今後、進行する温暖化に対応していくためには、幅広く英知を結集して対策を検討し、実行していく必要があると考えております。そのため、例えば水稲につきましては、九州各県と連携して評価試験を行い、高温に強い品種のさらなる育成を進めております。また、ピーマンにつきましては、

国や全国の主要県と連携しまして、高温で発生する土壌病害に抵抗性を持つ台木品種の育成に取り組んでいるところであります。さらに、我が国よりも温暖な地域で実施されている外国の農業についても調査・研究することで、将来に向けた本県農業のありようについて検討を重ね、長期的に農家所得が安定的に確保できるように努めてまいりたいと存じます。

○丸山裕次郎議員 地球温暖化は今後も進む可能性が高いと思っておりますので、先読みをした技術・品種改良に積極的に取り組んでいただき、研究だけではなく、農家所得の安定・向上ができるように要望しておきたいと思います。

次に、養豚の振興についてお伺いいたします。

本県の養豚の飼育状況は、鹿児島県に次いで2位の約84万頭余の飼育数を抱えている、全国を代表する産地であります。今後予測されるTPPやEPAなどによる外国からの輸入品との国際競争を乗り切るため、全国の生産者、生産団体等の養豚関係者が集まり、養豚チェックオフ協議会をことし3月に立ち上げております。チェックオフ制度は、生産者みずから資金を集め、国内での販売促進や調査・研究などの事業を実施する取り組みであり、これまでの補助金目当ての事業ではなく、高く評価できるのではないかと感じております。しかし、チェックオフの法制化の取り組みには生産者の75%以上の賛同が必要ということで、まだ実現には至っておりません。そこで、養豚チェックオフの取り組みについて、県はどう認識しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) チェックオフにつきましては、国が昨年11月に公表した農業

競争力強化プログラムにおいてその考え方が示され、その中で初の取り組みが養豚分野で始まっているところであります。現在、全国6つの養豚関係団体で構成された養豚チェックオフ協議会におきまして、法制化の着手に向けて、具体的な活動方針を検討している段階でありまして、今後、生産者の賛同を得るための活動を行っていくことになっております。県といたしましては、生産者の自主的な活動でありますこのチェックオフは、養豚産業を振興する上で有意義な取り組みと認識しておりますので、県内の生産者に対して、国や協議会の動向を見ながら、適切な情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 養豚チェックオフに取り組んでいる宮崎養豚生産者協議会の方々との意見交換では、法制化に必要な75%を目指しているようではありますが、基礎となる全体の養豚を経営する数はなかなか把握が難しいということでありました。これは個人情報保護の関係があって、なかなか簡単ではないということでありました。答弁で、「県内の生産者に対して、国や協議会の動向を見ながら、適切な情報提供等に努めてまいりたい」と述べていただきましたので、ぜひ、養豚チェックオフの法制化に向けまして積極的に協議を行っていただき、適切な情報提供を要望したいと思います。

最後に、交通安全対策についてお伺いいたします。

私は、ことしの3月に、宮崎から自宅に帰る途中、対向車線を走っていましたトラックから大型農機具が落ちてくるという事故に巻き込まれました。車にドライブレコーダーをつけていましたので、その事故の詳細な記録が残っており、見直してみますと、数秒違えば命も危な

かったのではないかと、非常にショッキングでした。車の修理には時間を要しましたが、幸い体には何も支障なく済んで本当によかったなと思っております。

このドライブレコーダーの映像は、交通安全対策になるのではないかと思います、私の知り合いに見てもらいましたけれども、ほとんどの方が安全運転への教訓になったと答えてくれました。現在、多くの方々がドライブレコーダーを設置するようになり、テレビ等で事故現場のリアルな映像が流れております。リアルな映像を見ることで、交通安全に取り組む機運が高まり、より効果的ではないかと感じております。そこで、ドライブレコーダーを活用した交通安全教育について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県警では、ことしの3月から、75歳以上の方が運転免許証の更新を受ける前に自動車学校で受講する高齢者講習におきまして、ドライブレコーダーを活用した個人指導に取り組んでおります。また、事業所を対象とした講習会で、ドライブレコーダーの導入を働きかけて、実際に導入した事業所から、記録映像を活用した安全指導やグループ討議を実施することによりまして、社員の交通安全意識が高まったという声も聞いております。そのほか、各種講習会で、ドライブレコーダーにより危険場面を収録した市販の教育用DVDも活用しているところであります。今後、貸し出し用のドライブレコーダーを調達いたしまして、運転に不安を感じている高齢者などの安全指導に活用することを検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 先ほど紹介しました、私がかき込まれた事故のドライブレコーダーがありますので、必要な場合には言っていただければ

提供しますので、よろしく申し上げます。

ドライブレコーダーの映像は非常にリアルで、交通安全に有効な手段だということで、県警でも活用されているようでありますので、今後とも、交通安全教育に積極的に活用していただき、県民の皆様の交通安全意識が高まり、事故防止につながることを要望しておきたいと思っております。

時間が少しありますので、2点要望させていただきます。

新燃岳噴火に対する要望であります。新燃岳は、今のところ、一応落ちついている状況であるんですが、火山の専門家に伺いますと、このまま終息するのが50%、小規模な噴火を繰り返すのが25%、大規模な噴火になるのが25%と言われました。また、霧島山周辺の傾斜計のひずみの状態は、約7年前に大規模噴火したときと同じくらいのひずみになっていて、大規模な噴火がいつ起こってもおかしくないということも言われました。でありますので、今後、新燃岳が噴火した際には、県の速やかな支援をお願いしたいと思っております。

続きまして、国際交流について改めて要望させていただきますが、先ほど、海外技術研修員は、これまで28カ国、216名を受け入れたということでありました。その受け入れた方を「みやぎ海外特派員」に委嘱しているところでありますけれども、母国に帰った後のフォローアップが十分でないということでもありますので、早急にフォローアップしていただいて、人的ネットワークを構築して、宮崎でも取り組んでいるグローバル戦略等に生かしていただければ、本当の意味の国際交流、またグローバル戦略につながっていくと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

平成29年12月 4 日(月)

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時46分散会

12月5日（火）

平成 29 年 12 月 5 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	高原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議員 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。傍聴席の皆様、ありがとうございます。串間市選出の武田浩一でございます。初の県議会一般質問で大変緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

去る10月8日に、串間市民の皆様においしく炊き上げていただきました新米でございます。県民の皆様にあされる県産米になれるよう、また、フードビジネスの一翼を担ってまいりたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

さて、我が国は、明治維新から約70年で敗戦を迎えました。それからくしくも同じ70年という月日を経て、今また、少子高齢化、人口減少社会という歴史的な大転換期に直面しております。明治維新後の70年は、イギリスに学び、近代化に大成功をおさめました。また、戦後の70年は、アメリカに学び、奇跡とも言える復興と経済成長を果たしました。そして、今日、イギリスはEUからの離脱を決断し、アメリカもトランプ新政権のもとで大きく変わろうとしております。こうした難しい時期には、安岡正篤先生の説かれた「思考の三原則」に立ち返ることが大切であると考えます。第一は、目先にとらわれなくて、できるだけ長い目で見ること。第二は、物事の一面にとらわれなくて、できるだけ多面的に、できれば全面的に見ること。第三

は、何事によらず枝葉末節にとらわれず、根本的に考える。知事、この大変な時期に宮崎県のかじをとっていただきます。時代の趨勢をしっかりと見きわめ、変化に機敏かつ柔軟に対応しつつも、何を貫いていくかを考えていかなければならないと思います。知事にはその力があると信じます。愛するふるさと宮崎の発展のため、子供たちの未来のため、よろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして質問してまいります。

増田レポート発表後、地方創生が叫ばれ、全国で生き残りをかけた自治体間の競争が激化しております。本県も地方創生へ向けて待ったなしの状況であります。そこで、今一番の問題が、少子高齢化の進行と担い手不足、人手不足です。本県の現状認識と今後の施策の方向性について、知事にお伺いいたします。

次に、地方創生を進める上で、どうしても東京一極集中の是正が必要ですが、今後も、2020年東京オリンピック・パラリンピック、その後には、リニア中央新幹線が2027年に東京一名古屋間、2045年には大阪まで延びる予定でありますし、これから都市部での高齢者の人口増加が顕著になります。是正どころか、ますます進みそうです。東京への一極集中が続く現状について、知事の所感をお伺いいたします。

次に、本県の現状に目を移しますと、宮崎市への集中が進んでおります。その中で、今後どのように県内各地域の活性化を図っていくのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、少子高齢化や人手不足に対する現状認識等についてであります。人口減少問題については、近年、合計特殊出生率や高校生の県内就職率、移住世帯数などは改善傾向にあるものの、平成27年国勢調査の結果を見ますと、人口減少は加速しており、厳しい結果となっております。また、労働力人口も減少が続いており、7月に実施しました企業アンケートでは、7割以上が人手不足を感じているとの結果となっております。

こうした中で、本県が将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、県総合計画や総合戦略に掲げた合計特殊出生率2.07と社会減解消の実現に向け、施策をさらに強化していく必要があると痛感しております。中でも、人財の育成と確保は喫緊の課題でありますので、来年度の重点施策にも位置づけたところであります。高校生の県内就職の促進、地元企業の育成による良質な雇用の場の確保、産業人財の育成などに、官民を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京への一極集中についてであります。東京への一極集中は、明治維新後の近代国家建設に向けた中央集権化や、戦後復興とその後の経済発展など、長い歴史の中で形成されてきたものであります。こうした流れは、人材や資本を集中投入し、効率的に我が国の社会経済の発展を図る上では、一定の意義があったと思いますが、それはあくまで、地方を含めた国全体が活力を保ち、よくなるのが前提でありまして、都市と地方のバランスを欠いた現在の状況が続けば、地方がますます疲弊するとともに、その影響は都市部にも波及し、やがて国全体の活力が低下するのではないかと懸念しているところであります。このため、国に対して

は、東京圏への一極集中の是正を引き続き求めるとともに、地方においても、その個性を生かし、人や投資を引きつける魅力を磨くとともに、それを発信し、将来に明るい希望を持てる社会を構築していくことの重要性を強く感じているところであります。

最後に、県内各地域の活性化についてであります。人口減少時代にあって、県内の活性化を図るためには、宮崎、都城、延岡などの人口や都市機能が集積した都市部と周辺市町村とが、それぞれの強みを生かし、また、弱みを補完し合いながら、バランスよく発展していくことが重要であると考えております。このため、地方創生の取り組みや定住自立圏構想などを進めておりまして、特に県南地域におきましては、東九州自動車道のミッシングリンクの早期解消などに全力で取り組んでいく必要があると考えております。

このような中、串間市においては、都井岬など市内全域の豊かな自然を守り生かす「串間エコツーリズム」が、昨年度、九州で初めて国の認定を受けるなど、地域一体となった取り組みも推進されておりまして、交通網の整備促進などによって、さらなる活性化が見込まれるものと期待しているところであります。今後とも、地域資源を生かした産業振興や交流促進に地元自治体と一緒に取り組み、県内各地域で個性と魅力にあふれる地域づくりが展開されるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 御答弁ありがとうございます。県の総合計画や総合戦略に掲げられた特殊出生率の2.07、大変厳しい目標かと存じます。これの達成に向けて一生懸命頑張っていかなければならないのですが、分母のアップといいま

すか、生み育てる世代の獲得も大変重要だと感じております。U I J ターン拡大にもよろしくお願いを申し上げます。

また、東京一極集中の是正は、地方創生の上でももちろんですが、国土の均衡ある発展、国民の公平公正な行政サービスを受ける権利におきましても、大切であると考えております。国に対してさらなる要望をお願い申し上げます。

県内を見ましても、今、知事がおっしゃいましたように、県南地域は東九州自動車道の未事業区間となっております。特に我が町申間では待望論が多く聞かれます。これまで一生懸命頑張ってきた先輩方が高速道路の重要性を説かれ、また最近では、高校生も一緒になって頑張っております。どうか、この申間市民の切実なる願いを酌んでいただいて、一日も早い事業化への道を開いていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。「言うは易く行うは難し」であります。一緒に頑張ってもらいますので、これからもどうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今回の台風22号についてであります。特に県南地域に大きな被害をもたらしました。そこで、林業関係の被害状況と今後の復旧の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 台風22号による森林・林業関係の被害につきましては、県南地域を中心に、林地の崩壊が6カ所、被害額1億4,800万円、林道施設が7路線の7カ所、被害額1億7,200万円、合わせて13カ所、3億2,000万円となったところでございます。このうち、林地につきましては、国道や木材加工施設への影響など、緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業の採択に向け、国と協議

を進めているところでございます。また、今回被害を受けた市町村が管理する林道施設につきましては、今月中旬までに国による災害査定が終了し、生活道として利用されるなど、緊急性の高い箇所から、林道施設災害復旧事業により、順次、復旧工事が実施されることになっております。今後とも、市町村等としっかり連携し、国への要望など必要な予算確保を図りながら、一日も早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地元を回りますと、住民の方々から、「近年、伐期を迎えた杉の伐採が進んでいます。伐採の方法の変化もあり、それが原因で土砂が流出し、洪水につながっているのではないかと、よくお聞きいたします。また、不安の声もお聞きいたします。森林の伐採について、林地災害が発生しないように県はどのように指導されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、林地保全に配慮した高性能林業機械による伐採作業や、強固な作業道づくりのための指針を定めているところでございまして、林業事業者に対し研修会を開催するとともに、伐採作業中及び伐採跡地の現場パトロールを実施し、林地災害が発生しないよう指導を行っているところでございます。また、土砂の流出防止を図るための伐採時における注意事項や、伐採完了後の点検事項をまとめたリーフレットを配布し、それらの普及・定着に努めているところでございます。さらに、ことしの9月からは、豪雨が予想される場合、市町村などと伐採跡地の巡視を行うとともに、巡視結果や危険箇所について県土整備部と情報を共有するなど、土砂や林地残材の流出防止対策の指導を強化したところでござ

います。

○武田浩一議員 実際の現場は市町村が担われると思いますが、やはり県の指導は重要であると考えます。いま一度、環境森林部長の伐採指導への決意をお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本県は県土の76%を森林が占めておりまして、伐採による林地災害を防止することは、県民の生命・財産を守ることに直結するものであります。また、7月の九州北部豪雨での流木被害を教訓にしまして、改めて山を守ることの重要性を痛感したところでございます。このため、今まで以上に伐採指導への取り組みを強化し、県民生活の安全・安心に、より一層力を入れていく所存でございます。

○武田浩一議員 近年の局地的な大雨や今回のような台風により、災害が大きくなっております。全てが林地伐採のあり方が原因だとは思いませんが、県民の皆様、住民の皆様が大変不安に思われているのも事実であります。少しでも解消できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく御指導のほう、お願いを申し上げます。

次に、同じく台風22号による農林水産関係の被害状況と今後の復旧の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 台風22号による農水産業関係の被害は、宮崎市や日南市、串間市を初め、県内全域で発生しております。具体的に申しますと、農作物関係では、ゴボウやミニトマトを中心に、浸水やハウスの破損等約160ヘクタールで約5億4,000万円、それから農地関係では、農道の崩壊等76カ所で約4億3,000万円、さらに水産関係では、漁船の船体破損等37カ所で約1,500万円、総額では約9

億8,000万円の被害となっております。県としましては、市町村や関係機関・団体と連携し、災害復旧事業等の活用、営農面における適切な技術・経営支援の実施等によりまして、被災された方々が一日も早く農業・漁業経営に専念できるよう、早期復旧等に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 大変ですよ。被害額を聞いてただけでも、農家の方々の苦労というか心配が思われるわけです。農家の方々には大きな負担であります。また、年末年始を控え、後片づけ、植えかえ作業など、数字等にあらわれない御苦労も大変なものであると思います。そこで、農作物被害に対する補償はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農作物被害に対する補償制度としましては、まず、農業共済制度がありまして、今回の台風22号では、ビニールハウスの破損やハウス内作物の浸水等による被害に対しまして、12月中を目途に、加入者へ共済金が支払われると聞いております。また、被災農家に対しましては、普及センターによる技術指導、経営指導や低金利の資金の活用など、早期の経営安定に向けたきめ細かな支援を行っているところであります。

○武田浩一議員 農家の方々は自然が相手であります。また、市場相場等なかなか安定しない農業であります。将来的には世界的規模で人口の増加が加速してまいりますし、食料不足が懸念されております。私は、農業の未来は明るいと思っておりますし、本県の基幹産業も農林水産業であります。若者や移住者の方々が安心して働け、農業を選んで仕事にさせていただけるよう、共済制度の充実に今後取り組んでいただく

よう要望します。よろしくお願いたします。

次に、同じく台風22号による公共土木施設の被害状況と、今後の復旧への取り組みについて、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 台風22号による道路や河川などの公共土木施設の被害は、県南部を中心に、県が管理する施設では41カ所、被害額は約12億1,000万円、市町村が管理する施設で46カ所、被害額は約12億7,000万円、合わせて、県全体で87カ所、被害額は約24億8,000万円となっております。このうち、全面通行どめとなった日南市の県道鶴戸神宮線ののり面崩壊箇所など、地域の経済活動や住民の方々の生活などに影響のある箇所につきましては、片側通行を確保するなどの応急対策を講じたところであります。今後は、12月には76カ所の国の災害査定を終え、調査・設計に時間を要する残りの11カ所につきましても、1月には災害査定を終了し、緊急性の高いところから順次発注することとしており、市町村とともに早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今回の台風22号、県南地区なんです。特に串間市の本城地区、市木地区におきまして、河川の氾濫がありました。家屋等の浸水、中には病院、老人施設、また農地への土砂流入があったところであります。そこで、本城川、市木川を含め、河川の堆積土砂の除去について、出水期までに対応することはできないか、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 堆積土砂の除去につきましては、地域からの要望が非常に多い状況にありますが、通常、県単独事業で対応しており、厳しい財政状況の中、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところであります。本城

川や市木川におきましては、これまでに、河道の拡幅や、洪水の流れを阻害している固定堰の改修などの河川整備や、堆積土砂の除去を実施してきたところであります。しかしながら、台風22号では24時間で500ミリ近い大雨となり、家屋等の浸水被害が生じたところであります。県といたしましては、今後の大雨に備え、現在、土砂の堆積状況を調査しているところであり、河川断面を阻害しているような堆積土砂につきましては、次期出水期までに除去する予定としております。

○武田浩一議員 国道220号の早期開通は、国、県、地元自治体の御努力に感謝するものであります。しかしながら、国道448号においては、串間市の市木藤地区で道路災害が発生しております。そこで、復旧の見通しについて、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道448号の串間市藤地区におきましては、ことし6月の災害発生後、国の専門家との調査を実施し、その結果、大規模な地すべりであることが確認されましたことから、対策工法を検討するためのボーリングなどの地質調査を行ったところであります。現在、県では、災害復旧事業の採択に向け、経済性や施工性、さらには、将来の維持管理の観点などを含め、さまざまな検討を行い、国と協議を進めているところであります。復旧の見通しにつきましては、今回の地すべりが大規模であることから、その復旧には長い期間を要すると考えております。このため、迂回路となっている県道市木南郷線では、幅員の狭い区間において、利用者の皆様がより安全に通行できるよう、カーブミラー設置などを行うとともに、待避所の整備を進めているところであります。県といたしましては、国などの関係機関と

連携を図りながら、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 河川の氾濫による洪水は、被災された地域の方々には長年の問題であります。県の単独事業で対応している等、担当者の苦しいところは理解するところでありますが、住民の皆様への心労は、私どもの感覚以上のものがあります。災害予防の観点からも、国が予算を計上すべきものであると考えます。定期的な土砂の除去を要望するものであります。よろしくごお願い申し上げます。

また、448号線は、串間の市木地区の住民にとって、命の道であり、生活道であります。その先には野生猿の幸島があり、サーフィンの恋ヶ浦があり、野生馬の都井岬があります。宮崎県の串間市のすばらしいポテンシャルを持った観光地への道でもあります。代替道の整備もよろしくごお願いしたいところですが、448号線の日も早い復旧を願っているものであります。また、磯平林道も含めた形で、地域住民が安心できる迂回路への新しい道もいろいろ模索していただきたいと思っておりますので、よろしくごお願いを申し上げます。

次に、産業の振興についてお伺いいたします。

本県の基幹産業である農林水産業の課題と今後の目指す姿について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、農業の産出額が全国5位、林業は4位、水産業が13位と、全国有数の食料・木材供給基地として重要な役割を担っているところであります。その一方、農林水産業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や農山漁村地域の活力低下、また、国際間の競争の激化など、さまざまな課題を抱えて、大きな

変革期を迎えているものと考えております。

このような状況の中、本県の農林水産業を持続的に発展させるためには、時代の変化に的確に対応し、社会のニーズに十分応えられるような産業構造へと転換していく必要があります。そこで、現在、多様な分野や地域からの担い手の確保やICTの積極的活用、さらには、フードビジネスの推進や海外輸出の拡大などに取り組む、農林水産業の成長産業化を目指しているところであります。今後、こういった取り組みを一層加速させながら、農林水産業の発展と農山漁村の活性化を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 先ほど申しあげましたように、担い手の高齢化や人手不足等の問題があります。農林水産業の担い手確保に向けた県の取り組みと直近の新規就業者の状況について、環境森林部長と農政水産部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業におきます新規就業者の確保対策としましては、県内における森林(もり)の仕事ガイダンスなどの開催に加え、県外での各種相談会にも参加しているところでございます。また、みやざき林業青年アカデミーの研修などを実施するとともに、UIJターン希望者への体験研修や、「ひなたもりこ」など女性の活躍のための活動支援にも取り組んでおります。さらに、新規就業者にとって魅力のある職場となるよう、福利厚生や労働安全衛生の充実に向けて支援を行っているところでございます。その結果、平成28年度の新規就業者数は、過去10年間で最高の203名となっております。本年度は、これらの取り組みに加えて、事業者や林家、市町村が求める多様なニーズを的確に把握し、実践的な人材育成を

総合的に行う、林業大学校の検討を進めているところでございます。今後は、市町村や関係団体等との連携を一層強化し、担い手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、農業に関しましては、県立農業大学校におきまして、時代のニーズに対応したフードビジネス専攻の創設や、企業との連携による実践的な学習活動の展開などに取り組んでいるところでございます。また、U I J ターン等の就農希望者に対しましては、県内外での相談会や農業法人での体験研修など、総合的な支援を行っております。その結果、平成28年の新規就農者数は、平成に入って最高の396名となっております。

また、水産業では、県立高等水産研修所におきまして、漁業就業を目指す中学・高校卒業生の養成等を行いますとともに、宮崎県漁村活性化推進機構が行います漁業への転職希望者に対する情報提供や研修などの取り組みを支援しているところであります。その結果、平成28年の新規就業者数は、過去10年間で最高の55名となっているところであります。

○武田浩一議員 農林水産業ともに新規就業者数が伸びているようでございます。大変安心したところでありますが、県の人口はやはり減少しているのであります。なかなか歯どめがかからない状況であります。私は、誘致企業はもちろん大切ですが、未来産業である農業の担い手が最も必要であると考えます。そのためにも、ICTの活用や農地の集積が農業の生産性の向上、農家所得の安定につながると考えますが、県の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、昨年改定しました第七次宮崎県農業・農村振興長

期計画の中に、生産力の向上を重点プロジェクトの一つに掲げまして、その中でICTの活用や農地の集積を重点的に推進しているところであります。具体的には、温度や湿度などを自動制御する複合環境制御システムによります施設野菜の多収栽培技術の確立・普及や、茶の栽培における超音波センサー等を活用した無人で防除作業を行う機械の実用化試験など、ICT等を活用した生産技術の高度化・省力化に取り組んでおります。また、農地中間管理事業等の活用による担い手への農地集積を進め、品目ごとの団地化による作業の効率化を推進しております。こういった取り組みは、生産性を向上させ、本県農業の競争力強化にもつながることでありまして、今後とも、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今の御答弁の中のICTを活用した施設野菜の多収栽培技術について、どのような取り組みがあるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ICTを活用した多収栽培技術の事例といたしましては、従来、経験等に基づいて管理していた温度や湿度などにつきまして、環境測定装置を使って数値化し、栽培に活用しているものがございます。また、光合成に大きな影響を与える炭酸ガスの供給を調整することで、作物の生育に最適な環境づくりを行い、大幅な収量の増加を実現するものもございます。こういった技術を用いることで、例えば県内のキュウリ栽培農家では、平均反収の2倍以上を達成するところも出てきている状況であります。

○武田浩一議員 先ほど、知事のほうから、「フードビジネスの推進や海外輸出の拡大など」に取り組む、農林水産業の成長産業化を目指し

ている」との御答弁がありました。農林水産業の6次産業化と海外輸出の取り組みの現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、6次産業化につきましては、県の農業振興公社を6次産業化サポートセンターとして位置づけまして、相談窓口の設置や専門家の派遣などにより、農林漁業者の商品開発や販路開拓の支援を行っているところであります。その結果、六次産業化・地産地消法に基づく国の総合化事業計画の認定件数は95件と、これは全国3位、九州でも1位の件数となっております。6次産業化関連事業の年間販売金額も約740億円と順調に伸びてきております。

また、輸出につきましては、香港事務所や5つの国・地域に配置しましたコーディネーターなどと連携しまして、海外のニーズや規制に対応する産地づくりや販路拡大などの支援に取り組んでおり、その結果、昨年度の農畜水産物の輸出額は約34億円と、年々伸びてきているところであります。

○武田浩一議員 ICTを活用した農業の取り組み、新しい取り組みであります。最近、ICTどころかAIの時代だという話をよくお聞きいたします。ICT関連の設備投資にいたしましても、30万円ぐらいから数百万円と大きな差があるようでございます。新規就農者にしても、6次産業化、海外輸出にしましても、県の皆様のお力添えで伸ばしていただいて、ありがたいと思っておりますが、先ほども申しましたように、農業人口は減っておるわけです。農林水産業の人口は減っております。新規就農者をいつまでに幾らぐらいふやしていくのか。農業立県として農林水産業の売り上げをどこまで持っていけるのか。もちろん売り上げだけで

はなくて、農業者、水産業者、林業者の方の所得をどこまで上げていくのかというところを、やはりこれからは考えていかなければならないのではないかと。もちろん考えていらっしゃるんでしょうけれども、実際そういう数値を、私も市議会議員をしていましたときに、よく市の職員と話をしていたんですが、農家のこともある、またJAとの絡みもありますし、県、国のいろいろな方針がありまして、なかなかそこまで突っ込んだところはできていないところだと思います。

ただ、世界の人口が爆発的にふえていく中、アメリカ、中国の大きな大陸も砂漠化が進んでおります。必ず食料危機が来る。これは間違いないということは皆様周知のとおりであります。その中で、日本を支える食料基地の宮崎、将来は世界を支える食料基地の宮崎として、どのような方向性を持っていくのかが、これから大事になるのではないかと考えております。宮崎県内で世界の人口を支える食料をつくることは、まず無理でしょう。串間の若手の農家の今一生懸命頑張っている方と話をすると、「世界の富裕層に向けたところは日本で作ったものを輸出しましょう。今度は、現地で農業をされている方々がご飯が食べていけるように、子育てができるように、日本からノウハウを持っていき、日本の機械を持って行って、一緒になって東南アジアの方々の生活も支えていくという、ノウハウを輸出する」という話をよくされます。すばらしいことだなと思います。これが宮崎県から発信されていくとなると、日本の中の宮崎ではなくて、世界の中の宮崎という話になると思っておりますので、これから県庁を挙げて、まずは宮崎の農林水産業の所得向上、それと世界に向けて食料基地として、知事の言われ

るフードビジネスの根幹として一生懸命頑張っていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いを申し上げておきます。

次に、観光振興の観点から、国際定期路線の現状と県の利用促進に向けた取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） まず、国際定期路線の現状であります。宮崎空港発着の国際定期路線は、現在、ソウル線が週3便、台北線が週2便、香港線が週2便運航しておりますが、本年4月から10月までの平均搭乗率で申し上げますと、ソウル線が63.5%、台北線が81.7%、香港線が73.5%となっております。このうちソウル線では、外国人のゴルフ需要もありまして、冬期における便数が、先週の土曜日、12月2日から週5便に増便されておりますほか、熊本地震の影響により減便となっております台北線も、その後の利用状況の回復などにより、来年3月から週3便に増便されることが決定したところであります。

次に、利用促進に向けた取り組みであります。インバウンド対策といたしましては、就航地における本県のPR活動や、現地旅行会社の招請などを行っており、また、アウトバウンド対策といたしましては、県民が国際線を利用する際のパスポート取得や修学旅行への支援、航空会社と連携した県民向けのPRイベントなどを行っているところであります。

○武田浩一議員 最近、新聞紙上で国際線の増便の情報をいただき、また、県の職員の皆様からいただきまして、本当に素晴らしいなと思っております。

私、補欠で当選させていただきまして、すぐ特別委員会で新潟のほうに研修に行かせていただきました。新潟というと、宮崎と同じように

田舎というか地方のイメージがあったんですが、行ってみますと、航空路線、国際線、港、海外航路、高速道路、新幹線、東北から、関東から、中部から、関西からというふうに、どこからでも来れるところなんです。企業誘致もすばらしいし、地元高校生が残る率が高い。なぜ地元高校生とか短大生とかが残るのかということ、週末、東京にいつでも遊びに行けるわけです。だから、わざわざ東京に住まなくても、働くところもあるし、近くに都会もあるということで、新潟はこんなに都会だったんだというイメージを持ちました。

宮崎、特に私の住んでおります串間は、本当に交通網が脆弱であります。せっかくすばらしいポテンシャルを持った観光地も控えておりますので、さらなる努力をまたよろしくお願い申し上げます。

次に、近年、一気に日南市が注目されている一因であります。油津港におけるクルーズ船の寄港実績とことしの見通しについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 油津港におきます平成28年のクルーズ船の寄港実績につきましては、国外からが17回、国内が5回の計22回となっております。ことしの見通しといたしましては、国外からが23回、国内が3回の計26回となっております。

○武田浩一議員 すばらしいですね。クルーズ船が着港するたびに、日南の方々、また串間の方々も毎回見に行かれるようであります。本当に楽しみにしておられます。そこで、油津港に寄港後、県内のどのような観光地を訪れていらっしゃるのか、串間の実績等も含め、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 油津港に

寄港したクルーズ船の乗客は、バスやタクシーを利用して、さまざまな観光地等に足を運んでいただいております。主な目的地といたしましては、飢肥や鶴戸神宮、都井岬、イルカランドなど、県南方面はもちろんでございますが、青島、綾、関之尾の滝など、宮崎や都城方面まで広く観光していただいております。県といたしましては、今後とも地元市町村等と連携しながら、クルーズ船で訪れた外国人観光客にさまざまな観光地に足を運んでもらい、リピーターになっていただけるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 中心は日南市を含めた近隣市町村だと思います。せっきゃくこれだけの数、また、これだけの大型客船が油津に寄港するわけです。東南アジアが中心と聞いておりますが、お客様の国別であるとか、また、着岸されてからどういうコースにどれくらい行かれていますのか。来年からもふえていくと思うんですが、今後、その方々をリピーターとして迎えるためにどのような施策を打つのかをしっかりと考えていかなければ——こうやって紙の上で話を、私たちが今ここで議論するのは、簡単というかやすいことなんですが、実際、観光業で県民の方々が食べていけるように、税収が上がるように、せっきゃく港にも投資をしていただいでこれだけのクルーズ船が来るようになりまして、これから先が大切ではないかと思っております。そのあたりを、今議会でもずっと、市町村と連携をとりながらという話が出ておりますので、しっかりと連携をとっていただいで、数字的なものも一緒になってとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、串間市の悲願であります東九州自動

車道及び都城志布志道路の進捗状況について、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 東九州自動車道につきましては、計画延長約436キロメートルに対して、本県と鹿児島県にまたがる約87キロメートルの区間が未供用となっております。未供用区間のうち、清武南から油津間及び夏井から鹿屋串良間の約53キロメートルについては、国が現在事業中であり、このうち、日南北郷から日南東郷間の約9キロメートルについては、今年度開通予定となっております。油津から串間、夏井までの約34キロメートルは、事業化に向けて調査中であります。

次に、都城志布志道路につきましては、計画延長約44キロメートルを、国、宮崎県、鹿児島県が連携して整備を進めており、約13キロメートルが供用されております。来年2月には本県施行の梅北から金御岳間の2.5キロメートルが開通するほか、3月には、鹿児島県施行の有明北から有明東間の4.3キロメートルが、さらに来年度には、国施行の南横市から平塚間の2.8キロメートルが開通予定と伺っております。

県といたしましても、今後とも、国や関係各県、地域の皆様との連携を図り、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 日南一串間一志布志間、また都城志布志道路、南海トラフ等の災害も可能性として、串間に被害が起きた場合には、バックアップ道路としての機能、命の道としての機能、また、同じ県内、同じ国内にいて、農林水産業、また産業の発展を考えると、この脆弱な道路網は本当に串間にとって致命的でございます。先ほどから何回も申しておりますが、皆様のお力をおかりして、一日も早い開通を願うものであります。また、先ほど知事のほうから

も、串間のエコツーリズムを御答弁いただきましたが、これを着実なものにするためにも、どうしてもこの道路というものは必要でございますので、よろしく願いをしておきます。

次に、先ほど知事から、自然が豊かで大変魅力的な地域であると認識しているという御答弁がありました。ありがとうございます。私も本当に串間はいいところだと思っております。風光明媚な国道448号は、本県の重要な観光ルートと考えますが、観光振興の観点から今後どのように活用されていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 美しい海岸線に沿って走る国道448号の沿線には、道の駅なんごうや文化猿で有名な幸島、さらには都井岬など、本県を代表する観光スポットがあり、ドライブやサイクリングを楽しむことができる絶好のルートとなっております。現在、このすばらしいロケーションを生かし、「わくわくサイクリングinくしま」など、多くの愛好者が参加するサイクルイベントが開催されておりますが、最近では、香港の旅行会社によるサイクルツアーの商品化の動きなど、インバウンドの新たなメニューとしても注目されているところであります。このため、県としましては、串間市などと連携しながら、国道448号を生かしたサイクルツーリズムを、県南地域の新たな観光誘客の柱の一つに育ててまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 済みません、緊張しております、1つ飛ばしてしまいました。

448号線の復旧、東九州自動車道・日南一串間一志布志間の開通、都城志布志道路の開通がなければ、なかなか進まないわけでございますが、本県の観光振興を図る上で、幸島や都井岬

などの串間の観光資源をどのように認識しているのか、また、今後どのように活用されるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 串間市は、先ほど来出ております、国の天然記念物であります岬馬などで有名な都井岬や、海水で芋洗いをする文化猿のいる幸島を有しているほか、県内有数の透明度を誇る恋ヶ浦でのサーフィンやトビウオすくいといったアクティビティーも楽しむことができます。私も何度かビーチバレーの大会にも参加させていただき、これほどさまざまな資源があるところというのは、県内を見ても有数の場所ではないかと思っております。また、特産品のカンショや和牛、水産物など、豊かな食材にも恵まれております。食や景観、アクティビティーという、観光にとって重要な要素を兼ね備えた、自然豊かで大変魅力的な地域であると認識しております。県としましては、これらの観光資源を生かすためにも、先ほど来議論がありましたような、高速道路、道路網の整備を急ぐとともに、体験型のエコツーリズムや広域での周遊ルートづくりなどに、地元の串間市と連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。最近、若者といいますか、どこまでが若者かわからないんですが、30代、40代、50代の市の職員の方々、また、地元の商工業の会ではないんですけれども、青年部のOBの方々が、ピエロをやったり、電車を持ってきたり。この電車も実は自分たちでお金を出して、集めて、市からはお金をもらわずに持ってきたものであります。電車は、ほとんどただ同然で広島のほうからいただいていたようなんですが、移動費に相当なお金がかかりまして。また、木造なんですね、

電車が。チンチン電車、木造なんです。木で枠ができていまして、天井も木造なんです。雨ざらし、日ざらしの状態、今、防水をしております。また、外側のペンキも剥げてきておりました。そこを自分たちで剥がして、パテを入れて色を塗ったりとか、そういう作業をしております。本当に地域の方々は今、頑張っていると思います。

そこで、本年2月に、串間エコツーリズム推進全体構想が、エコツーリズム推進法に基づく認定を受けましたが、エコツーリズムに対する県の考え方、串間市との連携・支援をどのように考えているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 地域の大切な自然や文化を体験を通して学ぼうとするエコツーリズムは、滞在型観光やリピーターの確保につながる重要な取り組みであると考えております。串間市におかれましては、岬馬の馬追い体験や、トビウオすくい、芋掘りといった串間ならではの体験メニューの開発など、エコツーリズムの推進による串間のファンづくりに取り組まれているところであります。このような地域の資源を生かした体験型観光の取り組みは、観光地経営を進める上で大変重要でありますので、今後とも、串間市などと連携しながら、さらなる素材の磨き上げや情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 エコツーリズムというと商工関係になるわけです。グリーンツーリズムというと農政サイドになるわけです。エコツーリズムを、農家民泊とか漁村民泊とかいう形で一生懸命裾野を広げようと今、串間市でも頑張っておるわけですが、窓口が、予算的なものがあったりとか補助金的なものがあったり、なかなか一

つになっていないというところがあると思います。これだけではなくて、今いろいろなものがグローバル化して行って、こっちに行くと、それはこっちかな、こっちに行くと、こっちかなという形で、住民の皆さんもどこに行ってもいいのかわからない。また、私たちも、これはどこに質問すればいいのかなということも最近よくあると思います。エコツーリズムやグリーンツーリズムなど、地域が主体となるさまざまな体験ツーリズムがありますが、県庁における担当窓口や支援制度が異なる中、どのように連携を図っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） エコツーリズムやグリーンツーリズムなどの体験型ツーリズムにつきましては、国の認定制度や支援制度の関係から、現状として担当窓口が分かれているところでありますが、事業の実施に当たっては、関係部局が連携して円滑な推進が図られるよう、常日ごろから意見交換、情報交換等に努めているところであります。

○武田浩一議員 何かしっかりとした窓口をつくるか係をつくっていただいて——グリーンツーリズム、エコツーリズムだけではないと思うんです。いろいろな形で県内各地にすばらしい体験メニューがある。1泊で帰るのではなくて滞在型のツーリズム、サイトシーイングじゃなくてツーリズム、滞在型ですので、これを何とか、100人を迎えるんじゃないで1人が100回来ていただけるような形がベストだと思っております。今後、市町村、また担当課と連携して努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ある串間出身の40ちょっとぐらいの方なんですけれども、今、カナダのほうですし店

を経営されていまして、「炙(あぶり)」とい
います。ここ2～3年のうちに300店舗ぐらい、
カナダ、アメリカ、ヨーロッパでチェーン店を
つくと豪語されておりまして、まず間違いな
くされると思います。この前も申間に来られて
講演をしていただきました。その中で、海外の
富裕層を滞在させるための健康をテーマとする
ツーリズムの活用について、よくお話しされま
す。県の考えをお伺いいたします。商工観光労
働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 世界的に
見られる健康志向の高まりの中、健康をテーマ
とするツーリズムは、豊かな自然や安全・安心
な食材など、本県の強みを生かすことのできる
観光誘客の有効な手段の一つであると考えてお
ります。こうしたことから、県におきまして
は、現在、森林セラピーや自然食などを組み合
わせた旅行商品の開発等に、市町村等と連携し
ながら取り組んでいるところであります。海外
の富裕層を含め、観光客に長期滞在していただ
くためには、さまざまなニーズに応じたメニュ
ーづくりなどの課題もありますので、今後と
も、そのあり方について検討してまいりたいと
考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。県
民の皆様のため、地域住民の皆様のために、一
生懸命、真剣に議論させていただいて、よりよ
い宮崎を次の世代へ引き継いでいけるよう精進
してまいりますので、これからも御指導をよろ
しくお願い申し上げまして、私の質問を終わ
りたいと思います。どうもありがとうございました。
(拍手)

○蓬原正三議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 生きづらい
世の中になってきているのでしょうか。考えて

みました。旭化成のまち・延岡には、赤と白に
塗り分けられた高い煙突がたくさんあります。
なぜ高い煙突が赤と白に塗り分けられるよう
になったのか。これにはいわれがあります。その
昔、ワンマンな社長がいて、日本で初めて高い
煙突をつくったときに、そこの従業員が恐る恐
る社長に聞いたそうです。「社長、この煙突は
何色に塗ればいいでしょうか」。すると社長
は、ワンマンただただ強い命令口調で、
「赤にしろ」と言ったそうです。従業員が勘違
いして、赤と白に塗り分けてしまったのです。
ですから、従業員の勘違いがなければ、日本の
煙突は赤一色になっていたかもしれません。も
ちろんこれは作り話ですが、60メートル以上の
煙突は赤と白に塗り分けるように航空法で定め
られています。

なぜ私がこんな話から始めたかという、こ
の小ばなしにあるような古典的なワンマン社長
であれば、むしろほほ笑ましいくらいです。今
日、いろいろな人の相談を受けてみたり、また
は今日の社会の仕組みや世相を見ると、何か生
きづらさを感じる社会になったなとつくづく感
じるからです。我々はどこから来たか、我々
とは何か、我々はどこへ行くかと、絵画の世界で
問いかけたのは、画家のゴッホです。タヒ
チに住み、タヒチの人を描きながら、人間の文
明、行く末を考えたのでしょうか。我々はど
こから来たか、我々とは何か、我々はどこへ行
くか。本当に私たち人間、どこから生まれ、そ
してどこに向かって進んでいくのでしょうか。そ
んな思いを持って、今回、自殺対策や道徳の問題
などを質問したいと思います。

まず、知事には政治姿勢ということでお尋ね
いたします。

今、国が進めている働き方改革についてどう

思われるか、知事の所感を伺います。私は、働き方改革には評価すべき点があるかとは思いますが、労働者派遣制度などをつくったばかりに問題が出てきているように思います。基本的には労働基準法どおりにすれば解決するのではないかと思うのです。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

働き方改革についてであります。政府が進める働き方改革は、全ての人々が健康で安心して、生き生きと働くことができる職場環境の実現や、働き方の効率化などによる労働生産性の向上を図るものでありまして、大変重要な取り組みであると考えております。国においては、働き方改革を推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を柱とする法律案の要綱を労働政策審議会に諮問し、本年9月に厚生労働大臣への答申が行われたところであり、今後、この答申を踏まえた法律案が作成され、国会に提出されると聞いておりますが、働く人の視点に立って、さまざまな観点からしっかりと議論されることを期待しているところであります。以上であります。[降壇]

○太田清海議員 知事の答弁、働く人の視点に立ってということですので、ぜひ国のほうでもそれを深めていただきたいと思います。実は、私たち会派のほうで、本年の10月末に、日機装の本社、石川県ですが、視察をさせていただきました。そのときにいろいろやりとりした中で、宮崎日機装社長になられる西脇さんという方が、私たちは、派遣労働者といった人たちをできるだけ正社員に変えるようにしますと

言っておられました。これは今、働き方改革の中で出てきた制度だろうと思いますが、勤務地限定正社員、いわゆる異動のない正社員に変えていきますということなんです。どうしてそうされるんですかと聞いたら、やっぱりモチベーション、やる気が違うから、臨時職とかああいふのではなくて、できるだけ国の制度を使って正規社員のほうに変えていきたいということと言われておりました。私は、本当に善良な企業だな、ぜひ宮崎でもこういう形をとってくれる会社がふえるといいなと思いました。この働き方改革というのは、全国知事会でも、昔は「闘う知事会」と言われておりましたが、ぜひそういう形に変えていっていただいて、また、世の中を変えるような動きをとっていただきたいと思っております。

2つ目であります。知事にもう一度質問いたします。安倍総理は、企業が賃上げをすれば法人税を減税しますよという形で、法人税減税措置で賃上げを図って、それを後押しするということをおっしゃるけれども、知事のこれについての所感をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 現在、景気回復の実感がなかなかないというようなことも言われておりますが、政府におきましては、過去最高となっております企業収益を賃金引上げや設備投資に向かわせるため、新しい経済政策を検討しており、その中で、賃金引上げを行う企業を対象とした法人税減税措置を拡充する方向だとお聞きしております。法人税減税の恩恵を受けない企業もあると思われませんが、こうした優遇措置が、対象となる企業の賃金引上げの後押しとなり、そのことが消費喚起につながり、我が国経済を力づけ、本県を含め、地方の経済や雇用にも好影響をもたらすことを期待しているところ

るであります。

○太田清海議員 法人税を十分に納める企業のないところも、宮崎県の場合、比較すればあるうかと思うんです。だから、この恩恵を受けない企業もあるのではないかと思います。知事の言われたように、こういう減税をしながら消費活動を活性化してみんなが幸せになろうというのは、私は間違いではないと思うんですが、そこでもう一つ見落としとしてはならないのは、企業の内部留保がある。それがどんどん今ふえていくというこの実態を見ると、賃上げをしてください、そのかわり法人税の減税をします。これは簡単に言えばプラス・マイナス・ゼロ。今問われている、会社にため込んだ内部留保をいかに吐き出すかということも、私は大事なことじゃないかと思うんです。これは9月の2日に報道されておりましたけれども、日本の大きな企業の内部留保は406兆円。406兆円というとな国家予算の4倍です。そういうものがあるとするならば、そこも含めてできるだけ出していただく。そして、景気循環に使っていくというような政策も私は大事ではないかなと思います。ぜひそのあたりも、知事会のほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、テーマを変えて総務部長にお尋ねいたします。庁舎の有効利用についてであります。

今回、防災拠点庁舎を整備されるということですが、今後のスケジュールについて、まず、確認でお伺ひしたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 防災拠点庁舎の整備につきましては、建設主体工事など3件の工事請負契約締結のための議案を今議会に提案しているところでありまして、議決をいただきましたなら、今月中に本体工事に着手し、平成31

年11月の完了を予定しております。また、本体工事の完了と前後いたしまして、建物周りの外構工事のほか、県庁1号館に設置しております防災行政無線の機器の移設などを行う予定であります。このようなことから、新しい庁舎の供用が可能となりますのは、現時点では、平成31年度末を予定しておりまして、その後、順次、危機管理局や福祉保健部、県土整備部などが新庁舎に移転することになります。

○太田清海議員 平成31年度末という時間はまだありますが、私たちがいろんなところで聞くところによると、県の外郭団体、一生懸命県の行政を支えている団体のところでは、あるところでは、エレベーターがなくて、お客さんが来ていただいても対応が難しいところがあるんですよ。例えば、具体的に言うと、宮崎県男女共同参画センターあたりも、お客さんを2階に連れて上がらないかんということ等であるそうです。ということは、防災拠点庁舎整備後、移動させて本庁の中に空きスペースができると思うんですね。ぜひ、外郭団体も含めた移動といたしますか、そういったところも考えていただきたいなと思っておるわけです。防災拠点庁舎の整備に伴い生じる既存庁舎の空きスペースの有効利用として、県とかかわりの深い団体の入居を検討してはどうかということでお尋ねしたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 防災拠点庁舎の整備に伴い生じます1号館あるいは3号館などの既存庁舎の空きスペースにつきましては、現在、庁舎の有効活用の促進と行政サービスの一層の向上を図る観点から、庁舎の分散化・狭隘化の解消、業務の効率化、施設の維持費用の削減などを念頭に置きながら、部局配置の見直しについて検討を行っているところでございま

す。御質問にありました、県とのかかわり合いの深い団体につきましては、部局配置の見直しにより生じる空きスペースへの入居を検討することになりますが、その際には、その団体の設置目的や役割、県との連携の必要性、度合い等を勘案しながら、入居の必要性について、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 検討されるということですから、ぜひよろしく願いしておきたいと思いません。

次に、JRのワンマン化について、総合政策部長にお伺いいたします。

一部マスコミでも既に報道されておりますけれども、これまで私は、JRのワンマン化の問題については、安全面の問題、それから車内の秩序の問題ということで、2回ほど質問をさせていただきました。そして、県のほうも、新聞報道で見ると、私たちの声を代弁して、総合政策部長もJRのほうに申し入れされておることによって、評価をしたいと思いません。

1つの質問は、JR日豊本線大分一宮崎空港間の一部特急で、ことしの3月から始まったワンマン運転の列車において、車掌にかわって配置された案内係員はいつまで乗務するのか。また、乗務しなくなると影響があると思いますが、県の考えを伺いたい。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 特急列車のワンマン運転の導入に当たって乗務しております「お客さま案内等を担当する係員」、いわゆる案内係員の乗務期間につきましては、当初、半年の予定でありましたが、1年間に延長され、来年3月のダイヤ改正までと伺っております。一方で、案内係員が乗務しなくなることについては、障がいのある方等を中心に、県民に不安の声もあると考えております。県としまして

は、同係員が不在となった後の状況について、また、特急のワンマン運転により問題が発生した場合についても、随時報告いただくよう、JR九州に申し入れているところであります。

○太田清海議員 後でまたその辺は話をしてみたいと思います。2つ目の質問でありますけれども、日豊本線の宮崎一鹿児島間の特急についても、来年3月から、案内係員を置かずにワンマン運転に移行するという話を聞いておりますが、そのような動きがあるのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) マスコミの報道等もあるところではございますが、特急ワンマン運転区間の拡大の予定についてJR九州に確認したところ、さまざまな経営効率化の検討は行っているとのことであります。現時点で決まっているものではないということでございます。県といたしましては、JR九州に対し、具体化の動きがあれば、速やかに情報提供するように求めたところございまして、県民の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことのないよう、適時適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 宮崎一鹿児島間についてはまだ決まっていないということですので、ぜひ決めていただきたくないなと思っております。考えてみると、今、試行ということでやっていますよね、大分と宮崎空港間は。4両編成は車掌を置かずに案内係員を置いておること、試行なんです。案内係員を置くということは、車掌と一緒になんです。だから、新聞報道を見ると、社長は、大きな問題はないと聞いていると言うけれども、それは案内係員を置いているからなんです。これを取っ払ったら何が起るかわかりませんよ。私は、それを危惧す

るんです。

先々週、私が宮崎から延岡に帰った2時ごろの列車だったと思いますが、事故があったんです。どんな事故だったかという、佐土原の先でしたか、急に列車がとまったんです。それには車掌さんが乗っておりました。こんな放送だったんです。「線路内に人影を確認しましたので、緊急に停車しました。接触があったかどうか確認しますので、いましばらくお待ちください」と、さっと放送されるんです。だから、お客さんはそれを聞いて、ああ、そうだったのかとって、早く帰らないかんがと思っている人もおるかもしれんけど、それはぐっと抑えているわけです。そして、おりていろいろ調べたんでしょう。そうしたら、5分か10分ぐらいたって、「確認しましたが、人との接触はなかったようです。JR本社に確認をとって運行しますので——許可をとってという意味だったろうと思いますが——いましばらくお待ちください」と。適宜びしっぴしっぴと報告してくれて、みんなはそれで安心して、やむを得んわなという思いになるわけです。

車掌さんのそういうきばきとしたアナウンスで私たちの不安感というのが取り除かれました。私は、こういう車掌さんを取り除くというのは、それはいかんと思いますよ。無意味な車掌さんだというようなイメージを与えてはいけません。先ほど知事にも働き方改革の件で質問しましたがけれども、やっぱりみんなが一生懸命働いてこの世の中をつくっているんだという思いをみんなにさせないといけないと思うんです。

それと、乗車率が下がったこと、利益がないということと車掌を取っ払うということは、次元が違うと思うんです。乗車率が下がったということは、みんなで乗って残そうじゃないかと

いう運動だってできる。車掌を取っ払ったら何が起こるかわからん。だから、これは異質なものだから、車掌だけはやっぱり残していこうということでないといけないと思うんです。ということ伝えて、総合政策部長も頑張っておられますけれども、そういうことで車掌をなくすようなことはしていただきたくないなと思っています。密閉された部屋ですからね、前回も言いましたように。ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、自殺対策について教育長にお伺ひいたします。

児童生徒の自殺の主な背景、今回、報道を見てみますと、本県では、公立の学校で自殺生徒数5名という数字をお聞きしました。児童生徒の自殺の主な背景と、未然防止のための対応をお伺ひしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 平成28年度の文部科学省の調査により、自殺した児童生徒が置かれていた状況を見てみますと、家庭の問題、進路問題、病気などの悲観、いじめなど、さまざまなものがございます。自殺の未然防止のための対応といたしまして、各学校では、子供たちの日常の様子を細かく観察し、必要に応じて教育相談等を実施しております。県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、悩みを抱えた児童生徒へのカウンセリングや、教職員の対応についてアドバイスを行っております。また、学校以外にも悩みを相談できるよう、24時間対応の電話相談窓口「24時間子供SOSダイヤル」を開設しております。今後とも、かけがえのない命を大切にする教育を推進するとともに、児童生徒の悩みや苦しみを受けとめる相談体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 かけがえのない命という表現をされました。本当にそうだと思います。教育現場でも、学校の先生方も本当に命がけでという思いで守ろうとしているんだろうと思います。ぜひ、いろんな会話をしながら、そういう子供たちに対応してあげていただきたいなと思っております。

もう一度教育長に、今度は、道徳教育についてお伺いしたいと思います。

「中学生の人間関係づくり「コミュニケーション能力」育成事業」についての説明を、常任委員会の中で聞きました。この中で、人のことを考える子供たちをつくるんだというのが述べられて、私はぴんと頭に来て——頭に来てというのは、頭に入って、いい取り組みだなと思ったわけです。他人のことを考える人間をつくっていかないといけない。この事業は、事業費は170万円わずかな予算。わずかな予算でも、そういった人間の本当の存在のことを問いかける事業を行っているということには、敬意を表したいと思います。この事業の内容、あわせて、人を思いやる心や命を大事にする心の醸成に今後どのように取り組むのか、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 現在、子供のいじめや不登校などが大きな問題になっておりますけれども、その背景の一つとして、子供たちがほかの人とうまくコミュニケーションがとれず、孤立や孤独を感じていることがあるのではないかと考えております。そこで、仲間とともに支え合う人権感覚を育むことを目指しまして、「中学生の人間関係づくり「コミュニケーション能力」育成事業」を行っております。この事業では、自分の思いを表現したり、相手の気持ちを受けとめたりするトレーニングなどを行

い、子供たち同士で相互に支え合うピア・サポート活動を実践しております。この活動を実践している学校からは、「困っている友達に自分から声をかける生徒がふえた」や、「「ありがとう」と感謝の気持ちを伝える生徒がふえた」などの声が届いているところがございます。私といたしましては、改めて、命はかけがえのない大切なものであるという考えに基づき、現在の取り組みに加えまして、今後は、動物愛護やがん教育などの視点も取り込みながら、全県下で進める重要なテーマとして、命を大切にする教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今、動物愛護の話も出ましたけど、実は私も、小学校3年ぐらいのときだったと思いますが、北郷村宇納間というところで鶏を養っておりました。朝起きて、カンランを切って餌をやるわけです、出刃包丁でしたけど。3歳上の兄が私に、「ちょっと包丁を貸してくれ」と言うものですから、私は、その切りよった包丁を「ほい」といって渡したんです。そうしたら、兄が、「お前ね、人に包丁を渡すときにはそんげな渡し方をしたらいかんぞ。ひっくり返してお前が切れるほうを握って渡せ」と。ああ、なるほどねと。私は兄からそういう道徳というか、そういったものを教えられた気がいたします。本当に人のことを考えるということが非常に大事だなと思うところです。小学校3年のちょうどそのとき、学校の先生が突然授業の中で、「道徳とは何とthinkか」と言われました。そのときに、文部省からの何か通達があって、昭和33年当時、道徳教育が始まったようです。それで、手を挙げて、「道徳とは、包丁を反対にして渡すことです」と言ったら、物すごく褒められました。そんな

思い出もあります。

宮日新聞に「いつも誰かが」という、県立芸術劇場館長の佐藤寿美さんという方のシリーズ物が載っています。14日目の部分にこんなのが載っていました。当時、先生から、お前は特色がないから、あの女の子の世話をしなさいというように、障がいを持った女の子のお世話をするというので、「穴井和代ちゃんという身体の不自由な子がいて、その子を学校帰りに家まで送る付き添いだった。カズヨちゃんはやせてかかしみたいな体形で、かなり重度の障害が残っており真っすぐ歩けない。私はカズヨちゃんの手をひいて普段の倍以上の時間をかけて帰り道を歩くことになった(中略)同級生が遠くからカズヨちゃんの歩く姿をからかった。私ははじめこの任務が嫌でしょうがなかった。しかしカズヨちゃんは汗をかきながら懸命に歩いた。私がからかう連中に向かって怒った時には、涙を浮かべて私の袖を引っ張って止めた」という文章がありました。あら、すごいねと思ってですね。小学校3年か4年ごろに、こういう人を助けるということをして一生懸命された人なんだなと思っております。そういうことが世の中に広まればいいかなと思います。

教育長、ありがとうございます。

それでは次に、県土整備部長に、県営住宅の設備についてお伺いしたいと思います。

先日、県営住宅に入居した人から聞いた話がありますが、最近の民間の賃貸住宅ではほぼついていると思われるカーテンレールと網戸が県営住宅にはついていなくて、「自己負担でつけてください」と指定管理者の方から言われたとのことでありました。住宅に困窮する低所得者の方々に対して、低廉な家賃で賃貸する県営住宅を整備する上で、県負担で設置する住宅の設

備については、時代の変遷に伴い、いろいろ改善・向上が図られてきていることとは思いますが、カーテンレールや網戸は設置されてよいものではないかと感じた次第であります。

既に入居されている住宅に改めて設置することは難しいかもしれませんが、せめてこれから建てかえる住宅において、県で設置してもよいのではないかと思った次第ですが、まず、本年4月1日現在での県営住宅の入居率はどの程度なのか、お教えてください。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 平成29年4月1日現在、県営住宅の全管理戸数8,970戸に対し、入居戸数は7,974戸で、入居率は88.9%となっております。なお、全管理戸数のうち、建てかえやバリアフリー化工事などのために入居者募集をとめている住戸が274戸ありますので、これを除いた8,696戸に対する入居率は、91.7%となっております。

○**太田清海議員** 入居率をお伺いしました。もう少し高いのかなと思っていたんですが、そういう実態があるということですね。先ほど私が説明しましたように、県営住宅に入居する際に、入居者自身で購入して取りつけるものにはどのようなものがあるのか。また、今後、建てかえを行う住宅において、県の負担で網戸、カーテンレールの設置を検討することはできないのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 県営住宅に入居する際は、お話のありました網戸、カーテンレール、そのほか、ガスコンロ、一部の照明器具などについては、入居者自身で取りつけていただいております。公営住宅の仕様等を定めた国の基準では、当初設ける附帯設備として、炊事、給水、排水、電気及び物干しなどが示されており、平成10年に改正された基準では、入

浴やテレビ受信の設備、電話配線などが加わっておりますが、網戸やカーテンレールなどについては示されておらず、都道府県ごとに取り扱ってもさまざまな状況であります。しかしながら、網戸やカーテンレールについては、我が国の住宅の質も向上していることや、公営住宅の建てかえや新築の際に設置する都道府県が増加している状況を踏まえ、今後、建てかえに着手する団地につきましては、住宅を建設する際に県で設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今後、新築する場合には検討するという事ですから、もうそういう時代になったのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく県土整備部長に、河川の管理についてお伺ひしたいと思ひます。

北川での台風災害、これについては後藤哲朗議員が十分質問されましたので、私は、ダム管理の問題について、今回の台風18号による洪水に対し、北川ダムではどのような対応であったのか、お伺ひしたいと思ひます。

○県土整備部長（東 憲之介君） 北川ダムを管理している大分県が公表した資料によりますと、今回の台風18号では、9月17日午前8時10分から、北川ダム操作規則に基づき、洪水調節が開始されております。その後、午後1時から1時間雨量が98ミリを記録するなどの異常な豪雨となり、ダムに流れ込む流量は急速に増加し、午後1時40分に計画の毎秒1,800立方メートルを超え、午後2時40分には毎秒2,548立方メートルに達してあります。このため、午後2時50分に、操作規則に基づき、ただし書き操作と言われる特例操作に移行してあります。今回のダム操作により、最大流入量の一部をダムに貯留

し、下流に流す水の量を毎秒1,721立方メートルに減らすことで、延岡市の熊田橋地点の水位を約1.4メートル低減させたとの試算がなされてあります。

○太田清海議員 北川の熊田地区でのダムの効果というのは、今言われたように、1.4メートル引き下げているんだということであれば、ダムの管理をきちっとされたその効果だろうというふうに評価をしたいと思ひます。この地区については、内水面については延岡市の管轄だろうと思ひますが、ぜひ、県のほうも指導なり助言なりよろしくお願ひしたいと思ひます。工夫をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、もう一度教育長のほうに、スポーツの振興についてということでお尋ねしたいと思ひます。

学校教育における運動部活動の意義についてお伺ひしたいと思ひます。

○教育長（四本 孝君） 学校における運動部活動につきましては、体力の向上等に加え、日々の練習や試合を通して、互いに協力し合ったり、友情を深めたり、あるいは思いやりの心を培ったり、目標達成に向けて努力する姿勢や自分の責任を果たす態度を育てたりするなど、「生きる力」を身につけさせる上で大変重要な活動であると考えてあります。このような意義を持つ運動部活動は、学校教育において大きな役割を果たしていると認識しているところでございます。

○太田清海議員 部活動、私は教育の一環だと思ひます。それにはもちろん勝負もありますから、負けることの悲しさと、今度頑張っようという思いになったり、勝った場合には相手をおたわったり、そんなのも一つ大事なことでありたいと思ひます。

それで、これは1月23日の宮日新聞に載っていて、私も興味を持って読ませていただきましたが、全日本女子バスケットの代表の方が、オリンピックで負けること、これはその人にとっては災害であるというような表題で、心身に傷、続く自責の念から、負ける自由を許してというような、極めた人がそういうのを書いておられます。私自身もテニスを高校時代までやったんですが、九州大会に行ったときに、高校の先生——私は、てっきり先生と思っていたんですが、事務官の先生が私たちを指導してくださいました。本当にありがたいと思っています。その先生から九州大会に連れていかれたときに、九州大会の名門校は、生徒がミスすると、グリップのところを反対にしてその選手をたたく。高校生ですけれども、その子供は逃げるんですね、怖いから。私は、それを見て、スポーツというのは楽しいのに何でそんな教え方をするのかと、そのとき高校生でしたけど、思いました。

私は、スポーツというのは、体の健康とかそんな目的があるわけですから、ぜひそういう視点を持っていただきたいと思うのと、国体もこれはまた一つの勝負の世界ですから、勝たないかんとか、天皇杯をとらないかんといいプレッシャーもあろうかと思いますが、本来のスポーツということも考えておいていただきたいなと思っています。

その国体に向けた強化もせないかんとおっしゃるけれども、2巡目国体に向けた教員採用について、どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） スポーツの振興や競技力の向上を図るためには、すぐれた指導のできる教員を確保することが重要であります、

その採用に当たりましては、競技力だけではなく、教師としての資質をしっかりと判断して採用することが大切であると考えております。本県では、スポーツ分野の秀でた技能・実績を有する選手及び指導者を確保するため、平成9年度から教員の特別選考試験を実施しておりますが、その選考においては、スポーツの実績だけではなく、一般選考試験と同様に、模擬授業や個人面接、集団討論などにより、教師としての資質も確認しております。今後とも、競技力や指導力を兼ね備えた質の高い教員の計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。教員採用については、総合的な判断をして採用ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、LGBTの問題について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

性同一性障がいホルモンの療法に対する県の認識をお伺ひしたいということですが、この性同一性障がいの問題等については、私が平成26年6月議会で、手術をする人・せざるを得ない人に保険が適用になったらいいかなという思いを述べました。そうしたら、国のほうでも、手術については保険の適用にしますということで、それが来年度あたりになるという方向で厚生労働省のほうで発表されたようです。本当によかったと思っています。

ただ、その中では、ホルモン療法については保険適用はまだ考えられていないというような方向であります。中には、ホルモン療法せざるを得ない人も、どこの病院にかかればいいのか、もしくは、あそこが病院だけれども、例えば延岡とか都城から見た場合、遠いところにあるからなかなか行けない。となると、注射とい

うの也有りますが、錠剤を飲んでやらざるを得ない。これは風評的に言ってもいけません、果たしてその錠剤が健康にいいのかどうかということも考えなならぬものですから、きちっとした医者からホルモン注射なりをされることになつたらいいのかなという思いがありまして、県のホルモン療法に対する認識をお伺いしたいと思ひます。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 国によれば、性同一性障がいとは、生物学的な性別がみずからの性別に対する認知と一致しない場合とされておひます。この治療につきましては、日本精神神経学会が定めた「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」によりますと、十分な知識と経験を持った精神科医、形成外科医、泌尿器科医、産婦人科医などにより構成された医療チームによって、精神科領域の治療とホルモン療法や性別適合手術などの身体的治療を行うものとされておひます。現状では、全国的に、専門的な治療に携わる医師等や医療機関が十分とは言えないとされておひまして、県としても、性同一性障がいに関する治療や医療保険の適用のあり方などについて、国や学会等の動向を注視してまいりたいと思ひておひます。

○太田清海議員 ホルモン療法についても、私は、国のほうでだんだん認める方向に行ったほうがいいのではないかというふうに思ひておひます。特に遠隔地におる人の場合は、自分の仕事を休んで病院のほうにかからないかんということであるとすれば、周りの病院でもそれが取り扱えるようになるという思いがなという思いであります。

次に、今度は教育長のほうにお伺いしたいと思ひます。男女混合名簿の件であります。これは前回、渡辺創議員が混合名簿については、そ

の趣旨なり狙いなりきちつとされておひますので、特別言うことはありませんが、学校における男女混合名簿使用のさらなる推進について、県の教育委員会の対応をお伺いしたいと思ひます。

○教育長(四本 孝君) 性で分けない名簿、いわゆる男女混合名簿の使用につきましては、まず、各学校で、児童生徒や保護者及び教職員の十分な理解を得ることが大切であるものと考えておひます。この点を踏まえました上で、原則として、学校で使用する名簿については性で分けないこと、また、性で分ける必要がある場合は、LGBT等の性的マイノリティーの児童生徒への配慮を十分に行うことという県教育委員会としての基本的な考え方を、本年10月には県立学校の校長に、また、11月には各市町村教育長にお示ししたところでございます。

○太田清海議員 県としては、そういう形で、各市町村の教育委員会のほうにはその旨を通知されたり、伝達されたということでありまして、県としての御理解のもとにされているというふうに理解をいたします。

混合名簿については、各現場では、例えば服装とか髪型、更衣室をどうするのか、トイレをどうするのか、水泳の場合どうするのか、身体検査の場合どうするのかという、非常に悩ましい対応もあろうかと思ひます。それは本当に悩ましいと思ひますよ、やり方としては、できるだけその方向に持っていくということにはなつておるようだけれども、そういうものに比べた場合に、混合名簿というのはできることである。やればできることである。そうしたほうが、そういう悩みを持った人が保健室に行つて、僕はこんな気持ちになっているんだがということをおひすこともできるかもしれない。差別

も受けないかもしれない。いじめも受けないかもしれないということであれば、悩ましい問題よりも、この混合名簿は取り組みやすい。やろうと思えばできるのではないか。全国でも8割程度はそうなっているということを考えると、これは押しつけということではありませんけれども、そうしたほうがみんなが幸せになれるんですよという思いで、県のほうもぜひ取り組んでください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、また教育長になりますが、県の人事委員会勧告で、教職員の負担軽減について初めて提言されていますが、教育長はどのように考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会では、現在、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づきまして、調査・提出書類の削減やスクールソーシャルワーカーの増員などにより、教職員の負担軽減を図っているところであります。一方で、学校現場における負担軽減を図るためには、管理職の強いリーダーシップが不可欠でありますことから、私から小・中・高の校長等に対して、機会あるごとに、出退勤時刻の把握や行事・会議等の精選、部活動の休養日の設定などの取り組みを推進するよう、強く訴えているところでございます。先般の中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言」を受けた国の動向等も注視しながら、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念できる環境づくりに、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。負担軽減ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私は、気になることがもう一つあります。臨時的任用講師、例えば40代の人でまだ臨時だという先生がおられました。クラスも持ちながら、ほとんどほかの先生と変わらない任務を与えられてという人たちがいらっしゃいます。その人数と勤務の条件の改善についてお伺ひしたいと思ひます。

○教育長(四本 孝君) 本県の臨時的任用講師、いわゆる常勤講師の人数につきましては、平成29年5月1日現在で、小中学校900名、県立学校463名、計1,363名となっております。臨時的任用講師の勤務条件につきましては、これまで、子の看護休暇等の特別休暇の新設や夏季休暇の取得期間の延長など、正規職員に準じた改善を行ってきております。さらに、本年度からは、勤務校が変わっても年次休暇の繰り越しを認めることとしたところでございます。今後とも、臨時的任用講師の勤務条件の改善に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今後、臨時的任用講師の改善を図っていくということでありまして、ぜひ頑張ってくださいと思うんです。国庫負担金の問題等もありますので、なかなか大変だと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の質問になります。県立体育館の整備についてということで、教育長にお尋ねしますが、延岡に県立体育館をつくっていただくという決意をされまして、教育長、それから知事、ともにありがとうございます。私たち延岡選出の5人の県会議員もまとまって、昨年の12月13日でしたか、知事に、ぜひ延岡につくってくださいというふうに申し入れをしまして、そのことではなかつたのかどうかわかりませんが、私たちも、延岡市民から、よかったねと

言われて、本当にうれしいばかりだったです。

この体育館についてであります、一つ問題なのは、今まで市民体育を使っていた市民のたちが、今度県立体育館ができたときに、同じような雰囲気でも気軽に使えるのかどうかというのが、皆さん不安になっているようです。私、延岡市のほうにも確認して、どうですか、その辺の問題はと聞いたら、「その辺の解消ができるように3つぐらいの案を考えております。それを県とも協議していきます」ということを言っておられました。そういう問題もあるものですから、県のほうも延岡市と十分協議していただきたいなという思いで質問させていただきます。体育館の整備については、市民が利用しにくくなるのではないかと心配する声もありますが、延岡市とどのように調整を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 体育館の整備につきましては、9年後の国体開催や、その前年に予定しておりますリハーサル大会も視野に入れながら、計画的に進めてまいります。御指摘のありました体育館の市民利用につきましては、今後、施設の仕様や配置などといった具体的な内容を基本計画としてまとめることとしており、この中で、大会・行事等の調整方法も含めて、延岡市とも十分協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 延岡市と十分協議していくということですから、ありがとうございました。

あと、道路行政については、田口議員がこの後みっちりやられますから、譲りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

す。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の岩切達哉であります。通告に基づき質問をさせていただきます。

最初に、知事の政治姿勢について伺います。

憲法第8章並びに地方自治法では、住民に最も近い自治体が、住民福祉の向上に責任と権限を持って、さまざまな工夫と知恵で「自治」を行っていくことを求めています。憲法に地方自治が保障されていることは画期的なことであり、この憲法の精神を生かしていくためには、働く者が額に汗して生産したこの国の富を公平に地方に配分していくこと、そして、そのことを確実なものとしていくことが必要で、現行の交付金制度を充実させていくことが何より重要であります。

国では、経済財政諮問会議において自治体の基金残高の増加を取り上げて、交付税減額の意見が出されていると伺います。地方自治体が爪に火をとす努力で、将来の財政需要に備えるための蓄えを行っているにもかかわらず、貯金がけしからんという意見はいかにも傲慢であります。また、地方交付税の配分について、ややもすると、国にとって気に入った行政のスタイルを進める自治体には手厚く、そうでない自治体には、ある意味ペナルティーとも受け取れるような交付税措置に采配を振るう姿が見られるように思います。

知事は、宮崎県・市町村連携推進会議を平成23年2月に設置し、地方の立場を市町村とともに発信していくとともに、県内自治体の情報交換と共同行動の推進を図るべく取り組んでおられます。そこで知事に伺います。毎年のように、地方の財政は厳しく、自主自立的な行政運営にも支障があるような交付税制度については改めるべきとの声がある中、宮崎県・市町村連携推進会議の今日的な役割と意義、また、知事の地方分権並びに地方交付税制度に対する所見はいかがなものか伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、宮崎県・市町村連携推進会議につきましては、地方分権の推進など、本県の重要課題に関しまして、県と市町村が対等な立場で協議・検討を行う場として設置をしているものでありまして、この会議を通じて、さまざまな情報や課題についての認識を共有するとともに、県、市町村の連携・協力体制の強化を図っているところであります。

また、地方分権及び地方交付税制度についてであります。真の地方分権を実現するためには、地方がみずからの責任と判断でその実情に応じた施策を行えるよう、財政基盤や権限を強化していくとともに、地方交付税の持つ財源調整機能及び財源保障機能についても、充実・強化を図っていくことが必要であると考えております。

地方交付税については、毎年のように、その見直し、地方財政対策、国との間で協議がなされるところでありますが、しっかりと地方の声を上げていくことが大事だというふうに考え

ておりまして、こうした課題につきましては、県・市町村連携推進会議等の場での議論も十分に踏まえて、本県独自として、また知事会等を通じて、国への要望等につなげてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○岩切達哉議員 市町村との連携会議の場は、ある意味、県の行政をこういうふうにとりしめてやっていきますというのを——当然それはそれとして必要だと思えますけれども、市町村の首長の皆さんと知事が一体的に宮崎をどうしていくか、そういうような場だというふうに思います。そういった中で、財源論、しっかりあると思いますので、声を集約して国に伝えていただきたいと思っています。

とりわけ県政の重要課題、これからたくさん出てまいります。地方自治の推進という大きな目標の中で取り組んでいただきたいと思います。ただ、総務省のほうでは、トップランナー方式という言い方がありますけれども、国が地方に対して、地方の都合を無視して、ある意味、業務の合理化を強要する方式、このように私は受けとめております。地方の特性、地方の意思というものを尊重していくよう強く働きかけることを、知事にお願いしておきたいと思っております。

県では、防災庁舎、そして国体施設、長距離航路維持、そういう県政の将来に向けて必要な財源は、本当に大変さを増すというふうに思っておりますけれども、一方で、私のこだわります福祉や医療、県民の生活というものに支障が出ないようにお願いしておきたいと思っております。

続いて、その福祉、医療、教育について順次質問をいたします。

11月は虐待防止強化月間でした。平

成28年度の相談対応件数は631件。虐待通告の経路別では、「警察等」の93件が2番目に多かったということになっています。10月24日のニュースで、こども政策局長と宮崎県警生活安全部長が、虐待情報の共有化を図る内容の協定書にサインする風景が映し出されていました。まずは、この協定の目的について、福祉保健部長からお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この「児童虐待事案等における情報提供に関する協定」につきましては、児童相談所が警察に児童虐待防止法に基づく援助要請を行う場合や、警察が通報を受けて家庭を訪問する際などに、それぞれの機関が保有する情報を、必要に応じて円滑かつ迅速に提供できるよう、その運用に関する取り決めを行うことにより、子供の安全確保を図ることを目的としております。

○岩切達哉議員 では、この警察と児童相談所との連携が虐待防止にどう生かされていくか、そういうことが目標になるんだろうと思いますけれども、現実にはどのように生かされていくのか、福祉保健部長からお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 児童相談所と警察では、これまでも相互に情報交換を行ってまいりましたが、今回、この協定を締結することにより、連携強化の意識をさらに高め、必要に応じた早期の情報共有を徹底することで、子供に対する暴力等の直接的な行為はもとより、子供の目の前で家族に暴力を振るう、いわゆる面前DVなど、児童虐待につながるさまざまな情報を迅速に察知し、的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 面前DVというものが今、部長からありました。子供の前で暴力を振るう姿を見せてはならない、それは心理的虐待なんだ

という認識が広まっているというふうに理解しております。

ぜひ、警察、福祉部局と連携を図って、子供の心に寄り添う体制を整えていただきたいと思います。通告がふえるということ、虐待件数の増加に比例して、対応する児童相談所職員の増員をこれまでもお願いしてきておまして、現実にはそのような対応をいただいておりますけれども、なおも増加している昨今の状況の中、職員の疲弊はないのか、さらには対応に漏れやおくれというものが発生していないのか、心配をしているところでもあります。どのような対応をされていく方針でしょうか、福祉保健部長、お聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 児童相談所におきましては、これまで児童福祉司や児童心理司の増員、保健師等の配置など、業務の量や質を踏まえ、順次、体制の強化や専門性の向上を図ってきたところでもあります。このような中、相談件数は増加傾向にあり、対応困難な事例もふえている状況にありますことから、児童相談所職員の専門性をさらに高める研修の充実等に加え、市町村を初めとした関係機関との連携の強化による支援の充実にも努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 きのも質問が出ておりましたけれども、職員のキャリア形成という言葉がありました。児相の任務は大変な任務だというふうに思います。プロフェッショナル養成というものが必要な部署だというふうに思います。ぜひよろしくお願ひします。

県警本部長にお尋ねいたします。警察職員には虐待対応の理解を深めておく必要があると思いますけれども、具体的な対応状況をお聞かせください。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、児童虐待事案に適切に対応するために、対応要領マニュアルを作成するとともに、各種研修会や警察署への巡回などによりまして、職員に対する指導・教養を行っております。

また、本年9月には、県下警察署の担当者として児童相談所の職員を対象に、実践的な合同訓練を実施しまして、児童虐待事案への対応能力の向上と連携の強化を図ったところでございます。今後とも、職員に対する指導・教養を継続するとともに、児童相談所を初めとした関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に努めてまいります。

○岩切達哉議員 警察の第一線、派出所、駐在所の皆さんも含めて、そういう場面が多いだろうと思いますので、教養を高めるというお言葉がございましたが、御奮闘いただきたいと思っております。また、両者の連携とともに、相互理解のもとで子供の安全が図られるように願ってまいります。

続いて、未成年者の妊娠への対応について伺いたいと思っております。ことし8月末に、都城市内のホテルにおいて、高校生が出産し、嬰兒をそのまま放置したため、死に至らしめた容疑で逮捕されるというショックなことがございました。そういうことになった高校生自身も大変ショックだったと思っております。妊娠の段階から相当に不安で、孤独で、出産は痛くて、苦しくて、悲しくて、本当につらかったと思っております。そして、生きて生まれた赤ん坊のことを考えると、二重に残念に思っております。このような予期せぬ妊娠を誰にも相談できなかったのか、気づけなかったのか、悔やまれるところです。

厚生労働省の統計では、10代の出産は2016年に1万1,095人、うち15歳未満が46人、また、10

代の人工妊娠中絶は1万4,666件、15歳未満は220件というデータがございました。そこで、宮崎県での10代の妊娠の実情はいかがな状況にありますでしょうか、福祉保健部長からお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県における20歳未満の出産の状況につきましては、国の人口動態統計によりますと、平成28年の出生数は156人、15歳未満については、出生はありません。また、20歳未満の人工妊娠中絶の件数につきましては、国の衛生行政報告例によりますと、平成28年度は117件であり、15歳未満は1件となっております。

○岩切達哉議員 300件近い妊娠があつて、156件は出産して、人工妊娠中絶が117件、15歳未満の方にもそういう事例があつたと、こういうお話でございました。手元にあつた資料は、それより前の古い資料でございました。現実に15歳未満での出生件数も、カウントがゼロではない年次もあつたというふうに見ています。

そのような10代の妊娠が、現実に全国では3万余り、宮崎でも300余りということになっているんですが、ここで教育長に伺いたいと思っております。妊娠を原因として、生徒が学校から排除されず、引き続き学び続けられる環境を求めたいと思うところです。教育委員会での支援体制整備が必要と考えますが、中高校生の妊娠が判明した場合、学校や教育委員会の対応はどうなさっているでしょうか、お聞かせください。

○教育長（四本 孝君） まず、中学校は義務教育でありますので、妊娠を理由として、生徒が学校から退学させられるということはありません。また、県立高等学校におきましても、妊娠を理由として、学校が退学を勧めた事例の報告は、これまでございません。

学校での支援体制といたしましては、妊娠した生徒が安心して相談できるように、養護教諭や女性教諭を相談窓口にしたたり、母体の保護・安全を考慮して、生徒等の意向を尊重した対応を行ったりしております。また、出産を理由に休学を希望した生徒につきましては、休学中も母子の状況を定期的に把握し、復学に向けた支援を行っております。県教育委員会といたしましても、しっかりと性教育を行うとともに、中高校生が妊娠した場合は、教育上必要な配慮を行うよう各学校を指導してまいります。

○岩切達哉議員 続けて教育長に伺いたいと思います。この事件では、女子生徒だけ逮捕されて責任を負わされています。生徒たちに、身を守るため、産科医学会だとか助産師会などの協力を得て性教育を行うとか、また相談できる場がありますよというような広報を、学校内でしっかり行ってほしいと思いますし、可能ならば、相談できる場はここだというようなチラシを、堂々と学校にも張り出すというような配慮をいただけないかなと思っています。

また、いろんな事情があるわけでございまして、事後避妊薬というものが今あります。そういう知識、また、それが犯罪絡みのものである場合には、犯罪被害者支援センターというものが県にはあるんだというようなことの周知など、学校として承知していただき、広報いただくことが求められると思いますが、教育長の御所見をお願いします。

○教育長(四本 孝君) 学校では、性に関する問題のみならず、生徒の持つさまざまな悩みや不安に対しまして、学級担任、養護教諭等が個別の相談に応じているところでございます。また、避妊具や緊急避妊薬等の具体的な内容について、産婦人科医等の専門家による講話を行

うとともに、県医師会に委託して開設しております「性に関する相談窓口」の周知を図っているところでございます。

さらに、性被害等の相談しづらい内容につきましては、犯罪被害者支援センター等に相談窓口が設置されていることの周知にも努めております。県教育委員会といたしましては、関係機関・団体等とも連携しながら、生徒に性に関する正しい知識の提供を行うとともに、悩みや不安を抱える生徒が安心して相談できる体制づくりを推進し、子供たちをしっかりと守ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 妊娠に至る状況は、男性、女性が組になってということだと思えますけれども、最終的に、それが正常な形で分娩等が行われなかった場合に、罪に問われるのは女性だけというような問題があるわけでありまして、本当にそういう状況になった子供、児童生徒への支援というのは、大変重要だというふうに認識しております。

先月、11月19日の日曜日に、宮崎市内の大型店で子育て応援フェスティバルというのが開かれておりまして、福祉担当の鎌原副知事が出席しておられました。福祉問題や妊娠問題に造詣の深い鎌原副知事に伺いたいと思います。妊娠してしまった女子生徒が安心して過ごせる場所というものを求めたいと思っています。家庭の事情などで、その家や地域で出産まで過ごすことができない、難しいという場合に、出産まで過ごさせて、安全な出産をさせて、その後の子育ての相談ができるというイメージの場所があります。

そこでは、必要に応じて、里親、または特別養子縁組などの相談も行われるというようなことを考えるんです。そして、十分な支援を行っ

て、そのお子さんが、教育委員会などの御支援もいただいて学校に復帰していく。このような支援が、実は県外で行われている事例も承知しているところでもあります。そのような支援体制の必要性を感じますが、鎌原副知事のほうで御準備いただけないか、御所見を伺いたいと思います。

○副知事（鎌原宜文君） 御質問にありました都城市での事件につきましては、私も残念な思いでいっぱいでありまして、二度とこのようなことが起きてはならないと感じたところでもあります。

現在、県では、予期しない妊娠などにより、悩みや不安を抱える女性に対応するため、保健所に相談窓口を設置し、思春期も含めた支援に努めているところでございます。

しかしながら、児童生徒が予期しない妊娠をした場合など、誰にも相談できず、地域から孤立してしまうケースも想定をされます。このため、このような孤立しがちな方に対しても、学校などの関係機関から情報提供を受けまして、あるいは、本人から直接、匿名で相談を受け、個別ケースに応じて関係機関とも連携した支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が、市町村において進められております。

県としましては、このセンターの設置について市町村を支援してまいりますとともに、地域が一体となった支援体制の整備に向けて、教育委員会や児童相談所等がこのセンターと適切に連携できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 学校や家庭で10代の皆さんの妊娠に気づくことができたならば、また本人が勇気を持って相談することができたならば、現行の保健所に加えて、子育て世代包括支援セン

ターが支える体制ができるんだというような内容だったと思います。ありがたいことだと思います。10代の妊娠という問題、気づくこと、一人にさせないことが大事だというふうに思います。

先日、11月なんですが、同様に県男女共同参画センター主催の研修会が行われました。「子どもへの性暴力」という内容での講演でございました。大変よい企画でございました。こういう事件性のものもございます。若年妊娠というものは、児童福祉法には特定妊婦として支援の対象とされております。児童相談所の持つ権限を活用して、里親宅で出産を支える体制というのも提案したいなと私は思っております。ともに考えていきたいと思います。10代の妊娠、県内でも中学生を含めて300件余り、どうか十分な体制整備をお願いしていきたいと思います。

続いて、里親の問題、里親委託促進についてお伺いいたします。本年度の九州地区里親研修会並びに宮崎県中央地区里親普及促進大会では、いずれも大分県の里親委託推進の状況について記念講演をいただきました。大分県では、委託率が既に3割を超えているということでした。宮崎県では、先週、井上議員の質問にありましたように、12%前後であります。大分県の取り組み状況を踏まえて、宮崎県として取り入れるものは何だとお考えでしょうか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 大分県では、平成14年度から全国に先駆けて里親委託の推進に着手し、里親登録数を拡大するとともに、児童養護施設等の関係機関との連携を強化することなどで、委託の推進を図ってこられたと伺っております。

本県におきましては、制度の周知等により里

親の確保を図るとともに、里親に対する必要な研修や、養育に関する相談支援等の実施をNPO法人に委託し、里親家庭との継続的な連携体制を構築するなど、委託推進の体制整備を図ってきたところでございます。今後は、大分県における関係機関との連携強化の手法なども参考にしながら、本県の実情に即した里親委託の推進を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 よいことは積極的に取り入れるということをお願いしたいと思っております。

また、8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」というところが発表した、「新しい社会的養育ビジョン」が話題になりました。現在進行中の社会的養護の課題と将来像の具現化方針について見直しを求めるものでございました。里親委託率のさらなる向上を、期間を早めて実現するように求めていらっしゃいました。さまざまな意見が聞かれているところですけれども、このビジョンに対して、県としての対応はいかがなものございましょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県におきましては、現在、平成27年度に策定しました家庭的養護推進計画に基づき、里親委託の推進を初め、施設の小規模化等に取り組んでいるところでございます。御質問の「新しい社会的養育ビジョン」には、この家庭的養護推進計画の大幅な見直しを求める提言が含まれておりますが、国によりますと、今後、ビジョンの内容を十分に検討し、具体的な方針等を示す予定であると伺っております。県としましては、その国の方針等も踏まえまして、里親委託の推進に、より一層努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 里親委託促進というのは、口で言うほど簡単なことではないというふうには

思っています。とりわけ、児童養護施設等との連携なくしては絶対にできない、そしてまた、社会的養護、施設か里親かという論に集約されるものではないと思っております。施設におられる里親支援専門相談員、また里親普及促進センターの里親委託等推進員、いろんな方がいらっしゃいます。フルに活用いただいて、安定的・継続的な里親家庭との連携を行って、宮崎県らしいあり方というものを構築いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、離婚時の支援についてであります。宮崎県は、多くの方に周知されていることだと思いますけれども、離婚率が高い県とずっと言われています。平成28年度の統計では、人口1,000人に対し2.02という数値で、全国の平均1.73を大きく上回り、この数字は全国2位の離婚率ということでございます。

兵庫県明石市において、離婚前対策が行われるようになりました。離婚前対策、養育費の取り決めだとか子供との面会ルールなどを定める合意書の作成を支援すると、こういう内容であります。これは大変有意義なことで、ひとり親家庭の貧困化を防いだり、また、子供はいずれの親からも愛されたいというふうに思いますので、この取り組みは、子供の発達にとって有意義だと思います。このような離婚手続場面において支援を行っている市町村の取り組みというのは、県内ではいかがな状況か、福祉保健部長から伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内市町村における離婚手続時等における対応でございますが、養育費や面会交流についての相談があった場合などには、その意義や義務、取り決め方法等について紹介したパンフレット等により、制度の周知・助言を行っております。

また、ひとり親家庭に係る施策について、各種相談窓口や児童扶養手当、医療費助成等の制度を、独自に作成した冊子を利用するなどして紹介するとともに、離婚届の提出時には、戸籍担当の部局が福祉担当部局への手続を案内するなど、庁内で連携した対応をとっているところでございます。

○岩切達哉議員 今、貧困問題で、ひとり親世帯の支援というのがきめ細かに行われておりますが、このスタートだというふうに思いますが、ぜひ、いろんな検討をいただいて、体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、いじめの問題について、教育長に何か伺います。10月末に文部科学省が発表した学校におけるいじめ認知件数について、積極的把握を進められたんだと思いますけれども、その結果、宮崎県では、前年度より1.8倍、1万947件ということでございました。この数字は1,000人当たり85.7件で、京都府に次いで全国2番目に多いということでございました。この調査結果について、私は、宮崎県教育委員会が徹底して調査して把握してきたというふうに思います。その姿勢を評価したいと思います。

いじめというのは、相手が嫌がることを行う、または強いることがその本質で、表面的なけがの有無は一部の事案であって、なかなか把握困難なものであります。子供の様子をつまびらかに観察し、また丁寧にかかわっていくことでしか把握できないところを、よくこれだけの件数を把握されたというふうに思います。課題は、この調査結果から大人が何を学び、どう動くか、また同時に、子供たちにどう学んでもらうかだと思います。まず、調査への姿勢はどうだったのか、教育長の所見を伺います。

○教育長(四本 孝君) 今回のいじめに関する調査につきましては、「いじめは見えにくいもの」「どの子供にも、どの学校にも起こり得るもの」として各学校が真摯に受けとめ、定期的なアンケートや教育相談等を通して、小さいいじめも見逃さないよう積極的な認知に努めてきた結果と受けとめております。

また、昨年度、認知したいじめにつきましては、各学校が組織的な対応を図りながら適切に対応し、年度内にほぼ解消したとの報告を受けております。なお、解消したいじめにつきましても、日常的に注意深く観察するなどして、再発防止に努めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、「いじめをしっかりと認知して、適切に対応すること」を基本姿勢とし、市町村教育委員会や関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止や早期解消に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 太田議員からもありましたけれども、小さいうちからSNSとかゲームというものに親しんで、人と人とのかわりについて学ぶ機会が減少したり、コミュニケーションの技術が養われにくくなっている中で、子供の間でいろんな問題が起きているというふうに思っています。そういうさまざまなソーシャルスキルトレーニングとかピアサポート活動という報告が、太田議員への答弁でもありましたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続けたいと思います。高機能自閉症、医療的ケアを要する児童生徒への対応でございます。高機能自閉症というものは、理解が社会に少しづつ広がっております。対人コミュニケーションの不得手さ、物事へのこだわりなど、自閉症特有の特徴を持っているが、知的な障がいはな

い場合を言います。

知的能力の水準から支援学校の対象とはならず、普通学校で学ぶのですけれども、教師には、発達の特性に対応する高いスキルが必要で、他の児童とのトラブルを防止し、また教師自身のかかわり方も十分な配慮を行って、二次障がいを防ぐことが求められます。県の高機能自閉症児童生徒に対する教育体制について、教育長から伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 通常の学級に在籍している高機能自閉症の児童生徒につきましては、多くの場合、集団の中でルールを守ることや、相手に自分の思いをうまく伝えることに困難が見られるところがございます。このため、学級担任等には、このような児童生徒に対する適切な指導を行うための正しい知識と理解が必要であります。

県教育委員会におきましては、障がいのある児童生徒が、県内どの地域でも特性に応じた支援が受けられるように、県内7つのエリアにサポーターを配置し、教員向けの研修を実施したり、学校から要請を受けて、専門性の高い教員による巡回支援を行うなど、教員の資質向上や校内支援体制の構築に努めているところでございます。

○岩切達哉議員 同様に、学ぶ能力とは関係なく、医療的なケアを要する児童がいらっしゃいます。その場合には、医療的ケアに対応する看護師の配置が学校には必要になりますけれども、今現在、十分なものになっているか、教育長から伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校におきましては、今年度、8校49名の医療的ケアの必要な児童生徒が在籍をしております。県教育委員会では、看護師25名を配置し、安全で安心な

学校生活を送れるように支援するとともに、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

また、小中学校におきましては、市町村教育委員会の判断になりますが、まずは、市町村教育委員会と保護者が、医療的ケアの体制などについて合意形成しておくことが重要であり、その上で、校内支援体制の整備や看護師の配置を行うことなどが必要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後、小中学校で医療的ケアが実施される場合には、児童生徒の状態に応じた適切な対応が図られるよう、市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 多様なお子さんが今いらっしゃいます。実は、高機能自閉症のお子さんや医療的ケアを要するお子さん方は、先ほど申しましたいじめの対象者にもなりがち、そういうような状況がありますので、ぜひ対応について万全を期すようお願いしたいと思います。

そこで、体制の問題でございますが、いじめ問題、先ほどの妊娠の問題等々、支援の必要な児童生徒の関係で活動が期待されるのは、スクールソーシャルワーカーだと思います。県下に12名しかいらっしゃいません。また、その活動領域や活動内容に対して十分とは言えない、年収150万ほどで働いていただいている。これは何とかしなければならない課題だと私は思うところであります。

また、教職員の働き方改革のためにも、スクールソーシャルワーカーの配置は大事だとされております。このようなスクールソーシャルワーカーの定着を図っていくために、健康保険の適用などもして、処遇の向上が必要と考えますが、教育長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

思います。

○**教育長（四本 孝君）** スクールソーシャルワーカーへの期待は年々高まっており、各学校からの派遣要請も増加をする中、本県におきましては、昨年度、配置人員を4名増員したところでございますが、まだ十分な数ではないものと認識をしております。今後は、関係機関等との連携をさらに強化し、人材の確保に努めるとともに、処遇改善に必要な財源を担保するため、国への要望を継続するなど、引き続き努力をしてみたいと考えております。

○**岩切達哉議員** 十分でないということについては、認識の一致を見たというふうに思います。ぜひ皆様方のほうで十分に対応をいただきたいと思います。

話題を変えて、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

県工業技術センターに行きますと、展示物がありまして、その役割というものがよく理解できる場所なんですけれども、最近行きましたら、子供用のビニールプールが置かれていました。理由を尋ねると、天井からの雨漏りを受けとめるためのプールだということでもあります。雨漏りというのは、放置しますと、建物全体の劣化を招きます。県民の大事な財産であるセンターを守るため、早急な手入れが必要と考えます。商工観光労働部長の所見をお伺いしたいと思います。

○**商工観光労働部長（中田哲朗君）** 工業技術センターにつきましては、平成10年に現在の宮崎市佐土原町に新築移転して既に20年近くが経過し、建物全体の老朽化が進んでいることもありまして、これまでも必要な補修等を行ってきております。

このような中、本年6月の県有建物劣化状況

等調査におきまして、火災受信機や非常放送設備など安全にかかわる設備の更新や、御指摘のありました雨漏り対策など、さまざまな補修等を要する箇所が報告されたところであります。このため、建物の劣化度や危険度を十分に踏まえ、緊急性や重要性などを考慮しながら、計画的な補修等に努めてまいりたいと考えております。

○**岩切達哉議員** 他県の方にも自慢できるすばらしいデザインの建物なんですけれども、建物の中に雨が降って困るところであります。ぜひ御対応いただきたいと思います。

続けて商工観光労働部長に伺います。青島海岸の問題であります。今般、3,000万の流木除去の費用が見込まれておりました。青島海岸が常に美しい海岸であることが望ましいわけございまして、日常的に宮崎観光の目玉である青島の景観を守るシステムというのが必要だと思います。既に青島地域活性化検討会議が宮崎市の音頭で設置され、青島地域活性化基本計画などがつくられておりますが、養浜についての考え方が示されているものではなかったようであります。

例えば県として、宮崎市やボランティア団体、ホテル業界、地元、そして県の関係課との連携で、青島海岸を観光地として維持していくための観光地青島環境維持会議、そういうような活動組織を設置していくことが求められるのではないかと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○**商工観光労働部長（中田哲朗君）** 県内有数の観光地であります青島では、ビーチパークや宮交ボタニックガーデンといった新しい魅力も加わり、多くの観光客でにぎわっているところですが、これら観光客を気持ちよくお迎えする

ためにも、青島地区の環境美化は重要であると
考えております。

お尋ねの青島海岸の日常的な美化につきましては、県や宮崎市、地元宿泊業者等で構成する「日南海岸青島美化愛護協会」を中心に、清掃活動などを行っているところであります。一昨日の日曜日には、その愛護協会の呼びかけによりまして——これには郡司副知事にもボランティアで参加いただきましたが——構成団体を初め、多数のボランティアの方々に御参加いただき、青島海岸の清掃を行ったところであります。

○岩切達哉議員 小倉ヶ浜でのジュニアサーフィン大会のときにも浜の清掃が行われて、特殊なバギーというオートバイの四輪車みたいなものが清掃を行ったということでもあります。ああいうのが日常的に浜をきれいにしているという姿を見せることも、また商品価値じゃないかなと思います。検討をお願いしたいと思えます。

次は、災害対応について、危機管理統括監に伺いたいと思えます。

大規模災害において、各機関から御出動があるわけなんですけれども、災害支援に従事する皆さんが、長期の活動、とりわけ御遺体の収容などで心に傷を負うことがあるというふうに伺います。災害救助の司令塔である危機管理局として、各支援機関の従事者の皆さんのメンタル支援体制について、どのような対策をとられているかお聞かせいただきたいと思えます。

○危機管理統括監（田中保通君） 災害時に救助活動や被災者支援を行う方々は、悲惨な現場や恐怖を伴う体験等により、精神的ショックやストレスを受けることがあります。災害の規模が大きくなるほど、その傾向は強くなると伺っ

ております。このため、消防や警察、自衛隊などにおきましては、各機関の実情に応じたメンタルサポートが行われているところでございます。

例えば、県内の消防本部では、日ごろからメンタルヘルス研修を行いますとともに、惨事ストレスに対応するため、マニュアルの作成や産業医等によるカウンセリングを実施しております。また、消防庁におきましても、精神科医や臨床心理士などで構成される「緊急時メンタルサポートチーム」を設けておりまして、現地の消防本部等へ派遣する取り組みを行っているところであります。

○岩切達哉議員 災害救助に当たる支援者が二次被災に遭うことを防止する必要があると思えます。先日の総合防災訓練でも感じたのですが、自衛隊の方々ですけれども、安全確保としてよく用いられる反射材や目立つ色の作業服ではございませんでした。二次被災防止のため、そのような資材提供が必要であると思うのですが、いかがでございましょうか。

○危機管理統括監（田中保通君） 自衛隊の皆様には、熊本地震や九州北部豪雨など、厳しい状況にある被災地において、身を挺して救助活動等に当たっていただいております。このため、災害現場における隊員の安全確保は、大変重要であると考えております。自衛隊におきましても、災害現場に安全監視のための隊員を配置したり、夜間活動を控えたりするなど、現場の状況に応じて隊員の安全確保を図っていると伺っております。

自衛隊員の服装等につきましては、自衛隊において、任務の内容を踏まえ、機能性や安全性を考慮した上で決定しているものと考えておりますが、議員の御意見につきましては、自衛隊

関係者へお伝えしたいと思います。

○岩切達哉議員 災害対応に絡んで、福祉保健部長に伺いたいと思います。視覚障がい者、聴覚障がい者への防災情報の提供、また、当事者からの緊急通報の体制は十分なものが整備されているでしょうか、教えてください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 災害時の視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報伝達手段につきましては、防災無線や防災情報メールが活用されており、市町村によっては、民生委員や消防団員が自宅を訪問し、警報発令の周知等を行っている例もございます。

当事者からの緊急通報につきましては、110番や119番への電話連絡のほか、特に聴覚障がい者に対しましては、警察等へのメール、ファクス等による伝達手段も活用されております。また、県聴覚障害者協会におきましても、独自の会員間の連絡網を構築し、情報伝達等の対応を行っております。

県におきましては、現在、改訂作業を進めております「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を活用し、市町村と連携しながら、支援が必要な方々に迅速に情報伝達等の対応ができる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続けて、福祉保健部長に伺います。障がいをお持ちの方、障がい者に対して、障害者総合支援法から障害福祉サービスが提供されておりますけれども、65歳になりますと、介護保険法による介護サービスに移行します。障がい者が64歳から65歳になっても、急に生活の不自由さに変化があることはないということで、それぞれのサービスの提供において適用を誤らないようにという内容の厚労省の事務連絡も出されています。

しかし、現実には、どうも当事者の思いとの間にずれが生じているというふうに思います。障害者福祉と介護保険制度の相互連携、そういったところに不足があるというふうに感じるんですが、そういう課題はないか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 65歳に到達する障がい者に対し、市町村におきましては、円滑にサービスを利用できるよう、事前に、要介護認定の申請案内や、希望されるサービスによっては、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給も可能である旨の案内を行っているところでございます。

また、介護保険サービスの利用開始時や開始後も、障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、随時、サービス担当者会議を活用し、相談支援専門員と介護支援専門員等が情報を共有した上で、利用者の意向や状態に沿ったプランを作成し、必要な支援を行っているところでございます。

県としましては、引き続き、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携について、市町村職員や相談支援従事者などに対する研修等を通じまして、周知・徹底を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 災害時には避難行動要支援者というふうに言われる皆さんでございまして、高齢の障がい者は大変な不安を持たれております。関係者間の連携について十分な指導をお願いしておきます。

県立宮崎病院の改築について、病院局長に伺いたいと思います。

県立宮崎病院の改築に当たって、救急医療体制でございましてけれども、平成27年度は3,946件の搬送受け入れがあった一方で、725件がさまざま

まな理由で受け入れができなかったという資料がありました。救急医療体制については、新病院に期待する県民の声が大きいのですけれども、改築に当たって、救命救急センターはどのような充実が図られるのか、お聞かせください。

○病院局長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、宮崎病院の救急患者の受け入れ件数は、県内でもトップクラスとなっておりますが、他の救急患者の対応のためにベッドがあいていないなどの理由によりまして、受け入れができていないケースもございます。

このため、新病院の基本設計では、床面積をこれまでに比べ3倍強となる1,100平方メートル程度とし、救急自動車等による受け入れ患者のための初療室を、現状の3室から6室に整備するほか、自家用車等で来院される救急患者用の救急外来を拡充する計画としております。これらにより、これまで以上に救命救急センターの機能が強化され、県民の皆様がいつでも安心して救急医療を受けられる体制が整備できるものと考えております。

○岩切達哉議員 計画によりますと、ヘリポートが屋上に設置されるということになっておりますけれども、県の防災ヘリや、先ほど話題にしました、災害時には自衛隊のヘリも活動されますが、どのような準備がなされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○病院局長（土持正弘君） 新病院では、屋上部分にヘリポートを整備いたしまして、受け入れ患者を、救急専用の直通エレベーターにより、1階の救命救急センターまで搬送する計画といたしております。これにより、これまでの宮崎市役所近くの大淀川河川敷へのドクターヘリの発着に比べ、患者の搬送時間が大幅に短縮

され、患者の救命率の向上が図られるものと考えております。

また、大規模災害時には、新病院南側に整備をいたします外来駐車場に、自衛隊等の大型ヘリコプターが離発着できるよう計画してございまして、基幹災害拠点病院としての機能も強化できるものと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ宮崎病院、期待に応えられる病院としての改築が順調に進むことを願っておりますのでございます。

最後に、市場法改正について、農政水産部長に伺います。

政府は、昨年末に定めた農業競争力強化プログラムの中で、生産者が有利な条件で安定取引を行えるよう卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止するとしてございまして、今般、規制改革推進会議が卸売市場法の改正を目標にした提言を行いました。

規制改革推進会議というのは、有名な「岩盤規制に穴をあける」という言葉に代表されるように、市場経済の活性化、新自由主義経済の発展のためには何でもやっつけよう、そういう目標で存在する会議だと私は思います。そこが出す提言ということで、大変注意をして見ないといけない、そのように思います。まず、市場法改正が農業へどのような影響を及ぼすのか、どのように見ておられるのか、農政水産部長に御所見を伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 卸売市場法の改正につきましては、ただいま議員おっしゃいましたように、政府の規制改革推進会議から先月24日に提言が出されるなど、現在、国におきまして、議論が進められているところであります。これは、近年の食品流通を取り巻く情勢が、昭和46年の卸売市場法制定時と大きくさま

変わりをしており、生産者、消費者の双方にメリットのある食品流通構造に変えていくことを目指したものであるというふうに伺っております。

具体的には、現行制度の柱であります卸売業者が、生産者からの委託を断ることができないという「受託拒否の禁止」や、卸売業者が仲卸業者等以外に販売できない「第三者販売の禁止」について廃止することなどが、議論の対象となっているようでございます。現時点ではまだ、農業への影響については見通せないところですので、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 昭和46年に制定された法律でありますけれども、平成16年に大きな改正をしている法律でもありまして、その際に、いろいろなルールの考え方は既に整理されたというふうに理解をしておりますけれども、今般、いろいろな状況により廃止という方向にも議論がなっていると、大変心配をしております。

農水省の資料では、生産物価格に流通コストが上乗せされて販売されているので、そここのところを改革して、安く消費者に届けるのですよというふうなことも書かれています。しかし、卸売市場が存在して、営々と生産物を消費者に届けてきたこれまでの役割、そして意義があるわけでありまして、全ての規制を取っ払うという提言には同意できない私自身の立場であります。農畜産業や水産業を営む県民に一番身近な立場におられる部長は、この市場法改正の動きにどう対応されていくつもりか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（大坪篤史君） 近年の食品流通を取り巻く環境は、取引の大型化や物流の効率化が進むなど、大きく変化しておりまして、

本県の卸売市場にとりましても、こういった問題への対応が大きな課題となっているところであります。そのため本県では、昨年度、第10次県卸売市場整備計画を策定しまして、宮崎、都城、延岡に3カ所の拠点市場を定め、ほかの卸売市場との緊密な連携を促進することで、大型取引にも対応できる新たな商流、物流の構築に取り組んでいるところであります。

卸売市場は、本県の農産物等を安定して出荷するための基幹的な流通インフラでありますので、県としましては、国の法改正の動向を注視しながら、計画の着実な推進に努め、卸売市場の機能強化に取り組んでまいりたいと存じます。

○岩切達哉議員 昨年、整備計画を策定したということで、ちょっと安心をしております。

この市場法改正の議論を聞きながら、私どもが寝ている間から、出荷物を家庭に届けるために必死で働いている市場関係者の存在を忘れてはならないというふうに思います。改革という議論があると、あすからそうなるということではないとは思いますが、徐々に実行されていく。そういった中で、農業競争力強化プログラムには、国が出資して支援を行うというように書いてありますけれども、市場関係者が路頭に迷うようなことがないように、ぜひ、そういうような立場で、部長には十分な手だてを検討していかれるように要望させていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 県民連合の田口でございます。きょうはこの会場に、渡辺創議員の後援会長、そしてまた、私の地元の区長さんも来ていただいております。ただ、地元

の区長さんは、私にというよりも、岩切議員のおじさんでございますので、そちらがメインだと思っております。きょうは傍聴、ありがとうございます。

一般質問4日目の最後の登壇となります。既に15名の議員が質問をしており、私が予定していた質問も、既に多くの県当局のお考えや取り組みを聞かせていただきました。できるだけ重複を避けて質問してまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

質問に入る前に、お礼を申し上げます。2026年の2巡目の宮崎国体に向けての施設整備に関してであります。県営の陸上競技場は都城市山之口町、体育館は延岡市設置が決まりました。オリンピックの多くのメダリストが生まれた延岡市は、「アスリートタウンのべおか」と称し、スポーツによる町の活性化を進めてきました。しかし、施設の老朽化や施設不足等々の不満から、その対策をスポーツ団体や市民から強く訴えられてきました。今回の決定で、県北においてスポーツ施設の核が生まれます。スポーツ団体や市民の喜びはひとしおです。延岡につくってよかったと思っただけのよう、この体育館をしっかりと活用して交流人口の拡大を図り、まちづくりや町の活性化につなげなければなりません。

もう一点、県北の明るいニュースがあります。きのう、日高議員からもお話がありましたが、宮崎市で開催された秋の九州地区高校野球大会で、日向市の富島高校と延岡学園がベスト4に残りました。特に富島高校は、決勝戦まで進出し、来年の全国選抜高校野球への初出場を確実にしました。例年、九州からは4校選抜されているところを考えると、延岡学園にも大きな期待がかかります。出場校を選抜するのは、

我が会派の渡辺議員がかつて在籍した毎日新聞社ですので、そのあたりは十分そんたくしてくれるものと信じています。過去には本県から2校出場は1度だけあり、昭和41年に宮崎商業高校と高鍋高校が出場して以来の快挙となります。しかも県北からは2校は初めてです。井本英雄議員と私は延岡野球協会の顧問をしており、先日の野球協会の納会でもこの話で持ち切りでした。延岡学園の三浦監督は元プロ野球選手で、大洋、現在のDeNAのキャッチャーだったそうで、監督就任直後の快挙となりそうです。納会の懇親会時には、各学校の監督が三浦監督のところに集まり、打撃のアドバイス等々を求められたのか、熱心に技術指導をしていました。富島、延岡学園のどちらかが優勝旗を宮崎に持って帰ってきてほしいものです。選手諸君の健闘を祈ります。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、知事の政治姿勢、来年度の国の予算編成に関して、知事にお伺いいたします。

つい先日の新聞の記事を見てびっくりしてしまいました。記事の見出しは、「自治体貯金は埋蔵金」、地方自治体の年々積み上がる基金を、麻生財務大臣が問題視。野田総務大臣は、将来の財源不足に備えて必要だと、地方交付税をめぐって攻防が繰り広げられているという内容でした。麻生大臣は、「地方の財源不足の半分は、政府が赤字国債を発行し、地方交付税で手当てしている。リーマンショックの後、地方税収が大幅に減少したときでさえ基金残高はふえている。借金しながら貯金をふやす自治体が7割もあるのはいかがなものか」等々と言いながら、地方自治体の基金に手をつけようとしています。野田総務大臣は、「基金は行財政改革の努力などにつくったお金だという自負があ

る。基金残高は、浮いたお金ではなく、職員の給与の削減といった行革努力によるもの。やる気のある首長ほど基金をたくさん積み立てている」と、激しくやり合ったそうです。全国の自治体の基金残高の総額は、2016年度末の21.5兆円と、この10年間で7.9兆円増加しています。国の財政難に悩む財務省は、新たな埋蔵金だと批判し、基金を取り崩させ、地方財源への国の支出を圧縮しようとしています。一方、総務省は、増加額の7割は、歳入減少、歳出増加への備えが目的で、野田総務大臣は、「自治体は将来に不安を抱えており、地方財源の削減は考えられない」と強調しています。地方は、厳しい財政のもと基金を積み上げてきたのに、その虎の子に、放漫経営をしてきた財務省が手を伸ばしてきています。許すわけにはまいりませんが、知事は、地方の基金増加に関する国の議論に関してどのようにお考えか、お伺いします。

次に、年明け早々に行われます、県庁所在地の宮崎市と県北の中核となる延岡市の市長選挙について伺います。どちらの選挙にも、ついこの前までこの議場に関係していた人物が候補者になる予定です。1人は元県議会議員、もう一方は県の元幹部です。選挙結果を待たなければなりません。誰が市長になろうと、3期目の出馬を決意した知事の今後の県政発展に大きく関係してくる2つの市長選挙となります。人口減少が進む中、創意工夫で地方創生を図り、力強い宮崎づくりを進めていかなければならないわけですが、来年1月に宮崎市と延岡市の市長選挙が行われます。次期市長にどのようなことを期待しているのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、地方の基金についてであります。総務省によりますと、地方の基金は、平成18年度から平成28年度までの10年間で7.9兆円増加をしております。この中には、東京都など地方交付税の不交付団体の増加分2.7兆円が含まれており、これを除いた交付団体の増加額5.3兆円のうち2.1兆円は、国の施策など制度的要因によるものであります。すなわち、その残りの3.1兆円が将来への備えとなっているところであります。

本県の状況で申しますと、県債管理基金を除いて残高が最も多い基金は、県有施設維持整備基金の約234億円であります。これは、今後の施設整備や老朽化対策に備えるため、近年、積み増しを行ってきたことによるものであります。地方は、行財政改革の努力を行いながら、災害等の不測の事態や公共施設の老朽化対策に備えるなど、それぞれの事情を踏まえて、みずからの責任と判断により財政運営を行っているところであります。国において、基金残高のみに着目をして、地方財政計画の適正化や地方交付税削減の議論がなされるのは、適当ではないと考えております。

次に、次期市長への期待についてであります。宮崎、延岡の両市は、県内で人口が第1、第3の都市であり、また、地域の中核的な都市であります。今後、本県が少子高齢化、人口減少問題を初めとするさまざまな課題に対応していく中で、中心的な役割を担っていただく自治体であると考えております。これまで両市とは、さまざまな分野で連携を図ってまいりましたが、地方創生や中山間地域対策、医療・福祉対策など、地域を取り巻く重要課題に的確に対応していくためには、国、県、市町村の連携

が、これまで以上に重要になってきているものと考えております。両市の市長となられる方には、市政のリーダーとして両市の発展に全力を挙げて取り組んでいただくとともに、これまで同様、県との緊密な連携のもと、宮崎県の発展に向けて尽力いただくことを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 麻生大臣の発言は、地方自治体の努力をないがしろにするものだと思っております。爪の先に火をともしながら債務を減らし、こつこつと基金を積み上げてきたのに、それを埋蔵金扱いされてはたまりません。私は、地方の声を代弁する全国知事会の存在が非常に薄くなっているのではないかと危惧しています。当時の東国原宮崎県知事や橋下元大阪府知事時代は、ちょっと手法は違いますが、あえてけんかを売りながら地方の声を届けていました。知事会が一丸となって声を上げてほしいと思っています。そこで伺いますが、全国知事会は、「闘う知事会」と言われたころのようにもっと存在感を出すべきだと考えますが、全国知事会の活動について、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 全国知事会では毎年、国へのさまざまな要望・提言を取りまとめて国に提言するとともに、国、地方を通じたさまざまな懸案事項が生じた場合には、国と地方の協議の場などを通じて、しっかりと地方の声を国に届けておるところであります。また、それに加えて、全国知事会の中に、農林商工、文教環境など6つの常任委員会や、地方分権、エネルギー政策など6つの特別委員会を設置し、また、必要に応じて、次世代育成支援といった個別テーマについてプロジェクトチームを立ち上げているところであります。それぞれ十分な

議論を行った上で地方の意見を集約しております。それを踏まえ、毎年、国の予算・施策に対する提案・要望を行うとともに、緊急を要する課題等につきまして、随時、提言等を実施しているところであります。私も、スポーツ・文化・観光プロジェクトチームのリーダーとして、東京オリンピック・パラリンピックの開催効果の全国への波及や、観光立国の実現に向けての提言の取りまとめ、要望活動などを実施しております。こうした活動を通して、スポーツ・文化施設の機能向上に活用できる地方債措置などの支援策や、民泊等の新制度にも地方の意見が反映されるなど、地方が求める政策の実現につながっていると受けとめているところであります。今後とも、しっかりと地方の声を届けるとともに、そうした姿を国民の皆様により多く伝えるよう、広報活動にも意を用いていく必要があるかと考えております。

○田口雄二議員 地方がやっと手に入れた一括交付金も、あっという間に安倍総理に取り上げられました。地方の声をしっかりと代弁していただきますように、よろしく願い申し上げます。

次に、医療・福祉に関する質問を行います。

10月19日に、平成30年度から臨床研修を開始する医学生が研修病院を選ぶ、医師臨床研修マッチングの最終結果が県より公表されました。59名のマッチングとなります。これまで、臨床研修医をいかに多く県内で研修をさせるか、それが本県の医師確保の大きな対策でした。その対策の一つが、宮崎大学に寄附講座を開設し、地域総合医育成サテライトセンターを県立日南病院に開設し、地域医療に従事する専門医の育成に努めています。その効果は大きく、研修医がコンスタントにマッチングしてお

り、これらの積み上げが、ここ数年60名ほどに安定してきているのかと思っています。そんな中、9年間マッチングゼロであった県立延岡病院に、何と3名も研修医が来てくれそうです。何としても医師国家試験に合格して、延岡で充実した臨床研修を行っていただき、立派な医師になってほしいものです。

医療現場では医師の長時間労働を当たり前と思う意識があり、医師にも労働者の視点に立った働き方改革が求められています。日本医師会が2015年に実施した調査では、勤務医の7%がうつ状態で、3.6%が「自殺や死を毎日のように感じている」と答えています。病気を治すのが医師の仕事ですが、医師のほうに状況は深刻であります。そこで、県立病院における初期臨床研修医と後期臨床研修医の勤務状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 臨床研修医の勤務状況につきましては、初期、後期いずれの研修医も、8時30分から17時15分までの通常の日勤勤務に加えまして、月数回の夜間救急業務に従事しております。このほか、診療の状況に応じて、正規の医師と同様に時間外勤務に従事することがありますが、過重な勤務になることがないように、今後とも適切な労務管理に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 研修医だけではなく、医療スタッフ全体がくれぐれも過重な勤務にならないように、配慮をよろしくお願いいたします。

以前、研修医は安い労働力の代名詞のように言われたこともあり、その改善がよく言われていました。本県の県立病院の初期臨床研修医と後期臨床研修医の処遇について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 初期臨床研修医に

つきましては、非常勤職員として採用しております。報酬は、研修1年目が月額1万5,800円、2年目が1万6,600円、そのほか夜間救急業務に従事した場合には、別途、1回当たり1万5,000円を支給しております。これらに時間外手当や住宅手当に相当するものなどを含めると、2年目の研修医では、年収はおおむね500万円前後となっております。また、後期臨床研修医につきましては、非常勤職員または正規職員として採用しておりますが、医師免許取得後5年目——後期研修医の3年目でございますが——の非常勤医師の年収はおおむね600万円程度となっているところであります。

○田口雄二議員 初期研修医は非常勤であるということを、今回初めて知りました。研修医はまさに研修に来ており、今後本県の医療を支えていってもらわなければなりません。今後も処遇の改善をよろしくお願いいたします。

患者は、高度な医療を受けようと大きな病院を選ぶ意識があり、軽症な方でも大きな病院に流れる傾向があります。これが過剰な受診状況となり、その抑制策が課題でした。本県でも、コンビニ受診はやめよう、かかりつけ医を持つという運動を広げてきました。現在はその効果が出ているのか。県立病院のコンビニ受診の抑制状況について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院における休日・夜間の安易な受診、いわゆるコンビニ受診につきましては、地元市町村や地域住民、医師会の皆様方の御理解、御協力によりまして、大きく改善されてきたところであります。他の医療機関から県立病院を紹介されて受診する患者の割合である紹介率でございますが、延岡病院では、平成18年度に57.0%であったものが、平成28年度には89.0%と非常に高い割合となっ

ております。これは、地元延岡市が、平成21年に「地域医療を守る条例」を制定され、コンビニ受診の抑制に向け、市民の方々と取り組まれた結果であると考えております。また、県立宮崎病院におきましても、平成18年度は41.0%であった紹介率が、平成28年度には59.9%に、日南病院も31.3%から46.3%に改善してきており、今後とも、地域の医療機関との連携を強化しながら、重症患者や急性期の医療を担う中核病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 紹介率が3病院とも、10年前と比較すると大幅に改善しています。ただ、全体の紹介率は延岡が89%と突出しています。一時期の医師不足の危機感が、市民を挙げての運動につながり、この数字にあらわれています。

次に、同じく医師の負担を軽くするものが医療秘書の存在です。医師には診療を中心に行っていただき、その他のことは医療秘書にやってもらうものです。既に数年前から採用していますが、現在の県立病院における医療秘書の導入状況について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 医療秘書につきましては、医師の負担軽減を図るため、平成21年度から配置をしているところではありますが、本年11月1日現在で、宮崎病院に21名、延岡病院に9名、日南病院に6名の計36名を配置しているところでもあります。

○田口雄二議員 3病院で36名とは、思ったよりもかなりふえているようです。医師の評判がよく、増員の希望があった上、採用で診療報酬のアップにもつながるようです。引き続き、医師、医療スタッフの負担軽減をよろしく願いいたします。

次に、商工観光労働行政の質問をいたしま

す。

先ほど太田議員からもありましたように、日機装株式会社の国内最大生産拠点である金沢工場を、11月1日に会派で調査をしてまいりました。血液透析関連製品のメディカル工場と、世界で90%以上のシェアを誇る民間航空機用のカスケードの製造を担う航空宇宙工場を見学させていただきました。カスケードとは、民間航空機の逆噴射装置に取りつけられる炭素繊維の部品です。この先、宮崎工場での製造が予定されているものです。大変細かく丁寧な作業が行われており、熟練の技術が求められるようでした。社員も若い世代が多く、新しく清潔な工場で働く雰囲気は、右肩上がりの業績を感じさせるものでした。宮崎日機装の西脇章社長が入社式で金沢工場に来ており、お話をすることができました。宮崎工場に採用された若者は、入社後そのまま残り、金沢工場で来年秋の操業に向けてそのまま研修を受けるようです。そこで伺います。宮崎日機装株式会社の採用状況と出身地の状況など特徴を、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎日機装におきましては、平成33年度までの5年間で500名の新規雇用を予定しており、初年度となる今年度の採用状況につきましては、予想を上回る1,102名の応募があり、選考の結果、新卒29名、中途採用142名の計171名を採用することとなったと伺っております。その特徴といたしましては、29名の新卒者のうち28名が県内出身者であることや、中途採用者の約3割をUターン者が占めていることなどが挙げられ、宮崎日機装も本県での人材確保に手応えを感じられたようであります。県といたしましては、魅力ある多様な雇用の場を創出し、宮崎で働きたいとい

う若者やU I J ターン希望者の県内就職の促進につなげられるよう、今後とも市町村と連携しながら、戦略的な企業立地を推進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 Uターンが3割もあるというのは、やっぱりふるさとで仕事をしたいんだということだと思います。日機装のカスケード等は90%のシェアで、ライバルがいない状況で、まさにオンリーワンと言っても過言ではありません。航空機はこれからさらに右肩上がりの需要が見込まれており、今後の宮崎工場も第2、第3の拡張も期待できます。高鍋移転も決まったキヤノンとともに本県発展の起爆剤となってくれるものと思います。

次に、今年度予算の目玉の一つである奨学金返還支援事業の質問に移ります。現在、社会的にも問題になっている奨学金の返還の重い負担と、県内就職の推進、人手不足の改善等の対策として本県が取り上げたものです。大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の2分の1を上限に、県内企業に就職した1年目、3年目、5年目に県と企業から給付するものです。奨学金返還支援事業について、今年度の企業からの応募と認定の状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 若者の県内就職、県内定着を促進するため、今年度から取り組んでおります奨学金返還支援事業につきましては、大学生等が、県から支援企業の認定を受けた県内企業に就職した場合に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還支援を行うものであり、支援総額の4分の1を当該企業が、4分の3を県が負担する仕組みとなっております。できるだけ多くの企業に本事業に参画いただくため、実施に当たりましては、関係団体や市町村等を

通じて広く制度の周知を図りながら募集を行ったところ、今年度は35社から応募がありまして、その全てを支援企業に認定したところであります。

○田口雄二議員 29年度は40名程度を予定しており、そこに35社の応募があり、全てを認定したということです。認定企業を見てみますと、宮崎市と日向市に偏りがありますが、これは地元の商工会議所等が熱心に広報した結果でもあるようです。この事業は今後、学生たちに積極的にPRして、県内企業に目を向けてもらわなければなりません。そこで、この事業を活用する学生等に向けた周知についてどのように取り組まれるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本事業におきましては、支援企業に就職し、来年度から返還支援を受けることとなります大学生等、及び将来の支援候補者として、大学等に進学した後に県内で就職することを前提に、無利子奨学金を希望する高校3年生の募集を行っているところであります。応募期限はいずれも来年2月までとなっております。学生等に対する周知につきましては、県内外の大学等へのPRチラシの送付や、ホームページへの掲載、SNSの活用などさまざまな手法を用いているほか、県内高校の奨学金担当者に対して、必要な情報提供も行ったところでありまして、また、年明けになりますが、来年1月には、事業の周知と支援企業との交流を図ることを目的に、保護者とともに参加することのできるイベントを開催することとしているところであります。このような取り組みを通じ、宮崎のよさや県内企業の魅力を効果的に伝え、宮崎の将来を担う産業人財の確保につなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 この支援事業は入社後5年目

まで支援がありますので、早期退職防止にもなるのではないかと考えております。積極的なPRをしていただき、優秀な人材確保を求めている企業とのマッチングをうまく進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、帝国データバンクが調査した、2016年の、倒産には至らなくても、事業継続を断念して休廃業・解散を選択したケースが、全国で2万4,957件と、倒産件数の3倍になりました。本県においては344件が休廃業し、倒産件数の10.75倍あり、建設業が最多です。2015年は愛媛県がワーストでしたが、2016年は新潟になり、本県は2年連続のワースト2位です。休廃業した県内事業者の売り上げ合計は約210億円、従業員数は合計約1,000人と見られています。いろんな要因があるとしても、倒産することもなく事業をやめることで、地域経済においても、雇用の面でも、また、企業の持つ技術やノウハウを失っていることは、地域経済の小さい本県にとって大きな痛手であります。この状況を何とかして変えなければなりません。事業承継対策について、県はどのような取り組みを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 企業経営者の高齢化が進行し、事業承継が全国的に大きな問題となっておりますことから、県におきましては本年5月に、国や商工団体、金融機関等から成る関係機関連絡会議を開催し、宮崎県事業引継ぎ支援センターを中心として事業承継への支援を行っていくことを確認したところであります。このような中、本年9月に、60歳以上の経営者4,992人を対象にアンケート調査を実施したところ、1,327人から回答があり、その約半数が、「適当な後継者がいない」「事業の先行きが不透明」「まだ時期尚早」などの理由によ

りまして、「自分の代で廃業・解散する予定」あるいは「後継者をまだ決めていない」としており、事業承継はまさに喫緊の課題であると再認識したところであります。県といたしましては、今後とも、関係機関としっかりと連携・協力し、円滑な事業承継の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 60歳以上のアンケート調査で回答があった半数が、廃業・解散予定、後継者をまだ決めていないとは、大変深刻な状況です。ここで、今御紹介がありました宮崎県事業引継ぎ支援センターの実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎県事業引継ぎ支援センターの実績につきましては、平成27年8月の開設から本年10月までで、相談件数が203件、そのうち事業承継に至ったものが6件となっております。今年度、専門相談員が1名から2名に増員され、体制が強化されたこともありまして、相談がふえている状況にあります。

○田口雄二議員 県内の休廃業対策をしっかりとやらないと、県内就職率の向上は非常に難しい状況になるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県プロフェッショナル人材戦略拠点について質問します。都市圏で活躍する専門的な技能や知識を持つ人材を宮崎に呼び込もうと、昨年1月、県プロフェッショナル人材戦略拠点を開設しました。戦略マネジャーを配置し、人材を求める企業側とUIJターンを希望する人などをマッチングすることで、地域経済の活性化を図るものです。県内の中小企業への訪問等によって、それぞれの求める人材を把握し、マッチングを支援し、採用後のフォローを行う

ものです。開設以来、間もなく2年を迎えようとしていますが、宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） プロフェッショナル人材戦略拠点は、議員から、ただいまお話がありましたとおり、県内企業の成長に資するため、企業の人材ニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者との連携により、専門的な知識や経験を持つ人材の地方環流を図るものであります。本県では、平成28年1月に拠点を設置して以降、企業経営の経験を持つ戦略マネジャーを中心に積極的に企業訪問に取り組み、本年10月までに県内228社の企業経営者等と面談を行っており、その中から68件の具体的な求人ニーズがあり、現在までに9名の採用につながったところであります。採用した企業の業種で見ますと、製造業が7名、サービス業が2名となっております。今後とも、これらの取り組みを通じてプロフェッショナル人材の活用を図り、県内企業の成長を促してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 31年度までに30名を目標にしているようですが、県内企業の求める人材の発掘をよろしく願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想について伺います。県境を越えて大分県とのコラボによる取り組みで、平成22年にスタートいたしました。平成24年6月には特区計画の認定を受け、研究開発がしやすい環境となり、国の評価も高いものです。昨年度、特区の期間5年が経過したため、再申請が認められ、さらに5年の延長となっております。現在の東九州メディカルバレー構想の進捗状況とその成果について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 東九州メディカルバレー構想につきましては、本県の医療機器産業研究会の会員企業が、設立当初の32社から82社に増加するとともに、新たに医療機器製造業の登録をした企業も9社となるなど、医療機器分野への参入が進んでおります。また、昨年、製造販売業の許可を取得した地場企業が、高機能プラスチック製の手術機器を開発し、販売開始に至るとともに、九州保健福祉大学が中心となり開発を進めてきた自動たん除去装置など、実用化に近い段階となっている案件も出てきており、これまでの取り組みによる成果があらわれてきていると認識しております。さらに、企業の機器開発を促進するため、今年度から新たに、宮崎大学医学部附属病院に医工連携コーディネーターを配置し、医療現場のニーズと企業の技術シーズとのマッチングなどに取り組んでいるところであります。今後とも、さらなる成果を目指し、構想の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 関連する企業も大幅にふえているようです。また、実用化されたものや実用化に近いものもあり、だんだん果実が見えてきました。今後を楽しみにしておきます。

次に、県土整備行政について質問いたします。

本年2月6日、本県の県北の県議団で、延岡南道路の料金体系の見直しを石井啓一国土交通大臣にじかに要望してまいりました。高額な通行料の見直しと、特に930円と突出した高額料金を回避した特大車が住宅街に流れ、生活道路の環境を著しく損ねている状況を強く訴えました。すると思いがけず、石井大臣より、料金体系の見直しを検討するよう事務方に指示されたことが明らかにされました。大変ありがたかつ

たのですが、それから既に10カ月が経過しています。もうそろそろ一定の方向性を示していただきたいのですが、現在の状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 延岡南道路に関しましては、お尋ねの料金体系を含め3つの課題があると考えております。1つ目の料金体系につきましては、県議会の皆様のお力添えもあり、国土交通大臣が見直す方向で指示されたところであります。2つ目の住宅地に大型車が流入する等のネットワーク上の課題につきましては、広域的な検討を国にお願いしているところでありますが、県といたしましても、周辺道路の交通混雑緩和などとあわせ、国及び市と連携して検討を行っているところであります。3つ目の生活道路の交通安全対策につきましては、延岡市や警察と連携し、これまで、歩行者等の巻き込み防止対策や、視界を妨げる街路樹の剪定などを実施したところであり、交差点の改良につきましても、今年度から市が事業に着手しております。引き続き、国や延岡市など関係機関と連携を密に図りながら、これらの課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 料金プール制は、どこかを値下げすると、帳尻を合わせるためにどこかを値上げすると聞いております。その調整に時間を要するのでしょうか。ただ、特大車の利用者は、「930円の料金が500円以下になれば使いたい」と言っております。いい効果が出るような値下げを期待しておりますし、鎌原副知事にも御尽力をお願いいたします。

次に、佐土原町の広瀬バイパスについて質問します。「何で県北のおまえが聞くんだよ」と言われそうですが、次のような理由です。念願

の東九州道の延岡一宮崎間が開通したにもかかわらず、利用状況を確認すると、「料金が高いので、よっぽど急ぐときでない」と高速道路は使わない」。使っても、宮崎西インターチェンジは宮崎市内中心部まで8キロメートルほどあり、西都インターでおられる方が多いようです。そしてよく言われることが、広瀬バイパスの早期供用です。西都インターチェンジでおられた後、春田バイパスを経由して、工事中の広瀬バイパスが見えてきます。かなり前から盛り土され、道路の概要が見えているのに、最近は一向に建設が進んでいるように見えません。この道路の開通により、佐土原のバイパスを経由して、無料化が予定される一ツ葉有料道路につながれば、格段に利便性が上がります。国道219号広瀬バイパスの整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道219号広瀬バイパス約3.2キロメートルにつきましては、西都インターチェンジから宮崎インターチェンジに至る地域高規格道路宮崎東環状道路の一部を構成しており、平成15年度から整備を進めてきております。当バイパスは、これまでに約96%の用地を取得し、盛り土工事や橋梁工事などを進めてきたところであり、今年度は、光陽台付近における市道交差部の改良工事などを実施しているところであります。県といたしましては、一ツ葉有料道路が無料化される平成31年度の開通を目標としているため、必要な予算の確保に努めながら、引き続き、残る用地の取得や改良工事を鋭意進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 平成15年から整備しているので、既に14年が経過しています。用地も残りわずかですが、地権者が多数おり、時間を要する

ようです。粘り強い対応をよろしく願いいたします。

次に、河川の防災対策について質問します。

延岡市の祝子川の支流蛇谷川は、平成17年の台風14号で500軒近くの床上・床下浸水被害ができました。県内各地でこのときは大きな被害が発生しておりますが、一地域としては最大戸数ではないかと思えます。その後、激特事業による排水ポンプが設置され、台風が来ても枕を高くして寝られるようになりました。ところが、昨年、本年と、排水ポンプがフル稼働しても、かなり危機的な状況になりつつあります。本年の台風18号は、昨年よりさらに水位が76センチも上昇し、道路冠水もかなり発生しました。地域住民は、いつ平成17年のような状況になるか心配しており、区長さんに対策の声が届いています。県が設置した蛇谷川の排水ポンプの能力アップについてどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 蛇谷川が流れる延岡市夏田地区におきましては、お話にもありましたように、平成17年の台風14号の大雨で、484戸もの家屋に内水による浸水被害が発生しましたことから、国の激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、祝子川との合流点に、毎秒5立方メートルを排出できる排水ポンプ場の整備に着手し、平成21年3月に完成したところであります。施設の完成以降、昨年の台風16号やことしの台風18号においては、長時間ポンプを稼働させるような大きな洪水が発生したところです。特にことしの台風18号は、昨年よりも本川の水位が、先ほどお話がありましたように76センチ高い状況でありましたが、排水ポンプが有効に機能し、家屋の浸水被害は発生していないことから、現時点においては、能力アップを

検討する状況にはないと考えているところであります。今後とも、排水ポンプの機能が正常に発揮できるよう、適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 能力アップを検討する状況にはないとのお返ですが、ここは住宅密集地です。一たび水位が上昇すれば、かなりの数の住宅が浸水することも考慮してほしいと思っております。ただ、現在の5立方メートルの能力が毎秒13立方メートルまで増強できることがわかりました。粘り強く要望してまいります。

台風銀座の宮崎では、河川内の土砂の堆積を地域住民は大変気にしており、河床掘削の要望が地元議員には多く出されます。昨年、ことしとかなり大きな台風の襲来で、地域住民の心配が急速に高まっています。県管理河川の堆積土砂除去の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、定期的な河川巡視や出水後の調査、地域の皆様からの情報などにより、堆積土砂の状況の把握に努めているところであります。堆積土砂の除去につきましては、地域からの要望が非常に多い状況にありますが、通常、県単独事業で対応しており、厳しい財政状況の中、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところであります。このようなことから、要望に少しでも多く応えられるよう、公募した砂利採取業者に堆積土砂を搬出させることにより、より多くの堆積土砂の除去ができる取り組みや、ゼロ県債の活用により、次期出水期までに堆積土砂を除去する取り組みを行っているところであります。今後とも適正な維持管理が図られるよう、これらの制度を活用しながら、効率的・効果的な堆積土砂の除去に

努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 財政上の問題から、緊急性の高いところからというのは理解いたしますが、ぜひとも現状の細やかなチェックをよろしくお願いたします。

次に、警察本部長に質問を予定していましたが、割愛いたします。東九州自動車道の暫定2車線区間の正面衝突防止のワイヤーロープの早期設置を、私はずっと要望してまいりました。本年4月より設置され、その効果をお聞きしたかったのですが、先日、国交省より本県の状況が報告され、4月から10月までの間、反対車線への飛び出しはゼロであったことが確認できました。設置に御尽力いただきました皆さんに感謝を申し上げます。

次に、教育行政について質問します。

まず、人材育成の観点から、工業高校の専攻科設置について、教育長に質問いたします。私は、平成19年の県議会議員に初当選直後の議会で、この質問を取り上げています。山形県米沢市は、製造品出荷額が7,300億円を超える東北有数の工業都市です。この米沢市にある県立米沢工業高校には、新設ではなく既存の施設を利用した専攻科があり、「地域が求める高度な技術を身につけた実践力のある工業技術者を育成する」を基本理念に、工業高校を卒業した後、さらに1年から2年、より専門的な知識や技術を習得する課程です。講師は、工業高校の先生を初め、技術力の高い地元企業の技術者や、山形大学工学部の先生たちで、その協力を得ながら、講義と実習を行っています。企業研修を通じて実践力を身につけることを一番の目的とし、地域一体となった教育の場を形成しています。延岡市と米沢市の状況は非常に似ており、人材育成には協力を惜しまないという地元の製

造業者もおり、延岡工業高校内に同様の技術者育成の専攻科の設置を検討できないかと、当時の高山教育長に質問しました。そして、「本県は、高校卒業後、工業に関しては、専門的な知識や技術を学習する場として、大学、高等専門学校や県立産業技術専門校の教育機関があります。今後の本県の産業や経済の動向、既存の教育機関との関係等を踏まえて、本県産業教育のあり方を今後とも研究してまいりたい」と答弁をいただきました。そこで改めて伺いますが、10年前とは、国内や県内の雇用状況等かなり大きく変わってまいりましたが、米沢工業高校と同様の専攻科が延岡工業高校内に設置できないか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 工業高校卒業後、それまで学んできた専門性をさらに高める専攻科の設置につきましては、本年度、県外の先進校視察に担当職員を派遣したところでございます。視察先では、専門性の深まりだけでなく、地元企業や行政、高等教育機関等が一体となって専攻科を人的・物的に支援することで、地域産業界が求める人材育成もでき、地元就職につながっている状況がうかがえたところでございます。一方で、専攻科卒業生としてのキャリアに見合う就職先の確保や施設・設備の充実、専攻科で指導ができる教職員の確保など、課題もあることがわかっております。県教育委員会といたしましては、専攻科設置につきましては、関係部局とも連携し、地域産業界や生徒のニーズ等を踏まえながら検討を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 地元の皆さんは、即戦力の技術者養成の教育機関を要望しています。今回のやりとりの中で、趣旨確認した県教委の担当の方が、米沢工業高校の専攻科を調査してきたば

かりでありました。その報告をしっかりと吟味していただき、前向きな検討を要望いたします。よろしくお願いいたします。

次の質問です。延岡では、退職後の皆さんが、中学生の数学と理科の学業支援を行う「学校支援のべおかはげまし隊」があります。学習環境の整備を図り、学校教育の充実と向上に寄与することを目的としています。以前、この議場でもその活動を紹介させていただきました。最近、その会員の中から、「それにしても夏場の教室は蒸し風呂状態で、子供たちは勉強に集中できないのではないかと。冷房設置はできないのか」と、子供たちの教育環境の劣悪さを訴える声があります。確かに子供たちも、自宅に帰るとエアコンか扇風機を利用しているのでしょうか。地球温暖化が進んでいるからか、毎年のように猛暑が続いています。これまで限られた予算の中で、耐震化工事に予算を投入してきたことはよくわかりますが、子供たちが長時間過ごす教室内の環境、空調の整備をそろそろ検討しなくてはいけないのではないかと思います。そこで、市町村立の小中学校及び県立高等学校における普通教室の冷房設備の設置率と設置について、県のお考えを教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 普通教室への冷房設備設置率は、平成29年4月1日現在で、県立高等学校が、全国平均74.1%に対しまして本県は74.4%、市町村立小中学校が、全国平均49.6%に対しまして本県は26.7%となっております。高等学校につきましては、防音対策が必要な学校に国庫補助で設置されたもの以外は、保護者負担で設置をされているところでございます。また、小中学校につきましては、各市町村において整備が行われるものでありますが、児童生徒の安全性の確保などから、どうしても地

震や老朽化対策などが優先をされまして、冷房設備の整備がなかなか進んでいないのが現状でございます。今後とも、各市町村に対しましては、研修会や担当者会議などさまざまな機会を通じて、冷房設備に係る国の補助制度等の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 小中学校において、北海道や東北の設置率が低いのはわかるんですが、宮崎を初め南九州が軒並み低く、蒸し風呂状態が目につかびます。もちろん、公立小中学校は各市町村の教育委員会の所管です。国の補助制度等の活用はもちろんですが、県そのものが手を差し伸べることも、御検討よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。平成24年の延岡しろやま支援学校の開設時は、障がいの異なる子供たちが1つの学校で学ぶことで話題になりました。あわせて、民間から初めての管理職、副校長が採用されました。銀行勤務時代の企業や団体とのお付き合いがあり、その人脈を活用して、生徒たちの就労への支援を充実させることが目的でした。企業側の障がい者への理解も進んできています。特別支援学校における就労状況と就労支援の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校の就労状況につきましては、平成28年度の高等部卒業生174名のうち49名、率にいたしまして28.2%の生徒が就職をしております。前年度と比べますと、就職率は4ポイント上昇しているところでございますが、全国平均の30.1%と比べますと1.9ポイント及ばない状況となっております。

次に、就労支援の取り組みにつきましては、「キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業」におきまして、ビルメンテナ

ンスなどの職業技能検定を実施し、将来の自立に向けた勤労意欲や態度の向上を目指しております。また、障がいの理解啓発や新たな職場開拓につなげるため、企業等の方々を招いて、特別支援学校の作業学習の状況等を参観する学校見学会も実施しているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも関係機関・団体と一層の連携を図りながら、就労支援に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 まだ全国平均には届いていないようです。さらなる取り組みをお願いいたします。

次に、報道によりますと、生まれながら髪の毛が茶色いにもかかわらず、学校側より黒く染めるように強要され、精神的苦痛を受けたと、大阪府立高校の女子生徒が損害賠償を大阪府に求める訴訟が起こされました。生徒は昨年9月から不登校となり、指導の名のもとに行われたいじめだと訴えています。中学時代に黒染めを強要され、嫌な思いをしたため、母親が学校側に配慮を求めています。学校側からは、入学後すぐに黒く染めることを強要され、たび重なる染色で生徒の頭皮はかぶれ、髪はぼろぼろになり、染めるのをやめると、驚いたことに、文化祭や修学旅行には茶髪を理由に参加させてもらえなかったようです。教諭からは、「黒く染めないのなら学校に来る必要はない」と言われ、不登校になったようです。学校は、「たとえ金髪の外国人留学生でも、原則で黒染めにさせる」という方針です。府立校の中には、頭髪が生まれつき茶色い生徒に誤った指導をしないよう、「地毛登録」と称する制度を導入しているところもあるようです。この大阪府立高校の頭髪指導に関する件について、教育長の感想をお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 大阪府の事案につきましては、現在、係争中でございますので、その是非についてのコメントは差し控えさせていただきます。

なお、生徒への指導は、健全な学校生活を通して、生徒がよりよく成長していくということを目指して行われるものでありますので、学校の指導によって、生徒が苦しんだり、訴訟に至ったりしたことは、非常に残念なことであると考えております。

○田口雄二議員 外国人に髪を染めるのを強要するなどというのは言語道断だと思います。

私は、宮崎市の宮崎日大高校出身で、当時、アメリカからの交換留学生が来ておりました。3年間に2人の女子生徒が参りました。大柄な2人は学校の制服を着ていましたが、当然、頭髪は彼女たちの本来の髪の色のみでした。それを、違和感がある、異質かのように言うことは全くありませんでした。それがその人の個性です。この大阪の件は大変な人権問題で、これが教育機関かとあきれるばかりです。すばらしい教育をしていると褒めたたえ名誉校長になっていた方もいた、森友学園のような偏った学校ではなく、大阪府立高校の指導です。まさか本県でこのような指導が行われてはいないと思いますが、本県の県立高校において、頭髪についてはどのような指導がなされているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 頭髪に関する指導は、生徒指導の一環として、一人一人の生徒の人格を尊重しながら行われるものでございまして、その基準が校則等で定められております。各県立高等学校での頭髪指導は、高校生らしく、自然なままの頭髪であることなどを基準として指導がなされており、自然なままの頭髪を

強制的に染めさせた事例の報告はございません。県教育委員会といたしましては、校則の内容や指導が、真に教育的な効果があるか、また、社会通念等を踏まえたものになっているかを十分に考慮しながら、一人一人の生徒に応じた適切な指導を行うよう、引き続き各学校を指導してまいります。

○田口雄二議員 大阪の例は極端な例なのかもしれませんが、当然ですけれども、本県は自然のままの頭髪であることを基準にしていることを確認できました。安心しました。先ほどの答弁の中の、一人一人の生徒の人格を尊重することを基本に、指導をよろしく願います。

以上で、用意しました質問は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

12月6日（水）

平成 29 年 12 月 6 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	高原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い、一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、安心感あふれる宮崎づくりについて何点か伺いたいと思います。

先月21日、岐阜県健康福祉部医療整備課を調査のため、訪問いたしました。日帰りで行ってまいりました。岐阜県では、本年7月末で、多くの県民の利用が見込まれる県有施設全てにAED設置を完了しております。今年度設置前は206施設、342台だったそうですが、今年度に入り、新たに326施設、334台設置したそうです。追加で設置した施設もあり、結果、対象となる479の県有施設全てに、計676台のAEDが設置されたことになるようです。特筆すべきは、今年度設置の326施設のうち、交番・駐在所が220カ所含まれていることでもあります。知事部局側の予算で、警察本部の管理する施設にAEDを設置しております。交番・駐在所へのAED設置については、これまでに何度も訴えたところではありますが、2年前の6月議会において、保健福祉局の予算で交番・駐在所にAEDを設置した神奈川県のように、本県でも福祉保健部の予算で設置したらどうかという私の質問は、「県の各庁舎や公共施設への具体的な設置については、それぞれの管理者におい

て検討していただきたい」と、当時の桑山福祉保健部長から軽く一蹴されてしまいました。今回の岐阜県の取り組みは、まさに我が意を得たりであります。交番・駐在所へのAEDの設置、大英断を期待し、知事に伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

AEDは、心停止の際に、救急隊が到着する前の救命措置を行うための医療機器として有効でありまして、その普及は大変重要と考えております。このため県では、公共施設や商業施設等の設置者に対し、ホームページ等を通じて広く呼びかけるなど、一層の設置促進を図っているところでもあります。AEDの設置に当たりましては、国がまとめた「適正配置のガイドライン」によりまして、心停止の発生頻度が高い場所や、大型の集客施設、交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設などに配置することが求められているところでもあります。今後とも、ガイドラインに沿った効果的かつ効率的な配置が進むよう、AEDの普及に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 「やります」という即答がもらえず残念でございますが、国のガイドラインにより、交番・消防署等の人口密集地域にある公共施設などに配置することが求められていると言われました。ガイドラインではさらに詳しく、「地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず」とあります。この点も考慮し、県民の命を守ることを最優先にという思いを、このAEDにも向け

ていただきたいと思えます。

岐阜県では、県有施設へのAED設置が全て完了した1カ月半後の9月10日、岐阜市内で開催されたウォーキングイベントに参加していた男性が心臓発作で倒れ、近くの交番にあったAEDで処置されて一命を取りとめた。助かったのは奇跡だと医者から言われた。こういった新聞記事を見せてくれました。重ねて、前向きに検討していただきたいと強く要望しておきます。

ところで、県民の安全・安心のためにAEDの設置促進を図ることが重要ですが、あわせて、設置状況、すなわちAEDがどこにあるか県民に情報を提供することも必要です。どのように取り組むのか、これについては福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） AEDの設置状況につきましては、一般財団法人日本救急医療財団に、民間施設や公共施設から届け出、登録されたものが、同財団のホームページで公開されているところでもあります。こうした情報提供は、県民がAEDがどこに設置されているかを知る上で重要であることから、今後とも財団への登録促進を図るとともに、県有施設におけるAEDの設置状況について、県の広報媒体も活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。この件については、また後ほど触れたいと思えます。

再度知事に伺います。大人の救急電話相談を実施してはどうかという、昨年6月に引き続き2度目の提案であります。突然の病気やけがで、救急車を呼ぶか、医療機関を受診するか、しばらく様子を見ておけばいいか、判断に迷う

ときに役立つ#7119（救急安心センター事業）を全国に展開しようと、今、国が取り組んでおります。#8000（小児救急電話相談）の大人版であります。ただ、#8000は厚生労働省の管轄、一方、#7119は総務省消防庁の管轄で、こちらを推進するには、医師会、看護師会、医療機関などの関係機関との連携が重要だということが、今回の質問に当たって認識できたところでもありますけれども、そんなことは一般県民にとっては瑣末なことでもあります。県民の安心・安全を守ることを第一義に、この#7119、本県でも導入すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 消防機関が行う救急業務につきましては、救急車の出動件数及び搬送人員ともに全国的に増加しております。救急隊の対応が需要増に追いつかず、救命率への影響が懸念されるなど、救急車の適正利用が課題となっているところでもあります。このような中、御指摘のありました救急安心センター事業につきましては、救急車利用の判断や医療機関での早急な受診の必要性などについて、看護師等の専門家が電話相談に応じる事業でありまして、相談者の不安解消とともに、救急車の適正利用にも資するものと理解しております。電話の相談事業としましては、小児救急電話相談を、県では実施しているところではありますが、その実施状況でありますとか、この救急安心センター事業を既に導入している自治体の実施状況、また、市町村及び消防機関等、関係者の意見を踏まえ、導入の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 福岡県では昨年6月30日にスタートしております。九州初、全国では4番目でありました。1年半の積み重ねた実績があり

ます。ぜひとも前向きに調査していただき、九州2番目になっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる建設職人基本法に関して、県土整備部長に伺います。「本県 労働力不足深刻」というタイトルが先月、宮崎日日新聞のトップに躍っておりました。それによれば、宮崎労働局が2016年度の県内主要170職種の求人・求職状況を調査した結果、7割の121職種で有効求人倍率が前年度に比べ上昇しているということでありました。特に高倍率が際立っていたのが、働き手の高齢化が進み、若年技術者らの確保に苦慮する建設業関係であります。道路交通誘導員などの保安職の突出した35.38倍は別格として、とび工、7.47倍、土木技術者、5.76倍とありました。人手が集まらないのは、他の業種に比べ、労働死亡事故の発生件数が多いという建設現場の厳しい現実があるのも、その理由の一つかなと思います。そこに一条の光が差ししてきたと思えるのが、建設職人基本法であります。この法律は本年3月に施行されておりますが、いわゆる一人親方を含む建設工事従事者の安全と健康を守ることを目的としております。これを踏まえ、伺います。全国に58万人いるとされる建設業をなりわいとしている一人親方、県内には何人おられるのか、お示してください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 一人親方と言われる個人事業主は、一般的には、建設業を営む自営業主のうち、従業者を雇わずに自分または自分と家族だけで個人経営の事業を営む方と言われておりますが、国勢調査の中で、「建設業に従事し、雇人のいない事業主」の項目に該当しており、平成27年の調査結果によります

と、本県では6,475人となっております。

○新見昌安議員 次に、この法律では、第5条に都道府県の責務として、法に定めた基本理念にのっとり、「国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。本県の対応を伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設職人基本法において、国及び都道府県が取り組むべき基本的施策として、請負契約における経費の適切かつ明確な積算等の促進、下請関係の適正化の促進、労災保険関係の状況把握の促進、安全性の点検など、建設業者等による自主的な取り組みの促進、安全に配慮した設計や生産性向上に配慮した施工方法等の促進、安全・健康に関する意識の啓発等の促進の6つの事項が示されております。これらの中には、建設業法や品確法等に基づいて、既に本県でも取り組んでいる施策もありますが、この法律の趣旨である、一人親方を含む建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設産業の健全な発展を図る上で大変重要であると認識しておりますので、今後、関係する国の機関や建設業団体等と一層の連携を図り、的確に対応してまいります。

○新見昌安議員 同じく同法の第9条では、国が策定した基本計画を勘案し、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めるものとする」とあります。いわゆる努力義務ではありますが、県としては、これに対してはどのように対応するのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国においては、ことし6月に基本計画を策定したところであります。さらに、10月には、各県において取

り組みを推進するため、国土交通省や厚生労働省、九州各県、業界団体等を構成員とする「九州・沖縄ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」が設置され、関係する各機関や団体が共通認識のもとで取り組むこととしたところであり、本県といたしましては、今後、県内の関係機関や建設業団体の意見も十分伺いながら、計画の策定に向けて協議してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この法律にのっとり、国や自治体が建設現場で働く人たちの安全を確保し、処遇改善につながる施策を打ち出すとともに、業界挙げて安全・健康に配慮することで環境がよくなる。ひいては人手不足の解消につながっていくのではないかと期待したいと思いません。

次は、A I 農業について伺います。施設内での栽培管理、あるいは選果場や集出荷場での品質管理・流通管理など、農業分野においても、現在ではさまざまな形でI C Tが利用されていますが、生産性向上を目指した取り組みとして、A I 農業の実用化に向けた研究が進んでいるという報道がありました。ここでいうA I は、「Artificial Intelligence」、いわゆる人工知能ではなく、アグリ・インフォマティクス（農業情報科学）というものとあります。これは、I C Tによる手法を用いて、熟練農家のすぐれた栽培技術を新規就農者などに継承できるようデータ化するもので、今後の人口減少、少子高齢化の流れの中で、担い手不足あるいは農家の高齢化により熟練農家の持つ技術が失われる危機を回避できるとありました。確かに研究を進めていく価値のあるものだと思います。現在、農業試験場や生産者グループが中心となって、実用化に向けた研究を進めてお

り、本県の農業試験場でも取り組んでいるとも書いてありました。しかし、詳しく調べてみると、本県総合農業試験場で取り組んでいるのは、農業情報科学のA Iではなく、人工知能のA Iを活用したものであります。しかし、その研究内容は興味を引かれるものがあります。そこで、県総合農業試験場で取り組んでいるA I（人工知能）を活用した研究内容について、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業分野におきましても、人工知能、いわゆるA Iの活用が進んでくると考えられます。そこで、総合農業試験場では、今年度から、国の研究機関が主導するA Iの共同研究に、24府県の研究機関とともに参画しまして、作物の病虫害被害を画像で診断する技術の開発に取り組んでいるところです。具体的には、病虫害による被害写真を10万枚程度収集しまして、それらの画像をA Iに学習させることで、被害写真から病虫害を識別するシステムを、平成33年度末までに開発することを目指しているものでございます。

○新見昌安議員 その研究成果に期待したいと思います。

本題のA I 農業に戻ります。熟練農家のすぐれた技術を継承する取り組みは、これまでにいろいろな形で進められてきたところではありますが、このA I（農業情報科学）の活用も期待できるところではないかと思えます。今後の可能性について、同じく農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 担い手の減少や高齢化の進行に伴い、産地に蓄積されている生産技術等の消失が懸念されます。このような中、作物の生育に係る温度や湿度、土壌水分等を詳細に計測する技術や、データの収集・蓄積

を容易にするICT技術の急速な進歩によりまして、熟練農業者等の栽培技術やノウハウなど、多様な情報を「見える化」する取り組みが始まっております。本県におきましても、現在、ピーマンやキュウリ栽培における各種データの収集や解析、活用等について、試験的な取り組みを開始したところであります。今後、本年度の取り組み結果も踏まえ、新規就農者等へのスムーズな技術の継承、経営の安定化に向け、農業者や民間事業者などと連携して、主要品目の栽培技術等のAIを使った「見える化」を着実に進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 農業は、今後、人口減少を背景に国内市場が縮小していく状況にあっても、これまで同様の品質の高い農産物を生み出せる。すなわち、もうかれば伸びていくのではないか。それが地域の発展につながっていくことにもなるので、AI農業にも目を向け、活用していってほしいと思います。

次は、魅力ある観光地づくりについてでありますけれども、これについては1点に絞って伺いたいと思います。「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」についてであります。

通信環境の整備を望む訪日外国人の声を受け、全国で無料Wi-Fiの整備が進む中、本県においても、一昨年8月から、「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の提供がスタートしております。これについては、昨年2月議会において、今後の展開を伺いました。市町村や民間との共同利用も進めていたときでもありました。そこで伺いますが、現時点での「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の設置状況はどんなぐあい、また、共同利用への働きかけをどのように行っているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県におきましては、平成27年度に、「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の共通認証の基盤を構築し、青島や飢肥など、県内9カ所の観光地にアクセスポイントを設置したところであります。このシステムは、市町村や民間との共同利用を前提に開発しておりまして、昨年度末現在で10市町が導入しているほか、民間企業の設置を合わせますと、県全体で200を超えるアクセスポイントが設置されております。県では、無料Wi-Fi環境の拡大を図るため、市町村やみやぎ観光コンベンション協会の会員企業等に対し、共同利用の働きかけを行っているところであります。

○新見昌安議員 次に、観光客、特に外国人観光客に対する接続方法を含めた周知はどのように行っているのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県内のMIYAZAKI FREE Wi-Fiの設置箇所につきましては、みやぎ観光コンベンション協会のホームページに掲載しておりますほか、現場に、共通ロゴのステッカーやのぼりを設置して、アクセスポイントであることをお知らせいたしております。アクセスポイントを訪れた外国人利用者は、みずからの端末上で、英語、韓国語、中国語の中から使用する言語を選択し、メールアドレスを登録するなど、所定の操作を行うことでWi-Fiの利用が可能となります。

○新見昌安議員 観光客の中には、個人で小型のWi-Fiルーターを持ってくる人がいるとはいっても、やはり持っていない人が大多数ではないかと思っております。使いやすい無料のWi-Fiを広げることによって、観光客に余計なス

トレスを感じさせることがなくなる。ひいては宮崎のおもてなしを感じてもらうことにもなります。今後どのように普及させていくのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） MIYAZAKI FREE Wi-Fiは、外国人を含め年々利用が増加しているところであります。このような無料Wi-Fiは、観光情報の検索や道案内など、外国人観光客の利便性の向上につながるだけでなく、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSへの投稿による情報発信にも利用されますので、外国人観光客の誘客を図る上で大変有効であると考えております。このため、県内の主要観光地や外国人が多く訪れる施設等で利用できるよう、国の支援制度等の活用も促しながら、引き続き、市町村や民間企業等に対し、その導入を働きかけてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほどの答弁で、共同利用に加わっていない市町村もあるようであります。まずはそこらあたりへの働きかけをよろしくお願いしておきます。

次は、ひなたGISと情報発信について、総合政策部長に伺います。

地理情報システム（Geographic Information System）、略してGISは、ウィキペディアによれば、「地理情報および付加情報をコンピュータ上で作成・保存・利用・管理・表示・検索するシステムを言う」とあります。コンピュータの発展があればこそこのシステムであります。が、本年3月、本県にとってうれしい出来事がありました。内閣府が主催するRESASアプリコンテストにおいて、本県の統合型地理情報システム「ひなたGIS」が、並みいる強豪を押しつけて最優秀賞を受賞したことでありま

す。開発に携わった担当者の喜びもひとしおであったのではないかと思います。そこで、まずは、ひなたGISを開発するに至った経緯、苦労話を伺いたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） ひなたGISは、庁内で活用が進んでいなかったデータを可視化、「見える化」したいと考えた職員が、独学で開発を始めたものであります。一方、県では、平成26年度から、行政の保有するデータを広く公開するオープンデータ化に取り組んでまいりましたが、データの有効性を十分に示すツールがなく、期待された効果を十分に上げることができない状況にありましたので、このGISをオープンデータ化の重要なツールと位置づけ、開発を後押しして改良を重ねてきたところであります。

開発に当たっては、この職員みずからが主体となって取り組むもので、個人の力量によることも大きかったことから、体制面やシステム環境面でのサポートに苦労をしたところであります。また、データの公開に際しましても、ライセンスの問題などがあり、その調整に多くの時間を要したところでございます。

○新見昌安議員 その職員に対して、心から敬意を表したいと思います。

ところで、コンテストには多くの応募があったと聞いておりますが、その中で最優秀賞を受賞したことはすばらしいし、宮崎県民にとっても誇らしいことでもあります。手前みそになると感じられるかもしれませんが、最優秀賞を受賞した要因は何だったか、伺いたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 内閣府が主催する第1回RESASアプリコンテスト——RESAS（リーサス）とは、地域経済分析システムのことでございます——には、全国から102

件の応募がありまして、日本を代表するIT企業も参加しておりました。その中で、ひなたGISは、全国の地域を対象に、さまざまな目的に合わせてデータ分析ができるという汎用性の高さに加え、画面を分割しての比較分析や、3D(立体的な)表示による分析など、利用者側の視点に立った機能の提供が評価されたものと考えております。さらに、今後の発展性も評価の大きなポイントと考えており、実際、この受賞を機に、国内外から、利用者の視点に立った技術の提供やアイデアが多数寄せられておりまして、ひなたGISのさらなる機能向上が進んでいるところであります。

○新見昌安議員 ところで、県は、ひなたGISを一般公開し、県保有データの有効活用を図ろうしていますが、現状について伺いたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) ひなたGISは、本年5月から一般公開を開始しております。これまで2万件のアクセスがあったところでありまして、県内の団体や個人が、みずからの活動の中でこのGISを活用する動きが出始めておりまして、NPO法人の街歩きイベントなどで活用されたところであります。また、県外の事例であります。7月の九州北部豪雨の被災地において活用されました。これは、国や企業が、上空から被災地を撮影した写真をいち早くひなたGISに取り込んだことが、被災地の自治体に広まり、被災前後の写真を見比べることで、災害状況の把握に大変有効であったと伺っております。今後もさまざまな分野で、ひなたGISの活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 宮崎生まれのシステムが他県の災害現場で役立ったと。開発者冥利に尽きる

とはこのことかなと思います。御苦労さまでした。次の段階として、県は、各部署・各課が保有しているデータをひなたGISに反映させていく必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 現在、ひなたGISには、県が保有する用途地域や津波浸水予想のデータなどを反映させておりますが、今後は、県民のニーズに応えながら、最新のデータを質・量ともに充実させていく必要があると考えております。このため県では、昨年12月に施行されました「官民データ活用推進基本法」の趣旨も踏まえながら、県内のシンクタンクと共同で、県が保有するデータの調査や、企業等のニーズ調査を行っているところであります。今後、この調査結果や利用者の意見を取り入れるとともに、データを自動的に連携させる環境を整備し、県が保有するさまざまなデータを反映してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 このすばらしいひなたGIS、もっと多くの県民に知ってもらい、自由に活用してもらいたい。自分が住んでいる地域の今と昔、写真を見比べるだけでも楽しいひとときが過ごせました。県政出前講座のメニューに加えるのもいいのではないかと思うところがありますが、広報の状況と今後の進め方について伺いたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 多くの県民にこのひなたGISを活用してもらうことは、本県のデータ活用を進める上で重要であると考えております。このため、県政番組や県広報紙など、さまざまな媒体を使ったPRや、県民参加型のイベントの開催、また、教育機関や団体の研修会での周知に取り組んでおります。今後、ひなたGISにつきましては、官民協働による

データ活用の中心的なツールとして、教育の現場や企業の経営戦略、地域の活性化など、さまざまな場面で活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく申し上げます。ここで提案ですけれども、先ほどAEDの設置場所の県民への情報提供について、福祉保健部長は、日本救急医療財団のホームページで公開されていると答弁されましたが、その存在は知っております。その上で、このひなたGISを活用した県独自のAED設置マップを作成してはどうでしょうか。国のAEDの適正配置に関するガイドラインでは、地方自治体は、地域のAEDの情報を、積極的に日本救急医療財団や地方自治体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましいとあります。地方自治体が運営するAEDマップをつくる上で、ひなたGISは最適であります。まずは県有施設全て、以後、市町村の施設、民間施設と充実させていければいいと思います。ぜひとも前向きに検討していただきたいと要望しておきます。

次は、高齢者を守る取り組みについて何点か伺います。

まずは、成年後見制度についてです。これについては、1年前の一般質問でも取り上げました。成年後見制度の利用の状況と課題、市民後見人の育成への取り組みなどについて伺ったところでもあります。本年7月17日の宮日には、「市民後見人の活動が芽生え始めた」ということで、法人後見支援員の方が取り上げられていましたが、この流れが加速することを期待したいと思います。

ところで、国においては、成年後見制度の利用を促進するため、地域連携ネットワークの構

築を進めようとしています。これは、昨年4月に成立した成年後見制度利用促進法に基づいて本年3月にできた、成年後見制度利用促進基本計画の中でうたっておりますが、後見人のほかに、医療や福祉関係者を加えたチーム体制で利用者を支援することとなっております。それにより、きめ細かなサポートも可能になるし、さまざまな人がかかわることで、懸念の一つである不正の防止も期待できると思います。県はこのネットワーク構築に向け、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 国が定めた成年後見制度利用促進基本計画において、市町村は、権利擁護の必要な方への支援等を行うため、議員からお話がありましたとおり、地域連携ネットワークの整備や、そのネットワークの中核となる機関の設置に努めることとなっております。また、県は、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会等との連携面など、市町村が取り組むネットワークの構築等に必要な支援を行うこととなっております。このため県では、今年度、市町村と司法関係団体との連携に向けて、各地域の状況把握のため、弁護士等専門職による成年後見受任の実態などを調査したところでもあります。今後は、その結果を踏まえ、地域の実情に応じた各市町村と司法関係団体との意見交換の場を設定するとともに、ネットワークを構築する市町村に対し、医療や金融機関等も加わった、より充実した支援体制となるよう連携強化を働きかけるなど、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 成年後見制度を利用したらいいのと思われる高齢者の数に比べ、その利用者数は圧倒的に少ないのが現実であります。その理由としては、制度の利点が十分に伝わって

いないことや、後見人による財産の横領といった不正行為が一時期頻発したこともあると思われます。利用してみたいなどと思ってもらえるような、利用者本位の支援体制を市町村が構築できるよう、しっかり県としても支援していただきたいと思います。

次に、認知症対策について、引き続き福祉保健部長に伺います。

この問題に関しても、これまでに何度も取り上げてきましたが、終着点のない問題でもありますので、今回も取り上げていきます。

2015年に策定された認知症の国家戦略、いわゆる新オレンジプランは、認知症の普及・啓発、医療・介護、介護者支援など、7つの柱で構成されていますが、国は、本年7月、このプランを改定し、2020年度末までの新たな目標を定めました。これは、2017年度末までとしていた現行目標が達成、あるいはほぼ達成の見通しとなったことにあるようであります。例えば800万人育成を目標としていた認知症サポーターは、2016年度末で880万人を達成したことから、新目標では1,200万人へ、5,000人養成を目標としていた認知症サポート医は、2016年度末で6,000人を達成したことから、新目標では1万人へと上げております。

一方、7つの柱の中に、医師や看護師等が連携して認知症の早期発見・診断につなげる認知症初期集中支援チームの設置がありますが、これについては、2017年度末までに全国1,741市区町村全てに設置する目標が間もなく達成されるようであります。2016年度末の実績が703カ所ですので、多くの市区町村が今年度中に駆け込むような感じであります。この初期集中支援チームの本県における整備状況はどうか。医師や看護師等の確保など、困難な問題も多いので

はないかと推察されますが、スムーズな運営を図るために県はどのようにかかわるのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 認知症初期集中支援チームにつきましては、県では、認知症サポート医やチーム員の研修費用を一部負担してきたほか、市町村担当者向けの研修会を実施し、先進事例を紹介するなど、早期設置に向け支援を行ってきたところであります。この初期集中支援チームは、現在、県内14の市町村に設置されており、来年4月には全市町村でチームが発足できるよう、未設置市町村を支援してまいりたいと考えております。また、チーム発足後もその活動がより効果的なものとなるよう、事例検討等を行う場を提供しているところであり、引き続き、初期集中支援チームの設置やネットワークの強化など、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

もう一点、7つの柱の一つにある、認知症当事者や家族の視点を重視する観点からの認知症の人が語り合う場、「本人ミーティング」について、県はどのようにかかわっていくのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、認知症への理解を深めるため、市町村等関係者向けの研修会において、認知症の人がみずからの思いを伝える講演や、本人やその家族、地域住民が集う認知症カフェの事例紹介などに取り組んでまいりました。このような中、本年7月に国の新オレンジプランが改正され、認知症の人同士が、みずからの体験や希望、暮らしやすい地域のあり方などを話し合う場、いわゆる本人ミーティングを広げていくことが新たに示された

ところであります。県としましては、今回の改正の趣旨を踏まえまして、認知症の人を支える側の視点のみならず、認知症の人・本人の視点を今後の施策に反映できるよう、市町村等の関係機関とも連携しながら、本人ミーティング等の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 2025年には認知症高齢者が全国で約700万人に達するという推計もあります。県議会にも特別委員会が設置されるほどの重要な問題であります。対策を加速されるようお願いしておきます。

次に、教育問題について教育長に伺ってまいります。まずは、夜間中学についてであります。

主に義務教育を十分に受けていない人のために、フリースクールや夜間中学など、多様な学びの場づくりを進める法律、教育機会確保法は、昨年12月に成立、本年2月に施行されていますが、その直後の2月議会において、我が会派の河野議員が取り上げております。そのときの答弁は、「教育庁内に夜間中学に関する検討会議を設置するとともに、県と市町村との連絡協議会を開催し、公立夜間中学の現状と課題、具体的なニーズなどについて情報共有を図り、協議していきたい」ということでありました。その後の取り組み状況について伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 昨年12月に成立いたしました、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受けまして、本年度、県教育委員会におきましては、関係する担当課が集まり、国の動向等について情報共有を始めたところでございます。また、市町村との連絡協議会において、国

が示しました「夜間中学の設置・充実に向けて」の手引をもとに、既に夜間中学を設置している他県の自治体の状況等について説明を行ったところであります。さらに、9月には、平成31年度に夜間中学の設置を予定しております埼玉県川口市に職員を派遣いたしまして、夜間中学に関して、設置までの流れや教職員の配置について情報収集を行うなど、調査・研究を進めているところでございます。

○新見昌安議員 文科省は、各都道府県に最低1校の設置を推進していますが、県としては今後どのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 現在、県教育委員会では、夜間中学開設のニーズを把握するため、各市町村教育委員会に対して調査を依頼しているところでございます。今後、そのニーズ調査の結果を踏まえまして、対応を検討することとしております。

○新見昌安議員 ささまざまな理由で義務教育を修了できなかった人や、不登校などで学校に通えなかった人、今からでも勉強したいといった前向きな気持ちを持った人たちに、学び直しの機会を与えることが重要であります。対応方よろしく願いしておきます。

次は、プログラミング教育についてであります。先ほどのひなたGISの最優秀賞受賞もすばらしい出来事ではありますが、佐土原高校情報技術部の3年生が、国土地理院などが開催した防災アプリコンテストにおいて、高校生初の大賞に輝いたというニュースも、県民にとってうれしい出来事でありました。彼らが開発したアプリには、避難所などを表示する地図など、災害時や事前の備えに役立つ機能を盛り込んであり、国土地理院によれば、「地元で根差し、自

助を促すことが評価された」とのことでありました。アプリ開発にどのようなコンピュータープログラム言語を使い、どのようにプログラムを書くのか、さっぱりわかりませんが、彼らの今後の活躍に期待するところであります。

ところで、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されること、みなさん御存じのとおりであります。スタートまで2年余り、対策を講じておられることとは思いますが、確認の意味で何点か伺います。

まず、小学校での学習である以上、プログラミング能力の優劣をつけるのが目的ではないと思いますが、改めてその目指すものが何なのかを伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 小学校段階におけるプログラミング教育の狙いは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることではなく、目的を達成するために、物事の筋道を考えて計画的に実行するといった、論理的思考力を育むことにあります。また、今日の社会全体が、コンピューターを初めとする情報技術によって支えられていることに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度や、コンピューター等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度などを育むことも求められているところであります。

○新見昌安議員 次に、プログラミング教育は、特定の教科で実施されるものではないと聞いておりますが、そうであれば、各学校で対応に差が出てくるのではないかと心配するところであります。そのところを伺っておきたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） 議員御指摘のとおり、プログラミング教育は、特定の教科で実施

されるものではなく、例えば、総合的な学習の時間では、ジュースの自動販売機を、おもちゃの販売機、いわゆるガチャガチャでございますが、これと比較して、ジュースの自動販売機のほうは、単なる箱ではなくて、プログラムによって動いていること、あるいは理科では、センサーライトなどの電気製品は、プログラムが活用され、条件に応じて作動していることを知るなど、身近な生活と結びつけながら各教科等で取り扱うよう、学習指導要領に示されております。各学校では、このような例示を参考にしながら、学習指導要領に基づいて学習活動を実施していきますので、対応に大きな差が出ることはないと考えております。

○新見昌安議員 安心しました。よろしくお願いしておきます。

次に、新たにプログラミング教育が加わることに伴い、教員の指導力が問われることになるのではないかと考えますが、その対策についても伺いたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） 2020年度から始まる小学校でのプログラミング教育の実施に向けましては、やはり、教員の研修等を充実させていくことが重要であると考えております。県教育委員会におきましては、本年度から、教育課程説明会等を実施し、プログラミング教育の狙いや内容等について周知を図っているところであります。また、新学習指導要領が完全実施となりますまでの2年間、小学校のプログラミング教育に対応した講座を年3回程度開催し、教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ここで、私の銀行員時代に定期性預金と窓口処理のオンラインプログラムの開発に携わった話を、失敗談も交えてしたかつ

たんですが、時間がないので割愛し、次回に回したいと思います。

教育問題の最後であります、いじめ対策について伺います。県においては、十分とは言えないものの、スクールカウンセラーなどの専門家を増員、また、いじめ防止基本方針を改定するなど、対策を強化してはいますが、いじめはいまだに後を絶たない。子供たちに寄り添う対策を地道に進めていく必要性を感じているところではありますが、いじめを受けている子供たちが誰かに相談したいと思ったとき、今現在、本県にはどのような相談窓口があるのか、整理するために伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、いじめを初めとするさまざまな悩みについて相談できるように、「ふれあいコール」を設置し、専門の相談員による電話相談のほか、来訪相談や臨床心理士による相談を行っております。また、「ふれあいコール」の業務時間外につきましては、「24時間子供SOSダイヤル」を開設し、臨床心理士等の専門の相談員が対応しております。なお、ネット上のいじめ等に関する相談窓口として、「ネットいじめ目安箱サイト」も開設しております。これらの相談窓口等において、宮崎の子供たちがいつでも悩みを相談できる体制を整えているところでございます。

○新見昌安議員 次に、それらの相談窓口の周知はどのように行っているかについても伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 相談窓口の周知につきましては、相談先を掲載しましたカードを、県内の小学校4年生以上の全ての児童生徒に配布しております。また、各学校や関係機関には、啓発用のポスターを掲示したり、パンフレット

を配付したりして、保護者等への周知も図っているところであります。このほか、テレビの教育広報番組等におきまして紹介するなど、広く県民への周知も行っているところであります。

○新見昌安議員 最近の子供たちの生活実態に関する興味ある調査結果があります。総務省情報通信政策研究所の昨年の調査によれば、今の10代は、平日1日平均でソーシャルメディアの利用時間は58.9分、携帯通話時間が2.7分。電話での通話はほとんどやらない実態があります。このような実態を考えれば、対面での相談を継続しつつも、現行の電話による相談体制、相談システムの仕組みを考え直す必要があるのではないかと考えるところであります。今、いじめの早期発見のために、子供たちがよく使っているSNSを活用する試みが注目されております。長野県はこの9月、中高生を対象としたLINEでのいじめ相談事業を試行しております。大阪府では来年1月、府立高校の生徒を対象に、同じくLINEを活用した相談事業を試行するようであります。SNSを活用したいじめ相談について、教育長はどのような見解をお持ちか、伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） スマートフォン等の普及に伴いまして、若者が用いるコミュニケーション手段として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSが圧倒的な割合を占めるようになってきております。議員の御指摘にもありましたように、先日、長野県で、中・高生対象のSNSを活用した相談事業が試行されまして、相談件数が大幅に増加するなどの報道がなされております。しかしながら、SNSを活用した相談については、文字だけのやりとりになりますため、悩みの深刻さの判断が難しくなるということもございます。

また、適切な対応が可能な相談員の絶対数の不足、電話相談に比べて割高なコストなど、解決していかなければならない課題も指摘されております。県教育委員会といたしましては、事業効果等を分析しますとともに、関連業者から情報を収集するなどして研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 確かに、LINE等のSNSを使った相談には、10代の方々が気軽に参加できる効果が期待できる反面、それにたけた子供たちにふなれな相談員が翻弄されることになっては本末転倒ですし、試行後の効果の検証はしっかりと確認させてもらう必要があるかもしれません。

最後に、交通事故の未然防止についてであります。これについて、実は私も、「横断歩道は歩行者優先」の質問を準備していたのですが、二見議員、有岡議員の質問と重複してしまいましたので割愛し、1問に絞って警察本部長に何点か伺いたいと思います。

先々週の土曜日、終日都城市内を車で走っていたときのことです。渋滞していた箇所があり、複数の車が停車しました。ふと目の前の車を見ると、若い女の子が運転する車でしたが、停車中、その子の頭がしょっちゅう上下しておりました。スマホをハンドル下で見ているのは一目瞭然でありました。そうこうしている間に動き出し、その直後にガシャンと大きな音がしました。前の女の子の車はその前の車に追突した瞬間でありました。やっちゃったというような感じで頭を抱えておりましたが、同情半分、自業自得だよねという思い半分で通り過ぎたところでありました。

事ほどさように、最近、運転中に視線を車の前方ではなく、ハンドル下に落としたりしながら

走っている車をよく見かけます。11月8日の政府広報オンラインでは、近年、交通事故件数が減少する中で、運転中にスマホで通話や画面を見たり操作したりする、いわゆる、ながらスマホによる交通事故が増加していると警鐘を鳴らしております。平成28年中、ながらスマホが原因となる交通事故の件数は1,999件。平成23年の1,280件に比べて約1.6倍に増加しており、特に、スマホの画面を見たり、操作したりして起きる事故——これは画像目的使用の事故と言うそうですけれども——は約2.3倍に増加してあります。ながらスマホなどが原因となる交通死亡事故も、平成28年は27件発生、そのうち画像目的使用の事故は17件で、事故全体の約63.0%を占めております。最近の本県の状況はどうなのか伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） いわゆる、ながらスマホは、道路交通法上、携帯電話使用等違反となりまして、運転しながらのスマートフォンの操作や注視が禁止されております。ながらスマホに係る交通事故の発生状況につきましては、県内、平成23年は37件、平成24年は56件、平成25年は64件と、2年連続して増加しておりましたが、平成26年は34件、平成27年は26件、平成28年は18件と、3年連続して減少しております。また、死亡事故は、平成28年に1件発生しております。これらの事故の特徴ですが、直線道路や交差点付近での発生が多く、追突や出会い頭の事故が目立っております。

○新見昌安議員 次に、運転中のながらスマホの取り締まり状況についても伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 本県における携帯電話使用等違反、いわゆる、ながらスマホの取り締まり状況につきましては、平成23年に2

万3,466件を検挙して以降、減少傾向にありましたが、平成28年には、前年より232件多い1万4,323件を検挙しております。

○新見昌安議員 ながらスマホをなくすための広報啓発と運転者教育にはどのように取り組んでいるかについても伺いたいと思います。

○警察本部長(郷治知道君) 県警では、テレビCMや宮崎駅前の大型ビジョンで、ながらスマホの禁止を訴えるほか、街頭キャンペーンでのチラシの配布や新聞への啓発記事掲載など、あらゆる機会を通じて広報啓発を行っております。運転者教育につきましては、特に運転免許証の更新時の講習で、ビデオ教材の活用や事故事例の紹介など、ながらスマホの危険性について周知を図っております。今後とも、広報啓発と運転者教育の充実に努めまして、運転中のスマートフォンの使用禁止の徹底を図ってまいります。

○新見昌安議員 公益財団法人交通事故総合分析センターが以前実施した「携帯電話等の使用が要因となる事故の分析」によると、直線道路で先行する車両に追突する事故が極めて多いということがわかります。私が体験したのもこれに該当するのかなと思います。いずれにしても、取り締まり、広報啓発、運転者教育、あらゆる手を尽くして交通事故防止に努めていただくようお願いしまして、以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。11月議会一般質問最終日、2番バッターを務めます、宮崎のひなた、日高陽一です。2017年もあと1カ月となりました。皆さんにとってどんな1年だったのでしょうか。私に

とっては、いろんな方に呼ばれた気がした1年でありました。6月議会では井上紀代子議員に、そしてまた世間では、豊田真由子元議員を初めたくさんの方に呼ばれたような気がした年でありました。

この宮崎でもさまざまな出来事がありました。私にとって印象的だったのが、第11回全国和牛能力共進会で内閣総理大臣賞3大会連続受賞であります。今回、内閣総理大臣賞を受賞した第8区の肉牛の部は、肉のうま味成分、オレイン酸の多さ、サシの入りと、本当においしい肉が証明される部門です。ここで日本一おいしい肉は宮崎牛と証明されました。宮崎牛日本一から10年がたちます。海外でも宮崎牛が認知されるようになってきたと聞いております。私の中学校の後輩が香港で仕事をしているのですが、そこで彼女が「Where are you from?」と聞かれて、「I'm from Miyazaki in Japan」と言ったそうです。そしたらその方が、「ああ、宮崎牛の宮崎?」と聞き返してきたそうです。その話を聞いたとき、本当にすばらしいなと感激いたしました。関係者の皆様の努力に感謝したいと思います。

さて、この日本一となった宮崎牛。台湾では、16年ぶりに日本から牛肉輸出を解禁したのを受け、動き始めました。宮崎牛は本場の和牛として一番初めに輸入され、現地の新聞やテレビがこぞって取材されました。台湾に肉牛を輸出するのは初めての宮崎牛ですけれども、日本産牛肉の人気の高い台湾へ売り込みを強化していくべきだと思いますが、宮崎牛を初めとする県産牛肉の台湾輸出に係る今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

台湾への牛肉輸出につきましては、9月中旬の解禁後、関係者の協力によりまして、日本産牛肉第1号として輸出することができました。日本一の宮崎牛に対する評価は非常に高く、10月末までの輸出量は12.3トンに上っておりまして、今後さらに輸出量が増加するものと、大きく期待をしているところであります。台湾は、日本との交流も盛んで、さまざまな牛肉料理が存在するなど、食文化の面でも大変魅力的な市場であります。一方で、全国各県も熱心に取り組んでおりますことから、今後の輸出拡大を図るためには、宮崎牛が日本一のブランドとして確固たる地位を築いていくことが、大変重要であると考えております。このため、12月中旬には、私自身も県議会や関係団体の皆さんとともに台湾を訪問し、積極的にプロモーション活動を行いながら、宮崎牛の評価を揺るぎないものにするとともに、パートナー企業等との強固な信頼関係を構築し、より一層の台湾への輸出拡大につなげ、そして議員御指摘のとおり、そのことを通じて、宮崎の知名度の向上、さらには観光誘客等にも結びつけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 台湾は、地理的にも宮崎に近く、魅力的なマーケットであります。ことしの2月には、台湾の新竹県と宮崎県が協定を締結いたしました。そして10月には、桃園市とも協定を締結いたしました。しっかりと信頼関係をつくっていただきまして、これまで以上に交流が進み、輸出も促進されることを期待しております。

続いて、農政水産部長にお尋ねしてまいります。

ことし7月には、日欧EPA交渉が大枠合意し、EUへ輸出増大が期待されます。県では、こうしたEPAやTPPなど自由な経済圏の拡大などを背景に、「みやざきグローバル戦略」を策定し、海外への展開促進、海外からの誘致推進等に取り組んでおられます。本県には、宮崎牛のほかにもたくさんの輸出可能な農産物があると思いますが、畜産物以外の農産物の海外輸出の現状についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 昨年度の本県の農産物の輸出実績は、輸出数量が約910トン、輸出額が約3億5,000万円となりまして、過去最高を記録したところでした。主な品目としましては、カンショが、香港等に約850トンの2億5,000万円、お茶が、EU等に約30トンの6,000万円、スイートピー等の花卉が、アメリカ等に約60万本の3,000万円などとなっております。いずれも順調に伸びているところであります。

○日高陽一議員 先ほど紹介した I'm from Miyazaki の後輩ですが、現在、宮崎の野菜を香港に輸入しながら頑張っています。彼女は、宮崎の野菜10種類以上、魚も約10種類、加工品も多数、宮崎産にこだわって輸入をしています。香港ではそれぞれ人気があり、とてもポテンシャルが高いということでもあります。まだまだ可能性は大きいと思います。ぜひ、オール宮崎の体制で輸出拡大に向けて頑張ってくださいよう、お願い申し上げます。

東アジアは将来性のある魅力的な市場だと思います。例えば、台湾と日本の残留農薬基準が異なるため、台湾の基準に準じて生産している栽培事例があると聞いています。また、輸出先の国や地域によって、味の嗜好やパッケージのデザイン、商習慣などが異なる聞いています

が、それぞれきめ細かい対応にしていけないと輸出につながらないと思います。輸出を拡大するためには、輸出先の規制をしっかり把握し、それに対応した産地づくりが大変重要だと感じておりますが、農産物の輸出に向けた産地づくりの取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農産物の輸出拡大に向けましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、輸出先ごとにニーズが異なることや、いろんな検疫条件が異なること、さらには残留農薬基準などに的確に対応できる産地の育成が重要でございます。そのため、例えば、台湾では我が国とは異なる残留農薬基準が設定されておりますので、キンカンや日向夏の産地に対しまして、台湾の基準に合致した栽培管理の支援や、本県の農薬分析技術を活用した輸出前検査の仕組みづくりなどに取り組んでいるところであります。また、輸出できる産地を掘り起こすため、今年度からは、農業や貿易の専門家5名を輸出サポーターとして県内に配置しまして、ブドウや有機野菜などの新たな産地づくりも進めているところであります。

○日高陽一議員 その専門家5名の方に期待したいと思います。

今、地元の青年部を初め各地域でも、就農間もない方々や若手後継者と意見交換会をしておりますが、その中で、農業への魅力や将来の経営展望など、前向きな発言がある一方で、燃油や資材の高騰、生産者の減少による産地存続の危機感など、将来の不安も聞いております。本県農業が成長し続けていくためには、新規就農者を確実に確保していく必要があると思います。JA宮崎中央では、トレーニングハウスを整備し、積極的に新規就農者の確保を行っているところですが、農業の担い手が減少する中

で、産地みずからが取り組む新規就農者の確保対策を、県としてどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県内では、新規就農者の確保を図るため、例えば、JAの先進的な取り組みをモデルとしたえびの市のイチゴ団地や、町が中心となって中山間地域における農作業の受託などを行うひのかげアグリファームなど、それぞれの産地で、新規就農者の技術習得や就農を支援する仕組みづくりが進んでおります。そのような中、県では、産地みずからが、将来像や担い手対策等を盛り込みましたビジョンづくりを進めるよう支援をしますとともに、農業研修に必要な施設整備や、アドバイザーの派遣による運営に対する支援などを行っております。さらに、今後、産地や農業法人等の情報を盛り込んだ、本県の農業版リクルートブックの作成を行うなど、就農希望者への情報提供についても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

我が家では、祖父の時代からピーマンを栽培しています。昔のハウスは軒高が低く、よく頭をぶつけていました。まだ髪はありました。そういうこともあって、平成15年にハウスを建てかえて軒高を高くしたのですが、もう既に14年が経過しています。周辺の農家ではハウスの老朽化が進んでいます。建てかえを希望する方もいますが、近年、ハウスの価格が高くなっているため、計画的な更新が難しい状況です。このままでは、ハウスの更新ができず、離農などにより生産量が減少し、産地としての存続ができなくなるのではと考えています。一方で、地元の若い生産者の中には、新技術を取り入れ、反

収を増加させている取り組みが見られてきております。生産者が減少し、産地の縮小が懸念される中で、生産量を確保していくためには、大変すばらしい取り組みだと思っております。施設野菜産地の維持・発展のためには、革新的技術による反収の増加など、生産性の向上を図るべきだと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の施設野菜につきましては、栽培面積がこの10年間で約100ヘクタール減少しておりまして、高齢化や担い手が減少する中で、野菜を安定的に供給する産地として維持・発展させるためには、生産性の向上を図ることが大変重要だと考えております。このため県では、施設内の温度や湿度、炭酸ガス濃度などを総合的に測定し、環境を制御することで、収量を高める技術の導入に取り組んでいるところでありまして、既存のハウスでも、キュウリでは、県内の平均反収の2倍を達成する事例も見られております。今後は、環境制御等の革新的な技術を、ほかの品目や地域へ普及していきますとともに、さらには、軒の高いハウスを利用しました、収量を飛躍的に高める技術の導入についても検討を進めるなどしまして、生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 新たな技術を取り入れても、ハウスの環境や土壌の状況によって、行き詰まってしまいう生産者も時々いらっしゃいますので、技術導入とともに指導者の向上も、どうぞよろしくお願いいたします。

最近、JA青年部や野菜部会の集まりで話題になりますのが、来年からの米政策の見直しです。平成30年から、行政による生産数量目標の配分が行われなくなり、また、減反した面積に

応じて10アール当たり7,500円交付される米の直接支払交付金が廃止され、生産規模の大きい生産者や農業法人、集落営農組織にとっては収入減少の影響が大きいと思いますが、米政策の見直しに対して今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 米政策の見直しによりまして、平成30年以降は、国による生産数量目標の配分がなくなり、米の直接支払交付金が廃止されますことから、農業者の方々には、米づくりに対する不安があると存じます。このため本県では、全国ベースの需給見通しをもとに、農業者の皆様の参考になりますように、作付の目安を提示しまして、需要見込みに応じた計画的な生産を推進してまいりたいと存じます。一方、交付金の廃止に対しましては、減収分を補うための新たな収益の確保が必要となりますので、例えば稲作に、地域に適した露地野菜を組み合わせるなど、水田における作物のベストミックスを描きながら、それぞれの産地に応じた高収益化を進めてまいります。

○日高陽一議員 既に他県では、水田でジャガイモやニンニクなどベストミックスが動いております。さまざまな形があると思います。宮崎の田んぼが荒れ果ててしまわないように、どうか取り組んでいただきたいと思います。

次に、福祉保健部長にお尋ねしてまいります。

ことし、兵庫県姫路市の私立認定こども園で、定員を大幅に超える園児を自治体に隠し受け入れ、劣悪な環境のもとで保育を続けていたニュースがありました。正規の定員として園児46人を保育、これに加え、市に隠して直接保護者と契約した22人を受け入れ、定員の約1.5倍の園児を預かり、給食は、68人の園児に、40食

前後を発注し、これを分けていたため、栄養、量とも不十分な状態だったそうです。そして園は、行政から給付金を満額受け取るため、保育士の人数を水増しし、保育士は少人数で仕事を強いられたと見られ、保育の安全性も問われる状態だったそうです。これは、監査がしっかりと機能していれば防げた問題だと思います。保育所等について、職員の配置基準の確認も含め、県ではどのように監査を実施しているのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 保育所等につきましては、児童福祉法などに基きまして、職員処遇、児童処遇、会計管理等について、現地での指導監査を毎年、全ての施設に対して実施しているところであります。具体的には、保育士や調理員等の職員配置が基準を満たしているか、児童の安全対策等が適切に行われているか、必要な会計帳簿が整備されているかなどについて、施設職員への聞き取りや関係書類、現場の確認を行い、必要な指導を行っているところであります。今後とも、保育所等に対する適切な指導監査の実施に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 全ての施設に対して、毎年、指導監査が行われていると聞きまして、安心をいたしました。人口減少がますます進行する中であって、女性の就業のさらなる増加、活躍が必要であります。そうした点からも、子供を持つ女性が安心して子供を預ける環境の確保は必要不可欠であります。監査はもとより、市町村等と連携した保育現場の状況把握をお願いいたします。

ことし6月、政府は子育て安心プランを公表し、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算3年分を、平成31年度末までの2年間で確

保し、遅くとも平成32年度末までの3年間で、全国の待機児童を解消することとしています。本県においても2年連続で発生しております。この原因の一つに保育士不足があると考えますが、本県の保育士の有効求人倍率を見ますと、平成25年度は0.85でありましたが、28年度には1.86、そして今年の8月の有効求人倍率は2.33と、上昇を続けております。また、本県の保育士の離職率は、全国同様10%前後で推移しているようです。待機児童の解消を図るには、保育士の離職防止や就労する保育士の確保が必要と考えますが、県の取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、保育士の離職防止や確保を図るため、これまで給与面の処遇改善を行うとともに、平成28年度からは、保育士を目指す学生を対象にした修学資金の貸し付けや、潜在保育士の再就職等を支援する保育士支援センターの設置運営などに取り組んでいるところであります。さらに、今年度からは、職位や職務内容に応じたキャリアアップ研修の実施と、その研修を受講した保育士等に対して給与等の処遇改善を行うこととしております。保育士の安定的な確保は、待機児童の解消はもとより、質の高い保育を提供する上で大変重要でございますので、今後とも市町村や関係機関と連携しながら、その確保や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 現在直面している待機児童問題がある一方、将来に向けた人口推移などを見てみますと、少し長いスパンでは、園児数は確実に減ってくるものと思います。少子化が進行している中、園児数もう既に減少している保育所等があると聞いていますが、本県における今後の安定的な保育の提供についてどう考えて

いるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県における近年の就学前の児童数と、幼稚園、保育所及び認定こども園の入所者数の推移を見てみますと、就学前児童数は減少しているものの、「子ども・子育て支援新制度」の導入等に伴い、入所数は増加している傾向にあります。一方、長期的な観点で見ると、さらなる少子化が進む中で、入所者が減少していくことも想定されるころであります。県としましては、幼児教育・保育等の安定的提供は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現にとって重要でありますことから、今後とも市町村や関係機関と連携しながら、需要に応じた安定的な保育サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 10年後、20年後を見据えて対応していただきたいと思っております。

次に、健康寿命対策について伺います。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことですが、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味し、日本以外の国ではこの期間が7年程度ですが、日本の男性は9年、女性は12年にも達していて、世界一になっているようです。県は、長期計画における10の長期戦略の一つに「いきいき共生社会戦略」を掲げ、2030年に「健康寿命男女とも日本一」を目指すとし、日本の死因の約6割を占める生活習慣病予防のための県民運動を進められています。一方で、健康寿命対策のため、高齢者の介護予防も重要だと考えますが、県ではどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢者が、住

みなれた地域で、いつまでも健康に暮らし続けるためには、継続的に介護予防に取り組むことが重要であります。このため県では、平成26年度から、住民が主体となって地域の中に「通いの場」をつくり、お互いに声をかけ合って、週1回程度の体操教室を開催する介護予防の取り組みを、市町村と協力して推進しているところでもあります。ことし7月現在、県内約600カ所において1万人以上の高齢者が参加されております。この「通いの場」では、筋力アップの体操だけではなく、趣味や娯楽のサークル活動などに発展的に取り組まれているところもあり、地域の支え合い機能が活性化するきっかけにもなっていることから、県としても引き続き、こうした住民主体の取り組みを推進していきたいと考えております。

○日高陽一議員 高齢者になりますと、不慮の事故がふえてきますが、この不慮の事故の中でも、交通事故の1.5倍の方が窒息死で亡くなっているということです。介護の現場などにおいて、口の中に残渣物や義歯が残った状態でベッドの上に寝てしまうと、詰まってしまい窒息死するケースがあるようです。これは、口腔ケアを行うことで口の中をきれいにし、飲み込む力を保つことで防止できるのではないかと思います。また、口腔ケアは誤嚥性肺炎の予防にも大変効果的であると聞いています。そこで、高齢者の口腔ケアについて、県はどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢になりますと、歯の喪失とか誤嚥性肺炎等を起こしやすくなることから、自立した生活を維持し全身の健康を保つためには、口腔ケアを適切に行い、口腔の健康を保つことは大変重要となってまいります。このため県では、みずからが適切に口

口腔ケアを実践できるよう、広く県民向けの講習会を実施するとともに、テレビCMやポスター掲示等を通じて、定期的に歯科医療機関に通院し、専門的な口腔ケアを受けるよう促す取り組みを行っております。また、体が不自由で通院することが困難な方や介護施設に入所している方に対しても、専門的な口腔ケアを提供できるよう、訪問歯科診療に取り組む歯科医療機関に対し、必要な機器の整備を促進するための助成も行っております。県としましても、今後とも、高齢者が健康で質の高い生活を送れるよう、口腔ケアの推進に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 年末には、かなり死亡率が高まりますので、年末に向けて、推進をぜひお願いしたいと思います。

次に、ヘルプマークについてお伺いいたします。このヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう製作したマークです。もともとこれを製作した東京では、ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を平成24年から始め、現在では地下鉄、バス、病院へと拡大し、さらに全国へ広がっています。そこで、このヘルプマークの導入の意義について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ヘルプマークでございますが、東京都が作成して、これが現在、13都府県で導入されておまして、本県におきましても、今年度中の導入に向け、準備を進めているところであります。このヘルプマーク本体は、バッグ等に取りつけられる名札のよ

うなものでございまして、赤い背景に白で十字とハートマークが描かれた、わかりやすいデザインとなっておりますので、援助を必要としている方などが周囲にいらっしゃることへの気づきにつながるものであると考えております。また、ヘルプマークを見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っている方がいらっしゃれば声をかけるといった、思いやりのある心が醸成されることを期待しているところでございます。

○日高陽一議員 大切だと思います。

では、このヘルプマークをどのように普及させていくのかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ヘルプマークは、それを見かけた方に援助を促すものでありますことから、まずは、制度の趣旨を広く県民の方々に理解していただくことが重要であるとと考えております。このため、県政番組や広報紙など県や市町村の広報媒体を活用し、県民の方々への広報を行うとともに、バスや電車へのポスター、ステッカーの掲示などにより、しっかりと周知を図ってまいります。また、内部障がいや難病などの当事者団体が開催するセミナー等においても広報を行うなど、団体とも連携しながら、ヘルプマークの普及に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合には、電車、バス内では席を譲ってあげたり、困っているようであれば声をかけたりなど、思いやる行動をお願いしたいと思います。もちろんここにいらっしゃる方は既に行っている方もいると思いますが、ヘルプマークを多くの方に知っていただき、優しい環境をつくり上げていただきたいと思っております。

この宮崎は、本当に温かくて優しい人が多い県だと思いますが、先日、健常者用の駐車場が

あいているにもかかわらず、車椅子利用者の優先駐車場にとめていく若者を見ました。話しかけてみると、「いつもあいているから」という理由からとめたということでした。車椅子利用者の方は、ドアを大きくあけないと乗りおろすことができません。健常者用の駐車スペースでは乗りおろしが厳しいのです。ここで、車椅子利用者優先駐車場に対象でない方が駐車している場合がありますが、県はどのように対策をとっているのかお伺いをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 車椅子利用者など配慮が必要な方が適切に駐車場を利用できるよう、県では「おもいやり駐車場制度」を設けて、車椅子利用者に対し、乗りおろしがしやすい、幅の広い駐車場が利用できる赤色の利用者証を、その他の障がい者、高齢者等に対しては、一般的な幅の駐車場用の緑色またはオレンジ色の利用者証を交付しております。交付の際には、適切な利用について御説明をしますとともに、一般の方にも制度の趣旨を御理解いただけるよう、県政番組や広報媒体を活用した啓発活動を実施しているところであります。

なお、一部で不適切な利用があるとの声もいただいておりますので、県としましては、思いやりを持った駐車場利用について、より一層の広報・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 カリフォルニアでは、障がい者用駐車スペースに車をとめると、300ドル、約3万3,000円くらいの罰金を支払わなければなりません。そこまでの必要はないと思いますが、適正な利用ができるよう啓発をしていただきたいと思っております。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

先日、地元の中学校のPTA会長から、「重いかばんの影響で、自転車の転倒事故も起きている」と聞きました。私も中学校3年生の息子の登校前のかばんを担いだのですが、その重さに驚きました。ゆとり教育から脱ゆとり教育になり、ある新聞社の調べによりますと、教科書がゆとり時代の1.5倍になっているそうです。教材や参考書がふえた息子のかばんをはかったら、10キロを超えていました。日々重いかばんを持つことが原因で、背中や首、肩こり、腰の痛みを訴える子供の数がふえているという診療データもあると聞きます。10キロのかばんを持って歩いて通学するのも大変ですが、10キロのかばんを持って自転車に乗るのも大変危険であります。自転車による交通事故が社会問題となる中、生徒の通学の安全確保の観点からも、何らかの改善が必要だと思っております。教科書を入れた学校のかばんが非常に重いことに対する学校での対応及び、このことについて教育長に見解をお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 近年の教科書は、学習内容の増加に伴いましてページ数がふえたり、また、見やすさの点からサイズが大きくなったり、写真や図表が多く取り入れられたりするなどの利便性が向上した分、重くなっているという状況がございます。このような状況を踏まえまして、各学校において、例えば、教科書などの学習用品を毎日持ち帰らせるのではなく、学校に置いてよいものを決めたり、子供の体への影響を考え、肩かけのかばんからリュック式のかばんに変えたりするなどの配慮がなされているところであります。県教育委員会としましては、子供の健康や事故防止等の観点から、実態を調査した上で、科学的な知見なども参考にしながら検討すべき課題であると考え

ております。

○日高陽一議員 香港では、児童生徒の通学かばんの重量を測定し、その適正を定期的に確認して、脊髄の健全な発育のために、通学時のかばんの重量を体重の15%以内にするのを推進しているとのこと。インドのマハラシュトラ州では、児童のかばんの重さを体重の10%を超えないように制限することになっています。検討すべき課題という認識をされているようですが、ぜひ、子供の将来のためにも、前向きに検討していただきたいと思います。

今回は、かばんの問題を取り上げさせていただきましたが、教育には、使命感を持ったよい先生の確保はもちろんですが、子供の学校における快適な環境整備はとても大切だと思います。一つ例を挙げさせていただきますが、先日、小学校の授業時間がふえるという記事を目にしました。そのふえる授業は、夏休みを削って授業を行うということです。「夏場は、宮崎の小学校は朝から気温は36度あります。子供たちは腕の汗でノートやプリントがぬれてしまうほどであります」と、県内の小学校の先生がおっしゃっていました。ある小学校の校長は、「夏場40度近く暑くなる教室で授業しても、身にならない」とおっしゃっていました。高校の先輩である田口議員がきのうも質問していらっしゃいましたが、クーラーの設置問題。財政事情もあると思いますが、この気温の高い南国宮崎であります。教育委員会におかれましては、学校の現場の声、事情をよく把握していただきまして、前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、毎日新聞が都道府県と政令市の67教育委員会を取材したところ、全国の公立小中学校で、定数に対する教員の不足が、今年度当初

に少なくとも357人に上ったとのことでありました。団塊の世代のベテラン教員が相次いで退職した際に、それまで採用試験に通らず、臨時講師として登録していた教員志望者の多くが採用され、臨時講師が減っていることが影響しているとのことでありました。また、現在、景気が好調で、民間企業も採用をふやしていますので、教員の道ではなく、民間企業に進む学生も多いのではないかと思います。将来を担う人材育成を適切に行うため、教員の確保は極めて重要と思いますが、臨時講師の確保に向けてどのような対策を講じているのかをお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 臨時講師の任用につきましては、県教育委員会に登録されました任用希望者の名簿をもとに、校長が面接を行った上で適任者を任用しております。県教育委員会では、これまでも、電子登録の導入による登録手続の簡素化や、登録期間を延長して随時受け付けとするなど、臨時講師の確保に取り組んでまいりました。本年度はさらに、任用希望者の拡大を図るため、退職予定者に対して講師登録の呼びかけを行いましたほか、テレビ等を活用して、登録制度の一層の周知を図ったところでございます。今後とも、学校現場に欠員が生じることがないように、正規職員の採用拡大も図りながら、臨時講師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ある学校の校長先生によりますと、「産休や病欠などの中途採用の職員がなかなか見つからない」という声がありますので、しっかりと確保していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、県立学校における修学旅行についてお伺いいたします。私は、6月議会において、グ

ローバル人財の観点で質問させていただきました。海外から多くの留学生を受け入れることが人財育成に有効である旨を質問しましたが、今回は、海外修学旅行についてお伺いをいたします。本年10月に、海外経済戦略対策特別委員会の一員として、ベトナムを訪問してまいりました。その中で、宮崎市に本社のあるアース建設コンサルタント株式会社を調査いたしました。ここは、ベトナムの短期大学と提携し、日本の建設業界で働くために必要な技術を1年間で習得した後、日本の建設企業で働く機会が与えられます。ここで働く現地の学生は、目を輝かせながら授業を受けていました。その意見交換会の中で、同社の濱村取締役から、「ぜひ宮崎の高校生にこの場を見てもらいたい。そして、現地の学生と交流してほしい」という提案がありました。確かに、現役の高校生が家族の生活のために必死で勉強している姿、そして、必ず日本で仕事をするために学ぼうという姿勢などを見ると、大きな刺激になると確信をいたしました。そこで、県立学校における海外修学旅行の実施状況をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 海外への修学旅行を実施しております県立学校は、例年10校程度でございます。その主な行き先は、アジア圏ではシンガポール、マレーシア、台湾、そのほかではオーストラリアやカナダなどに行っているところでございます。

○日高陽一議員 実際、私たちが行ったベトナムは、2013年から福岡県が修学旅行で訪れるようになり、現在は、福岡を中心に3,000人以上の高校生がベトナムを訪れています。現地の高校生の英語能力の高さに刺激を受けたり、経済成長著しい町の活気を肌で感じることもできたりし、大変満足しているそうです。そこで、アジ

ア圏に高校生が修学旅行に行くことについて、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 修学旅行は、日常を離れた環境の中で、集団行動や体験的な活動を通して協調性や自主性を養うことなどを狙いとし、安全性や経済的な負担、生徒の実態等にも配慮して、各学校が主体性を持って実施しているところであります。海外への修学旅行につきましては、異なる自然や文化、多様な価値観等に触れることを通して、国際理解を深め、グローバル意識を高めることのできる貴重な機会であり、特に、地理的にも歴史的にもつながりが深く、今後、経済的な結びつきもさらに強まることが期待されますアジア圏を訪れることは、大きな意義があるというふうに考えております。

○日高陽一議員 身近なアジア圏でも、十分外国語や歴史・文化に触れることができます。宮崎にもアジアへの直行便が就航していますので、ぜひ推奨していただきたいと思います。

次に、LCCの宮崎一成田線の就航についてお伺いをいたします。今月21日より、格安航空会社LCCのジェットスター・ジャパンが宮崎一成田間を就航させます。ジェットスター・ジャパンは、国内LCCで最多の21機を保有し、1日100便以上を運航、昨年の国内LCC搭乗客数のシェアは52%を占め、国内LCC4社のトップに位置するとのこと。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの旅行客の増大が見込まれる成田空港と宮崎に定期便が就航することは、本県観光、経済交流の拡大に大きく寄与するものと思います。そこで、宮崎一成田線の就航に当たり、県は運航する航空会社に対してどのような支援を行うのか、総合政策部長にお伺いいたし

ます。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県におきましては、これまで、LCC各社に対して県民の就航希望も多かった宮崎一成田線の誘致に、積極的に取り組んできたところがございますが、このたび、LCCの中でも国内線で最も実績のあるジェットスター・ジャパンに就航いただく運びとなったところであります。このため、同社による成田線の円滑な就航を目的といたしまして、今議会において補正予算をお願いしております。具体的な補助内容といたしましては、運航する航空会社が、宮崎空港にカウンター等を設置する際に要する初期経費のほか、首都圏での広告、県内の新聞・雑誌への掲載など、新規就航に当たって、県民の利用や首都圏等からの利用を促すための経費に対し支援を行う予定としております。

○日高陽一議員 よろしく申し上げます。

2002年8月にスカイネットアジアが羽田一宮崎線に新規参入し、2015年12月からは「ソラシドエア」に名称を変え、宮崎の県民の翼として私たちを支えてくれています。今回、新たなLCC本県参入は、ピーチ・アビエーションの2015年8月からの宮崎一関西線の就航に次ぐ2番目となります。やはり価格運賃において優位性のあるLCCのインパクトは大きく、既存の航空会社への影響があると思いますが、羽田線を運航している既存の航空会社への影響についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） この成田線の就航により、羽田線にどの程度影響があるのか、現時点において推測することは困難な状況にあります。成田線が就航している他県の空港の状況によりますと、ビジネス客の利用が多

い羽田線に加え、観光や帰省の利用が多い成田線による新規需要の創出が、全体として大きな効果を発揮していると伺っております。本県では現在、宮崎一関西線をLCCが運航しておりますが、就航前に比べ、伊丹線と関西線を合わせた関西地区全体の利用者数は、年間で約8万人ふえている状況にあります。いずれにいたしましても、宮崎一成田線の就航により、航空運賃の低下などによる県民の利便性の向上に加え、首都圏はもとより、国際線の乗り継ぎによる海外からの観光客の増加なども見込まれることから、本県経済の活性化が期待されると考えております。県といたしましては、成田線と羽田線を合わせた利用者数の拡大を図ることが望ましいと考えており、今後とも、各航空会社や関係機関と連携し、両路線の利用促進に取り組むことで、首都圏とのさらなる交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 成田線は国際線として多くの外国人を受け入れていますので、ぜひたくさんの方をこの宮崎に運んでいただきたいと思えます。

続いて、商工観光行政についてお伺いします。

60周年記念イベントが、2月10日、サンマリスタジアムで、ジャイアンツとホークスのレジェンドが集結してOB戦が行われます。スポーツランドみやぎの礎となったジャイアンツキャンプ、夢のような試合を見ることができます。読売巨人軍の宮崎キャンプ60周年に当たり、具体的にどのような取り組みを行うのかお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 読売巨人軍のキャンプは、本県観光の柱の一つであるスポーツランドみやぎの礎となったものであり

ますので、記念の取り組みに当たりましては、60年の感謝を込め、県民を挙げてお祝いするとともに、キャンプ地宮崎のすばらしさを県内外に発信する機会にしたいと考えております。このため、宮崎市や関係団体と連携し、東京、福岡、宮崎におけるキャンプの歴史を振り返る写真展や、OBによるトークショーを実施するほか、球場や市街地などで歓迎装飾を行い、60周年のお祝いムードを盛り上げていくこととしております。また、お話のありました、2月10日にはジャイアンツとホークスのOB戦が予定されており、長嶋総監督、野村総監督のもと、そうそうたる往年の名選手が勢ぞろいし、非常に多くの観客が予想されますことから、その受け入れにも万全を期してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ここにいるジャイアンツOBの方にもぜひ出ていただきたいと思います。

2019年ワールドカップまであと2年を切りました。知事は、日本代表の前監督、エディー・ジョーンズ監督が率いるイングランド代表の事前合宿の誘致に力を入れていらっしゃいます。これはぜひかち取っていただきたいと思います。ラグビー日本代表ですが、先日、強豪フランスに引き分けるなど、日本のラグビー熱も高まっています。ラグビーのキャンプ時期が野球、サッカーと異なり、6月、7月にラグビーのキャンプを誘致することによって、閑散期の宮崎県を潤すことができるのではないのでしょうか。ここで、ラグビートップリーグを初めとするラグビー合宿受け入れの状況と、ラグビー合宿の受け入れの考え方についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ラグビーの合宿につきましては、平成27年度にワールド

カップに向けた日本代表チームを受け入れたほか、昨年度は、ラグビートップリーグの3チームを初め、社会人、学生チームなど12チームを受け入れております。合宿受け入れに当たりましては、チームが希望する期間、施設等を伺った上で、場合によっては合宿期間の変更や代替施設を提案するなど、可能な限り合宿が実現するよう調整に努めております。ラグビーワールドカップ2019に向け、ラグビー人気が高まっていますので、今後とも市町村や競技団体等と連携しながら、合宿の積極的な誘致と円滑な受け入れに努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 積極的な誘致をお願いしたいと思います。グラウンド整備をすることによって、さまざまなチームが訪れると思います。あの南アフリカ戦に勝利した感動のワールドカップも、この宮崎のキャンプからスタートしております。日本ラグビーのキャンプ地として——じゃなくて、世界のラグビーのキャンプ地として作り上げていただきたいと思います。私としましては、イングランドを誘致しているこの宮崎ですが、縁起のいいこの宮崎に、日本代表にもぜひ来ていただきたいと思っております。ぜひ総力戦で頑張ってください。

続きまして、本県の道路整備についてお伺いをいたします。

高校の先輩、田口議員も質問されましたが、現在、宮崎市佐土原町において国道219号広瀬バイパスの工事が進められております。この広瀬バイパスは、国道219号春田バイパスと国道10号佐土原バイパスを結ぶ道路で、完成しますと、西都インターチェンジから国道10号や一ツ葉有料道路などを経由し、宮崎港や宮崎空港、宮崎インターチェンジが結ばれることとなります。

この道路により、沿線における地域住民の利便性は大きく向上することとなり、また、本県を訪れる観光客にとりまして、西都原古墳群やシーガイアはもとより、野球やサッカーなどのスポーツキャンプ地へのアクセスも強化され、本県の観光振興に大きな効果が期待されます。さらに、宮崎県地域防災計画において、第1次緊急輸送道路に位置づけられていることから、災害発生時における応急復旧や救護のための物資輸送の役割も担っております。そこで、国道219号広瀬バイパスの取り組み状況と開通の見通しについて、鎌原副知事にお伺いいたします。

○副知事（鎌原宜文君） 国道219号広瀬バイパスは、西都インターチェンジから宮崎インターチェンジに至る地域高規格道路宮崎東環状道路の一部を構成する重要な道路であります。広瀬バイパスにつきましては、これまでに、橋梁などの大型構造物についてもおおむね完成をしたところでございまして、一ツ葉有料道路が無料化される平成31年度の開通を目指し、現在、残る用地の取得と工事を進めているところでございます。広瀬バイパスが完成しますと、一ツ葉有料道路などと一体となりまして、物流拠点である宮崎港や宮崎空港と西都インターチェンジが結ばれ、都市圏交通の円滑化や物流の効率化、議員御指摘の観光振興などにも効果が期待をされております。私としまして、本県の産業の発展や観光振興などに大きく寄与するものと考えておりますので、今後とも、沿線自治体と連携し、国からの補助金等の確保に努め、平成31年度の開通に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 平成31年度開通、ぜひよろしくお願いたします。

この国道219号広瀬バイパスにつながる国道10号についてですが、私の地元、国道10号の住吉地区は、県内でも著しく交通渋滞が起きる場所で、10校の小学校、中学校、高校があり、約7,000人の子供が通学をしています。一度は計画が立った国道10号住吉道路、地域の早急な渋滞解消という声が20年以上前から続いているにもかかわらず、いまだに計画は示されておられません。県内の道路整備におきましては、東九州自動車道を初め、九州中央自動車道や、たくさんの議員がぶら下がっている国道220号など、整備が必要な路線がたくさんあると思いますが、住吉道路につきましても、早急な整備計画が実現されますよう、国土交通省からいらっしゃった鎌原宜文副知事をお願い申し上げまして、質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。お疲れさまです。今議会の大トリであります。また、平成29年、最後の質問者ですので、本年をまとめる質問ができればいいがな、総括する質問ができればいいがなと、こう思っているところではありますが、通告に従って順次質問をしていきたいと、こう思っております。

あと25日で来年になります。正月が来るんです。そして2月が来ます。その2月は、えびの

地震が発生して満50年になるんです。日を数えて77日後ですが、えびの地震でありますけれども、昭和43年2月21日に発生して、43年11月ごろまで続いた、いわゆる群発地震なんです。

それで、ちょっと資料を調べてきましたが、当時、私は二十になる前でありました。外におったんです。当日は、えびの市内は真っ白、積雪がかなりあった日なんです。外におったら突然ぐらっときて、これは頭がおかしくなったのかなと、こう思ったんです。大きな目まいがしたんです。ところが、見ておったら電柱が大きく揺れ出す。電線も上下に物すごく振れる。そうしたら、いろんな人が外にぼっと出てきて、恐ろしい地震があったなど。私は飯野ですが、真幸が震源地だと、そういう話がすぐ伝わりました。

その地震であります、2月21日の8時51分は、マグニチュード5.7で震度5の強震、これは前震、そして同じ日の10時44分、マグニチュード6.1で震度6の烈震、これが本震。明治17年に気象庁が地震をはかり出したんです。それ以来、震度6の烈震というのは、今まではかっただ中で一番震度が大きいんですよ。この前の熊本地震で、椎葉あたりも震度5の強震でしたかね。それからすると、やっぱり大きいんですよ。大体今のはかりと昔のはかりは違うけれども、そう大差ありません。それから、翌日の2月22日19時19分、これはマグニチュード5.6で震度5の強震でした。これが余震と言われるもの。2日間のうちに、前震、本震、余震、やはり本震が最初とは限らないですね。熊本地震も2度目が本震でしたから。

それで、ちなみに、当時、群発地震と言っておりましたが、この年はうるう年だったんでしょうかね、2月中、2月21日から29日までの

9日間の地震回数をいろいろ調べてみたら、9日間で地震の回数が3,133回、これは鹿児島気象庁が発表しております。それから、有感地震が299回、これはどこが調べておったと思いますか。気象庁ではありません。現在は震度1以上を有感地震とするんだそうです。当時はそうではありません。本部長の配下である、飯野警察署、いわゆる現在のえびの警察署がそれをカウントしているんです。それが9日間で299回あったと、こういうことです。

それから、被害の状況ですが、これは鹿児島、宮崎、熊本県の全域で大きな被害が出たんですけれども、死者が3人、幸いに——これは幸いと言ってはいけませんね——えびのではありませんでした。負傷者が44人、うち、えびのが21人、住宅全壊が498棟、えびのだけで412棟、半壊が1,278棟、えびのだけで675棟、被害総額が89億円、えびのだけで48億円です。48億円かとお思いでしょうけれども、その年のえびの市の当初予算は5億100万円です。それからすると、一町としてはかなりの被害があったと、こういうことです。

それで、地震の発生の可能性、50年たってその可能性があるかどうかということをお聞きしたいと思うんです。というのは、えびの地震は、私はどうも周期性があると思っているんです。43年に発生したえびの地震のちょうど55年前の大正2年から3年も、えびの市の真幸で、えびの地震も真幸であったんですが、やはり群発地震があったんです。55年前、それで今度は50年ですから、大体50年そこそこ周期があるんじゃないかなと。明治・江戸時代のことにはわかりません。あの当時は、霧島火山あるいは日向灘とは関係ないとか、いろいろ言われておりましたが、あるんじゃないかなと、こう

思っているところです。ですから、そういうことを、発生の可能性があるのかどうか、きょうは私の後にみんな備えているけれども、一般質問中に地震が来るかもしれません。そのあたりのことを危機管理統括監にお聞きいたします。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○危機管理統括監(田中保通君)〔登壇〕お答えいたします。

地震発生の周期性につきましては、よく知られているのは、南海トラフ沿いで発生する地震が大体100年から150年の周期で発生しているということが言われております。

えびの市近辺で発生した内陸型地震としましては、お話にありましたように、大正2年の真幸地震、それから昭和36年の吉松地震、昭和43年のえびの地震などがありますけれども、これらの発生間隔は、真幸地震から吉松地震までが48年、吉松地震からえびの地震までが7年となっております。

県では、将来、えびの・小林地域におきまして、同様の地震が発生することは想定はしておりますけれども、この地域における地震の発生間隔の規則性につきましては、まだ明らかにされていないというふうに認識しております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 はっきりしていないような話でしたが、地震のメカニズムを、南海のあればかりじゃなくて、内陸部も調査して研究してほしいなど、こう思っております。吉松地震との間隔は余りないんですが、えびの地震も、これが発生するずっと前から、どうもおかしいということは言われておった。眠っているとき、地下でゴーゴー音がするとか、当時の県会議員の永崎公さんは、そのことで県にも調査をお願い

しているんです。何も関係ないと。気象庁にもお願いしたけど、何もないと。そして、2月21日に地震があったという事実があります。永崎公さんは、実は地震の予言をされた人じゃないかなと、こう思っているところです。

そういうことで、周期性があると思いますから、節目節目には訓練もしないといけないなと思うんです。ですから、訓練の計画はないのかどうか。ちなみに、えびの市は、防災のための何か記念行事はされるというふうに聞きました。その辺をえびの市とも協議して、訓練等が必要じゃないかなと、こう思っているところです。その辺の考え方を危機管理統括監にお聞きいたします。

○危機管理統括監(田中保通君) 県では、地震とか風水害に備えまして、毎年、計画的に防災訓練を行っております。西諸県地域では、平成15年度に地震を想定した訓練を、平成20年度と23年度には火山や風水害を想定した訓練を実施しております。

平成25年度からは、近い将来、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定されますことから、沿岸部を中心に、内陸部との連携を含めた応急対策活動の訓練を実施しておりますけれども、今後、内陸部におきましても防災訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、来年は、えびの地震から50年という節目の年でありますので、内陸型地震への備えにつきましても、さまざまな機会を捉えまして、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 いい機会ですから、そういうふうにして進めてください。お願いしておきます。

地震のつながり、南海トラフ巨大地震・津波

のことについて、一言お願いをしておきたいと思えます。我々自民党の部会で、この方面が一番進んでいるところは和歌山県だということで行きました。そこで聞いた話では、死者なんかの目標、これを死者ゼロということで、津波から逃げ切るための取り組みをされております。それで、目標は死者ゼロなんです。

前回の質問でもこのことを言いましたが、宮崎県は、県の調査で3万5,000人から2万8,000人が犠牲になる、それを減災計画で8,600人に抑えると、こういうことですね。和歌山県は、国は8万人というけれども、和歌山県自身は9万人の被害が出ると、それをゼロとするというふうになっております。ですから、8,600人というのは大きな死者ですから、それをゼロとするというぐらいに計画を再度見直して、そのための対策をすべきじゃなかろうかと、こう思います。ちなみに、和歌山県は、平成27年から10カ年計画で、そのことだけの事業費を460億円組んで取り組むということです。このことも危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県の新・宮崎県地震減災計画では、まずは、建物の耐震化率、これを90%に、そして津波から早期に避難する人の割合を70%に向上させることによりまして、お話がありましたように、死者数を最大約3万5,000人から8,600人に軽減することとしております。

このほかにも、津波避難タワー等の整備による避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など、各種対策に取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標としていくところでありまして、今後とも、ハード・ソフト両面から防災・減災対策に全力で取り組みまして、死者数ゼロを目指してまいりたいと考え

ております。

○中野一則議員 ゼロを目指すべきだと思うんです。南海トラフ絡みで、徳島県、高知県、大分県は、「ゼロにする」ではないですけども、「ゼロを目指す」となっておりますから、そのぐらいしてほしいなど、こう思っております。

次に、農業政策についてお尋ねいたします。

まず、水田、米政策についてであります。ことしで生産調整、いわゆる減反が廃止になって、来年度から新しい仕組みというか、そういうことになります。国は米の需給等の見通しを提示する、県は宮崎県農業再生協議会で作付面積の目安を提示する、それから市町村は作付面積の目安をお知らせするというのが、県がつくっている資料には載っております。もちろん減反政策をしていないわけですから、ペナルティーはありません。ですから、結局、作付の判断は農家個人がする。だから、作付は自由だということになるんだと思うんですよね。自由だから、その分だけ農家にも責任があると、こういうことだろうと思うんです。

それで、ざっといろんなことを想定すると、まず、こういう状況では、大規模米農家を中心に、どんどんどんどん生産拡大して、全国的な競争が始まるんじゃないかなと、いわゆる産地間競争があると、こういうことになると思うんです。

そうすると、米作地帯である東北、北海道、北関東、この10道県でかなりのこれが乱れてしまっていて、増産すれば需給バランスが大きく崩れると思うんです。今言った10道県で水田面積の49%を持っているわけですから、それは大きく左右されますよ。比率からすると、宮崎県はほんのわずかですからね。そうこうするうちに

大企業が参入してくる。そうすると、集荷業者、販売業者ごとに、どんどんどんどん系列化されていく。そして一段とまた米生産農家が減少していく。そうすると、日本の原風景であるすばらしい農村地帯が消えていく、社会もなくなると、そういうことになるのではなかろうかと、こう思っております。

そういうことからして、今回の新たな政策は、非常に都道府県にその責任が任されているようでありますから、生産農家を何が何でも維持するというを前提に、その対策、政策をすべきだと、こう思っております。また、そういうことに県が果たす役割というのも大いにありますから、日本の農村社会を守るために、水田農業を守るために、ぜひ県がそういう政策をしてほしいと思いますので、知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の見直しは、米の直接支払交付金が廃止されることと、昭和45年から続いてきました国による生産調整が行われなくなること、この2点であります。米政策の大きな転換点であることから、本県の農業者も大変不安を感じておられるものと認識しております。そのため県では、全国知事会等を通じまして、国に対し、実効性のある需給調整の仕組みづくりなどを強く要望してきたところであります。

こうした中、国は、需給見通しなどの情報提供や、転作作物への交付金によりまして、引き続き稲作農家の経営安定を図ることとしております。また、農業団体や民間事業者では、各県の生産動向等の情報共有を目的とした全国組織の設置も検討されているところであります。

稲作を守る、水田を守る、大変重要な課題であろうと認識しております。県としましては、

これらの動向を注視するとともに、県内においても、県や関係団体で構成します農業再生協議会を通じまして、主食用米の「作付の目安」を提示し、需要に応じた生産を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 何が何でもある一定の米農家は必ず守ってほしいと、そういうことで、農家が減少することを危惧しておりますが、その減少に絡んで、また次に質問していきたいと思っております。

まず、肥育牛の件であります。けさほども質問がありましたが、第11回の全国和牛能力共進会、内閣総理大臣賞3連覇、しかも肉牛の部でしたから、こんないいことはなかったなど、こう思っております。また、これもけさありましたが、台湾への輸出、宮崎牛が1番でした。大いにこれを取り組んでもらっておっていいなど、こう思いました。国内にも、そういう日本一が3連覇であったということ等を含めた取り組み、宣伝を早目にしてほしいと、これは要望しておきたいと思っております。

それで、肥育牛の農家数でありますけれども、平成21年の964戸が、ことし平成29年には492戸になっております。減少率49%なんです。もちろん肥育牛も頭数が減少しております。そういう中ですから、この減少をいかに食い止めるか。さっき言った肉牛の部で内閣総理大臣賞をもらいました。宮崎牛ブランドがどんどんどんどん確立するんですが、牛がいなければブランドも何もないわけですので、ぜひ肥育牛農家の維持の政策をきちんとしてほしいと思っております。農政水産部長にお考えをお尋ねいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 肉用牛肥育経営農家の育成は、宮崎牛ブランドを守る観点か

らも、重要な課題でございます。このため、畜産クラスター事業等を活用した畜舎等の施設整備や肥育素牛の導入等に係る制度資金の活用を推進しますとともに、全共での肉牛日本一をアピールポイントとして、販売価格の向上を図り、さらに、収益がコストを下回った場合には、セーフティーネット対策として、牛マル繁事業の適正な運用により、肥育経営の安定を支援しているところでございます。

また、肥育農家が安心して経営を行うためには、子牛競り市頭数の安定確保が重要なことから、現在、重点的に繁殖雌牛の増頭対策にも取り組んでいるところでございます。県としましては、今後とも関係機関と連携をして、こういった取り組みを総合的に講じながら、肉用牛肥育経営農家を育成してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、養豚農家の減少対策についてお尋ねいたします。えびの市の実情ですけれども、一般農家の養豚農家というのはかなり減って、今、養豚をされているのはわずかになっております。それで、やめられた方にそのあたりを聞いてみました。理由は高齢化ということでした。高齢化だから、これ以上、規模拡大もできないということからやめたんだと。そして、もう一つの理由が、どんどんどんどん養豚農家が減ったものだから、種豚業者がどんどん廃業して行って、今、誰もおられないんですよ。そういうことも養豚をやめた理由でありました。

それから、西諸畜連、西諸県郡市内を一円とする市場がある畜連ですが、ここに私が勤めておったころは、子豚の競り市が月に3回ありました。6のつく日、6日、16日、26日。子豚の競り市が、午前中に始まって午後までかかる

と。今の子牛と同じような時間帯で終わっていた。ところが、今は月1回になったんです。月に1回しかありません。月に1回で何頭の子豚が競りにかけられるか。20頭以下なんです。養豚経営の形態が今や企業系列化になって、がらっと変わったんですね。さま変わりをいたしております。それが今の養豚業界です。

それで、県下全体でも頑張っているらっしゃる養豚農家が360戸いらっしゃいます。しかし、9年前の平成21年は536戸、減少率が33%、豚も頭数も減っているんです。だから、どこかでこれを食い止めなければならない。そういう養豚農家維持の政策をきちんとして示すべきだと思うんです。このことを農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県養豚の現状につきましては、農家戸数の減少や、農家間において、疾病の状況、飼養管理技術に格差が見られるなどの課題がございまして、担い手の確保や経営安定に向けた取り組み強化が重要であると認識しております。

このため、県としましては、宮崎大学や関係団体と連携した技術研修会の開催や、畜産クラスター事業等を活用した施設整備による規模拡大や衛生レベル向上のための新技術の導入を支援するなど、技術力や経営力の高い次世代の養豚農家の育成に取り組んでいるところであります。今後とも、将来を担う養豚農家の育成に努め、安定した経営が継続できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 養豚農家を維持するために、あの手この手を尽くして取り組みをしていただきたいと思います。

それで、農家維持対策をお願いしたい一例を

挙げておきたいと思うんです。これは、平成25年に中小規模農家を支援する養豚振興施設整備事業というのがありました。これは国の補助金が産地再生関連施設緊急整備事業ということで、肥育素豚を供給する施設をつくったんですね。そのときの参加農家が12戸ということでした。ところが、4年半たった今日、今回調べてみたら、わずかそのメンバーは1戸しか入っていない。そして、別に3戸入って、今4戸がその参加で肥育をやっている。その施設から供給を受けて肥育をやっている。ですから、計算上あと8戸あるわけです。どうせそのための施設をつくったんですから、8戸を早く入れて、8戸の農家を養豚農家として育成すべきだと、こう思っているんです。そのあたりのお考え、取り組みを農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） お尋ねの事業は、農家からの要望を受けまして、子豚を県内農家に供給するため、母豚1,500頭規模の繁殖農場を整備したものでございまして、高齢化対策や疾病対策による生産性の向上により、農家所得の安定確保を図ることを目指した取り組みでございまして。

議員おっしゃいましたように、当初は12戸の農家に子豚供給を予定しておりましたが、従来の一貫経営を継続する農家が多く、現在、当初計画からの1戸と、新たに供給を望む農家3戸の合計4戸にとどまっている現状であります。

この事業は、養豚の一貫経営から肥育経営への転換を図ろうとする農家を支援することが当初からの目的でございまして、したがって、農家に対して事業内容の周知を図り、対象農家を広げていくことが肝要でありますので、事業主体がしっかりと対応できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○中野一則議員 しかし、12戸は、この施設をつくる時には、みんな一貫経営者だった。それを肥育専門にするということで始まったんですから、ぜひ取り組んでください。お願いします。

農家対策のつながりで、ブロイラー、食鳥のことについてお尋ねしたいと思います。宮崎くみあいチキンフーズ新工場が川南にできます。北部と中部の工場から一括してやると。事業費が94億円で、42億5,000万円が農畜産物輸出拡大施設整備事業という事業絡みであって、これができた暁には、海外にも進出しようということで、香港、ベトナム等に輸出拡大を図る予定であります。それで、新工場は今までのものからすると、31%処理能力がふえるということで、年間2,087万羽の処理をする施設になります。

それで、これを支えるのはまた農家です。現在は136戸ブロイラー農家がいらっしゃいますが、平均で4万5,000羽の経営規模なんです。今度は、今の見通しでは、10戸減って126戸になる。そして、処理能力に合わせると、1戸当たり1万羽ふやす形になります。いわゆる5万5,000羽を経営する規模の農家をということなんです。そうすると、かなりの農家が投資して、いろいろ取り組まなければなりません。それがだめになってしまうと、農家が少なくなれば、せっかくの施設が、遊休資産とまではいきませんが、稼働率が悪くなると変な格好になってしまいます。これもブロイラー農家をきちんと維持する政策をやってほしいと。その辺の支援・育成対策等について、万全化を含めて、取り組みを農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 今回の整備は、規模拡大等に意欲的な生産者に対応するた

め、出荷先である食鳥処理場の能力向上とあわせ、国際基準に対応した施設整備を実施するものでございます。

現在の日向市と高鍋町の処理施設を今回、統合整備することによりまして、年間の処理羽数が、これまでの1,556万羽から2,087万羽へ増加し、30%処理能力が向上することになります。このことによりまして、農家が行う鶏舎の増設による飼養羽数の拡大や生産性向上による年間出荷羽数の増加が可能となることから、県といたしましても、畜産クラスター事業等の補助事業の活用によりまして、それぞれブロイラー農家の育成支援に取り組んでまいりたいと存じます。

○中野一則議員 次に、雇用確保対策についてお尋ねしたいと思います。

きのう日機装に、かなりの応募者がおったという話でしたが、現実には、中小企業、零細企業、極めて雇用は厳しい環境にあると、こう思っております。建設業者も全くその中にあります。技術者を募集してもなかなか確保できない、一般の人もなかなか採用できないと、こういう関係です。それで、給料等を上げて、待遇改善、給与改善を図りたいと思うけれども、財源がない。ない袖は振れないわけですから、建設業者に財源がないから、一段と、給料を上げられないから、悪循環と言うと語弊がありますが、そういう変な循環になってしまうと、こういうことです。

それで、それを解決する方法は一つだけあるんです。それは、建設工事入札の最低制限価格を見直すべきだと、こう思っているんです。今、上限が90%ですから、これを5%引き上げる。今、落札率が90.4%ですから、おのずから5%ぐらいは落札率が上がると思うんですよ

ね。今の公共の当初予算が29年度874億円でしたから、その5%は44億円です。その44億円が建設業者の財源になる。それを全部、給与引き上げ等で待遇改善すれば、その分だけ、これだけの給与で募集できますとすれば、かなりの雇用改善ができるんじゃないかなろうかなと、こう思っている次第です。その辺の取り組みを県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 建設産業の担い手を育成・確保するためには、経営基盤の強化を図ることが大変重要であると考えております。このため県では、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正な利潤の確保のため、適正な予定価格を設定することが何よりも大事であると考えており、賃金水準の上昇に合わせた設計労務単価の引き上げや、現場条件に応じた積算などに努めているところであります。

また、設計変更を適切に実施するため、昨年度策定したガイドラインの運用徹底に加え、設計変更に係る疑義が生じないように、受注者・発注者間の協議の場を今年度から新たに設けたところであります。

最低制限価格につきましては、昨年度実施したコスト調査の結果や建設企業の経営状況、さらには、国の水準より高くなっていることなどを総合的に勘案し、現在のところ、その水準を見直す状況にはないと判断しているところであります。今後とも、建設関係団体と連携を図りながら、建設産業の担い手の育成・確保にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○中野一則議員 一回組んだ予算をそのまま繰り越す必要はないんですよね。国とか県の予算は景気対策のためにもあるわけですから、いかにして市中にお金を流すか、そういう面からも前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に、記紀編さん1300年記念事業に関して質問していきたいと思います。

これは前回、9月議会でもしましたが、より具体的な質問をしたいと、こう思っております。まず、皇太子殿下に宮崎県へ行啓していただきたいなど。天皇陛下の譲位日程が決まりました。平成31年4月30日に譲位されて、翌日に皇太子は天皇に即位、改元されるということがあります。皇太子の行啓は、これまでいろいろありますが、平成27年は2回来られたけれども、宮崎神宮への御参拝はなかったと。私たちがお願いしたいのはこういうことですので、今回は、この間に1年5カ月しかありませんけれども、ぜひ知事が率先して頑張ってください、東京に出張するときには、宮内庁かその関係に必ず出向くということで、これを実現してほしいと、こう思います。

なぜこう言うかという、前回も言いましたがけれども、宮崎県は、初代の神武天皇が15歳のときに皇太子に即位したところなんですよね。そして、大正・昭和・今上陛下は、皇太子のときに宮崎神宮を御参拝されているんです。ですから、今の皇太子にも参拝を願って、続いてずっとしていくような宮崎神宮に、宮崎になればいいがなど、そういう思いからですので、このことについては知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎神宮は、初代天皇である神武天皇をお祭りし、明治以降、天皇陛下を初め皇室の皆様方の御参拝をいただくなど、皇室との関係が深く、また、神武天皇にかかわる祭事が「神武さま」として、県民の皆さんにも大変親しまれているところでもあります。このため、平成27年に皇太子殿下が第18回全国農業担い手サミットへの御臨席のため御来県さ

れた際には、宮内庁に宮崎神宮へのお立ち寄りをと提案したところではありますが、残念ながら実現には至らなかったところでもあります。

皇族の皆様方の御視察先につきましては、従来、県から提案する候補地として、御訪問の実績のない市町村やそれぞれの行事に関連する施設、あるいは御視察が慣例となっております福祉施設や教育施設を中心に宮内庁に提出しているところではありますが、最終的な御日程は宮内庁から公表されることになっているところでもあります。今後、皇太子殿下が御来県される機会がある際には、これらも踏まえながら、宮崎神宮も候補地の一つとして、宮内庁に提案してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 行啓は、宮内庁が最終決定とありましたが、行啓される先の首長がかなりの度合いで決められるという話も聞きました。また、昔の——昔と言ったらいけませんね——黒木博元知事は、必ず宮内庁に行かれておったそうです。ですから、知事もそうしてください。必ず行啓されますから、お願いしておきます。何が何でもしてもらわないと困るんですから、お願いしておきます。

次に、平成32年開催の第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会に関する質問をしたいと思います。まず、交声曲（カンタータ）「海道東征」の演奏会の実現をぜひしてほしいと、こう思います。カンタータ「海道東征」、これは若山牧水と交友のあった詩人・北原白秋が作詞して、作曲家で東京音楽学校教授の信時潔が作曲した曲なんですよね。信時潔という人は、山田耕筰と並び称される人だというふうに聞いております。

皇紀2600年、昭和15年2月に完成して、第1

章から第8章まであって、そのうち5章が宮崎に関係するんだそうです。第1章が「高千穂」、第3章が「御船出」となっております。天地開闢から神武東征をして天皇に即位するまでの間が約1時間演奏されるんです。ですから、記紀編さん1300年記念事業の集大成としての国民文化祭ですから、これが最もふさわしいものだと、こう思っております。

既に、宮崎大学名誉教授で宮崎県オペラ協会会長の地村俊政先生が、この企画書を県に出しておりますからね。そしてまた、この先生の話を知ると、県内でオーケストラも合唱団もソロも可能だと、こういうことなんです。宮崎市には、宮崎シティフィルハーモニー管弦楽団もありますから、その関係者を呼び込めば、これの開催ができるというふうに専門家が言っておられるわけですので、企画書をごらんになって、ぜひ取り組んでほしいと思います。このことの、やる気を含めて、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘がありました「海道東征」は、古事記、日本書紀に記された神武東征など、本県にもゆかりの日本神話を題材とした交声曲とのことでもあります。記紀編さん記念事業では、県民の意識啓発や「神話の源流みやざき」としての認知度向上に軸足を置いて取り組んでおりますが、これまで積み重ねた成果をさらなる展開につなげていくため、御提案のような新たな視点からの取り組みも重要であると考えております。私自身もバッハのコンタータなど声楽曲を大変好んでおりますし、幅広い層にアピールする上でも、一つの御提案かというふうに受けとめたところでもあります。

2020年には、記紀編さん記念事業の集大成の年を迎え、また、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭も予定されております。御提案の「海

道東征」につきましても、貴重なアイデアというふうに考えており、2020年という節目の年に向けましては、今後、さまざまな角度から、取り組みの具体的な内容につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 このコンタータは、東京、大阪でどんどん演奏されているし、東京藝術大学でも3年前にされたし、熊本県も3年前にこれを演奏しております。熊本県は、九州交響楽団が来てやっているんだそうですが、宮崎は、さっき言ったとおり、地元で、いわゆるローカル色を出して、船出の宮崎県ですから、ぜひ実現してほしいと思います。

次に、ジュニアミュージカル「海幸山幸」と新作オペラ「天岩戸開き」、これも地村先生が企画書を県に出されております。その取り組み状況はどうなっているのかを総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 日向神話にあります「天岩戸開き」は、闇夜に光を取り戻す再生の物語として描かれており、この神話の世界を表現するものとして、例えば伝統芸能である神楽があります。また民間では、現代における新しい形での表現として、神話と音楽、あるいは舞踊等を組み合わせた取り組みも行われておりまして、お話にありましたオペラにつきましても、新たな表現の一つになるのではないかと考えております。

「天岩戸開き」につきましては、県といたしましては、まず、2020年東京オリンピック・パラリンピック開会式での採用に向け、県内の関係団体と連携しながら、国や関係機関に対し提案を行っているところであります。お話にありましたオペラ公演につきましても、大変貴重な御提案であるというふうに受けとめているとこ

ろであります。今後、2020年に向けた取り組みにつきましては、さまざまな角度から検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中野一則議員 地村先生が、きれいなぴしゃっとした企画書をつくっておるわけですから、その辺を検討して、本人ともよく打ち合わせをしてください。お願いします。

次に、古代衣装を宮崎オリジナルの衣装にできないかという質問をしたいと思います。今議会も、6回連続ですが、西都観光協会から借りた古代衣装でここに臨みました。沖縄がかりゆしを着てするように、この際、宮崎県独特のものを開発して、アレンジしてほしいなど、こう思っております。それこそが記紀事業だと、こう思っております。

かりゆしをいつも沖縄県知事は着ていらっしゃいますが、新しくアレンジした衣装をいつも知事は着てやってほしい。みんなが着る。そして一般も着る。そして観光に、一般の生活に着てほしいと、こう思うんです。そういうものをつくってほしいと、こう思っておりますから、その取り組み、実現を総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 11月定例県議会におきまして、恒例となっておりますが、県議会の発案により、記紀編さん記念事業を盛り上げるために、古代衣装を身にまとっての本会議ということになっております。私どもも身にまとわせていただいているところでございます。

記紀編さん記念事業につきましては、古事記や日本書紀にまつわる歴史的・文化的資源を本県の宝として、県内外に発信し、本事業で磨いた「神話の源流みやざき」のブランドがしっか

り引き継がれていくために、こうした一体的な盛り上がりが必要であるというふうと考えているところであります。

そういう観点から、議員からお話がありました、古代衣装をアレンジして、多くの皆さんに活用していただくという御提案につきましては、貴重な御提案であるというふうにお聞きしたところであります。記紀編さん記念事業の最終年に向けまして、今後どのように事業を盛り上げていくのか、御提案のありました古代衣装のことも含め、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 奇抜なアイデアで、ファッションデザイナーにも聞いて、ここはある程度お金を使ってやってください。すばらしいものが生まれると思いますよ。神話のふるさと、日本のふるさと、南国ムードを醸し出す新しい古代衣装です。名前も、古代、そんなのは使わなくていい。何とかという、アマカミでも何でもいいから、そういう名前を使った衣装だと、それが宮崎県だと、そういうアイデンティティーのすぐれた宮崎をつくろうじゃありませんか。来年の11月の議会に間に合うようにつくりましょう。よろしく願いしておきます。

最後の質問になります。松形祐堯元知事、年が明けて2月26日で生誕100周年になります。これを記念した顕彰事業はできないものだろうかということで、平成25年6月議会でもお願いしたんですが、知事はそのときに考えると言われましたが、そのままのようでございます。それで、あのときは、何か記念碑でもと思ったけれども、記念碑はだめだなと思いましたので、銅像を総合文化公園につくったらどうだろうか、こう思っております。あそこの総合文化公園には、今、既に6体の銅像がありますから、

これに松形祐堯さんを加えるということをお願いしたいわけですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 松形元知事におかれましては、6期24年にわたる在任期間に、県政のさまざまな分野におきまして、将来を見据えた施策に取り組み、本県の礎を築かれたことに対し、心から敬意を表するものであります。

私も、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定された後、その認定というものが、松形元知事が提唱されたフォレストピア構想が大きなベースとなっております。元知事のお墓に参りまして、感謝の思いとともに御報告をさせていただいたところであります。

今御提案がありました銅像の件であります。本県に多大な功績がありました方々の銅像につきましては、これまで、明治の外交官・小村寿太郎氏や初代県議会議長・川越進翁など、郷土の偉人の銅像が、郷土先覚者銅像建設委員会により官民一体となって、総合文化公園等に設置されているところであります。

また、黒木博元知事につきましては、民間の有志の方々により銅像が建設されていると聞いておるところであります。このような経緯や、銅像1体の建設には数千万円の費用が必要になるということをお考えますと、松形元知事の銅像建設を県が主体となって実施することは難しいのではないかと考えておるところであります。いずれにいたしましても、さまざまな先人の皆様の御努力というものを感謝と敬意のもとに受けとめ、それを未来へつないでいくことが我々の責務であると受けとめているところであります。

○中野一則議員 松形元知事の功績は枚挙にいとまがありませんけれども、教育・文化だけの

主なものだけでも、言いますと、先ほどちょっと触れられましたが、五ヶ瀬中等教育学校の開校、県総合文化公園の整備、県立の図書館、芸術劇場、美術館も開設されました。宮崎国際音楽祭の開催、若山牧水賞の創設、新ひむかづくり運動の推進、県史の編さんなどなどなんです。それで、そういう功績のある人ということですから、なかなか県ではという話でしたが、これを民間の有志でもつくり、あるいはそういう形で進めれば、総合文化公園にはつくれるんですよね。その許可を知事はされるということになるんですか。

○知事(河野俊嗣君) 県民の皆様から多くの声が出てくることになれば、銅像建設に向けてはいろんな動きが考えられるわけですが、その立地場所については、改めてさまざまな検討が必要になるかと考えております。

○中野一則議員 総合文化公園を整備された元知事ですから、やはりつくるのはあそこがふさわしいと思います。誰がつくるかわかりませんが、できたら県につくってほしいと思いましたが、難しいような話をされました。しかし、そういう動きがあったときには、ぜひ総合文化公園内の一角に建立させてほしいなと思います。そのことをお願い申し上げて、質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第32号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第26号から第29号まで採決

○蓬原正三議長 まず、教育委員会委員、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第26号から第29号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第26号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第25号まで

及び第30号から第32号まで委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第25号まで及び第30号から第32号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から12日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

12月13日（水）

平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任主事	森本 征明

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第25号まで及び第30号から第32号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第32号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、1億9,600万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金1億1,600万円余、国庫支出金6,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,879億2,200万円余となります。

このうち総合政策部の補正予算は1億1,000万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わ

せた補正後の予算額は131億9,100万円余となります。

次に、新規事業「長距離フェリー再生連携推進事業」についてであります。

これは、農畜産物を初めとする県産品の大消費地への輸送手段及び観光客の移動手段として重要な役割を担う、宮崎港と神戸港を結ぶ長距離フェリー航路を長期的かつ安定的に維持するため、同航路の運航を新たに担う新会社に対し、地元経済界及び金融機関等と連携して出資を行うものであります。

このことについて委員より、「来年3月に発足する新会社は、現会社の債務を引き継ぐことはないのか」との質疑があり、当局より、「新会社は、過去の債務を完全に切り離した形で発足する」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「平成31年度の新船建造の着手に当たっては、その資金調達を県と金融機関等で協議するとの説明があったが、県が支援をすることが前提なのか」との質疑があり、当局より、「新船建造を自社で行うか、また他社からのリース方式で対応するかは新会社で検討されるが、仮に新船建造を自社で行う場合は、その状況に応じて県も貸し付けることを想定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「新船就航後の収益確保が計画どおりにいくかの不安は残るが、フェリー路線の維持は本県経済の発展にとって必要不可欠なので、積極的に支援すべきである」との意見がありました。

一方で、別の委員より、「計画どおりにいけば採算のとれる会社のようなのだが、設立当初から支援ありきでは、経営上どこかに甘えが出る可能性があり、過去の事案を繰り返すことにもな

りかねない。将来的に県費負担が必要となった場合、それを否定するものではないが、新たな会社として設立するからには、自社で採算性を確保するという経営の厳しさを持つべきである」との意見がありました。

さらに、委員より、「現会社において、下り便の貨物が少ないという課題があるので、新会社とともに十分な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、フェリー航路の維持が本県経済の生命線との認識のもとに、県内経済界等と連携し、オール宮崎で支えていくとの決断を評価する一方で、将来の経営安定化に対する意見もあったことから、今後、関係者との連携を密にし、新会社の経営状況をしっかりと注視しながら、航路の維持・発展に向けて全力で取り組んでいただくよう要望します。

次に、防災拠点庁舎の建設に係る工事請負契約の締結についてであります。

このことについて委員より、「建設主体工事においては、CLT耐震パネルが用いられるが、それには県産材が使用されるのか」との質疑があり、当局より、「CLTの検討段階から、県産材を使用して実物大の強度試験を行ってきた経緯もあるので、建築に当たっては県産材を使いたいと考えている」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「木材を初めとする県産資材の利活用及び県内企業からの物品調達は、地産地消の観点からも大変重要なことなので、落札者に対しては、県産資材等をできる限り使用するよう要請していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8

項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第22号を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,103億2,600万円余となります。

この補正予算に係る医療施設近代化施設整備事業は、国庫補助の内示を受けて、日南市内の老朽化した医療施設の病棟整備等に対して補助を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の整備に当たって、当該医療施設は病床の削減をどのくらい行うのか。また、地域医療構想との整合性はとれているのか」との質疑があり、当局より、「125床から18床減らし、14.4%削減する計画となっている。今回の整備は、日南串間地域

の地域医療構想調整会議で協議し、了承されたものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「当該案件は、地域医療構想の策定後の民間医療施設に対する補助であり、今後も調整会議においては、人口減少を見据えた上での十分な協議をお願いするとともに、今回の対象医療機関に対しては、補助の効果が発揮されるよう、適切に指導をしていただきたい」との要望がありました。

次に、脳卒中の医療提供体制の充実についてであります。

このことについて委員より、「脳卒中は発症後の早期処置が重要であるが、山間部では助かる見込みが少ないという声をよく聞く。今年度見直し予定の第7次宮崎県医療計画においては、発症後4.5時間以内にアルテプラゼという薬剤を投与する血栓溶解療法等の遠隔診療支援ができるハブ施設を、現在の1カ所から8カ所にふやすという目標になっているが、どの程度協議等が進んでいるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「現在のハブ施設である宮崎大学医学部附属病院救命救急センターと県内の関係医療機関等で作る協議会において、準備をしっかりと進めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「目標年度の6年後と言わず、できるだけ早期にその体制が整うよう努力していただきたい」との要望がありました。

次に、特定健診等の実施率の向上についてであります。

宮崎県医療費適正化計画改定等の報告の中で、当局より、「各保険者が実施する特定健診の平成27年度本県実施率は44.6%で、全国平均

より低く、国の目標である70%を大きく下回っている。また、全国状況においては、実施率が高いほど、1人当たりの国民医療費が低くなる傾向が見られる」との説明がありました。

このことについて委員より、「市町村国保の実施率が特に低いので、これを上げるようしっかり取り組んでいただきたい。また、子育てで忙しい30代から40代に対して、特定健診やがん検診などの受診を働きかけるため、PTAや教育機関との連携など、さまざまなアプローチをお願いしたい」との意見がありました。

次に、県立病院事業の上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、「特に延岡病院の収益が伸びているが、その要因は何か」との質疑があり、当局より、「今年度から委託している病院経営改善の提案を行うコンサルタントの指導助言によって、費用削減と診療報酬加算等の見直しが図られ、患者1人当たりの収益単価が上がっていることや、新たに医師が確保できたことによって患者数がふえていることが主な要因である」との説明がありました。

次に、県立宮崎病院再整備についてであります。

このことについて当局より、「実施設計段階のコスト管理等を検証するコンストラクション・マネジメント受託事業者から提案のあったマーケットサウンディングを1月に実施する」との報告がありました。

これは、設計自体に施工者の技術・知見を取り入れるほか、入札環境を整えるため、建設工事の発注前に、入札参加資格を持つ施工者から意見聴取を行うものであります。

これに関して委員より、「このマーケットサウンディングには県内業者にも積極的に参加し

てもらった上で、その意見を踏まえて、県内業者が入札に参加しやすい要件を整えるなど、地域経済循環への配慮をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は428億3,400万円余となります。

このうち、繰越明許費の追加となる「首都圏情報発信拠点整備・機能強化事業(新宿みやざき館KONNEのリニューアル)」についてであります。

このことについて委員より、事業繰り越しの理由及び今後の事業費圧縮の可能性について質

疑があり、当局より、「設計の仕様等を検討する中で、納品が11月中旬から同月下旬にずれ込んだことから、来年4月の竣工見込みとなったものである。また、備品を県で直接発注することや、レストラン部分の工事をレストランを運営する事業者にも担ってもらう等の見直しにより、事業費の圧縮は可能と考えている」との答弁がありました。

これに関して委員より、「事業費圧縮の努力は評価するが、開店のおくれにより宣伝効果等にも影響が出てくることから、次回からは、契約に定める期限や条件を十分踏まえた上でしっかり取り組んでいただきたい。また、今回の案件は、随意契約しか選択できない条件となっており、予定価格に近い金額での工事契約が見込まれることから、今後のリニューアル等を行う際には、競争入札による歳出削減が可能な場所も検討するなど、将来に生かしていただきたい」との要望がありました。

次に、本県中小企業等の事業承継についてであります。

このことについて当局より、「本県の廃業・解散率は全国で2番目に高いという調査結果があり、今後も団塊世代の経営者の引退が想定されるなど、事業承継の円滑化に向けた取り組みは喫緊の課題である」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「事業承継の取り組み強化のため、事業引継ぎ支援センターの役割や事業承継税制・金融支援等について、関係者への周知は行っているのか」との質疑があり、当局より、「新聞広告や県政番組でPRしており、同センターへの相談件数は、平成27年に設置してからことし10月までで203件と、年々増加傾向にあるため、認知されつつあると考えているが、金融支援制度等が十分に活用され

ていない状況もあるので、引き続き周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地域・団体ごとに事業承継のマッチング等を行うだけでなく、県全体として、承継後の取引の継続、技術を守ることや後継者の所得安定に関する支援が必要だと思うが、取り組みは行っているのか」との質疑があり、当局より、「ことし5月に関係機関が集まって連絡会議をつくり、事業承継を協力して進める体制を整備した。今後も事業引継ぎ支援センターを中心に、関係機関とも連携しながら、相談しやすい体制づくりに努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業承継が、本県経済、ひいては地域の維持・活性化に影響を及ぼす大きな問題であるため、相談窓口や支援制度の周知をさらに充実させるとともに、地域だけではなく県全体の中で、事業の技術と雇用を次世代に引き継ぐ取り組みを進めていただくよう要望します。

次に、議案第21号から第24号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、指定管理者の公募への申請が少ないことに関して質疑があり、当局より、「指定管理者は、平成18年度の第1期には多いところで5者の申請があったが、その後少なくなっている。県のホームページや新聞などでさまざまにPRしているが、今後も指定管理の意義を含めて、関係者等にしっかり周知してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、指定管理候補者選定委員会委員の選定基準について質疑があり、当局より、「さまざまな角度から審査するため、指定管理業務や経営、県民の利活用、安全面などに精通した方々を選定しており、それぞれの委

員が公平公正な視点から独自に審査をしている」との答弁がありました。

次に、平成29年発生公共土木施設災害の状況についてであります。

このことについて当局より、「平成29年発生の災害については、台風22号を含め、県、市町村を合わせた被害報告額は374カ所、75億2,400万円となっている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、国道220号の早期復旧に関しては、関係機関の迅速な対応に謝意を表するものですが、国道448号を初めとするその他の被災箇所についても、国や関係機関等と連携を密にして早期復旧に努め、また、危険箇所等については事前対策を充実するなど、災害に強い道づくりに努めていただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、みやざき林業大学校(仮称)について

であります。

このことについて当局より、研修拠点は宮崎県林業技術センターとし、サテライト施設は、県有施設に加え、地域の公的施設を利用するという方針や、研修コース案、今後のスケジュールなどの説明がありました。

これに関して委員より、「高校生が林業大学校への応募を意識するためには、林業の将来性や仕事内容をイメージできることが不可欠であるが、どのようなPRを考えているか」との質疑があり、当局より、「今後、教育委員会と連携し、募集活動を進めてまいりたいと考えている。また、夏休み期間中にオープンキャンパスを開催し、森林・林業の重要性や林業機械の操作などを体験してもらうこととしているため、保護者も含めて参加を促し、林業への理解を深めていただけるようにしてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「早期に募集パンフレットを作成し、各学校へ案内するなど、平成31年度開校の際により多くの応募があるよう、募集活動を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、林業労働災害についてであります。

このことについて委員より、「ことしの林業労働災害の発生状況はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「林業・木材製造業全体で11月末現在、103件発生しており、昨年よりふえている。このため県においては、注意喚起を図るため、緊急指導会を開催したところであり、労働基準監督署等の関係機関とも連携しながら、引き続き安全確保の徹底に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は411億8,400万円余となります。

次に、議案第16号から第20号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて、環境森林部と農政水産部の審査の際、複数の委員より、いずれの施設も応募が1者であったことから、募集の周知方法や競争性の確保についての質疑があり、当局より、「募集については、県広報、ホームページ、新聞広告、テレビ・ラジオの県政番組、経済団体会報への掲載等により、幅広く周知を行っている。また、応募は1者であったが、指定管理候補者から新たな取り組みの提案もされており、県民サービスの向上が見込まれる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、民間活力を十分に取り込むためには、応募者が緊張感を持って競い合う環境が必要であることから、今後の募集に当たっては、さまざまな団体に情報が行き渡り、できる限り多くの応募があるよう、周知方法等をさらに工夫していただくことを要望いたします。

また、このうち県立農業大学校農業総合研修センターは、その設置目的として、地域農業者の指導者等に対する研修が含まれていることから、当委員会といたしましては、目的に見合った専門性の高い講師を招聘し、研修内容に工夫を凝らすなど、指定管理者とともに検討を重ね、施設の役割をしっかりと果たしていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第31号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局における平成29年度各事業の上半期の状況についてであります。

このことについて当局より、「電気事業及び工業用水道事業については、ほぼ目標どおりに推移しているが、地域振興事業については、天候に恵まれず、ゴルフ場利用者数が目標の9割以下となっている」との報告がありました。

これに対して委員より、「ゴルフ場を運営する地域振興事業は、雨や気温などに大きく影響を受けるものであるが、今後の経営努力により、利用者数の増加に努めていただきたい」との意見がありました。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて当局より、「今年度は、公務員を希望する生徒の割合が高いため、現時点における全体の内定率は若干低いものの、全体の就職内定者1,683名のうち県内が934名と昨年度を上回る状況であり、これは関係部局等と連携して県内企業の理解を深める取り組みを行っ

てきたことによる一定の成果である」との報告がありました。

これに対して委員より、「処遇面だけで比較すると県外企業が魅力的に見えるが、通勤時間や物価、家賃などの比較を提示し、総合的に勘案して、県内で働く魅力を伝える今の取り組みは有効である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、さらに多くの生徒が県内での就職を選択するよう、より早い段階から県内で働くことの魅力を伝えるなど、これまでの取り組みを一層充実させていただくことを要望します。

次に、「私を変えた先生との出会い」エピソードについてであります。

これは、教職員の一言や指導、支援等が自分の人生によりよい影響を与えたエピソードについて、応募があった306点の中から特に紹介したい心温まる作品24点をまとめたものであります。

このことについて委員より、「教師の一言によって前向きな気持ちになれた、将来の展望が開けたなどのすばらしいエピソードが寄せられており、この取り組みを多くの方に知っていただけるようPRに努めていただきたい」との要望がありました。

次に、えひめ国体の結果と今後の競技力向上についてであります。

このことについて委員より、「2巡目国体でよい成績をおさめるには、競技人口が少ないものも含め、あらゆる競技で入賞する必要がある。そのためにも、各競技において目標を定め、その実現に向けた指導者の配置などに計画的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「2巡目国体に向け

た選手強化のあり方や必要な支援について、各競技団体にヒアリングを行っており、その内容をもとに、取り組むべき事項を精査してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早期に指導者の確保や環境整備に取り組むとともに、各競技団体との連携を強化することで、県全体の競技力向上に努めていただくよう要望します。

次に、うそ電話詐欺被害抑止対策についてであります。

これは、特殊詐欺という言葉がわかりにくくかた苦しいという声があったことから、ことし9月より、被害防止を広報する上で、「うそ電話詐欺」と表現することとされたものであり、その被害については、広報啓発やコールセンター事業、金融機関との連携による水際阻止等により、警察官が2,500名以下の同規模県と比較すると、本県の認知件数、被害額ともに少ない状況となっております。

このことについて委員より、「実際に被害に遭われた方に対し、新聞やテレビCMなどによる広報の効果について聞き取りを行っているのか」との質疑があり、当局より、「被害者を対象としたアンケートを行い、うそ電話詐欺に対する認知状況や被害に遭った理由などについて調査している」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「実際の手口など具体的な事例を伝えることが有効であり、アンケート結果を分析して、より効果的な広報啓発方法を検討すること」との要望や、「新たな手口による被害が発生する危険性もあるため、引き続きしっかりと取り組むこと」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、

地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第4号、第24号、第32号について反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第4号「宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例」について述べます。

本議案は、平成30年度の国民健康保険制度改革、いわゆる国保の都道府県化により、国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴う、交付金の交付や納付金の算定・徴収などの事項を条例で定めるというものでございます。

国保の都道府県化に際して、現在、県内各自治体へ国保事業費の納付金の額が仮係数として示されていますが、来年1月に提示される納付金に基づいて、市町村は住民に保険料を賦課徴収し、徴収した保険料を県に納付することになります。また、県は、保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出します。市町村がど

れだけの国保税を課すかは、県からどれだけの納付金を割り当てられるかに左右されることになります。

今後、財政安定化基金が設置されることとなりますが、問題は、国保料の収納不足で納付金が完納できない市町村や、医療費の増加で財政が困難になった市町村は、基金からの貸し付けで対応し、一般会計等からの繰り入れはしないことや、繰り入れができるのは、国が認める被災者や失業者に対する一時的な保険料減免に限るなど、法定外繰り入れについては原則認めない方向が強められようとしていることでもあります。また、保険財政の不足、国保の財源不足は、最終的に保険料の引き上げで補わせる方向に向かうことも懸念されるものであります。

当面、国保税の高騰を抑える激変緩和策が講じられていますが、これも不十分であり、これと引きかえに、市町村の独自繰り入れが削減、解消されては、国保の構造的矛盾は何ら解決されず、高い国保税にならざるを得ません。国保税の高騰を抑えるための給付の抑制、受診抑制が迫られることは必至であり、国民にとって必要な医療が保障されなくなる危険性を増大させるものであります。

今後の高齢化や医療技術の進歩を受け、国保の1人当たりの保険料は、2025年度にさらに引き上がるというのが内閣府の試算であります。高過ぎる国保税を抜本的に引き下げ、将来にわたる保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を根本的に変える以外にありません。全国知事会も、政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど、国庫負担増の必要性は幅広い共通認識となっております。

我が党は、国保の都道府県化の実施そのものに反対の立場からも、本議案に反対するもので

あります。

次に、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」述べます。

本議案は、県営住宅について、県下83団地6,768戸の管理を一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に委ねるというものであります。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められております。今回は、議案第11号から第24号の議案で、100の施設に新たな管理者の選定議案が出されています。日本共産党は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしましてまいりました。

公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者の居住の安定のために低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしております。それだけに、公営住宅は他の公共施設の維持管理と違い、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っております。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されることも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。したがって、今回提案された県営住宅における指定管理者の指定について反対するものです。

次に、議案第32号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

本議案は、知事や議員など特別職に係る期末手当の支給月数を改定し、引き上げを行うというものであります。しかし、県民所得が伸び悩み、消費税や国保税などの社会保険料の負担増が続く中で特別職の期末手当の引き上げを行うことは、県民の生活実態、県民感情からしても決して好ましいとは言えませんし、納得は得られないと思います。したがって、今回提案の特別職に係る期末手当の引き上げ議案に反対するものでございます。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について討論をいたします。

本請願に対する委員長報告は、今議会も継続審査でありましたが、採択を求めるものです。

請願者は、健やかな子供たちの成長のために、現在、就学前にとどまっている子供の医療費助成を少しでも拡充して、子育てを応援してほしいと、毎年、県民の願いの詰まった署名を添えて請願を提出してこられました。県民のこの子育ての願い、思いをしっかりと受けとめることが、まずは県議会の役割ではないでしょうか。

経済格差が拡大する中、子育て支援や子供の貧困対策などは社会的な課題であり、県政課題として、これまでに県議会でも論議をしてきたものではなかったでしょうか。中でも子供の医療費助成は子育て支援の大きな柱であり、他県と同様、しっかり取り組むことが求められています。

県内市町村はもとより各県も、住民の子育て

支援への強い要望に応じて予算の位置づけが行われています。九州では佐賀県も、ことし4月から小学校卒業までの医療費助成が始まっています。本来、子供の医療費助成は、国の施策で実施することが必要であることは言うまでもありません。国にも積極的に求めていくとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であるならば、県内どこに住んでいても安心して医療が受けられ、安心して子育てができる環境を整えることが必要です。このことは、少子化打開の道を開くことにもつながるのではないのでしょうか。

そのためにも、まずは県議会が、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める」本請願を採択し、その実現に向けて尽力することが、何より重要ではないかと思えます。子育て支援を促進させる県議会の役割として、また、切実な県民要求を請願という形で県議会へ提出される、県民の請願を尊重する上からも、県民の負託を受けた県議会は、県民のその思いをしっかりと受けとめ、県政、国政につないでいくことがその役割、責務であると思えます。本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。

(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第4号、第24号及び第32号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第4号、第24号及び第32号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、
第5号から第23号まで、
第25号、第30号及び第31号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第3号まで、第5号から第23号まで、第25号、第30号及び第31号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年12月13日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の
国庫負担減額措置及び子ども医療に関わる
全国一律の制度創設に関する意見書

議員発議案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の
拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求め
る意見書

議員発議案第4号

生活保護世帯の子どもの大学等への進学に
関する制度の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成29年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

資

料

平成29年11月定例県議会日程

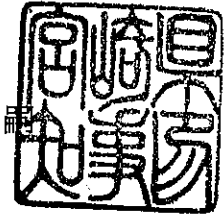
17日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 27	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	火	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
29	水			
30	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
12. 1	金			
2	土	休 会	(閉 庁 日)	
3	日			
4	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
5	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
6	水			議会運営委員会 9:30
7	木	休 会	常 任 委 員 会	
8	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
9	土			
10	日			
11	月			特別委員会
12	火		(議 事 整 理)	
13	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 1 2 5 . 4
平成29年11月27日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三 殿

宮崎県知事 河 野 俊 殿



議案の送付について

平成29年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

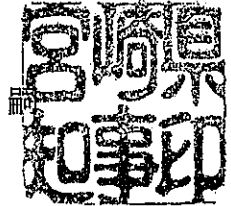
- 議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例
- 議案第5号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 当せん金付証票の発売について
- 議案第26号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第27号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第28号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第29号 収用委員会予備委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 2 5 9
平成29年11月30日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三 殿

宮崎県知事 河 野 俊



議案の送付について

平成29年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第30号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

11月30日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	星原 透	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	高橋 透	11:00～12:00	休憩
3	日本共産党	前屋敷恵美	13:00～14:00	
4	自由民主党	後藤 哲朗	14:00～15:00	

12月1日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党 青の国	西村 賢	10:00～11:00	
6	県民の声	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	野崎 幸士	13:00～14:00	
8	自由民主党	二見 康之	14:00～15:00	

12月4日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	郷中の会	有岡 浩一	10:00～11:00	
10	自由民主党	日高 博之	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	濱砂 守	13:00～14:00	
12	自由民主党	丸山裕次郎	14:00～15:00	

12月5日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党くしま	武田 浩一	10:00～11:00	
14	県民連合宮崎	太田 清海	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	岩切 達哉	13:00～14:00	
16	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00～15:00	

12月6日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	公 明 党	新見 昌安	10:00～11:00	
18	自由民主党	日高 陽一	11:00～12:00	休憩
19	自由民主党	中野 一則	13:00～14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第4号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例		可決			
第5号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	工事請負契約の締結について	可決				
第7号	工事請負契約の締結について	可決				
第8号	工事請負契約の締結について	可決				
第9号	工事請負契約の締結について			可決		
第10号	工事請負契約の締結について			可決		
第11号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第12号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第13号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第14号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第15号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第16号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第17号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第18号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第19号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第21号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第22号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第23号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	当せん金付証票の発売について	可決				
第30号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第31号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第32号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成29年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	12月13日・可 決
〃 第2号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例	〃
〃 第5号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第7号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第8号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第9号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第12号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第26号	教育委員会委員の任命の同意について	12月6日・同 意
〃 第27号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第28号	収用委員会委員の任命の同意について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第29号	収用委員会予備委員の任命の同意について	12月6日・同意
〃 第30号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	12月13日・可決
〃 第31号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	12月13日・可決
〃 第2号	子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置及び子ども医療に関わる全国一律の制度創設に関する意見書	〃
〃 第3号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求める意見書	〃
〃 第4号	生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する制度の見直しを求める意見書	〃
〃 第5号	労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報の他の記述等（<u>文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議員発議案第2号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置及び 子ども医療に関わる全国一律の制度創設に関する意見書

我が国の少子化は深刻な事態にあり、若い世代の希望が叶い、安心して結婚・子育てのできる環境の整備は、喫緊の課題となっている。

このような中、医療保険制度における子どもの自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学以降は3割とされているが、現在、全ての都道府県が市町村に対して補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして助成を行っている。

これらは厳しい財政状況の下での地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて自治体間で格差が生じているところである。

国は、地方自治体のこうした医療費助成の取組に対して国民健康保険の国庫負担額を減額する措置を講じているところであるが、地方自治体からの要望を受け、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成について減額措置を行わないこととした。

こうした姿勢は評価できるものの、就学後も医療費を助成している地方自治体に対しては減額調整が続くことから、更なる見直しが求められるところである。

よって、国においては、子ども・子育て支援の観点から、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

- 1 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、未就学児に限らず、すべて廃止すること。
- 2 国の責任において、子どもの医療に関わる地方の実態を踏まえた全国一律の制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	松山政司殿

議員発議案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求める意見書

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されている。しかし、対象となる治療法が限定されているため、医療費助成の対象から外れる患者が相当数にのぼっている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

平成17年に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が制定された際、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

平成30年度厚生労働省予算の概算要求に、肝がん治療に対する医療費助成が盛り込まれた。肝硬変の治療が対象となっていないなどの課題も残されているが、新たな医療費助成制度の予算化を確実にしつつ、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について一層の充実を目指す必要がある。

また、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期限が平成30年1月15日に迫っている。汚染された血液製剤によって1万人以上が感染したとされるのに、これまでに救済を受けたのは約2300人と、感染推計者数の2割強にとどまる。被害者を探すカルテ調査は継続しており、現在もなお救済されていない被害者が多く残されている。また、自分が感染者だと知らないまま肝がんや肝硬変など重症化している人も多い。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 一人でも多くの患者を救済するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」を改正し、請求期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 厚 内	議 議 閣 生 閣	院 院 総 務 労 官	議 議 大 大 長	長 長 臣 臣 官	大 伊 安 麻 加 菅	島 達 倍 生 藤	理 忠 晋 太 勝 義	森 一 三 郎 信 偉	殿 殿 殿 殿 殿
----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

議員発議案第4号

生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する制度の見直しを求める意見書

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、稼働年齢に達している者については、原則として就労することとなっている。

このため、生活保護世帯の子どものが、夜間大学等を除く大学等に進学する場合は、その子どもは保護費の給付の対象外とされている。

こうした中、生活保護世帯の大学等進学率は、2016年度において、33.1%となっており、全世帯の大学等進学率73.2%に比較して著しく低い状況にある。

貧困が世代を超えて連鎖しない環境を整備し、生活保護世帯の子どもの自立を助長していくことは重要な課題であり、大学等への進学は職業選択の道を広め、ひいては貧困からの脱却を実現する有益な方法の一つである点を踏まえ、生活保護世帯の子どもの大学等への進学について、生活保護を受けていない世帯との公平性を考慮しつつ、その取扱いを見直す必要がある。

よって、国会及び政府におかれましては、大学等に進学する場合の住宅扶助費の減額措置の廃止など、生活保護世帯の子どものが大学等に進学しやすい制度への見直しを行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	伊	達	忠	一	殿
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三
財	務	務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
総	務	務	大	臣	野	田	聖	子	殿
文	部	科	学	大	臣	林	芳	正	殿
厚	生	労	働	大	臣	加	藤	勝	信
内	閣	官	房	長	官	菅	義	偉	殿

労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書

労働時間は働く者にとって最も基本的な労働条件である。

痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題となっている我が国においては、すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備が求められているが、現在検討されている「働き方改革」関連法案は、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働契約法、雇用対策法と、今の働き方に関する多岐にわたるテーマを一括にするもので、法案ごとに丁寧に取り扱うことが望まれる。

とりわけ、残業時間の上限規制の法制化については、繁忙期特例や、2から6か月までの平均で休日労働を含めて月80時間、1か月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めるなど、極めて不十分なものとなっている。また、健康確保措置の中身についても不明確である。

労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきである。

よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、法制化に際しては、総合的な視点から万全の措置が講じられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	伊	達	忠	一	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
厚	生	労	働	大	加	藤	勝	信	殿
働	き	方	改	革	担	当	大	臣	
内	閣	官	房	長	官	菅	義	偉	殿

議 員 派 遣

平成29年12月13日

次のとおり、議員を派遣する。

1 平成29年度九州各県議会議員交流セミナー

(1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。

(2) 派遣場所 長崎県長崎市

(3) 期 間 平成30年2月7日（水）から
平成30年2月8日（木）まで

(4) 派遣議員 緒嶋 雅晃 徳重 忠夫 星原 透 外山 衛
黒木 正一 松村 悟郎 右松 隆央 二見 康之
日高 陽一 満行 潤一 田口 雄二 渡辺 創
新見 昌安 重松幸次郎 武田 浩一

請 願 一 覽 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	—	1	1	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願</p> <p>[請願趣旨]</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月27日	月	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（星原 透議員、渡辺 創議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第29号上程 知事提案理由説明
11月28日	火	休 会	(議案調査)
11月29日	水		
11月30日	木	本 会 議	議案第30号～第32号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（星原 透議員、高橋 透議員、前屋敷恵美議員、 後藤哲朗議員）
12月1日	金		一般質問（西村 賢議員、井上紀代子議員、野崎幸士議員、 二見康之議員）
12月2日	土	休 会	(閉庁日)
12月3日	日		
12月4日	月	本 会 議	一般質問（有岡浩一議員、日高博之議員、瀧砂 守議員、 丸山裕次郎議員）
12月5日	火		一般質問（武田浩一議員、太田清海議員、岩切達哉議員、 田口雄二議員）
12月6日	水		一般質問（新見昌安議員、日高陽一議員、中野一則議員） 採決（議案第26号～第29号）（同意） 議案委員会付託
12月7日	木	休 会	常任委員会
12月8日	金		
12月9日	土		(閉庁日)
12月10日	日		
12月11日	月		特別委員会
12月12日	火		(議事整理)
12月13日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第4号、第24号、第32号に反対）（来住一人議員） 討論（請願第22号継続に反対）（前屋敷恵美議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月13日	水	本 会 議	採決（議案第4号、第24号、第32号）（可決） 採決（議案第1号～第3号、第5号～第23号、第25号、第30号、第31号） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 横 田 照 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 渡 辺 創